設置の趣旨等を記載した書類

目次

１　設置の趣旨及び必要性　・・・・Ｐ　２
２　学部・学科等の特色　・・・・Ｐ　６
３　大学、学部・学科等の名称及び学位の名称　・・・・Ｐ　９
４　教育課程の編成の考え方及び特色　・・・・Ｐ１０
５　教育方法、履修指導方法及び卒業要件　・・・・Ｐ１７
６　実習の具体的計画　・・・・Ｐ２０
７　取得可能な資格　・・・・Ｐ３８
８　入学者選抜の概要　・・・・Ｐ３９
９　教員組織の編成の考え方及び特色　・・・・Ｐ４１
１０　研究の実施についての考え方、体制、取組　・・・・Ｐ４３
１１　施設、設備等の整備計画　・・・・Ｐ４４
１２　２以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画　・・・・Ｐ４９
１３　管理運営及び事務組織　・・・・Ｐ５０
１４　自己点検・評価　・・・・Ｐ５１
１５　情報の公表　・・・・Ｐ５２
１６　教育内容等の改善を図るための組織的な研修等　・・・・Ｐ５４
１７　社会的・職業的自立に関する指導等及び体制　・・・・Ｐ５７

１　設置の趣旨及び必要性

１－１　大阪青山学園の建学の精神・使命・目的及び教育目標

大阪青山学園（以下、本学園）の建学の精神は「高い知性と学識と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成」である。この精神の下、「グローバル化する現代社会にあって我が国の文化と伝統に基づいた感性を磨き、知性及び創造性を備えた専門的職業人を育成し、もって地域社会に深く貢献する」ことを大阪青山大学（以下、本学）の使命とし、その使命に基づき、本学では「高い志をもって努力する専門職業人を育成すること」を教育目的としている。

以上の目的を達成するために、五つの目標を掲げている。第一に「自分の進路に自信と誇りをもって臨む人」、第二に「優しい眼差しをもって豊かな人間関係を築ける人」、第三に「日本の文化と伝統を理解し感性と知性を磨く人」、第四に「倫理性と創造性をもって社会の一員として役立つことをめざす人」、第五に「グローバルな視点をもって地域社会に貢献できる人」である。

１－２　現在の学部・学科の設置状況

本学園は、大阪府の北摂地域に位置する大阪青山大学（大阪府箕面市）及び青山幼稚園（大阪吹田市）を擁する教育機関である。

本学は、1967（昭和 42）年に大阪青山女子短期大学（家政科・幼児教育科）を開学し、その後、1989（平成元）年に家政科を生活科学科に、2002（平成 14）年に幼児教育科を幼児教育・保育科に名称変更し、その後、「心と身体の健康を科学的に学究し、人々の健康の増進と子どもの健やかな成長を支えることに貢献し、豊かな教養を備えた専門職業人の育成を行う」ことを目的に、2005（平成 17）年に大阪青山大学健康科学部健康栄養学科（管理栄養士養成課程）を開学させた。2008（平成 20）年には、１．子どもの健康な発育に関連する分野を広く研究し、地域社会に貢献する。２．子どもの健康な発育及び保育・教育に関する専門知識を生かしながら、深い愛情と高い技術をもって主体的に保育・教育の課題を発見し、解決していく人材を養成する：ことを目的として、「健康こども学科」を設置した。「健康こども学科」設置当初は幼稚園教諭及び保育士養成課程のみであったが、より多くの地域の子どもの健やかな成長・発達を支えることのできる人材養成に幅を持たせるため、2010（平成 22）年には小学校教諭の養成課程を設け、2013(平成 25)に「子ども教育学科」へと名称変更を行った。

健康科学部として、栄養学、教育学を基にした教育を行ってきたが、健康科学の大きな比重を占める医療分野への貢献が十分ではないことから、健康科学部の存在意義や目的をより明確にするために、2015（令和 27）年に健康科学部に看護学科を設置した。

その後、子ども・家庭を巡る社会的問題は複雑・多様化し続けている。子どもの貧困問題、被虐待児童や発達障碍児の問題など、保育や学校教育の場でもその対応を余儀なくされている。2022 年（令和 4）年には、現代社会に求められる保育や教育に関する専門職業人としての高度な知識・技術の育成とともに地域や社会と連携できる人間性の育成などを目的として、「子ども教育学科」を「子ども教育学部子ども教育学科」とし、健康科学部から独立させた。

１－３　「看護学部」を設置する趣旨及び必要性

2020 年に入り新型コロナ感染症といった人類が経験したことがない感染性疾患の出現があった。医療従事者を混乱に落としいれた医療上のかつて経験のない大きな問題であった。いまだに明るい展望は見えず、本感染症と共存せざるを得ないというのが専門家による専らの見解である。新型コロナウイルス感染症にみられるように、いまだに解明されていない感染症をはじめとして、超高齢化の進行、児童虐待、在宅における療養者の増加など、医療・福祉・看護・介護をめぐる問題は、複雑化・多様化し続けている。

2025 年問題とされる超高齢社会も大きな課題である。団塊の世代が 75 歳以上となり、医療福祉制度の維持が問題視され、看護職においては病院での役割に加え、在宅での支援が増加することが予想される。

2035（令和 17）年には総人口約 1 億 1 千万人、65 歳以上人口割合は 33.4％、2045（令和 27）年には総人口が 1 億人程度になり、65 歳以上人口割合は 36.8％となり、超高齢化はますます進行し高齢者を支える医療・介護サービスの需要は増加する一方である。

一方では、入院の短縮化も同時進行となり、何らかの疾患をもちながら在宅で過ごす人口も増加する。地域には、健康な人から療養生活を余儀なくされた人など、様々な健康レベルの人々が生活を送り、年齢も新生児から高齢者、ひいては死を迎える人まで多岐にわたる。

これらの多様な人々の健康を支援するには、健康科学部の看護学科としては不十分であり、専門性をもったより高度な知識と技術および人間性の涵養が求められることから看護学部を立ち上げ、看護師、保健師を育成することが望ましいと考える。

学部改革を構想した直後の 2022（令和 4）年度から看護師保健師助産師養成所指定規則の

改正が行われた。今回の改正は医療及び看護の場が、在宅へシフトすることを見越した在宅看護に視点を向けた改正であり、病院等の施設における看護に加え、地域と在宅における看護の実践力を育成するカリキュラムであった。対象者を成人、老年と年齢により区切らず連続的にみるという対象の捉え方、診療科や年齢別で分けて講義していた講義科目を、人間をあらゆる側面を持ちえる包括的な存在としてとらえた縦断科目の設定など、大規模な改革であった。

この考えのもと構築した新カリキュラムによる科目を本学でも令和 4 年度から開講している。新しく開講した 1 年次の「地域実習Ⅰ」の科目では、地域で生活する人々の地域環境、生活環境を学ぶ目的で地区視診を行い、加えて、地域における保健医療チームの活動の見学を行った。入学後、早期に健康な人々や生活に触れるという学びができ、学生の看護に対する動機付けが高まっていた。それに続く疾患をもった人々の病院における療養環境と看護場面の見学を主とした基礎看護学実習は、実習病院の新型コロナ感染症の拡大により、学内演習に変更せざるを得ない状況であった。

以上のことから、今後の社会の変遷や対象となる人々の様相もこれまで以上に多種多様となることが予想されることから、健康科学部看護学科から看護学部として独立することによる、より看護の専門性を高める教育が必要であると考える。

１－４　養成すべき人材及び学位授与の方針

（１）　中心的な学問分野、養成する人材像

看護師教育

本学部の研究対象とする学問分野は、既設の健康科学部看護学科と同様に看護学、公衆衛生学を中心に据えている。

既設の看護学科においても、看護師教育、保健師教育を行っていた。本学部では看護学、公衆衛生学に必要な医学的な専門基礎科目に加え、選抜制で保健師受験資格を取得できるカリキュラムとし、入院入所施設だけではなく、在宅や地域で生活する人々にも看護を提供できる人材養成に努める。

看護学部の開設に先立ち、令和 4 年度から開始された新カリキュラムにより、在宅にも看護の視野を広げ、1 年次から地域で暮らす人々と交流する実習やボランティア活動の科目を加え、4 年次まで病院看護に加え、地域・在宅における臨床経験を継続的に取り入れたカリキュラムとした。新学部では病院だけではなく地域で暮らす健常者から疾患を持ちながら

療養生活を送る人々にも看護を提供できる人材養成を行う。

保健師教育

保健師教育では、「社会の多様な健康課題に対応できる」ということを達成するため、公衆衛生看護学のみならず、その基礎となる医学や看護学等の学修に加え、社会、行政、情報科学等関連する学問を幅広く身につけた人材が求められる。

保健師の活動は幅広い対象に多様な方法を用いて活動する。保健師には、個別ケアの実践応力を基盤にし、複雑な健康課題をもつ事例への支援、グループおよび組織への支援、組織との協働、施策化能力、加えて、多職種多機関との協働及びマネジメントが実践できる集団や組織とのコミュニケーション能力を兼ね備えた人材が求められる。

これらの実践能力が身につけられるよう、保健師として専門的自律が高く地域社会で活躍できる人材養成を行う。特に、昨今の災害・新型コロナ感染対策等の地域の健康危機管理を含めた活動が実践できるよう人材養成を行う。

（２）教育研究上の目的、学位授与の方針

本学部は、「高い知性と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成」という建学の精神に基づき、看護師・保健師としての基礎的能力を基盤にし、社会のニーズに応じ臨機応変に問題解決を思考し、実践できる専門職業人の育成を目的としている。

そのため、本学部が定めたカリキュラム・ポリシーに則り、所定の単位と能力を修得した者に対して、看護学学士の学位を授与する。以下にカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーを示す。

カリキュラム・ポリシー

看護学科の教育研究上の目的である「1. 人々の誕生から死までにおける健康上の様々な課題及び関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献すること、2. 幅広い教養を養い、人間性豊かな人格を形成し、専門的知識と技能を基盤とした看護実践ができる看護師を育成すること」を達成するために「食や保育」の視点も取り入れた授業科目を編成し、完成教育ではなく生涯学び続ける基礎的能力や生涯学習力を培うことができるよう、カリキュラムを編成している。

・1 年次に基礎教育科目を配置し、対象者との関係を築くためのコミュニケーション能力、主体的な学習態度、人として看護者として社会に貢献するために必要な規範や教養や倫理的態度を学び、学習スキルを体得する。

・1 年次から 4 年次まで、地域の人々と関わる演習および実習科目を配置し、地域に暮らす人々の生活を学び、そこに必要な看護について五感を使って体得する。

・1 年次には、人間を身体的・精神的な側面を統合して理解し、生活者である側面を理解するのに必要な知識を学修する。さらに、生活する保健、医療、介護などの社会や医療に関する制度についても学修する。

・1 年次後期から 2 年次にかけて、臨床判断能力を獲得するための問題解決技法や発達段階、健康レベルに応じた専門知識や専門的技術を学修する。

・3 年次には、それまでに学修し習得してきた知識、技術、態度を総合し、対象に応じた看護の展開を在宅・地域、施設、病院等で実践し、看護職者に必要な看護実践能力の基盤を体得する。

・4 年次には、看護や医療の発展に寄与できる主体性、積極性、社会に貢献する態度、看護を深く追求できる研究的能力を修得する。

ディプロマ・ポリシー

・人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在であると捉えることができる。

・対象者と家族およびそれを支える人々に対して、看護職者としてコミュニケーションがとれる。

・科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための知識と技術を備えている。

・豊かな人間性と倫理的思考を身につけることができる。

・看護の役割を理解し、多職種と連携・協調できる。

・最新の知識と技術を継続して自ら学び続けることができる。

２　学部・学科等の特色

「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（2018 年の中央教育審議会）を踏まえ本学部の特色を明確化したうえで、第５次カリキュラム改正による看護基礎教育の方針に則り、「看護生涯学習を実践する基盤」を育み、「地域社会の保健・医療・福祉

の向上」に貢献する教育や研究を展開する。

2022年度より第5次カリキュラム改正による看護基礎教育がスタートした。

看護師課程の変更点は、

①総単位数が97単位から102単位に充実

②ICT(情報通信技術)を活用するための基礎的能力やコミュニケーション能力の強化

③臨床判断能力等に必要な基礎的能力の強化のため解剖生理学等の内容を充実

④対象や療養の場の多様化に対応できるように「在宅看護論」を「地域・在宅看護論」に名称変更し内容を充実

⑤各養成所の裁量で領域ごとの実習単位数を一定程度自由に設定できるよう臨地実習の単位数を設定

である。

保健師課程の変更点は、

①総単位数が28単位から31単位に増加（規則別表一）

②「公衆衛生看護学」が16単位から18単位とし演習の充実

③「保健医療福祉行政論」が3単位から4単位とし演習の充実

である。

カリキュラム改正では、現代の医療の進歩や社会の変動に対応できる看護師および保健師を養成することを目指している。

本学部において、専門的職業人の養成として、既設の看護学科同様、看護師・保健師養成課程を置き、その質を保証するための理論知と実践知の修得を図るとし、以下のことを計画する。

１）看護における生涯学習を実践する基盤の育成

大阪青山大学看護学部看護学科では、大学における看護教育を「看護における生涯学習の出発点である」と考え、看護基礎教育を重視するとともに、生涯において学び続ける学習力を培うことを方針としている。また、文化的体験を通じて人間性を高められる科目を配置し、豊かな感性と広い視野、他者への共感、コミュニケーション能力を育むことで、自らの課題に真摯に向き合い、様々な経験を学びに変えられる素養をもった人材育成につなげる。

２）健康科学部、子ども教育学部との連携による学部を横断した学際的な取り組み

健康科学部との連携においては、栄養学的な知識を看護に活かす能力の養成、子ども教育学部との連携においては、健康な幼児の発達を理解し、小児期の各段階における精神的・

身体的発達、運動能力、知能面の発達を的確に捉えて子どもの看護に活かす能力の養成をめざす。

３）地域社会の保健・医療・福祉の向上に貢献

大阪青山大学の地元「北摂地域」（箕面市、池田市、吹田市、豊中市、川西市など）は、高齢者の増加と同時に出生数が多いことも特徴であり、医療機関、社会福祉施設における看護師の需要が増大していることから、将来にわたり、継続的な看護師の供給が期待されている地域である。看護学部設置の背景には地域社会の強い要望が存在し、人々の保健・医療・福祉の向上に寄与する環境が整っているといえる。本学の看護学部は、既設の看護学科同様に、これらの地域の医療機関と提携関係にあり、これらの機関への就職支援も行っている。

4年間の学びの流れは、学びの基礎力とともに、問題を発見し、解決する能力を養うことを目指し構築している。

本学部の特徴の一つとして、幅広いリベラルアーツに支えられた豊かな人間性を育むために、本学が所有する本物の美術品、北摂地域に現存し、引き継がれている芸術、芸能などに触れる文化的体験を通じて人間性を高められる科目（伝統文化の世界：必修、上方まなび学：選択）を配置していることが挙げられる。文化的体験は、人生を豊かにすることに加え、他者との共感を得る力も得られることからコミュニケーション能力の育成にも生かされる。これらの科目は、長く日本の政治・文化の中心地であった地域に隣接している箕面市に位置する本学であるからこそ、開講できる意義のある科目である。

専門科目では、1年次の基礎看護学実習の体験により、看護師に必要な姿勢や技術を身につけることから開始する。看護師として必要な知識・技術の土台をつくる1年次・2年次は、看護師・保健師として必要となる知識の修得に努めるとともに、看護技術も磨く。加えて、各年次に実施する実習を通して、看護職者として責任感が培われ、人格も高められ大きく成長することが望める。

3年次における領域別実習では、小児・成人・老年の発達段階に加え、母性・精神・地域・在宅など幅広い領域を網羅し、専門的かつ実践的な看護を学習する。とりわけ領域別実習においては、多様な他者とかかわることにより、他者の感情や考えに共感し、他者の生活や人生にも接することにより、よりよい生活、人生を考え始めることから人格も高められる。

4年次の統合実習では、これまでに培った「知識」「技術」「態度」のすべてを統合し、4年間の学びを定着させる。また、将来を見据えたうえで国家試験合格に向け、ラストスパートする。

看護師・保健師国家試験合格に向けたサポート体制として、国家試験対策委員会が計画し、1年次から解剖生理学を中心とした学修を強化する。2年次以降、自主学習力向上をめざした対策講座と業者模試を実施し、4年次にはラストスパートをかけるために過去問題に対応したｅラーニングシステムも整えていく。

本学の特色でもある、少人数による教育は本学設置時から実践し今後も継続していく。１学年を 7 ～ 8 グループに分けた少人数のグループに、1名のチューター教員を置く。加えて、学年全体を把握する専任教員を各学年2 名置く担任制・チューター制を敷いていく。在学中の学びに加え、卒業後の進路選択を徹底サポートし、個々の適性や希望に即したキャリアプランを一人ひとりに寄り添って考え、豊富な経験を活かした情報提供、面接や履歴書の書き方についてのアドバイスを行っている。

「看護」は、「人間」「健康」「環境」「教育」のパラダイムを構築し、それらを基盤とした概念である。健康な状態と疾患をもった状態は対極にあるものではなく連続するものであり、対象者がどの健康レベルにあっても、みずからの目標を達成し尊厳を保つことが出来るよう、援助するための方法を探求するものである。また、看護に必要な基礎的な知識と基本的な技術の修得のもとに、看護学研究に関する論理的思考力と創造性を有して、看護学の進歩に即応しつつ看護師として生涯成長するための基礎となる資質と能力を付与するものである。他の医療関係職種と連携・協働する態度を養うことにより、チーム医療への対応力を有した看護職者を育成し、地域社会の保健・医療・福祉の向上に貢献するものである。

具体的には、学部段階における看護教育は、看護生涯学習の出発点であることを踏まえ、卒業後、実務等を通じて成長していくための資質や能力、あるいは継続的な教育や研修を通じて学んで行く資質や能力を身につけた看護専門職業人となれるよう、看護基礎教育を重視することとしている。

３　大学、学部・学科等の名称及び学位の名称

大学名：大阪青山大学

英文名：Osaka　Aoyama　University

学部名：看護学部

英文名：Faculty of Nursing

学科名：看護学科

英文名：Department of Nursing

学位・学士：看護学

英文名：Bachelor of Nursing

疾患の有無にかかわらず、健康という側面から人間を理解し、人間のライフサイクルと対象者の健康状態に応じた看護に関する知識と技術を備えた専門的職業人の育成という設置の主旨をそのまま体現する学部名称である。

看護の対象となる人々の健康問題に関して看護の視点から研究し、地域に根ざした医療と看護に貢献し、専門的知識を生かしながら、看護の課題を発見・解決できる、高い倫理観と使命感をもった看護師・保健師の養成を目標とし、これらの目標を実現するための教育課程を配置するところからして適切な学科名・学位名称である。

４　教育課程の編成の考え方及び特色

4-1 教育課程編成の基本方針

看護学科の教育研究上の目的は、人々の誕生から死までにおける健康上の様々な課題及び関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献すること、および対象の健康の回復・増進のために必要な基礎的知識と基本的技術を修得し、看護師として生涯成長するための基盤となる資質と能力を持った看護師および保健師を養成することである。

これらの資質・能力を備えられる普遍的な教育の上に、「食と健康」および「保育」をテーマとする教育を併せて展開し、加えて、現代社会で活躍するために必要な情報通信技術（以下、ICT）を活用するための能力を修得する必要がある。1 年次・2 年次では看護の基本を学んでいく前提としての教養基盤に加え、食と健康とは互いに密接な関係にあることおよび患児における保育の重要性を理解できる科目を提供する。さらに、情報リテラシー、情報処理の基礎教育科目を新規に開講する。加えて、災害大国であるわが国での活動および予期しなかった新型コロナ感染症の出現など、医療職者としてボランティア精神の涵養は喫緊の課題であることから災害看護論と国際看護論を必須科目とするなど現代の国内外の情勢に対応できる能力を取得できる授業を提供する。3 年次・4 年次では、各専門領域に必要な実践能力を修得できる演習科目と実習科目を重点的に展開する編成としている。

看護学科では、学部段階の専門教育では特定分野における完成教育というよりも、生涯学び続ける基礎的能力や生涯学習力を培う方針としている。

（1）基礎教育科目

「基礎教育科目」は、高等教育において専門科目を学ぶ前提としての教養基盤を整え、あわせて豊かな人間性を培うための科目群を配するものとし、区分は「キャリア形成」、「科学的思考の基礎」、「人間と健康の理解」「文化と社会の理解」、「コミュニケーションと情報」の5つとしている。

「キャリア形成」では、専門教育への円滑な導入を図るため、主体的な学習のあり方やアカデミック・スキルズを習得するための科目として、「大阪青山ゼミナール」1 単位を必修科目として配置している。また、説得力や自己表現力を高めるための科目として、「プレゼンテーション概論」1 単位、「プレゼンテーション演習」1 単位を選択科目として配置する。さらに現代社会の様々な問題についてジェンダーの視点から考察するための「ジェンダー論」1 単位を選択科目として配置し、まずは 4 年間の学びの素地づくりを企図している。

「科学的思考の基礎」では、科学的な見方や考え方を身につける科目として、「応用生物学」2 単位、「生化学」2 単位を必修科目として配置するとともに、「応用化学」2 単位と日常的な数字や数学的な考え方を学ぶ科目として「実用数学」2 単位を選択科目として配置をしている。

「人間と健康の理解」では、人間の理解と発達や行動に関する基本的な知識の理解のための科目として、「心理学」2 単位を必修科目、「教育心理学」2 単位を選択科目として配置している。本学の特徴の一つとなる「食と健康」の視点から①人間の健康について総合的に理解するための科目として「健康科学概論」1 単位、②食に携わる専門職の連携の観点から「食と健康」1 単位を必修科目として配置している。両科目とも、まさしく「食と健康」をテーマとして、日々教育・研究に当たっている健康栄養学科（管理栄養士養成課程）の専任教員を兼担教員として迎え、授業展開することとしている。子ども教育学科との連携の観点から、医療現場における保育の力をのばせるよう「保育実践論」2 単位を選択科目として配置をしている。この科目も学科連携の観点から子ども教育学科の専任教員を兼担教員として迎え、授業展開することとしている。

また、健康の概念と健康増進のための運動効果、健康づくり運動に関する基本的な知識や方法を理解するための科目として「健康とスポーツ科学Ⅰ（実技）」1 単位、「健康とスポーツ科学Ⅱ（講義）」1 単位を選択科目として配置をしている。

「文化と社会の理解」では、前述のとおり幅広いリベラルアーツに支えられた豊かな人間性を育むために、伝統文化や異文化に関する知識を理解する科目として、「伝統文化の世界」

2 単位を必修としたうえ、「上方まなび学」2 単位、「食と文化」2 単位を選択科目として配置をしている。本学科では、「食と健康」を 1 つのテーマと設定していることから、文化を通して見る「食」も学べる環境を提供している。

また、国家の法の枠組である憲法を基軸として、法律の概念を学ぶ科目として、「法学（憲法）2 単位、様々なボランティア活動についてその理論と実践を学ぶ「ボランティア活動論」1 単位を選択科目として配置をしている。

「コミュニケーションと情報」には、ディプロマ・ポリシーの中にある、「対象者の意思表示および意思決定を支援」するとともに、自らの看護実践で学んだものや看護研究の成果を表現できる日本語力を養成する必要があるため、「日本語Ⅰ（読解・分析）」1 単位、「日本語Ⅱ（口述・記述）」1 単位を必修科目として配置をしている。英語による日常的な会話と文章を中心とする基礎的な英語運用能力を修得するための科目としては「英語Ⅰ」1 単位、「英語Ⅱ」1 単位を必修科目として配置するとともに、医療英語に接する機会を提供するために「英語Ⅲ」1 単位、「英語Ⅳ」1 単位を選択科目として配置をしている。

また、情報通信技術を用いて、情報を収集・分析・活用するための基礎的な能力を修得する科目として、「情報処理Ⅰ（基礎)」1 単位、「情報処理Ⅱ（応用)」1 単位、「情報リテラシーⅠ」2 単位、「情報リテラシーⅡ（ICT)」2 単位を必修科目として配置をしている。

これら基礎教育科目については多くを 1 年次配当としているが、これは学部段階における看護教育は、看護生涯学習の出発点であることを念頭に、1 年次において、その基礎を構築するためである。

（2）専門基礎科目

「専門基礎科目」は、専門分野の理解を助けることを目的として、①看護のアセスメント能力を養うために人体を系統立てて理解する、②健康や疾病、障害に関する観察力や判断力を臨床で活用できる知識を養う、③健康や障害の状態に応じた食事療法や保健医療福祉に関する基本概念や関係制度、関係する職種の役割等を理解するための教育内容としている。

具体的には、人体を系統立てて理解する科目として、「解剖生理学Ⅰ」2 単位、「解剖生理学Ⅱ」2 単位、「人間生活工学」1 単位を必修科目として配置し、健康や疾病、障害に関する観察力や判断力を養い、健康の回復や治療に関する科目として、「病理病態学」2 単位、「微生物学」1 単位、「疾病治療Ⅰ（内科)」2 単位、「疾病治療論Ⅱ（外科)」2 単位、「疾病治療論Ⅲ（小児科)」1 単位、「疾病治療論Ⅳ（産婦人科)」1 単位、「疾病治療論Ⅴ（精神科)」1 単位、「臨床薬理学」2 単位、「栄養学」1 単位を必修科目として配置する。さらに臨床現場

で起こる様々な倫理的な課題に関する「生命倫理」1 単位を専門科目に配置する。

健康や障害の状態に応じた食事療法に関する基本概念を理解するため、「治療食概論」1 単位を必修科目として配置した。これは看護学科が「食と健康」を 1 つの重要なテーマとしていることからであり、健康栄養学科の教員が兼担として授業展開する。

また、公衆衛生や保健医療福祉に関する基本概念、関係制度または関係する職種の役割について理解するための科目として、「公衆衛生看護学概論」2 単位、「疫学」2 単位、「看護関係法規」1 単位、「保健医療福祉行政論」2 単位を必修科目、「保健統計学」2 単位、「個人・家族・集団・組織の援助論Ⅰ」2 単位、「公衆衛生看護活動展開論Ⅰ（地域保健）」1 単位、「公衆衛生看護活動展開論Ⅱ（地域保健）」2 単位、「公衆衛生看護活動展開論Ⅲ（産業保健）」1 単位、「公衆衛生看護活動展開論Ⅳ（学校保健）」1 単位、「保健医療福祉行政論Ⅱ」1 単位を選択科目（保健師課程は必修科目）として配置する。

（3）専門科目

専門科目では、健康の保持・増進及び疾病の予防に関する看護の方法を学ぶとともに、成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び多様な場で看護を必要とする人々に対する看護の内容を学ぶことから、講義、演習及び実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図るための教育課程の編成としている。

具体的には、教育課程を「看護学の基本」と「看護学の展開（成人、老年、小児、母性、精神、地域・在宅）及び「看護の統合と発展」の領域から編成し、授業科目間の関係や履修の順序に留意のうえ、基礎から応用までを体系的に履修することが可能となるように編成している。

また、保健師課程に係る専門科目 4 科目を配置している。

①看護学の基本

「看護学の基本」では、看護師としてのものの見方や考え方を身に付け、基本となる看護技術を修得することを目的として、看護学に関する基盤や基本になる理論と方法、看護学・看護の構成要素の概念や看護の歴史について理解するための「看護学概論」2 単位、「看護理論」1 単位を必修科目として配置する。

また、健康的な生活や生活を整えるための看護方法の基本について理解するとともに、健康に障害をもつ人々の健康状態に応じた基本的な看護の理論と方法を学び、看護技術の基本を修得するための「基礎看護援助論Ⅰ」1 単位、「基礎看護援助論Ⅱ」1 単位、「基礎看護援助論Ⅲ」2 単位、「基礎看護学実習」1 単位、「臨床判断看護学実習」1 単位を必修科目と

して配置する。特に基礎看護援助論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは１クラスを２組で開講とし、看護師として確実な技術を身に付けるためのきめ細かな指導を実践する。

さらに、看護援助の方法論である看護過程について学び、臨床判断の能力を身につける「臨床判断Ⅰ」１単位、「臨床判断Ⅱ」１単位、正常な人体の機能を判断するための「ヘルスアセスメント」１単位、コミュニケーションを円滑に図るための「看護コミュニケーション論」１単位、看護の対象者を生活者として捉えるための地域環境を知る「地域実習Ⅰ」１単位を必修科目として配置する。

②看護学の展開（成人）

人の誕生から死までの一連の過程における概念や理論、対象を取巻く社会の変遷と現状を理解し、各期の特徴と健康問題やニーズを分析に必要な知識・能力を養うための「ライフサイクル論Ⅰ」２単位、「ライフサイクル論Ⅱ」２単位を必修科目として配置する。

成人期の対象となる人々の健康状態について理解と対象者の病態に即した日常生活援助や急性状況下にある対象者の看護、周手術期看護、自己管理や生活の再構築を必要とする人の看護について学ぶ「成人看護学援助論Ⅰ（慢性期）」２単位、「成人看護学援助論Ⅱ（急性期）」２単位、「成人看護学演習Ⅰ（慢性期）」１単位、「成人看護学演習Ⅱ（急性期）」１単位の４科目を必修科目として配置する。

そのうえで、手術室、集中治療室、救命救急室、リハビリテーション施設、透析室など成人期の対象者に必要な施設内看護の実際の理解と対象者の健康に関わる諸問題の解決に必要な看護実践能力を養うための「成人老年看護学実習Ⅰ（慢性期）」２単位、「成人老年看護学実習Ⅱ（急性期）」２単位を必修科目として配置する。

③看護学の展開（老年）

高齢者の身体的、心理的、社会的な特徴とそれらが統合された生活を理解し、高齢者の多様性と高齢者を取り巻く家族や地域社会との関係性、老年期に特有な健康障害や症状への看護援助を学び、高齢者の健康状態を維持、増進するための保健・医療・福祉の活動を理解するための「老年看護学援助論」１単位、「老年看護学演習」１単位の３科目を必修科目として配置する。

そのうえで、高齢者の生活とケアの実際についての理解と高齢者の健康や日常生活に応じた老年看護のあり方及び老年者とその家族の看護に必要な基礎的実践能力を養うための「老年看護学実習」２単位を必修科目として配置する。

④看護学の展開（小児）

看護の対象である子どもを成長、発達、生活、健康の側面から理解し、子どもの健康を増進し、苦痛を和らげ、健康の回復を促進する援助について学ぶための「小児看護学援助論」1 単位、「小児看護学演習」1 単位を必修科目として配置する。

そのうえで、子どもの生活と小児看護の具体的援助について、看護過程を展開しながら子どもの看護の基礎的実践力を養うための「小児看護学実習」2 単位を必修科目として配置する。本領域においては基礎教育科目の「保育実践論」との接続性にも十分留意し、担当教員間の情報交換を密に行うものとする。

⑤看護学の展開（母性）

妊娠期から分娩期、産褥期、新生児期を中心とした母子の健康問題や発達課題の理解と看護について学ぶための「母性看護学援助論」1 単位「母性看護学演習」1 単位を必修科目として配置する。

そのうえで、妊娠、分娩、産褥の経過と母性や新生児の看護過程に関する基礎的実践能力を養うための「母性看護学実習」2 単位を必修科目として配置する。

⑥看護学の展開（精神）

人間の精神の構造と機能の理解及び精神の健康の保持増進、精神の健康障害の予防、精神障害をきたした人に対する看護援助について学ぶための「精神看護学概論」1 単位、「精神看護学援助論」1 単位、「精神看護学演習」1 単位を必修科目として配置する。

そのうえで、精神に障害を持つ人への看護実践を行う能力を養うための「精神看護学実習」2 単位を必修科目として配置する。

⑦看護学の展開（地域・在宅）

地域で生活しながら在宅で療養する人々とその家族の理解など地域・在宅で提供する看護の基礎を学ぶことから「地域・在宅看護学概論」2 単位、「地域・在宅看護学援助論」2 単位、「地域・在宅看護学演習」1 単位を必修科目として配置する。

そのうえで、地域で健康問題を抱えて生活する在宅療養者と家族への基本的な看護活動の実際の理解と看護を実践する能力を養うための「地域・在宅看護学実習」2 単位を必修科目として配置する。さらに地域包括ケアシステムの中心的役割を担う地域包括支援センターの機能・役割などを理解するため、「地域実習Ⅱ」1 単位を必修科目として配置する。

また、近年は入院中や外来で行われる化学療法、外来における化学療法、精神科や小児に対する薬物療法など、実施する場所や対象者によって十分な知識が必要となることから、「薬物療法・輸血と看護」1 単位、がんを患う患者とがん治療等の理解ための「がん看護」

1 単位、小児期、成人期、老年期における終末期に関する理解を深めるための「ターミナルケア」1 単位、生活者として対象を見る場合に欠かせない家族に対するケアを学ぶ「家族看護」1 単位を必修科目として配置する。

⑧看護の統合と発展

かつて看護学は四領域であったが、現在は七領域となり、それぞれの領域の特徴がより明確となった。この明確となった七領域の全てに通ずる概念を学ぶために「看護の統合と発展」を設けるものである。

そのため、看護をマネジメントできる基礎的能力を養うための「看護管理学」1 単位、チーム医療及び多職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解するための「チーム医療論」1 単位、対象者のプライバシーや個人情報の保護、対象者の尊厳や人権を守り、擁護的立場で行動する重要性、組織の倫理規定や行動規範に従い、行動することなど、倫理的な看護実践について理解するための「看護倫理」1 単位を必修科目として配置するとともに、医療安全の基礎的知識を修得するための「医療安全管理」1 単位、海外における看護の取り組み課題を理解することから「国際看護論」1 単位、災害派遣チームの基礎的知識について理解するための「災害看護論」1 単位を必修科目として配置する。

また、4 年間の学習を踏まえて、今後ますます需要が高まる地域包括ケアシステムなどを含め、実務に即した実習を行うための「統合実習Ⅰ」2 単位、「統合実習Ⅱ」2 単位を必修科目として配置するとともに、4 年間の学修を振り返り、自己の看護における関心や課題を探求し、看護観を育むため「看護統合ゼミナール」1 単位を必修科目として配置する。

さらに看護実践における自らの課題に取り組むこと、継続的に自分の能力の維持や向上に努めること、看護の質の改善に向けて看護師として専門性を発展させていくこと、看護実践に研究成果を活用することなど、看護師として生涯学び続け、自己研鑽する態度を養う「看護研究の基礎Ⅰ（方法論)」1 単位、「看護研究基礎Ⅱ（卒業研究)」2 単位を必修科目として配置する。

⑨保健師課程

個人・家族・集団・組織の支援について学ぶとともに、地域を構成する人々の集合体の健康増進や改善を目指すアプローチの基本的な考え方や地域の人々のニーズに対応した公衆衛生看護活動の特徴と保健師の役割の理解、地域の人々や医療・福祉等多職種との協働とマネジメントについて理解するための「個人・家族・集団・組織の援助論Ⅱ」2 単位、「公衆衛

生看護活動展開論Ⅴ」2 単位、「公衆衛生看護管理論」2 単位を選択必修科目として配置する。

また、地域の社会資源を活用した生活の支援や地域の健康課題の理解、地域の人々や医療・福祉などの多職種と協働する方法及び地域住民や関係機関等との連携・調整の実際について理解するための「公衆衛生看護学実習」5 単位を選択必修科目として配置する。

（資料１　カリキュラムマップ）

（資料２　履修モデル）

５　教育方法、履修指導方法及び卒業要件

5-1 教育方法

(1)内容に応じた授業の方法

授業の形態は、講義・演習・実習の３区分とする。「講義」は、知識の理解を目的として、教員が学生に対して学問研究の内容を説明することで、知識を授ける授業形態である。授業時間数の倍の時間の自学自習を要する。「演習」は、教員の講義とともに、学生も討議や研究発表等を行いつつ指導を受ける授業形態である。主として技術や技能の習得を目的とする科目およびゼミナール形式で行われる科目が該当する。授業時間数とほぼ同時間の自学自習を要する。「実習」は、学んだ知識や技術・技能を学外及び学内において実践する授業の形態である。ただし、科目によっては「講義」の中で、アクティブラーニングを積極的に取り入れ、学生の発表・討議を中心に進行し、「演習」の中で、事前の調べ学習やレジュメ作成、事後のレポート作成など、授業外の自学自習をより多く求める科目もある。演習科目であっても１コマの授業における単位数が１単位のものと２単位のものがあるのは、このためである。

(2)クラス編成及び授業受講人数（授業方法による学生数、配当年次など）

定員 90 人を 45 人ずつの２クラスに分ける。卒業必修科目およびほぼ全員が取得を目指す科目については、原則としてクラス単位で開講する。それ以外の講義・演習科目については、原則として履修者が 45 人を超える科目については、クラス開講とするが、授業内でグループ討議を中心に進める科目など、90 人の合同で開講する授業も一部設ける。

5-2 履修指導方法

(1)履修指導

入学時の全体オリエンテーションにおいて、学生便覧を用いて４年間の学びの全体像(カリキュラムマップ)を示し、１年前期の履修登録について教務教職員および担任（又はチューター）が中心となって説明し、履修指導を行う。以降も毎学期（前期・後期）履修登録時に、オリエンテーションの時間を設定し、時間割をもとに当該学期でそれぞれの履修に必要な科目の確認を行う。そして、履修登録確認表を担任（又はチューター）に配布し、履修登録漏れがないかを確認する。また、保健師課程選択希望学生は、２年次から選択科目（保健師課程必須科目）を履修する必要があることを、1年次入学時から説明する。

(2)保健師課程選択および履修願

①定員及び選抜の時期・方法など

保健師課程の定員は選抜制で10名であり、選抜の時期は2年次後期終了時とする。保健師課程の必修科目は2年次前期から開講する。選抜の基準は、1年次及び2年次開講科目のうち、全ての必須科目の単位を修得し、GPA2.5以上、「保健統計学」、「個人・家族・集団・組織の援助論Ⅰ」、「公衆衛生看護活動展開論Ⅰ(地域保健)」、「公衆衛生看護活動展開論Ⅲ(産業保健)」、「公衆衛生看護活動展開論Ⅳ(学校保健)」の5科目の単位を修得していることとし、選抜方法は筆記試験及び面接とする。

②保健師免許を取得した場合のその他の資格について

養護教諭二種免許については、保健師免許を取得した者で、卒業後に申請することにより得られる資格である。教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を合計8単位修得すれば、保健師免許を基礎資格として、都道府県教育委員会に申請することにより取得できる。

第一種衛生管理者については、都道府県労働局及び各労働基準監督署へ申請することにより取得できる。

③履修の制限

＜臨地実習の履修について＞

臨地実習科目を履修登録するためには、履修登録時までに下表の科目の単位を修得していること

臨地実習科目名	単位修得しておく科目
臨床判断看護学実習	看護学概論、看護理論、看護コミュニケーション論、基礎看護援助論Ⅰ、基礎看護援助論Ⅱ、臨床判断Ⅰ、基礎看護学実習、地域実習Ⅰ
成人老年看護学実習Ⅰ（慢性期）	ライフサイクル論Ⅱ、成人看護学援助論Ⅰ（慢性期）、成人看護学演習Ⅰ（慢性期）
成人老年看護学実習Ⅰ（急性期）	ライフサイクル論Ⅱ、成人看護学援助論Ⅱ（急性期）、成人看護学演習Ⅱ（急性期）
老年看護学実習	ライフサイクル論Ⅱ、老年看護学援助論、老年看護学演習
小児看護学実習	ライフサイクル論Ⅰ、小児看護学援助論、小児看護学演習
母性看護学実習	ライフサイクル論Ⅰ、母性看護学援助論、母性看護学演習
精神看護学実習	精神看護学概論、精神看護学援助論、精神看護学演習
地域・在宅看護学実習	地域・在宅看護学概論、地域・在宅看護学援助論、地域・在宅看護学演習
地域実習Ⅱ	地域・在宅看護学概論、地域・在宅看護学援助論、地域・在宅看護学演習
統合実習Ⅰ 統合実習Ⅱ	成人老年看護学実習Ⅰ（慢性期）、成人老年看護学実習Ⅰ（急性期）、老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習、精神看護学実習 地域・在宅看護学実習、地域実習Ⅱ
公衆衛生看護学実習	公衆衛生看護学概論、保健統計学、疫学、個人・家族・集団・組織の援助論Ⅰ、個人・家族・集団・組織の援助論Ⅱ、 公衆衛生看護活動展開論Ⅰ（地域保健）、公衆衛生看護活動展開論Ⅱ（地域保健）、公衆衛生看護活動展開論Ⅲ（産業保健）、公衆衛生看護活動展開論Ⅳ（学校保健）、公衆衛生看護管理論

※基礎看護学実習と地域実習Ⅰに関しては単位修得しておく科目は設けない。

④履修登録単位数の制限

履修登録単位数は、前期・後期合わせて 52 単位を上限とする。ただし、「看護研究の基礎Ⅱ（卒業研究）」と「再履修を必要とする授業科目」及び「本学が指定する授業科目」については、これに含めない。

⑤履修状況が不良な学生への対応

本学部においては、チューター・クラス担任制のもと、授業の欠席が続いた学生については、個別にチューター又は担任が連絡を取り指導を行う。また、単位外の特別時間等を使って個別面談を定期的に行い、学習の方法がわからない、意欲がわかないといった学生ひとりひとりの問題を早期にできる限り把握し、対応するよう努める。面談の内容次第で、リテラシーサポートセンターや学生相談室など学内の学生支援に関わる部署につなぐ対応も行う。また、チューター・担任以外の教職員も日頃から学生に近い存在となっており、全学的なサポート体制を実現している。これを看護学部においても引き継ぐ。

必要に応じて、父母等に連絡を取り、３者面談を実施するなど、家庭との連携で学生の当初の学修目的を果たせるように働きかけることもある。その一環として、学生の学修状況を把握してもらうために、学期末に父母等に成績を通知する。

5-3 進級要件

(1) 3 年次に進級するための要件

2 年次終了時点において、次の要件をすべて満たすこと

①「専門基礎科目」及び「専門科目」に配当されている１年次または 2 年次開講科目のすべての必須科目の総単位（56 単位）のうち、53 単位以上を修得していること

②「解剖生理学Ⅰ」及び「解剖生理学Ⅱ」の合計 4 単位を修得していること

③「基礎看護学実習」、「地域実習Ⅰ」、「臨床判断看護学実習」の合計 4 単位を修得していること

5-4 卒業要件と取得できる資格

４年以上在学し、基礎教育科目の必修 18 単位＋選択 7 単位、専門基礎科目の必修 27 単位＋選択 3 単位、専門科目の必修 72 単位を含む、合計 127 単位以上の修得を卒業の要件とする。本学科所定の単位をすべて修得し、卒業することで、看護師国家試験受験資格を取得することができる。

保健師国家試験受験資格を取得するには、本学所定の卒業要件を充足し、保健師課程所定の単位（選択必須科目 21 単位）をすべて修得し、卒業することで、保健師国家試験受験資格を取得することができる。

６．実習の具体的計画

実習計画の概要（実習の目的等）

実習は、看護場面と知識や技術を統合し、論理的思考を培う学修であり、看護実践力を身につけるための重要な科目である。本学では実際の看護の現場で経験したことを学内における座学や演習と結びつけて、臨地における経験の意味を論理的に考えて、より深い学びを生み出すことができるような学修段階に応じた実習としている。実習施設は、病院に加え、保健福祉施設等のさまざまな看護実践の場で行うこととしている。

ア－1　実習目的および実習目標

1.　臨地実習目的

学内で学んだ看護の理論・知識・技術を統合し、対象を総合的にとらえて必要な看護が実践できる基礎的能力を養う。

2.　臨地実習目標

1)　あらゆる健康レベルにある対象を総合的に把握し、必要な看護が実践できる基礎的知識・技術を修得する。

2)　保健医療チームの一員として、看護職の役割を理解し、関連職種と協働することの重要性を学ぶ。

3)　看護実践を通して人間としての尊厳や権利を尊重する態度を養う。

4)　看護実践を通して、自らの看護観を養う。

ア－2　実習の単位と時期

全領域に共通する指導内容を要綱としてまとめ、各年次の実習前のオリエンテーションで配布し、説明を加える。

（資料 3-00 看護学臨地実習要綱全領域共通）

科　目	実習時期								実習期間	単位
	1年		2年		3年		4年			
	前	後	前	後	前	後	前	後		
基礎看護学実習	■								1週間	1単位
地域実習Ⅰ		■							1週間	1単位

臨床判断看護学実習			■						2週間	2単位
成人老年看護学実習Ⅰ(慢性期)						■			2週間	2単位
成人老年看護学実習Ⅱ(急性期)						■			2週間	2単位
老年看護学実習						■			2週間	2単位
小児看護学実習						■			2週間	2単位
母性看護学実習						■			2週間	2単位
精神看護学実習						■			2週間	2単位
地域・在宅看護学実習						■			2週間	2単位
地域実習Ⅱ						■			1週間	1単位
統合実習Ⅰ							■		2週間	2単位
統合実習Ⅱ							■		2週間	2単位
(保健師課程)										
公衆衛生看護学実習							■		5週間	5単位

ア－3　実習の主な内容

基礎看護学実習

1年次に開講している本実習では、人間が多側面を有し、それらを統合した存在であることを理解し、対象者と家族およびそれを支える人々に対して、看護職者としてコミュニケーション力の修得を目指し、病院に入院している患者を対象とした実習である。

具体的には、病院に入院している対象者との関りや、看護援助の見学を通して、看護の基本姿勢を養うことである。本実習は入学後初めての病院実習であり、看護を学び始めてからの早い時期に病院での実習を行い、看護の役割を理解するとともに、対象者の様子や療養生活の実際を把握して、今後の学習に役立てる。加えて、実際の医療現場を体験することにより、病院の概要（病院の理念、看護の理念、病院の組織等）や特徴、病院における看護の役割を学び、今後の看護学の学修を進める上での動機づけとする。

(資料3－01　2024年度基礎看護学実習要項)

地域実習Ⅰ

基礎看護学実習の後に開講している本実習では、看護の役割を理解し、多職種と連携・

協働する力を修得することを目的にし、主に地域で生活している人々を対象とし、地域における看護活動について学ぶ。

具体的には、地域にある総合保健福祉センターの保健師から地域に暮らす人々の健康支援活動の具体的活動について「高齢者の健康づくりのための保健事業」と題して説明を受けるとともに、高齢者から子どもまで「世代を超えたふれあいの場」を提供している施設等を見学し、以下のことについて学ぶ。①地域で生活する人々の地域環境・生活環境と健康との関連について、②地域包括ケアシステムの意義・地域で行われている活動について、である。①と②を通して看護職の役割について考える。

（資料３－02　2024 年度地域実習Ⅰ実習要項）

臨床判断看護学実習

2年次に開講している本実習は、科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための知識と技術を修得するために、入院中の患者を担当し、2週間において看護展開を行う。

講義や演習で学んだ知識や技術、方法論を活用し、病院で療養生活を送る患者に対して基本的ニードの充足を焦点に、科学的根拠に基づいた臨床判断、看護過程を展開し、適切な日常生活援助を立案し、安全、安楽に実践する。日常生活援助の実践体験や見学を通して、医療者-患者間の対人関係の成立、対象を全人的に捉える視点、健康上のニーズの把握の方法とその解決のプロセスの重要性、論理的な思考、理論と実践の統合を認識し、臨床判断能力および看護実践能力の基礎を培う。

これ以降の領域別実習では、1 年次、2 年次に学修した看護の本質についての知識と技術に加え、主に疾患をもった人々を対象に、科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための知識と技術、および看護実践するうえで必要な倫理的思考を修得するために 3 年次後期に開講している。

（資料３－03　2025 年度臨床判断看護学実習要項）

成人老年看護学実習Ⅰ（慢性期）

長期にわたる療養生活や徐々に進行する慢性疾患をもつ患者を受け持ち、看護過程の展開を通し、患者の病気体験の意味を考慮し、心理・社会的側面や家族の抱える問題など患者を多面的・総合的に捉えて、日常生活の支援を行うとともにセルフケアの確立を図るこ

とができるよう援助する。またリハビリテーションの過程における看護の特徴や終末期患者の理解に努め、生命の尊厳および看護のあり方についての考えを深める。さらに、社会資源の活用、多職種連携がどのように行われているのかを実際にさまざまな職種の専門職の実践を見学すること等から学ぶ。

（資料３－04　2026 年度成人老年看護学実習要項Ⅰ（慢性期）実習要項）

成人老年看護学実習Ⅱ（急性期）

急性期の成人期にある対象者への看護の基礎を理解することを目標とする。急性期にある対象の特徴、看護の役割、理論について概観し、周手術期など急性期にある患者に必要な看護の基本とその方法について教授する。また、疾病や治療に伴う急激な身体の変化や心理の反応、日常生活や生命維持が困難な患者および家族の看護問題や臨床現場で遭遇する頻度の高い疾患の病態生理と診断、治療法、術後合併症とその予防について学ぶ。さらに術前の呼吸訓練、術後のドレーン管理、術後合併症予防など急性期看護を提供するために必要な基礎的知識についても学ぶ。

（資料３－05　2026 年度成人老年看護学実習Ⅱ（急性期）実習要項）

老年看護学実習

高齢者の加齢による変化や生活機能障害、健康障害による影響を身体的、心理・社会的側面からとらえ、それらに必要な看護過程の展開について学ぶ。また、高齢者の生きてきた時代背景や価値観を理解したうえで、高齢者の持てる力を活かし、その人らしく心豊かに過ごせるよう、高齢者の自尊心、意思決定を尊重した生活の質を高めるための個別性のある看護実践の基礎的能力を身につける。さらに高齢者を支える保健医療チームにおける多職種連携と看護の役割について学ぶ。

（資料３－06　2026 年度老年看護学実習要項）

小児看護学実習

幼稚園・保育園や医療施設の実習を通して、子どもの成長・発達や子どもとのかかわり方について理解し、健やかな成長・発達の促進や健康レベルに応じた看護を実践する方法と態度について学ぶ。具体的には成長発達の途上にある子どもの身体的・精神的・社会的特性を理解し、成長発達、健康状態を評価し、健康障害が子どもとその家族に及ぼす影響

を理解するとともに、健康問題を持つ子どもとその家族にとって必要な看護を実践する基礎的能力を身につける。

（資料３－07　2026 年度小児看護学実習要項）

<u>母性看護学実習</u>

ライフサイクル論・母性看護学援助論・母性看護学演習の学習を基に、周産期における女性と子どもおよび家族の身体的、心理的、社会的特徴を総合的に学習する。妊婦に対する健康診査や保健指導を学び、生活援助の必要性を理解する。また産婦の分娩進行に伴う変化や支援方法について学び、褥婦および新生児に対して看護過程を展開し、生理的変化への適応促進と保健指導、家族の新しい役割獲得への援助を実践する。さらに周産期における継続看護および関連機関との連携の必要性を学習し、生命の神秘・尊厳について考察でき、看護職者の責任および役割・機能を学ぶ。

（資料３－08　2026 年度母性看護学実習要項）

<u>精神看護学実習</u>

心を病む人々との関わりを通して、対象の人間的尊厳と基本的人権、その家族への理解を深め、対象の社会的及び日常生活・対人関係に困難を抱える状況、その要因となる背景について考察し援助する。また、対象の不安や苦悩、苦痛に共感し、治療的かかわりの技術と治療的コミュニケーション技術を活用して対象と関わり、個別性を尊重した具体的な看護援助ができる基礎的能力を養う。各種治療法における看護、リハビリテーション精神看護、精神保健医療チームにおける看護の役割と機能を実践する。

（資料３－09　2026 年度精神看護学実習要項）

<u>地域・在宅看護学実習</u>

在宅看護を必要とする対象者と家族の特徴を捉え、対象にあった支援方法について理解する。また地域包括ケアシステムの中で在宅ケアを展開する看護師の役割と機能について理解する。さらに在宅における保健、医療、福祉の制度等の社会資源の活用、他機関・他職種との連携について理解する。

（資料３－10 2026 年度地域・在宅看護学実習要項）

地域実習Ⅱ

地域包括ケアシステムの中心的役割を担う地域包括支援センターと居宅介護事業所での実習で行う。地域包括支援センター実習では、その機能である「総合相談支援業務」、「権利擁護業務」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」、「介護予防ケアマネジメント」について学修する。居宅介護事業所実習では，介護保険サービスを中心としたケアマネジメント機能について学修する。さらに、在宅ケアを円滑に進めるための保健、医療、福祉制度などの社会資源の活用及び多職種との連携・協働の中での看護の役割について学ぶ。

（資料3－11　2026年度地域実習Ⅱ実習要項）

統合実習Ⅰ

統合実習Ⅰ・Ⅱでは、既修得の知識、技術、態度、倫理観を統合し、看護チームの一員としての臨床実務に即した実習を通して、適切な看護の提供とマネジメント方法を修得することを目標としている。

具体的には、臨床における管理業務を学習、見聞し、組織の運営・管理の目的や必要性について学び、組織の管理者やスタッフの役割を理解する。チーム医療や看護チームの実際を学ぶことにより、リーダーシップやメンバーシップの意味と責任について理解する。管理実習を通して、保健・医療・福祉の協働・連携における看護職の調整と役割、責任を理解する。

（資料3－12　2027年度統合実習Ⅰ実習要項）

統合実習Ⅱ

既修得の知識、技術、態度、倫理観を統合し、看護チームの一員として優先順位を考えながら総合的に看護実践ができることを目指している。複数の患者を同時に受け持ち、複数の援助を判断し適切に実践できる能力を高める。実習を通して、複数の患者に対して病態や症状の適切なアセスメントができ、患者・家族の意向や意思を考慮した援助ができる。また、複数の患者に対する複数のケアについて優先度や時間管理を判断し、効果的、効率的な看護の提供ができる。

（資料3－13　2027年度統合実習Ⅱ実習要項）

公衆衛生看護学実習

保健所・市町保健センターでの実習を通して、公衆衛生看護活動の実際について学ぶ。地域で生活する人々の健康課題を地域の特性と関連付けて理解し、その支援方法について理解する。地域包括ケアシステムの構築と多職種連携について理解する。

（資料3－14　2027年度公衆衛生看護学実習要項）

ア－4　学生配置

各実習科目の学生配置は次の資料のとおりである。

（資料4-01　基礎看護学実習学生配置表）

（資料4-02　地域実習Ⅰ学生配置表）

（資料4-03　臨床判断看護学実習学生配置表）

（資料4-04　領域別実習学生配置表）

（資料4-05　地域・在宅看護学実習学生配置表）

（資料4-06　地域実習Ⅱ学生配置表）

（資料4-07　統合実習Ⅰ・Ⅱ学生配置表）

（資料4-08　公衆衛生看護学実習学生配置表）

ア－5　週間計画等

前述の添付資料の各科目の実習要項に記載している。

ア－6　実習委員会の設置

実習を進めるにあたってさまざまな問題への対応や、よりきめ細かい指導を行うための実習委員会を置く。

委員会メンバーは、1年次の基礎看護学実習から4年次の統合実習に関わる教員であり、各領域から1名ずつ選出する。

全領域の実習を一覧できる領域別実習学生配置表の作成における各領域の調整、実習要項の作成、学生への全体オリエンテーションの主催などを行う。

実習委員会は、月一回以上は開催し、各科目の実習が円滑に進行できるように、実習委員長をはじめ、異なる領域で同病院において実習している場合は、委員間で学生の目標達成度、病院の指導体制などの情報交換を行う。

ア－7　学生へのオリエンテーションの内容と方法

学生を一同に集め、下記の内容をオリエンテーションする。

１．全体オリエンテーションの主な内容

大学の理念

看護学科の教育目標

臨地実習目的･目標

看護学実習の展開

臨地実習の履修要件

非常時の休講等の取り扱い

2.　臨地実習にあたっての注意事項

個人情報の取り扱い

医療安全確保と事故対応

感染症対策（インフルエンザ予防接種）

実習のマナーなど

ア－8　学生の実習参加基準・要件

臨地実習に臨むに際し、それぞれの分野で単位修得する科目がある。
具体的な科目については、前述の 5－2（2）③履修の制限に記載している。

ア－9　実習までの抗体検査、予防接種

感染予防に関する対策：水痘、麻疹、風疹、耳下腺炎、B型肝炎、結核については入学時の健康診断で抗体価を調べ、規定の値に達していない者についてはワクチン接種を推奨する。新型コロナ感染症については抗体価の測定は行わないが、ワクチン接種を推奨する。

ア－10　損害賠償責任保険・傷害保険等の対策

学生および教員は、実習中又は実習先への往復途上に被った不慮の災害事故の補償と第三者に怪我を負わせた場合や第三者の所有物を破損した場合の補償などに備えて、学生教育研究災害障害保険及び総合保障制度 WILL に加入する。

ア－11　実習指導体制と方法

専任教員は3から5名程度の学生を受け持ち、臨床指導者と連携し指導する。臨床指導者は課題のある学生の情報共有などを行い、学生の実習が継続的に積みあげられるように指導する。助手及び非常勤助手等を配置する場合は、専任教員との連携をとる。

非常勤助手は、大卒の場合は臨床経験3年以上、専門学校卒は臨床経験5年以上とし、専任教員と原則同じ病院を担当するが、それがかなわない場合は医療用携帯電話で密に連絡を取る。また教授も指導にあたる。

ア－12　各段階における学生へのフィードバック、アドバイスの方法

実習記録は毎日提出することを課し、病棟に行く前にその日の行動計画について助言・指導する。

アセスメントが進んできたら積極的に学生とディスカッションを行い、思考プロセスの確認を行い、不足している点についてフィードバックする。関連図、看護計画等の作成においては個別性が鮮明になるようにアドバイスを行う。看護計画の実施、結果、評価についても学生はケアを実施するだけで余裕が無いことが多いため、不足な点を確認し助言する。

ア－13　学生の実習中、実習後のレポート作成・提出

学生の実習レポートは毎朝提出させ、その日の行動計画について指導する。
特に、学修の進行が遅い学生には目を配り、目標を達成できるように指導をする。実習後のレポートは実習要項に記載する。実習レポートは実習最終日に担当教員に提出する。

ア－14　大学と実習施設との連携体制と方法

1. 実習前には各領域で臨地に出向き、実習要項の説明を行う。実習中は、体調不良の学生と学習困難事例の学生が居る場合など、特に指導者と連携を密にして指導に当たる。また事故のないようにケアの役割分担を朝のうちに指導者と教員とで調整し、学生が待つ時間を減らすよう配慮する。
2. 各施設での指導者の配置状況と連携会議等の開催計画

各施設は各グループに対して1名の指導者を立てて指導に当たる。連携会議は例年

の実習開始前に各施設において行う。

3. 各施設が専門学校の実習も受け入れている場合、実習目標や実習内容等、大学教育の実習の質の確保に関する具体的な配慮方法

大学教育においては論理的思考能力を培うことに重きをおいていることから、実習目標や実習内容においては、より一層の根拠に基づいた考え方となるように指導する。

ア‐15　緊急時の連絡体制

大学から各実習科目の担当教員に電話を携帯させ、緊急連絡をとる。

（資料5－1　実習施設内での事故の対応）

（資料5－2　実習施設への移動中または帰宅中の事故への対応）

ア‐16　単位認定等評価方法

1. 各施設の指導者と大学の指導者の評価方法・連携

評価は大学が責任を持って行うが各施設の指導者、師長などから各学生の目標達成度について情報を得て評価の参考にする。

2. 大学における具体的な成績評価体制、単位認定方法・基準

各領域別に評価表を作成し、それを基準に評価を行う。担当教員ごとの差が出ないように、領域会議において調整を図り公平な成績評価を行う。

イ　実習先の確保の状況

実習施設の確保においては、契約した病院と実習開始の2年前から交渉を重ね、実習目的・目標、実習期間、学生数、大学の指導体制などについて説明を行い、協力を依頼する。

（資料６　臨地実習施設一覧　看護師課程、保健師課程）

ウ　実習先との契約内容

実習に先立ち、実習施設と個人情報保護に関する誓約書を実習施設と学科長あてに提出する。

学生および教員は、実習に先立ち、個人情報保護に関する誓約書を施設側に提出する。

事故防止に関しては病院との打ち合わせのときに技術水準について共有し、事故が起き

ないように指導していくことを確認する。

（資料7　個人情報保護に関する誓約書　学科長宛、病院長宛）

（資料8　実習記録等の取り扱いに関する誓約書）

（資料9　実習委託契約書）

（資料10　実習受け入れ承諾書の写し）

エ　実習水準の確保の方策

実習の目的を達成するためには各科目において実習目的を掲げている（各科目実習要項参照）。実習を通じて習得しようとする具体的な知識・技能については実習要項をもとに、施設側と共通理解をはかり、複数施設に渡って実習が行われる場合においても齟齬が生じないようにする。

オ　実習先との連携体制

病棟における実習については、実習グループごとに専任教員及び助手を配置し、終日指導を行う。専任教員と助手の間では、実習の実施における周知不足や不都合の有無、学生の実習態度、教育上の改善事項、日程や内容の確認、意見交換などを毎日行い、指導内容に齟齬が生じないよう、相互理解を深める。

なお、幼稚園、訪問看護ステーションおよび公立学校や保健所での実習では、各実習施設の指導者に実際の指導を依頼し、専任教員が実習中に臨地に赴き指導を行うこととする。

助手については、採用時に以下の任用基準を設けている。

①　看護学に関する専門教育を受けた有資格者である。

②　医療機関などにおいて実務の経験（原則５年）を有する者である。

臨地実習指導者と教員との連携体制

実習先の実習指導者については、看護師免許を有し、十分な実務経験を有するとともに、原則として臨地実習指導者講習会を受講した者とする。また、実習施設の実習指導者と実習担当教員とによる臨地実習における実習内容や実習方法の改善を図るための組織的な取組みを行う。

具体的には、毎年、実習指導者と実習担当教員による「臨地実習指導者会議」を開催し、本学の教育研究上の目的や人材養成の目的と教育課程編成の考え方、臨地実習における到達目標などについての共通認識を得るとともに、定期的な連絡会や報告会を開催し、

臨地実習の総括や問題点の抽出、課題の検討を行うなど、指導力の向上に努める。なお、各実習の前後には施設に赴き、打合会・反省会を実施する。

また、臨地実習の実施に際しては、本学と実習施設との信頼関係が不可欠であり、臨地実習における教育効果は、相互の信頼関係が深いほど高いものになると期待される。したがって、実習施設に対して学生の受入れを依頼するにあたり、次の点について十分な配慮のもとに、緊密な連携体制をとることとする。

①実習の日程や人員と内容について、事前に連絡し、実習施設の実習指導責任者の理解を得たうえで、実習施設の長に対して正式な依頼文書を提出する。

②学生に対する十分な事前指導を行うとともに、前年度の実習時において実習先から要望が出された事項については適切に対応する。

③実習期間前に教員が実習先を訪問し、実習の実施状況を確認するとともに、意見交換をはじめとする必要な調整を行うこととする。

④実習終了後、実習担当教員と実習指導者による打合会や反省会を開催することにより、次年度の実習体制や実習内容の整備に向けての意見交換などを行うこととする。

⑤実習施設の看護師の研究や研修の支援として、図書館の利用を認めるなど、実習施設の発展と向上に寄与する。

カ　実習前の準備状況

感染予防に関する対策：水痘、麻疹、風疹、耳下腺炎、B型肝炎、結核については入学時の健康診断で抗体価を調べ、規定の値に達していない学生についてはワクチン接種を推奨する。新型コロナ感染症については抗体価の測定は行わないが、ワクチン接種を推奨する。また実習中は速乾式消毒液を携帯させ、手洗い、手指消毒を徹底する。また施設側と協議の上適切なマスク、手袋等を使用し感染予防に努める。

キ　事前・事後における指導計画

臨地実習では、実践の場での「課題発見、問題解決」と「専門的知識と技術の統合」を重視することから、原則として実習の前に関連科目の単位を修得しているとともに、事前準備に十分な時間をかけて、実習の目的や目標、実習施設の概略を学生に周知し、事前学習の提示などを行うこととする。

実習終了後には、それぞれの実習施設における実習内容、実践の場で学んだ事項などの情報交換や指導など、総合的な事後学習を行い、学内での学習と臨地実習をより有効的に結び付けて知識と技術の統合を図ることとする。

（1）　事前教育内容

・実習の目的や目標などの理解

・実習にあたっての心構え

・実習中の注意事項（緊急時の対応・個人情報保護を含む）
・患者への訪問時の注意点
・病気や怪我をした時の対応
・休憩時間の過ごし方
・実習終了時の対応
・実習レポートの提出方法

について実習要綱に則って実習前オリエンテーションを各学年とも実施する。

(2)事後教育内容

・実習時に起きたトラブルや指導されたことの報告を行う。
・各グループや個人からの実習課題への取り組みの報告と討論などを行う。

(3)通学・移動途上の事故

学生の実習場までの通学には、公共交通機関を使うよう指導し、自転車、徒歩での通学では、もっとも安全と思われる道を事前に学生に指導する。

(4)物品の損傷に関する事故：対象者の私物の破損・紛失、薬品・物品・器具・施設設備等の破損など

① 対象者の物品・機器・施設設備の取り扱いに関して事前に習得させるとともに、特に生体にかかわる機器類（自動点滴滴下装置、人工呼吸器、酸素吸入器等）を学生が扱う際は、必ず臨地実習指導者や実習担当教員の指導の下とする。

② 対象者の私物を扱う際、対象者の私有地内で移動する際には、対象者に了解を得ることを守るよう指導する。

(5)事故が発生した場合、対象者の被害を最小限にする対応を行うとともに、再発防止のための教育内容の検討を行う

①連絡

事故発生時の連絡体制と対応は次項の通りとする。

②対応

ⅰ 当該臨地を担当する実習担当教員及び臨地実習指導者は、状況把握と証拠の保全を考慮した上で対象者の安全を確保し、必要に応じて速やかに応急処置などの対応を行う。

ⅱ 対象者の物品を破損した場合、学生及び当該臨地を担当する実習担当教員は誠実な態度を持って謝罪し、相談のもと、代替品の手配、必要な場合は補償などについて十分に説明する。

ⅲ　実習場の事故対処マニュアル、感染防止マニュアルに沿って対応する。

ⅳ　学生が被害を受けた事故の場合は、実習担当教員及び臨地実習指導者は実習場所の責任者と相談のもと受診等必要な対処をさせる。

③対応

ⅰ インシデントの詳細は実習要綱に基づいて領域責任者に提出する。

ⅱ 科目責任者は記載内容を確認後、速やかに実習委員長に提出する。

ク　教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

病院実習においては、1 名の教員が 3 から 10 名の学生を受け持ち終日にわたり指導に当たる。訪問看護ステーションや地域実習では、担当教員が毎日訪問し、指導を行う。
教員や助手が不足する場合は、非常勤実習助手を雇用し指導に当たる。助手や非常勤実習助手の指導については、病院ごとにリーダー教員を置き、リーダー教員が巡回し非常勤実習教員の不足や課題などがあれば対応する。領域長も定期的に巡回し、問題解決に努め、場合によっては、遠隔で指導を行い、カンファレンスに参加しながら実習の進捗状況を確認し、目標達成状況を評価し、指導を加える。

講義と実習が重なる教員については、講義日は実習指導から外し、授業に専念できるようにする。また、授業コマ数が過負荷にならないように配慮する。

ケ　実習における指導者の配置計画

実習病棟ごとに実習指導者 1 名を置く。実務経験 5 年以上の十分な経験と知識のある看護師、保健師で、臨床指導者研修を終了した者を指導者とする。

コ　成績評価体制及び単位認定方法

成績評価方法は、臨地指導者からのコメントも参考にし、担当教員が評価表（各実習要項参照）に基づいて行い、各科目会議において成績判定を実施する。60点以上の者に単位を認定する。

具体的には、実習目標に沿って評価の観点を挙げ、各項目を5段階で評価する。中間評価を行い、学生と面談を通して実習後半の課題を確認しあい、実習目標の達成を目指す。

サ　その他、特記事項

１．実習中の安全管理体制

(1)個人情報保護・事故防止に関する取り決め

実習生の受入に際しては、個人情報保護や事故防止に関する取り決めを行うこととしており、特に、事故防止については、事故防止策や事故発生時の対処方法などについて取り決めるとともに、事故が発生した場合の緊急連携体制についても明確に定めることとする。

(2)感染予防対策

実習生及び実習受入先における感染予防対策として、臨地実習の開始前に、学生に感染予防に関する基本的な知識を教授するとともに、感染症に関する既往検査や抗体検査の実施と予防接種を行うこととする。

(3)保険等への加入

学生は、実習中又は実習先への往復途上に被った不慮の災害事故の補償と第三者に怪我を負わせた場合や第三者の所有物を破損した場合の補償などに備えて、学生教育研究災害障害保険及び実習賠償責任保険に加入する。

2.　実習施設が遠方の場合、学生への配慮、指導体制について

遠方における実習施設の場合は、その施設の近隣に住む学生や教員を配置し,通学のための時間を短縮させるようにする。また、実習施設は極力大学に近い施設を実習施設とするように実習体制を編成している。

3.　個人情報の取り扱いについての指導

(1)看護師、保健師の守秘義務

医療分野における個人情報については、保健師助産師看護師法第 42 条 2 において「保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなった後においても、同様とする。」と守秘義務規定が設けられている。守秘義務違反は犯罪であり、「保健師助産師看護師法第 42 条 2 規定に違反して、業務上知りえた人の秘密を洩らした者は、懲役 6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。」が適用される。

(2)臨地実習における個人情報保護

平成 17 年 4 月より「個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法)」が全面施行され、医療分野においても、その取扱いの体制や管理方法、持ち出しのルールの設定などが検討されている。

看護学生は免許を持たない無資格者であるが、ケアの対象者に看護学生であることを伝え、対象者の同意を得て看護師の指導・監督の下に看護ケアに参加する。実習において、学生は対象者に必要なケアを提供することを前提に、対象者の個人情報である診療録や看護記録を閲覧し、実習記録にも反映させる。したがってその取扱いには十分な注意を促す。メールやソーシャルネットワークサービス等の利用時も守秘義務を徹底する。

(3)臨地実習における個人情報の取得上の注意点

①対象者から同意が得られた場合のみ、個人情報を知ることができる。

②カルテ、画像等を閲覧する場合、所定の場所以外へは持ち出さない。

③カルテ等の複写は禁止する。

(4) 電子カルテ利用時の注意点

①各施設の取り決めに従ってアクセスを行う。

②電子カルテの閲覧は受け持ち対象者のみとする。

③電子カルテへの書き込みはしない。

④電子カルテの内容の印刷は禁止する。

⑤ログインしたまま、終了せずに放置しない。

(5)実習記録等への記載

①看護ケアに必要な情報を厳選したうえで記録する。

②個人情報は匿名化・符号化して扱う。

③実習記録を自己の学習以外の目的で使用しない。

(6)実習記録物の管理

①実習記録物はファイリングし、用紙の欠落がないようにする。

②実習記録には学生名を記載し、責任をもって保管する。

③個人を特定する情報（住所、氏名、電話番号、生年月日、病院名、病棟名、家族歴や遺伝情報など）は記載しない。

④施設外での記録物の使用は、原則として大学内および自宅とし、それ以外での使用は避ける。また第三者が周囲にいる場所（スクールバスの車中を含む）で、不用意に対象者や実習施設の話はしない。

⑤実習記録物、メモ類等の置き忘れ、遺失、盗難などに十分注意する。置き忘れ、遺失、盗難に気付いた場合は、速やかに実習担当教員に報告する。

⑥カンファレンスなどで資料化する場合は、個人が特定できないよう配慮する。また資料

の複写は、施設または学内の所定の場所で行う。コンビニエンスストアなどでの複写は禁止する。複写の際、コピー機に原稿を残さず、すべて持ち帰る。用いた資料は実習担当教員が回収する。

⑦実習中に使用したメモ類は、責任を持って取扱い、実習終了後、シュレッダーにかけ処分する。

⑧実習終了後、実習記録の保管・管理については実習担当教員の指示に従う。

(7)臨地実習における誓約書と受け持ち患者の同意

①臨地実習に際しては誓約書に氏名・押印して実習施設の長に提出する。

②受けもつ対象者には、十分な説明を行い、同意を得る。

㋐家族が付き添っている場合は、同様の説明を家族にも行い、同意を得る。

㋑対象者の意思決定が困難な場合には、家族に十分な説明を行い、原則として文書で同意を得る。

（資料 11　臨地実習同意書）

4. 臨地実習における医療安全確保と事故対応に関するマニュアル

(1)臨地実習における医療安全の確保に関する基本的考え方

学生の臨地実習において最優先されるのは、対象者（受け持ち患者およびその家族、その他の患者、在宅療養者およびその家族、実習施設の利用者、職員）の生命、健康、生活の安全を確保することである。安全の確保のために、第一に臨地実習に必要な医療の知識、看護の技術を十分に習得させて実習に臨ませる。第二に学生の実習で起きやすい事故について、講義および実習前学習として修得させる安全教育を行う。第三に万一事故が起きた場合、対象者の被害を最小限にする対応を行うとともに、再発防止のための教育内容の検討を行う。また、本学における臨地実習は、すべて学外で行われることから、学生は、通学、移動、臨地において、何らかの事故の被害者となる可能性も想定される。自分の安全は自分で守る態度を育成するとともに、安全な学習環境を整備する。

(2)安全確保のための具体的な方策

①臨地実習に必要な医療の知識、看護の技術を十分に修得させて実習に臨ませる。

臨地実習に必要な医療の知識、学生が実施する看護技術は、学年進行に合わせて事前に講義演習等で習得させ、必要時、実習前の習得状況を、実習担当教員が確認して実習に臨ませる。

②学生の実習で起きやすい事故について、講義および実習前学習として習得させる安全教育を行う。

専門基礎科目、専門科目等において、臨地実習におけるリスクとスタンダードプリコーションを含むリスクの回避に関する理論を学ぶ。また、実習前オリエンテーションにおいては、学生が起こしやすい具体的な事故の特性、学生の責任、学生としての事故の対応について十分に説明して指導する。

(3)学生が起こす可能性があると想定される事故

①対象者に関する事故：転倒、転落、誤薬、損傷、配膳ミス、患者・家族への誤った説明など対象者個々の疾病特性、身体障害の程度、治療方法、心理状態などを考慮して、学生の看護技術の提供は行われなければならないことを学生に自覚させる。自身の学習や技術が不足していないか、自己点検させる。

②学生に関する事故：針刺し損傷、切創、伝染性疾患の感染、消毒薬等による皮膚損傷、患者・家族からの暴力など定期健診は必ず受けるように促すとともに、学生自身が健康管理に十分留意するよう、自身の健康をチェックする習慣、何らかの健康障害の徴候を自覚したときの対応を、本学に就学した時から身につけるための教育を行う。実習中は、スタンダードプリコーションに準じた感染防止対策を学生に遵守させる。学生の受け持ち患者の選定にあたっては、学生に対応可能な対象を受け持てるよう、実習担当教員と臨地実習指導者とで十分に相談する。なお、学生自身が感染源とならないため、実習前までに感染症対策を指導する。

（資料12－1　臨地実習におけるインシデント・事故報告書（学生））

（資料12－2　臨地実習におけるインシデント・事故報告書（教員））

7　取得可能な資格

所定の教育課程を履修し、必要な単位を取得し卒業することで、看護師国家試験受験資格を取得することができる。

その他、所定の卒業要件を充足したうえ、保健師課程所定の単位をすべて修得し、卒業することで、保健師国家試験受験資格を取得することができる。ただし、本課程の定員は 10 名である。また、保健師免許を取得した者で、卒業後に個人で申請することにより養護教諭二種免許、第一種衛生管理者を取得できる。（すべて国家資格）

８．入学者選抜の概要

入学者受け入れの方針

本学部のアドミッションポリシーは以下の通りである

・他者と誠実に関わることができる人

・人間関係を構築し、発展させることができる人

・社会の一員としての自覚と責任感のある人

・高等学校までの学習内容を理解しており、日々の学習習慣が身についている人

・将来、生涯にわたって自己の看護を発展させ、看護学の発展に寄与する熱意のある人

このアドミッションポリシーに基づき、本学部では、看護職者（看護師・保健師）を目指し、自立への志強く、向上心豊かで誠実に努力する人材を受け入れるよう努めるものとする。

（１）総合型選抜（13 名）

総合型選抜はＡ日程、Ｂ日程の２回実施する。一次選考（A 日程:8 月下旬、B 日程:9 月中旬）として、エントリーシートに学科からの問いかけを 4 項目 200 文字ずつ書き、看護職に対する関心度や文書表現力等を確認する。一次通過者は 1,500 文字程度の課題レポートを出願時に提出し、二次選考（A 日程:9 月上旬、B 日程:10 月上旬）として長時間（30 分間）の個人面談をおこなう。併せて出願時に高等学校の調査書の提出を求め、学力の三要素「知識・技能」「思考力・判断力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を複数の教員で評価し、本学が求める学生像のマッチングに留意し、適性、意欲、関心等を多面的・総合的に判定する。

（２）学校推薦型選抜（指定校制）（15 名）

指定校制は 11 月上旬に実施する。特定の指定高校を対象に、出願条件を満たした生徒で「看護職に対して確かな目的意識を持ち、学ぶ姿勢を大切にしている」と認められ、人物ともに優れていると判断された生徒を推薦してもらい、複数の教員による個人面接試験で判定している。

（３）学校推薦型選抜（公募制）（32 名）

公募制はＡ・Ｂ・Ｃの３日程を設定し、A 日程は 11 月上旬、B 日程は 11 月下旬、C 日程は 12 月中旬に実施する。高等学校長の推薦を受けた志願者に、学力試験（国語、英語、数学から１科目選択）と複数の教員による個人面接試験を課す。学力試験は高等学校の基礎的な内容を問うもので「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を評価する。面接試験では「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を複数の教員で評価し、出願時に提出する調

査書で学習成績の状況も加味して、看護職にふさわしい適性を備えているかを、多面的・総合的に判定する。

（４）一般選抜（30 名）

A・B・C の 3 日程を設定し、A 日程は 1 月下旬、B 日程は 2 月下旬、C 日程は 3 月上旬に実施する。いずれの日程も、看護学の修得に必要な学力を評価するため 2 科目を課す。2 科目の内訳は文系科目の国語と英語から 1 科目、理系科目の理科と数学から 1 科目の選択となる。また、高校学校の調査書も参考にし、知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性を判断している。

（５）社会人入試（若干名）

多様性の観点から、社会経験のある入学者を受け入れるため、社会人特別選抜を 11 月下旬と 2 月下旬に実施する。ここでの社会人の定義は、入学年の 4 月 1 日現在満 23 歳以上で、3 年以上の社会経験（正社員・アルバイト・家事等）がある者とする。選抜方法は、出願時に志望動機書（600 字程度）を提出したうえ、小論文と複数の教員による個人面接で判定する。

既修得単位がある場合は、本学の開講科目に読み替えができるかをシラバスで確認し判定する。

（６）スポーツ推薦入試（若干名）

本学の定める「スポーツ推薦基本原則」を尊重し、大学教育を受けるために必要な基礎学力を有し、本学への入学を熱望し、入学後も学業と両立させる強い意志を持つ者を対象とした入試を 12 月下旬と 2 月に実施する。

一次審査はスポーツ活動実績証明書を基に判定し、二次審査は小論文と複数の教員による個人面接で判定する。入学後は、本学指定強化クラブ（女子ソフトボール部）に入部し、スポーツ推薦入試奨学金の給付を受け、原則 3 年間活動する。（4 年次は奨学金の給付はないが、任意で活動継続も可能）

※学力試験の科目は以下の通り

国語 ： 国語総合（近代以降の文章）、現代文 B

英語 ： コミュニケーション英語Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅱ、英語表現Ⅰ

数学 ： 数学Ⅰ、数学 A

理科 ： 化学基礎・生物基礎

化学基礎・化学

生物基礎・生物

【保健師選択制】

保健師を将来の職業として真剣に捉える学生を対象として、保健師教育を展開する。保健師課程教育は、希望者から10名を選抜して行う。選抜の時期・方法等は、以下のとおりである。

なお、保健師は選択制で①定員は10名であること、②年間履修登録に上限（52単位）を設けることから必修科目は配当年次に修得する必要があること、③保健師課程を希望する学生には必修となる科目が２年次より開講されること、④選択基準を満たさない限り、選抜試験を受験出来ないことについては、入学時の履修ガイダンスより繰り返し説明を行うとともに、文書をもって案内を行う。

① 選抜の時期：２年次後期終了時

② 選択基準：１年次および２年次開講科目のうち、全ての必修科目の単位を修得し、ＧＰＡ２．５以上なおかつ、下記５科目の単位を修得していること。

科目名	単位
保健統計学	2
個人・家族・集団・組織の援助論Ⅰ	2
公衆衛生看護活動展開論Ⅰ（地域保健）	2
公衆衛生看護活動展開論Ⅲ（産業保健）	1
公衆衛生看護活動展開論Ⅳ（学校保健）	1

③選抜方法：筆記試験および面接

９　教員組織の編成の考え方及び特色

（１）　教員組織の編成の考え方

看護学部看護学科（以下、本学部）では、人々の誕生から死までにおける健康上の様々な課題及び関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献すること、および対象の健康の回復・増進のために必要な基礎的知識と基本的技術を修得し、看護師として生涯成長するための基盤となる資質と能力を持った看護師および保健師を養成する目的から「解剖・生理学」、「看護学」、「公衆衛生学」の分野における教育上、研究または実務上の優れた知識、能力および実績を有する専任教員を配置する。

看護学部看護学科では、「教育課程の編成の考え方及び特色」を先述しているように、開講科目を「基礎教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」の３郡に分けており、「専門基礎科目」においては、実習病院の医師が内科、外科、小児科、産婦人科、精神科の各専門の科目を担当している。内科、外科においてはさらに疾患別の医師が担当している。看護の「専門科目」においては、それぞれの分野において、研究業績及び実務経験を有する教授・准教授を配置しており、開講される「専門科目」すべての科目を本学部看護学科専任教員が担当している。

以上のことから、本学部の教育研究上の教員組織の編成は本学部が目的とする人材養成において適切なものである。

（２）教員の確保と配置

本学における教員の採用等にあたっては、①教育研究業績、学会及び社会における活動、教育研究についての見識と、②本学園の建学の精神と教育理念に関する理解等を総合的に考慮することとする。

新設する看護学部看護学科は既設の健康科学部看護学科を改組するため、教員組織も改組前の分野を引き継ぐこととしており、開設時の専任教員は、教授 10 名、准教授 5 名、講師 10 名、助教 4 名の計 29 名である。看護師、保健師教育に必要な専門科目について、実務経験豊かな教員を配置している。

（３）研究分野、実務経験者、保有学位の状況

本学部は「看護学」を研究対象分野とし、看護師、保健師を養成するため、研究対象分野の研究実績はもとより、実践的指導力を持つ実務経験者の配置を重視している。

本学部の専任教員のうち、実践的指導力を持った教員経験者は、専門基礎分野の准教授 1 名を除いては、全員が看護師免許を取得し、それ以外に助産師免許の取得者 2 名、保健師課程の教員４名が保健師免許の取得者である。

そのうち、現職を経て、専任教員のうち、博士号を持つ教員は 12 人、修士号を持つ教員は 17 名である。個々の専任教員は、それぞれの分野における実務家経験の業績を十分に満たし、研究活動も継続的に活発に行っている。

（４）教員の年齢構成

看護学部の開設時における職位別の年齢構成は、教授の平均年齢は約 62.4 歳、准教授は 約 54.8 歳、講師は 54.0 歳、助教は約 46.0 歳となっている。年齢バランスについては、30 歳代から 70 歳代まで分布している一方で、５０歳代から６０歳代が半数以上を占めている状況にあるとともに、特に経験豊富な教員を採用する必要があることから６５歳以降の教員がやや多い傾向にある。教員の定年については満 65 歳と定めているが、特に必要とする場合には 65 歳以上の者を「特別任用教員」として採用している。また、特定の目的達成に必要とされる有意な人材を雇用できるよう「雇用の特例に関する規程」も整備していることから、完成年度までの教育研究体制を維持できるようにするとともに学年進行中にも優れた教育研究業績を有する新たな人材が確保できるようにし、教員組織の構成を考慮のうえ適正な人事を行うこととしている。

高齢である教員が多い傾向にあるため、新規人事を起案する際、専門分野に合致し、教育・研究力をもつ比較的若い候補者を募集・採用することとする。募集時の選考過程においては、十分な募集期間と選考日程を確保しつつ、教育・研究業績審査、本学の教育理念に適う人物であるかどうかを主眼とする面接審査、模擬授業などの評価を総合的に審査しながら補充人事を行い、バランスのとれた年齢構成になるよう留意する。

（資料 13：特別任用教員規程）

（資料 14：雇用の特例に関する規程）

１０　研究の実施についての考え方、体制、取組

（１）　大学における研究の推進

本学における研究活動の推進等については研究推進規程の定めるところによるが、研究の実施形態は、個人研究、共同研究及び外部応募研究であり、個人研究及び共同研究は学内経費により、外部応募研究は科学研究費補助金などの外部資金によりそれぞれ研究が推進されている。

個人研究については、学長に研究計画を提出したうえで、教員個人研究費の配分を受けて研究を実施し、研究報告を学長に提出する体制としている。個人研究については、所属分野から逸脱しない範囲で研究テーマの自由な設定を可能とするとともに、個人研究の情報を共有し共同研究推進の一助にもしている。

学内における研究の活性化のために、学長裁量経費による研究推進事業の公募を行っており、共同研究の支援事業、スタートアップ研究促進事業、科学研究費補助金申請奨励事業

に対し必要な支援経費を措置している。

学長裁量経費などによる研究状況については、学内シンポジウムや講演会を通じて研究報告を実施し、研究の一層の進展に資することにしている。

また、科学研究費補助金については公募時期、種目などの学内説明会を開催のうえ変更点や留意点を説明し応募の奨励をするとともに、企業等の研究助成金などの情報を教員に周知するなど、外部資金獲得に向けた取組を行っている。

（資料 15：研究推進規程）

（２） 看護学科における研究

（研究体制）

看護学科における研究分野は、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学、在宅・公衆衛生看護学の 7 分野である。各分野には教授を 1 名～2 名、准教授、講師、助教をそれぞれ配置し研究に従事している。

研究費は、学外の競争的研究費は毎年 1～2 名が採択されている。また、学内経費の個人研究費により各教員は絶えず自分の研究テーマについて研究を継続している。

各教員は、助教が 2 名で 1 研究室、講師以上は各自 1 つの研究室をもち、研究に専念できる環境が確保されている。

（他学科との共同研究）

健康科学部健康栄養学科及び子ども教育学部子ども教育学科との共同研究を行っている。健康栄養学科と看護学科の開講科目の中には両学科の教員が担当する科目もあり、各専門職を担っていく学生の学びに関連した両学科の専門領域にわたる共同研究を現在行っている。子ども教育学科とは小児看護学との共同研究も今後視野に入れている。

（若手研究者の育成 ）

各研究分野の領域で若手の研究者には、専門分野の教授とともに共同研究を行い自立して研究できるようサポート体制をとっている。

１１　施設、設備等の整備計画

１１－１　校地、運動場の整備計画

この度の学部設置計画は、既設の健康科学部看護学科を廃止し、新たに看護学部看護学科を設置するものである。

本学は中心校地である箕面キャンパス（箕面市新稲）と体育館・運動場を有する北摂キャンパス（川西市長尾町）の 2 校地を有する大学である。このため、学生の利便性を考慮の上、各キャンパスの特性を生かした整備を行うこととし、緑豊かなもとで教育研究や地域連携の円滑な展開ができる大学教育にふさわしい環境を整備する。

箕面キャンパスには、本館及び 1 号館から 5 号館までの 6 棟の建物を配置し、講義、実験・実習等の教室や研究室、図書館、食堂などを整備している。

北摂キャンパスには、鉄筋コンクリート造 2 階建ての体育館、運動場、テニスコート 4 面や博物館を整備している。

箕面キャンパスでは、学生が自学・自習など自由に利用できるスペースを確保するとともに空地や中庭に机付ベンチ、ガーデンテーブルを整備し、食事休憩や打合せにも利用できる憩いの環境を提供している。また、北摂キャンパスの体育館にはバスケット、バレーボール、バトミントンのできるアリーナや講義室に加え、各種トレーニングマシンも備え、正課授業はもとより課外活動も行える環境となっており、地域貢献のための利用にも供することとする。

キャンパスごとの面積内訳は、以下のとおりである。

○　箕面キャンパス

校舎敷地：26,244.00 ㎡

○　北摂キャンパス

校舎敷地：10,074.36 ㎡、運動場・テニスコート：20,668.21 ㎡

キャンパス合計：30,742.57 ㎡

１１－２　校舎等施設の整備計画

新設する看護学部教員の研究室については、教育研究に専念できるよう 1 人 1 室（助手を除く）を確保する。また、少人数教育の推進のため、原則として 2 クラス編成の授業展開ができるよう教室の整備を行う。

教員の研究室については、5 号館 19 室（1 階 4 室・2 階 8 室・3 階 7 室）、1 号館 2 室（2 階）、2 号館 4 室（3 階 1 室・4 階 1 室・7 階 2 室）、及び 3 号館 4 室（3 階）を本学部専用部分として充当し、本学部専任教員の研究室とする。

本学部の看護師と保健師の養成に必要な施設として、患者の日常生活、検査・治療を援助する技術など基礎的な技術を身につける「基礎看護実習室」、在宅療養・慢性期・急性期・

回復期・ターミナル期と成人から老年までの様々な患者の状態に合わせた看護を学修する「成人・老年・精神看護実習室」、訪問看護の基本技術、在宅療養者・高齢者への日常生活援助などを実践的に学ぶ「地域・在宅看護実習室」、妊娠・出産・産後の女性や新生児のケア、子どもの健康状態の観察方法と技術を学ぶ「母性・小児看護実習室」などを整備している。

なお、講義室、演習室、コンピュータ室等については、健康科学部及び子ども教育学部と共用し時間割上も使用教室が重なることなく講義運営に支障はない。

さらに、令和 2 年度末の短期大学部の廃止により同部専用教室等は各学部で効果的に利用しているが、改修が必要で未利用となっている教室等についても、新たに学科演習室に改修するなど教育施設の教育の充実を図っていく。

本学部看護学科の授業科目は、基本計画書の添付資料のとおりであるが、改めて一般講義室以外の特別な教室を使用する授業計画の一覧は以下のとおりである。

授　業　科　目	教　　室
プレゼンテーション概論、プレゼンテーション演習、日本語Ⅰ（読解・分析）、情報処理Ⅰ（基礎）、情報処理Ⅱ（応用）、保健統計学、看護研究の基礎（方法論）、災害看護論、個人・家族・集団・組織の援助論Ⅰ、個人・家族・集団・組織の援助論Ⅱ	第１コンピュータ室（本館２１１） 第２コンピュータ室（本館２０６）
健康とスポーツ科学（実技）	リズム室（１号館４０９）
ヘルスアセスメント、基礎看護援助論Ⅰ、基礎看護援助論Ⅱ、基礎看護援助論Ⅲ	基礎看護実習室（５号館１０５）
成人看護学演習Ⅰ（慢性期）、成人看護学演習Ⅱ（急性期）、老年看護学演習、精神看護学演習、地域・在宅看護学援助論、地域・在宅看護学演習	成人・老年・精神看護実習室（５号館３０９）
小児看護学演習、母性看護学演習	母性・小児・看護実習室（５号館２０９）

１１－３　図書等の資料及び図書館の整備計画

本学の図書館は、図書室（3 号館 2 階）453.06 ㎡とメディアセンター（4 号館 3 階）704.40

㎡の合計 1,157.46 ㎡を有している。

図書等の資料については、現在、大学全体で図書約 58,000 冊を所蔵しているとともに、学術雑誌、電子ジャーナル、ビデオやＤＶＤなどの視聴覚資料を整備している。

看護学部開設時における看護学に関する図書、学術雑誌は下表のとおりである。

図書館の機能としては、本学収容定員の 21.5%にあたる 211 席の閲覧座席数を整備しているとともに、サービスカウンター兼レファレンスカウンター、視聴覚コーナー、検索用パソコン２台、コピー機２台を整備している。

また、国立情報学研究所の所蔵目録の検索はＮＡＣＳＩＳ接続システムＣＡＴを利用しており、他の大学図書館等との文献複写や相互貸借等のサービスは同システムＩＬＬを利用し、利用者の活用に供している。

なお、看護学部で完成年度までに、看護と保健に関する学際的な図書や雑誌を 100 冊以上、看護や保健政策に関する国際関係の図書や雑誌を 100 冊以上、看護・保健臨床に関連する図書や雑誌を 100 冊以上さらに増冊する。

○　図書

分類	図書		映像資料	
	和	洋	和	洋
心理学，発達心理学，臨床心理学	48	1	0	0
社会，教育	161	13	15	0
医学	129	14	2	0
基礎医学	183	5	6	0
臨床医学，診断・治療	193	1	2	0
看護学	1976	101	134	0
内科学	367	31	30	0
外科学	181	0	0	0
婦人科学，産科学	126	21	2	0
眼科学，耳鼻咽喉科学	19	0	0	0
歯科学	5	0	0	0

衛生学，公衆衛生，予防医学	247	9	3	0
薬学	25	0	0	0
上記以外	115	7	1	0
合計	3775	203	195	0

○　学術雑誌

看護学科 学術雑誌	**発行所**	**発行頻度**
ＢＲＡＩＮ　ＮＵＲＳＩＮＧ	メディカ出版	隔月刊
ＨＥＡＲＴ　ＮＵＲＳＩＮＧ	メディカ出版	月刊
ＰＥＲＩＮＡＴＡＬ　ＣＡＲＥ	メディカ出版	月刊
エマ・ログ	メディカ出版	隔月刊
看護管理	医学書院	月刊
看護教育	医学書院	隔月刊
精神看護	医学書院	隔月刊
がん看護	南江堂	隔月刊
母性衛生	日本母性衛生学会	季刊
小児看護	へるす出版	月刊
ＣＬＩＮＩＣＡＬ　ＳＴＵＤＹ	メヂカルフレンド社	月刊
看護展望	メヂカルフレンド社	月刊
保健の科学	杏林書院	月刊
月刊ナーシング	Gakken	月刊
プチナース	照林社	月刊
日本看護科学会誌	日本看護科学学会	年刊
日本看護学教育学会誌	日本看護学教育学会	不定期刊
こころの科学	日本評論社	隔月刊
公衆衛生情報	日本公衆衛生協会	月刊
糖尿病ケア	メディカ出版	隔月刊
リハビリナース	メディカ出版	隔月刊
整形外科看護	メディカ出版	月刊

保健師ジャーナル	医学書院	隔月刊
看護研究	医学書院	隔月刊
訪問看護と介護	医学書院	隔月刊
周産期医学	東京医学社	月刊
救急医学	へるす出版	月刊
老年看護学	日本老年看護学会	半年刊
難病と在宅ケア	日本プランニングセンター	月刊
看護	日本看護協会	月刊
日本災害看護学会誌	日本災害看護学会	年３回刊
ナーシングキャンパス	Gakken	月刊
Evidence-Based Nursing	BMJ	季刊
International Journal for Quality in Health Care	Oxford University Press	月刊
Critical Care Nurse	AACN	隔月刊
Advances in Nursing Science	Wolters Kluwer	季刊
American Journal of Nursing	JSTOR	月刊

○　機械器具等

看護学部において教育上必要な機械器具、模型等を下記資料のとおり保有している。

（資料 16　機械器具、模型等の一覧）

１２　２以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

本学は中心校地である箕面キャンパス（箕面市新稲）と北摂キャンパス（川西市長尾町）の２校地を有する大学である。

中心校地である「箕面キャンパス」は、本館及び 1 号館から 5 号館までの合計 6 棟の建物を有し、健康科学部健康栄養学科（入学定員 70 名）、子ども教育学部子ども教育学科（同 80 名）、及び今回改組の看護学部看護学科（同 90 名）における一般授業、実験・実習、演習と一部の体育授業を行っている。

北摂キャンパスには体育館と運動場、博物館を有し、体育の授業、課外活動を行うととも

に、地域貢献のための利用にも供している。また、令和5年4月に介護福祉別科（修業年限2年、入学定員80名）を設置している。

北摂キャンパスで授業を実施する場合、キャンパス間の往来の不便さがあるため、教員が北摂キャンパスに出向くこととし、学生が自宅から北摂キャンパスに通学できるよう考慮している。北摂キャンパスの体育館には研究室があり、授業の準備や指導の記録が可能であるとともに体育館事務室に事務職員を常駐のうえ担当教員や箕面キャンパスとの連絡調整を行い、授業実施に支障がない体制となっている。介護福祉別科については、体育館の講義室等を使用して授業・実習を実施しており、別科教員と体育館事務職員が連携して業務運営にあたっている。

なお、今回新設する看護学部における体育実技・体育講義の授業は、全て箕面キャンパスで開講しているため、学生のキャンパス間の移動の必要はなく、カリキュラムなど時間割編成上支障も生じていない。

また、課外活動などで北摂キャンパスに移動する必要がある場合は、スクールバスを手配することとしており、30分程度の所要時間で移動の負担は少ない。

１３　管理運営及び事務組織

教育研究に関し学長が意思決定を行うにあたり、①学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、②学位の授与に関する事項、③その他教育研究に関する重要事項については、学部教授会が意見を述べることとしている。また、学長を補佐し運営上の諸課題に関し協議するため、学長が主宰する「大学運営推進会議」を設け原則として月に１回開催している。

教授会や大学運営推進会議等各種委員会の一層の連携を図り、学長のリーダーシップの下で、教学マネジメントを確立する。

１３－１　教授会

本学では、健康科学部、子ども教育学部及び看護学部にそれぞれ「教授会」を置き、教授会規程に定める事項を審議するとともに、必要に応じ３学部での合同教授会を開催する。

教授会開催は定例教授会を月１回とし、入試判定教授会などは必要の都度臨時に開催する。

教授会審議事項及び構成員等は「大阪青山大学看護学部教授会規程」による。

（資料 17　大阪青山大学看護学部教授会規程）

１３－２　各種委員会

大学改革等の教学面に係る重要事項については「大学運営推進会議」（構成員：学長、副学長、学部長、学科長、事務局長、その他学長が必要と認めた者）で方針を協議し、教授会に提案する体制を整えている。

上記会議のほか、全学委員会として危機管理委員会、自己点検評価委員会、入試委員会、教務委員会、研究委員会、ＦＤ推進委員会などを設置しており、看護学部においても委員が参画するとともに、学部内に対応する委員会などを組織し教学改革などに取組むこととしている。

１３－３　事務組織体制

大学事務局に総務部、教務部、入試部、学生支援センター、進路支援センター、広報室及び保育教職支援室を置き、教授会や大学運営推進会議等の会議体での審議や協議等の結果を踏まえて、大学全体を円滑かつ適切に運営していく組織体制としている。

厚生補導等の学生対応については、教務部、学生支援センター、進路支援センター等の部署が全学部の学生を対象とする業務を行うほか、学科事務室を学科ごとに設置し、教務や総務・経理及び会議等の運営業務、教員の教育研究支援、所属学生の学修・生活面の支援・指導など、当該学部の円滑な運営を支援する体制を整備している。

１４　自己点検・評価

本学は、教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備等の状況に関し、適切に見直しを行い、その結果に基づき改善に努めていくことが社会の負託に応えることであると考え、学則（第２条）に自己点検・評価を行う旨を明記し、「自己点検評価委員会」を設置のうえ、点検並びに評価を実施している。

評価項目は、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める項目に従い、次のとおりとしている。

〈点検・評価項目〉

１．使命・目的等

２．学修と教授

３．経営・管理と財務

４．自己点検・評価
５．使命・目的に基づく大学独自の「基準」
－大学の建学の精神に基づく専門的職業人の育成－

１４－１　実施体制

本学では、自己点検・評価は全教職員により取り組むことを基本としており、全学的な自己点検・評価は「大阪青山大学自己点検評価委員会規程」に基づき実施している。委員会は学長指名の副学長を委員長として、各学部長、各学科長、各学科選出の教員各１名、委員長が指定する各種委員会の委員長、事務局長、教務部長、学生支援センター長、入試部長、進路支援センター長、情報教育センター長、委員長が必要と認めた者で構成されており、全学科・全部署・関係委員会が連携協力して自己点検・評価に取り組んでいる。

看護学部では、上記の全学委員会に参画するとともに、学部長及び全学委員を中心に学部内での組織的な自己点検・評価を実施することとしている。

１４－２　報告書及び公表

本学では、毎年、学園全体として「事業計画書」を作成し、翌年に事業計画に基づいて実施した事業内容を総括した「事業報告書」を取りまとめ、本学のＨＰに公表している。自己点検評価書は数年のサイクルで取りまとめることとしているが、最新では令和 2 年 6 月に評価書をとりまとめ HP で公表している。また、平成２９年６月に取りまとめた評価書により、第３者評価機関である公益財団法人日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受審し、平成３０年３月に大学評価基準に適合しているとの認定を受けている。この自己点検評価書も本学のＨＰに公表している。

１５　情報の公表

本学は学則第４条において、「教育研究活動等の状況について、広く情報を公開するものとする。」と規定し、情報利用者の利便性に配慮し、ホームページや学園広報誌により教育研究内容を広く公表している。また、財務情報についても、学園の「情報公開規程」により公開に関する事項を定め、ホームページに教育情報とともに公表している。

（資料 18：大阪青山学園情報の公表及び開示に関する規程）

公表している内容は以下のとおりである。

① 大学の教育研究上の目的に関すること。

https://www.osaka-aoyama.ac.jp/about/spirit/

② 教育研究上の基本組織に関すること。

https://www.osaka-aoyama.ac.jp/faculty/

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。

https://www.osaka-aoyama.ac.jp/about/disclosure/

https://www.osaka-aoyama.ac.jp/faculty/professor/

④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。

https://www.osaka-aoyama.ac.jp/about/disclosure/

⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。

https://www.osaka-aoyama.ac.jp/faculty/

⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。

https://www.osaka-aoyama.ac.jp/current/grades/

⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。

https://www.osaka-aoyama.ac.jp/facility/

⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。

https://www.osaka-aoyama.ac.jp/campuslife/tuition/

⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

https://www.osaka-aoyama.ac.jp/career/

⑩ その他

次の事項を公開している。

https://www.osaka-aoyama.ac.jp/about/disclosure/

・認証評価結果及び自己点検評価

・事業報告書

・財務の概要

資金収支計算書、資金収支内訳書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳書、貸借対照表、財産目録等

・予算書

・中期計画

・学則

・寄附行為

・ガバナンスコード

・設置に係る設置計画履行状況報告書

・役員に関する情報（役員数、役員名簿、役員報酬）

・教職員、学生に関する情報

・ハラスメントの防止

・大学等における学修支援に関する法律に基づく情報の公開

１６　教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本学では、教育内容の維持・改善・向上を図るため、全学における「大阪青山大学ＦＤ推進委員会」と、看護学科でも「ＦＤ推進部会」を設け取り組みを計画している。ＦＤ推進委員会では、授業改善に係る基本方針の策定や授業方法の改善、ＦＤ講習会などの企画運営を行っている。また、授業改善のために授業評価アンケートの実施、学長による学生会や各学科学生との懇談会なども併せて実施している。

看護学科においては、毎月開催している定例の学科会議の中で特別な支援ニーズのある学生の情報を共有し、個別課題の最適化と必要時はＦＤ推進部会で研修会を企画している。

講演会の実施、授業アンケートなどの取組は次のとおりであるが、教育の質保証に向けた教育内容等の改善については、今後とも積極的に実施していく。

１６－１　講習会の実施

ＦＤ等に関する講習会（研修会）は、全学的および看護学科が企画して開催されており、テーマに則した専門家を招き実施している。講演テーマはＦＤ推進委員会を中心に検討され選択されているが、ここ数年の実施状況は次のとおりである。

大阪青山大学　全学的 FD 研修会

開催日	講　師	テーマ
平成 30 年 2 月 18 日	京都大学大学院教育学研究科	大学教育の質について

	准教授 服部 憲児	
平成 30 年 3 月 7 日	ラインズ㈱ 近藤 隆秋 アサヒネット㈱ 板井彩希	E ラーニングリネディアル教材サービス「アオドリ」、授業支援ツール活用サービス「respon」に関するレクチャー
平成 30 年 9 月 11 日	大阪大学名誉教授 座古 勝	大学におけるハラスメントと対策
平成 31 年 2 月 18 日	京都大学大学院教育学研究科准教授 服部 憲児	大学教育の質について
令和元年 9 月 3 日	美作大学学長 鵜崎 実	陸の孤島津山市に立地する美作大学、美作短期大学の生き残り戦略
令和 2 年 2 月 14 日	大阪大学名誉教授 座古 勝	大学におけるハラスメントの防止と対策
令和 2 年 3 月 11 日	FD 委員会委員長 萩原 憲二	ティーチング・ポートフォリオの導入について
令和 2 年 4 月 30 日	竹中章勝	Zoom 研修
令和 2 年 5 月 18 日	萩原 憲二・黒澤 祐介	遠隔授業における動画作成について
令和 2 年 8 月 6 日、7 日	萩原 憲二	Teams について
令和 3 年 2 月 16 日	りそな人材サービス部ダイバーシティ推進室 島田 律子	人権啓発研修－LGBTQ 等の人権を学ぶ
令和 3 年 3 月 18 日	学校法人　関西文理総合学園（長浜バイオ大学） 理事長　若林 浩文	日本の大学は今、地方の大学は今 －この時代で教職員がなすべきことは

令和３年 ５月 14 日	大阪青山大学 FD 推進委員 栄養学科：田口修三 子ども教育学科：萩原憲二 看護学科：西山 忠博	授業の効果的なフィードバックの方法
令和３年 12 月２日	池田市総合政策部 SDGs 政策企画課 課長　岩下 晋平	SDGs について
令和３年 12 月 23 日	大阪青山大学 准教授 黒澤 祐介	ティーチング・ポートフォリオについて
令和４年 ３月 10 日	大阪青山大学 副学長 篠原 厚	「全学教育の在り方」～阪大理のカリキュラムを例に～
令和４年 ６月 30 日	大阪青山大学 准教授 黒澤 祐介	ティーチング・ポートフォリオ」「授業アンケート」
令和４年 ９月 29 日	ライフキャリア・アイ社会保険労務士事務所 社会保険労務士 塚田 香織	キャンパスにおけるハラスメント防止について

看護学科　FD 推進部会研修会

開催日	講　師	テーマ
令和元年 ９月 20 日	大阪青山大学 学長 久田 敏彦	「大学教育のあり方について」 ～教えること、学ぶこと～
令和３年 ３月 11 日	大阪大学 教育学習支援部 特任助教 根岸 千悠	オンライン授業入門
令和４年 ３月７日	NPO 法人 QWRC	「LBGTQ 多様な性の基礎知識

	桂木祥子	

１６－２　授業評価アンケートの実施

教育活動の評価として、全ての科目において学生による授業アンケートを前期、後期の授業終了時に実施している。令和4年度からは、スマートフォンから入力できるようにしたことにより、回答率があがっている。授業アンケートの集計結果は、科目担当教員にフィードバックされ、授業改善の報告書として取りまとめ図書館で公開している。

授業アンケートには自由記述も設け、授業評価として、学長、学部長のもとに届けられている。アンケートの結果、改善すべき事項が認められる場合は、担当教員と面談を実施し改善に取り組むことができる体制としている。

入学種別の多様化は、学生の多様化も進めているが、看護師および保健師に必要な学修を習得するには基礎学力が不可欠であり、基礎学力の維持・向上など入学前教育の導入や初年次教育の充実が重要となっている。

１６－３　入学前教育の実施

AO 入試および推薦入試の合格者全員に対し、業者による入学前教育の案内を送り、任意ではあるが入学までの半年から数か月間において高校時の復習について、e ラーニングを用いて実施している。加えて、令和3年度から入学前の3月に入学予定者を大学に招き、大学での模擬講義とグループワークを実施し、生徒の入学前の不安の軽減と大学生活の動機づけを行っている。この入学前教育の成績や実施状況は入学後の担任とチューターに返され、学生指導に活用している。

１６－４　授業見学の実施

令和4年度から、2学部3学科の開講授業を学部・学科を超えて、授業見学し、講師に見学した建設的な感想をフィードバックしている。関心のある科目や自身の科目と関連する科目を見学することにより自分自身の講義にも反映できることから相互に効果が期待できる。

１７　社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

本学では社会的・職業的自律に関する指導体制を明確とするため、学則第５条に規定を整

備し、入学時から自己のキャリア設計を促す教育の実施などの対応を行っている。

１７－１　教育課程内の取組

本学の教育課程でのキャリア教育への取組は、1 年次において、「大阪青山ゼミナール」の中で、本学の教育理念、学科の特徴、4 年間での学びのあり方を学び、大学での学習についての基本的姿勢を涵養し、自主的な学びができるよう指導する時間を設けている。1 年次から「特別時間」（単位外のクラスアワー）や担任教員との個人面談を通して、進路や将来展望への自律的な学びや行動ができるよう指導している。

本学では、資格・免許取得による専門職への就職を中心としているため、実習の取組に力を入れている。1 年次の地域に出向いての実習「地域実習Ⅰ」、病院での実習「基礎看護学実習」、2 年次の「臨床判断看護学実習」で実習をスタートし、多様な現場での実習を実施している。現場での職場体験と合わせて、事前事後の学修とアドバイスを徹底し、自己の職務適性を見定めさせている。

また、就職試験に必要な学力強化の支援として、1 年次より基礎学力の定着を目的とした科目を開講している。本学科では「日本語Ⅰ（読解・分析）」「日本語Ⅱ（口述・記述）」「応用生物学」「応用化学」「実用数学」などの科目を設けている。

１７－２　教育課程外の取組

本学での就職支援は進路支援センターが中核を担い、センターが各学科就職委員会及び保育・教職支援室と連携し支援を展開している。進路支援センターの体制は、職員と有資格者のキャリアコンサルタントとなっており、一般企業や教職関連以外の公務員を志望する学生や医療機関を志望する学生を対象に、保健・医療・福祉分野に関する就職情報の提供や相談・指導などの支援を行っている。

進路支援センターでは、就職支援セミナーとして、履歴書やエントリーシートの書き方、面接試験対策としての集団面接、グループディスカッション、ＯＢ・ＯＧとの懇談会、企業を招聘しての学内企業研究会や企業説明会などを実施している。インターンシップに関しても、学内インターンシップ開催の企画や他大学実施のインターンシップへの参加など、他大学学生と合同で実施している。また、3 年次には、学生の主体的な就職活動を促すよう「就職の手引き」を配布している。さらに、本学科では 3 年次生を対象に実習施設を中心とした合同就職説明会を年に 1 回開催している。

看護師および保健師の資格取得のため、本学科では学生用の研修室（自習室）を整備し、看護師・保健師の国家試験対策情報や採用試験対策の参考書・問題集を自由に閲覧できる環境としている。1年次から低学年模試、2年次・3年次生の模試、4年次には数社の模擬試験を実施している。看護師・保健師国家試験対策として業者の講師を招聘するとともに教員の対策講義を実施している。また担当教員による「願書・エントリーシート・履歴書」の記入指導、面接練習、外部機関による「教員・公務員試験対策講座」を、筆記試験の能力向上を目的に実施するなど、多方面から学生を支援している。

１７－３　キャリアガイダンスの改善・向上方策

卒業前の在校生対象に、年に1回、就職に関する「卒業前アンケート」を実施している。

その結果、2022年度生では93%の学生は進路支援センターを活用しており、進路支援センター及び各学科の就職委員会との連携体制が成果を上げていることから、この体制を一層充実させ、学生の主体的な就職活動を支援していくこととする。

エンロールメントマネジメントの一環として、年に1回3年未満の卒業生対象に「卒業後の就労について」及び就職後3年以内の就職先に対して「本学卒業生の就労について」のアンケート調査を実施している。結果分析を深め、今後もより学生にとって望ましい就職支援を構築する。

（資料19）卒業前アンケート（看護学科）
（資料20）卒業後の就労について（卒業生）
（資料21）本学卒業生の就労について（就職先）

設置の趣旨等の資料目次

資料 1　カリキュラムマップ　・・・・ Ｐ ３

資料 2　履修モデル　・・・・ Ｐ ４

資料 3　実習要綱　・・・・ Ｐ ５

資料 3- 00　看護学臨地実習要綱全領域共通
資料 3－01　2024 年度基礎看護学実習要項
資料 3－02　2024 年度地域実習Ⅰ実習要項
資料 3－03　2025 年度臨床判断看護学実習要項
資料 3－04　2026 年度成人老年看護学実習要項Ⅰ（慢性期）実習要項
資料 3－05　2026 年度成人老年看護学実習Ⅱ（急性期）実習要項
資料 3－06　2026 年度老年看護学実習要項
資料 3－07　2026 年度小児看護学実習要項
資料 3－08　2026 年度母性看護学実習要項
資料 3－09　2026 年度精神看護学実習要項
資料 3－10　2026 年度地域・在宅看護学実習要項
資料 3－11　2026 年度地域実習Ⅱ実習要項
資料 3－12　2027 年度統合実習Ⅰ実習要項
資料 3－13　2027 年度統合実習Ⅱ実習要項
資料 3－14　2027 年度公衆衛生看護学実習要項

資料 4　学生配置表　・・・・Ｐ １８０

資料 4－01　基礎看護学実習学生配置表
資料 4－02　地域実習Ⅰ学生配置表
資料 4－03　臨床判断看護学実習学生配置表
資料 4－04　領域別実習学生配置表
資料 4－05　地域・在宅看護学学生配置表
資料 4－06　地域実習Ⅱ学生配置表
資料 4－07　統合実習Ⅰ・Ⅱ学生配置表
資料 4－08　公衆衛生看護学実習学生配置表

資料 5　実習における事故発生時の連絡体制と対応　・・・・Ｐ １８８

資料 5－1　実習施設内での事故の対応
資料 5－2　実習施設への移動中または帰宅中の事故への対応

資料 6　臨地実習施設一覧　看護師課程、保健師課程　・・・・Ｐ １９０

資料 7　個人情報保護に関する誓約書　学科長宛、病院長宛　・・・・Ｐ １９３

資料８　実習記録等の取り扱いに関する誓約書　・・・・Ｐ　１９５

資料９　実習委託契約書　・・・・Ｐ　１９６

資料１０　実習受け入れ承諾書の写し　・・・・Ｐ　１９８

資料１１　臨地実習同意書　・・・・Ｐ　２８２

資料１２　臨地実習におけるインシデント・事故報告書　・・・・Ｐ　２８３
資料 12－1　臨地実習におけるインシデント・事故報告書（学生）
資料 12－2　臨地実習におけるインシデント・事故報告書（教員）

資料１３　特別任用教員規程　・・・・Ｐ　２８６

資料１４　雇用の特例に関する規程　・・・・Ｐ　２８８

資料１５　研究推進規程　・・・・Ｐ　２９０

資料１６　機械器具、模型等の一覧　・・・・Ｐ　２９４

資料１７　看護学部教授会規程　・・・・Ｐ　２９８

資料１８　情報の公開及び開示に関する規程　・・・・Ｐ　２９９

資料１９　卒業前アンケート（看護学科）　・・・・Ｐ　３０５

資料２０　卒業後の就労について（卒業生アンケート）　・・・・Ｐ　３０９

資料２１　本学卒業生の就労について（就職先アンケート）　・・・・Ｐ　３１４

看護学科カリキュラム（2022年度入学生以降）

☆は保健師課程選択科目

保健師課程（科目一覧表の各区分から抜粋）

1年次		2年次		3年次		4年次	
		個人・家族・集団・組織の援助論Ⅰ☆	公衆衛生看護活動展開論Ⅳ（学校保健）☆	公衆衛生看護管理論☆		公衆衛生看護学実習☆	
		保健統計学☆	公衆衛生看護活動展開論Ⅲ（産業保健）☆	個人・家族・集団・組織の援助論Ⅱ☆		公衆衛生看護活動展開論Ⅴ☆	
			公衆衛生看護活動展開論Ⅰ（地域保健）☆	公衆衛生看護活動展開論Ⅱ（地域保健）☆		保健医療福祉行政論Ⅱ☆	災害看護論☆

看護の統合と発展

1年次		2年次		3年次		4年次	
						統合実習Ⅰ	看護統合ゼミナール
						統合実習Ⅱ	
				看護研究の基礎Ⅰ（方法論）		看護研究の基礎Ⅱ（卒業研究）	
				チーム医療論			国際看護論
				医療安全管理論		看護管理学	看護倫理

看護学の展開

1年次		2年次		3年次		4年次	
				地域・在宅看護学援助論	地域実習Ⅱ		
			地域・在宅看護学概論	地域・在宅看護学演習	地域・在宅看護学実習		
		精神看護学概論	精神看護学援助論	精神看護学演習	精神看護学実習		
			母性看護学援助論	母性看護学演習	母性看護学実習		
			小児看護学援助論	小児看護学演習	小児看護学実習		
			老年看護学援助論	老年看護学演習	老年看護学実習		
		ライフサイクル論Ⅱ	成人看護学援助論Ⅰ（慢性期）	成人看護学演習Ⅰ（慢性期）	成人老年看護学実習（慢性期）		
		ライフサイクル論Ⅰ	成人看護学援助論Ⅱ（急性期）	成人看護学演習Ⅱ（急性期）	成人老年看護学実習（急性期）		
			薬物療法・輸血の看護	がん看護			
				ターミナルケア			
				家族看護			

看護学の基本

1年次		2年次		3年次		4年次	
基礎看護学実習	地域実習Ⅰ	臨床判断看護学実習					
	臨床判断Ⅰ	臨床判断Ⅱ					
基礎看護援助論Ⅰ	基礎看護援助論Ⅱ	ヘルスアセスメント	基礎看護援助論Ⅲ				
看護コミュニケーション論							
看護学概論	看護理論						

専門基礎科目

1年次		2年次		3年次		4年次	
	看護関係法規	公衆衛生看護学概論	疫学	保健医療福祉行政論Ⅰ			
	栄養学	臨床薬理学	疾病治療論Ⅴ（精神科）				
	微生物学	疾病治療論Ⅰ（内科）	疾病治療論Ⅳ（産婦人科）				
生命倫理	人間生活工学	治療食概論	疾病治療論Ⅲ（小児科）				
解剖生理学Ⅰ	解剖生理学Ⅱ	病理病態学	疾病治療論Ⅱ（外科）				

基礎教育科目

キャリア形成
科学的思考の基礎
人間と健康の理解
文化と社会の理解
コミュニケーションと情報

（1年次・2年次）

資料２

看護学部看護学科　履修モデル

		1年				2年				3年				4年			
		前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位
基礎教育科目	キャリア形成	大阪青山ゼミナール	1	プレゼンテーション演習	1												
		プレゼンテーション概論	1														
	科学的思考の基礎	応用生物学	2	生化学	2												
	人間と健康の理解	心理学	2	食と健康	1												
		健康科学概論	1	健康とスポーツ科学Ⅱ（講義）	1												
		健康とスポーツ科学Ⅰ（実技）	1	上方まなび学	2												
	文化と社会の理解	伝統文化の世界	2														
		ボランティア活動論	1														
	コミュニケーションと情報	日本語Ⅰ（読解・分析）	1	英語Ⅱ	1												
		英語Ⅰ	1	情報処理Ⅱ（応用）	1												
		情報処理Ⅰ(基礎)	1	情報リテラシーⅡ（ICT）	1												
		情報リテラシーⅠ	1														
専門基礎科目		解剖生理学Ⅰ	2	解剖生理学Ⅱ	2	病理病態学	2	疾病治療論Ⅱ（外科）	2								
		生命倫理	1	微生物学	1	治療食概論	1	疾病治療論Ⅲ（小児科）	1								
				栄養学	1	疾病治療論Ⅰ（内科）	2	疾病治療論Ⅳ（産婦人科）	1								
				人間生活工学	1	臨床薬理学	2	疾病治療論Ⅴ（精神科）	1								
				看護関係法規	1	公衆衛生看護学概論	2	疫学	2								
専門科目		看護学概論	2	看護理論	1	ヘルスアセスメント	1	基礎看護援助論Ⅲ	2	保健医療福祉行政論Ⅰ	2	成人老年看護学実習Ⅰ（慢性期）	2	統合実習Ⅰ	2	看護倫理	1
		看護コミュニケーション論	1	基礎看護援助論Ⅱ	1	臨床判断Ⅱ	1	成人看護学援助論Ⅰ(慢性期)	2	成人看護学演習Ⅰ（慢性期）	1	成人老年看護学実習Ⅱ（急性期）	2	統合実習Ⅱ	2	看護統合ゼミナール	1
		基礎看護援助論Ⅰ	1	臨床判断Ⅰ	1	臨床判断看護学実習	2	成人看護学援助論Ⅱ(急性期)	2	成人看護学演習Ⅱ（急性期）	1	老年看護学実習	2	看護管理学	1	国際看護論	1
		基礎看護学実習	1	地域実習Ⅰ	1	精神看護学概論	1	老年看護学援助論	1	老年看護学演習	1	小児看護学実習	2	公衆衛生看護活動展開論Ⅴ	2	災害看護論	1
						ライフサイクル論Ⅰ	2	小児看護学援助論	1	小児看護学演習	1	母性看護学実習	2	看護研究の基礎Ⅱ　（卒業研究）			2
						ライフサイクル論Ⅱ	2	母性看護学援助論	1	母性看護学演習	1	精神看護学実習	2				
								精神看護学援助論	1	精神看護学演習	1	地域・在宅看護学実習	2				
								地域・在宅看護学概論	2	地域・在宅看護学援助論	2	地域実習Ⅱ	1				
								薬物療法・輸血の看護	1	地域・在宅看護学演習	1						
										看護研究の基礎Ⅰ（方法論）	1						
										医療安全管理論	1						
										チーム医療論	1						
										がん看護	1						
										ターミナルケア	1						
										家族看護	1						

看護学臨地実習要綱
全領域共通

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大阪青山大学

看護学部　看護学科

大学の教育理念

高い知性と学識と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成。

大学の使命

グローバル化する現代社会にあって我が国の文化と伝統に基づいた感性を磨き、知性、倫理性及び創造性を備えた専門的職業人を育成し、もって地域社会に深く貢献する。

大学の教育目標

高い志をもって努力する専門的職業人を育成すること。

看護学科の教育目標

１．看護実践のために必要な基礎的知識と基本技術を修得し、かつ、これらに対して専門的な関心を持ち、課題を見つけ、主体的に問題解決にあたる能力を身につける。

２．看護を必要とする人を支援し、理解と協力を得ることのできるコミュニケーション能力を身につける。

３．チーム医療の一員として、高い倫理観を持ち、看護職の専門性を発揮しつつ、他職種と協働できる資質を養う。

４．日本文化への造詣を基盤に、将来、国際人として貢献できる素養を身につける。

臨地実習目的

学内で学んだ看護の理論・知識・技術を統合し、対象を総合的にとらえて必要な看護が実践できる基礎的能力を養う。

臨地実習目標

１．あらゆる健康レベルにある対象を総合的に把握し、必要な看護が実践できる基礎的知識・技術を修得する。

２．保健医療チームの一員として、看護職の役割を理解し、関連職種と協働することの重要性を学ぶ。

３．看護実践を通して人間としての尊厳や権利を尊重する態度を養う。

４．看護実践を通して、自らの看護観を養う。

看護学実習の展開（4年間の計画）

科　目	実習時期								実習期間	単位
	1年		2年		3年		4年			
	前	後	前	後	前	後	前	後		
基礎看護学実習	■								1週間	1単位
地域実習Ⅰ		■							1週間	1単位
臨床判断看護学実習			■						2週間	2単位
成人老年看護学実習Ⅰ(慢性期)						■			2週間	2単位
成人老年看護学実習Ⅱ(急性期)						■			2週間	2単位
老年看護学実習						■			2週間	2単位
小児看護学実習						■			2週間	2単位
母性看護学実習						■			2週間	2単位
精神看護学実習						■			2週間	2単位
地域・在宅看護学実習						■			2週間	2単位
地域実習Ⅱ						■			1週間	1単位
統合実習Ⅰ							■		2週間	2単位
統合実習Ⅱ							■		2週間	2単位
(保健師課程)										
公衆衛生看護学実習							■		5週間	5単位

履修の制限

＜臨地実習の履修について＞

臨地実習科目を履修登録するためには、履修登録時までに下表の科目の単位を修得していること

臨地実習科目名	単位修得しておく科目
臨床判断看護学実習	看護学概論、看護理論、看護コミュニケーション論、基礎看護援助論Ⅰ、基礎看護援助論Ⅱ、臨床判断Ⅰ、基礎看護学実習、地域実習Ⅰ
成人老年看護学実習Ⅰ（慢性期）	ライフサイクル論Ⅱ、成人看護学援助論Ⅰ（慢性期）、成人看護学演習Ⅰ（慢性期）
成人老年看護学実習Ⅰ（急性期）	ライフサイクル論Ⅱ、成人看護学援助論Ⅱ（急性期）、成人看護学演習Ⅱ（急性期）
老年看護学実習	ライフサイクル論Ⅱ、老年看護学援助論、老年看護学演習
小児看護学実習	ライフサイクル論Ⅰ、小児看護学援助論、小児看護学演習
母性看護学実習	ライフサイクル論Ⅰ、母性看護学援助論、母性看護学演習

精神看護学実習	精神看護学概論、精神看護学援助論、精神看護学演習
地域・在宅看護学実習	地域・在宅看護学概論、地域・在宅看護学援助論、地域・在宅看護学演習
地域実習Ⅱ	地域・在宅看護学概論、地域・在宅看護学援助論、地域・在宅看護学演習
統合実習Ⅰ	成人老年看護学実習Ⅰ（慢性期)、成人老年看護学実習Ⅰ（急性期)、 老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習、精神看護学実習 地域・在宅看護学実習、地域実習Ⅱ
統合実習Ⅱ	
公衆衛生看護学実習	公衆衛生看護学概論、保健統計学、疫学、個人・家族・集団・組織の援助論Ⅰ、 個人・家族・集団・組織の援助論Ⅱ、 公衆衛生看護活動展開論Ⅰ(地域保健)、公衆衛生看護活動展開論Ⅱ(地域保健)、公衆衛生看護活動展開論Ⅲ(産業保健)、公衆衛生看護活動展開論Ⅳ(学校保健)、公衆衛生看護管理論

※基礎看護学実習と地域実習Ⅰに関しては単位修得しておく科目は設けない。

実習成績と単位認定基準

１）単位認定評価を受けるにあたっては、４/５以上の出席が必要である。

２）公欠は原則認めない。

３）実習成績は、各科目担当教員と実習担当教員が実習評価基準に基づいて評価する。実習状況、実習記録、実習レポート、自己評価表、面接などにより実習目標の到達度に照らしながら、評価表を基に評価を行い、単位の認定を行う。

４）実習の成績評価は 100 点満点とし、それを秀・優・良・可・不可とする。基準は次のとおりである。

評　価	点　数	判　定
秀	90 点以上	合　格
優	80 点以上 90 点未満	
良	70 点以上 80 点未満	
可	60 点以上 70 点未満	
不可	60 点未満	不合格

補習実習について

学校保健安全法に定めるインフルエンザ、水痘、麻疹などの感染症、忌引き、災害など正当な事由が認められる場合、その他、科目責任者が認めた場合、補習実習を受けることができる（ただし、補習実習が必ずしも保証されるものではない)。

再履修について

実習の成績評価が不合格となった場合、その科目は新たに履修登録を行い、再履修することになる。

非常時の臨時休講等に関する取扱い

１．悪天候時

１）午前 6 時までに、居住区と実習場所の特別警報・暴風警報が、発令された時はその日の実習は休講とする。ただし午前 10 時までに解除された場合は、午後、学内演習を行う。

２）実習中に発令された場合、実習担当教員が判断し、学生に指示する。

２．災害等、その他の非常事態（大雪等）により、学生が通学不能または通学困難と認められる場合、臨時休講とするか否かは、その都度決定する。

地震等災害発生時の対応

１．地震発生前

１）　常時、各自で飲料水、非常食を確保しておく。

２）　非常時に安否確認が取れる方法を確認しておく（特に保護者)。

２．地震発生時

１）　揺れがおさまるまで、自身の身の安全を確保する。

２）　指揮・命令は、暫定的に実習場の系統下に入る。

３）　地震がおさまった後、事前に周知された方法で安全に移動し、安否の確認をする。

４）　状況により、応急救護にあたる。

３．常時、自己で危機管理をしておく。

４．各実習開始前に、実習状況に応じた詳細なガイダンスを受け、対応を確認しておく。

５．その他

学生便覧を熟読しておく。

臨地実習にあたっての注意事項

１．実習の基本事項

１）基本姿勢

（１）看護を学ぶものとしての礼節をわきまえた言動で実習に臨む。

（２）対象者から金品を受け取らない。対応に困ったときは、実習担当教員に相談し、対処する。また対象者に学生の個人情報（住所、電話番号

等)
を教えてはいけない。
（３）実習場所には不要なものを持っていかない。
（４）携帯電話の病棟などへの持ち込みは禁止する。
（５）実習に際し、困ったことなど問題が生じた場合は実習担当教員に相談し、指導を受ける。
２）時間厳守
決められた時間より早めに目的地に着くように計画的に行動する。
３）居場所の明確化
（１）やむを得ず欠席、遅刻、早退をする場合は、必ず実習担当教員に本人が直接連絡をする。
（２）実習担当教員や臨地実習指導者に無断で実習場所を離れない。体調不良などやむを得ない理由で、実習場所を離れるときには、必ず実習担当教員・臨地実習指導者に申し出る。
４）服装
医療従事者にふさわしい服装、髪型にする。
５）健康管理
（１）感染対策として抗体価検査を行い、適時ワクチン接種をする。
（２）規則正しい生活・十分な睡眠・十分な栄養の摂取に心掛け、自らの健康管理に常に留意する。
（３）手洗い・うがいを習慣づける。＊必要時、マスクを着用する。
（４）健康に異常のある時は担当教員に相談し、医療機関への受診など早期に対処する。
（５）体調管理：健康観察票を用いて、以下の症状の有無を確認する。
① 発熱
② 呼吸器症状：咳、くしゃみ、鼻閉、鼻汁など
③ 消化器症状：悪心、嘔吐、下痢など
④ 全身倦怠感
⑤ その他の症状
（６）適時、予防接種を受ける。
６）喫煙
実習時間内および実習施設内は禁煙とする。
７）携帯電話の実習先での充電は、「禁止」する。
２．通学方法について
１）原則として、公共交通機関を利用する。
２）詳細は各領域の指示に従うこと。

３．施設・設備の使用について

１）施設の利用については、各施設が取り決めている利用方法に従う。

２）実習施設の使用室および備品などは大切に使用する。破損した場合は必ず実習担当教員もしくは臨地実習指導者に報告する。

３）更衣室・休憩室の清掃は当番を決めて毎日、行う。ごみの処理は各施設の取り決めに従う。

４）持ち物はすべてロッカーに入れ、置き放しにしない。ただし貴重品は、なるべくもってこないか、身につけておく。

４．各種事故、感染に対する対応

実習においては対象者の安全に留意して行動する。また自己の身を守ることも重要である。これについては臨地実習における医療安全確保と事故対応に関するマニュアル(資料１)を参照。

個人情報の取り扱いについて

１．看護師の守秘義務（資料２）

医療分野における個人情報については、保健師助産師看護師法第 42 条 2 において「保健師、看護師または准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知りえた人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師または准看護師でなくなった後においても、同様とする。」と守秘義務規定が設けられている。守秘義務違反は犯罪であり、「保健師助産師看護師法第 42 条 2 規定に違反して、業務上知りえた人の秘密を洩らした者は、懲役 6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。」が適用される。

２．臨地実習における個人情報保護（資料３）

平成 17 年 4 月より「個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法)」が全面施行され、医療分野においても、その取扱いの体制や管理方法、持ち出しのルールの設定などが検討されている。

看護学生は免許を持たない無資格者であるが、ケアの対象者に看護学生であることを伝え、対象者の同意を得て看護者の指導・監督の下に看護ケアに参加している。実習において、学生は対象者に必要なケアを提供することを前提に、対象者の個人情報である診療録や看護記録を閲覧し、実習記録にも反映させている。したがってその取扱いには十分な注意が必要である。

メールやソーシャルネットワークサービス等の利用時も守秘義務を徹底する。

３．臨地実習における個人情報の取得上の注意点

１）対象者から同意が得られた場合のみ、個人情報を知ることができる。

２）カルテ、画像等を閲覧する場合、所定の場所以外へは持ち出さない。

３）カルテ等の複写は禁止する。

４．電子カルテ利用時の注意点

１）各施設の取り決めに従ってアクセスを行う。

２）電子カルテの閲覧は受け持ち対象者のみとする。

３）電子カルテへの書き込みはしない。

４）電子カルテの内容の印刷は禁止する。

５）ログインしたまま、終了せずに放置しない。

５．実習記録等への記載

１）看護ケアに必要な情報を厳選したうえで記録する。

２）個人情報は匿名化・符号化して扱う。

３）実習記録を自己の学習以外の目的で使用しない。

６．実習記録物の管理（資料４）

１）実習記録物はファイリングし、用紙の欠落がないようにする。

２）実習記録には学生名を記載し、責任をもって保管する。

３）個人を特定する情報（住所、氏名、電話番号、生年月日、病院名、病棟名、家族歴や遺伝情報など）は記載しない。

４）施設外での記録物の使用は、原則として大学内および自宅とし、それ以外での使用は避ける。また第三者が周囲にいる場所（スクールバスの車中を含む）で、不用意に対象者や実習施設の話はしない。

５）実習記録物、メモ類等の置き忘れ、遺失、盗難などに十分注意する。
置き忘れ、遺失、盗難に気付いた場合は、速やかに実習担当教員に報告する。

６）カンファレンスなどで資料化する場合は、個人が特定できないよう配慮する。また資料の複写は、施設または学内の所定の場所で行う。コンビニなどでの複写は禁止する。複写の際、コピー機に原稿を残さず、すべて持ち帰る。用いた資料は実習担当教員が回収する。

７）実習中に使用したメモ類は、責任を持って取扱い、実習終了後、シュレッダーにかけ処分する。

8)実習終了後､実習記録の保管･管理については実習担当教員の指示に従う。

７．臨地実習における誓約書と受け持ち患者の同意に関すること（資料５、６、７）。

１）臨地実習に際しては誓約書に氏名・押印して実習施設の長に提出する。

２）受けもつ対象者には、十分な説明を行い、同意を得る。

（１）家族が付き添っている場合は、同様の説明を家族にも行い、同意を得る。

（２）対象者の意思決定が困難な場合には、家族に十分な説明を行い、原則として文書で同意を得る。

2024年度
基礎看護学実習
実習要項

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大阪青山大学
看護学部　看護学科

基礎看護学実習

＜　目　次　＞

Ⅰ．　実習目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

Ⅱ．　実習目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

Ⅲ．　履修の要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

Ⅳ．　実習方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

Ⅴ．　実習記録と様式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

Ⅵ．　評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

Ⅶ．　実習を行う上での留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

Ⅷ．　その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

資料　実習記録用紙（見本） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

Ⅰ．実習目的

１．対象者を取り巻く療養環境を理解し、看護援助における根拠と意義を考えることができる。
２．実習を通して、これから看護を学ぶための動機を明確にし、基本的姿勢を養うことができる。

Ⅱ．実習目標

１．対象者が生活している場の環境（療養環境）が理解できる。
1) 病院の理念・基本方針・組織・療養環境について、主体的に調べまとめることができる。
2) 既に修得した知識を想起し、オリエンテーションを通して、病院が地域住民に果たす役割を説明できる。
3) オリエンテーションや病院施設の見学、環境の観察、カンファレンスを通して、対象者が生活している場の環境について考えることができる。
4) 既に修得した知識を想起し、療養環境が対象者に与える影響について考え、説明できる。

２．対象者・家族との関わりを通して、看護におけるコミュニケーションの意味と方法を理解できる。
1) コミュニケーション技法に基づいて、対象者・家族とのコミュニケーションが実践できる。
2) 対象者・家族に自分が伝えたいことを伝えることができる。
3) 関わりを通して、対象者の疾患や治療、療養生活に対する気持ちを考えることができる。
4) 関わりを通して、看護におけるコミュニケーションの意味と必要性を考えることができる。

３．看護援助の見学を通して、看護業務の内容を学び、看護の役割と責務を考えることができる。
1) 看護業務を見学し、看護業務の目的やその根拠について調べることができる。
2) 看護業務の見学を通して、看護業務の内容を理解し、看護の役割について考えることができる。
3) 看護援助の見学を通して、看護者と対象者・家族との援助関係について考えることができる。
4) 看護援助の見学や体験を通して、看護が対象者に与える影響をふまえて、看護の責務について説明できる。

４．実習に主体的に取り組み、学びを深めることができる。
1) 実習生として責任ある行動を理解し、実践できる。
2) 実習生として責任ある態度を理解し、実践できる。
3) 実習に関わる医療職者や指導者との関係を構築でき、積極的に質問できる。
4) 自分が見たこと、感じたこと、考えたこと、行ったことの意味を考えることができる。
5) カンファレンスを通して、自分の考えを表現することができる。
6) グループメンバーとの相互の尊重と協調的態度をとれる。
7) 実習には積極的、主体的に取り組み、学びを深めることができる。
8) 実習を通して、これから看護を学ぶための動機を自分自身の言葉で説明できる。

Ⅲ．履修の要件

１．臨地実習履修の要件

看護学概論、看護コミュニケーション論、基礎看護援助論Ⅰ、解剖生理学Ⅰ、健康科学概論を修得していることが望ましい。

２．個人情報の保護に関する誓約

「個人情報の保護に関する誓約書」「実習記録等の取り扱いに関する誓約書」を看護学科長宛に、および「患者様の個人情報の保護に関する誓約書」を実習施設長宛に提出している。

３．事前課題

1) 既習科目の復習

実習開始までに「看護学概論」「看護コミュニケーション論」「基礎看護援助論Ⅰ」の科目を復習する。

2) 看護技術

実習開始までに既修得の基礎看護技術を復習し、教員の確認を受ける。

Ⅳ．実習方法

１．実習期間・単位数および実習時間

1) 実習期間：2024 年 8 月 26 日（月） ～ 2024 年 8 月 30 日（金）

2) 単位数（時間数）：1 単位（45 時間）

3) 実習時間：9 時 00 分～16 時 30 分

２．対象学生

１年生　90 名（Aクラス　45 名　、Bクラス　45 名）

３．実習病院と配置数

表１．実習病院と学生配置数

グループ	学生数	病院名
1～4G	20 名	
5～8G	20 名	
9～12G	20 名	
13～16G	20 名	
17～18G	10 名	

４．実習スケジュール

月日	曜日	概　　要
8 月 26 日	月	臨地実習（学生カンファレンス）
8 月 27 日	火	臨地実習（学生カンファレンス）
8 月 28 日	水	学内（中間振り返り・技術練習）
8 月 29 日	木	臨地実習（最終カンファレンス）
8 月 30 日	金	学内（実習まとめ・個別面談）

≪臨地実習１日のタイムスケジュール≫

時間	概要
8:50　～　9:00	出席確認・実習記録の確認・伝達事項 病棟での申し送りの見学・1 日の目標の発表
9:00　～ 15:30	病棟での看護援助の見学及び実施、学生カンファレンス ＊木曜日のみ　最終カンファレンス
15:30　～ 16:30	記録の整理と 1 日の振り返り・評価

５．学内でのオリエンテーション

1）基礎看護学実習 ガイダンス①　　　6 月中旬

臨地実習とは何か、学生の心構え、個人情報の保護、事前学習等について説明する。

2）基礎看護学実習 ガイダンス②　　　7 月中旬

実習担当教員の紹介、実習要項の説明、記録の書き方、カンファレンスの方法
実習配置等について説明する。

3）基礎看護学実習 直前ガイダンス　　8 月 22 日（木）9：00～16：30

実習要項の再確認、実習施設の説明、事前学習の確認、カンファレンスの方法と演習、
日常生活援助の演習を行う。

６．実習施設でのオリエンテーション

実習施設において、実習初日の午前中に、施設の概要、看護部の理念、病院・病棟の特徴などの説明を受ける。

７．実習展開

<table>
<tr><th></th><th></th><th>日々の実習目標</th><th>実習内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1日目（病院実習）</td><td>午前</td><td>・ 実習目的、実習目標をふまえた自己目標を明確化し、説明できる。
・ 病院の理念・基本方針・組織等を学び、病院の果たす役割を考え、自分自身の言葉で説明できる。
・ オリエンテーションや病院施設の見学を通して、対象者が生活している場としての療養環境について考えることができる。</td><td>・ 病院オリエンテーション
【場所】
・ 病院内の見学
・ 病棟への挨拶</td></tr>
<tr><td>午後</td><td>・ 環境の観察、カンファレンスを通して、対象者が生活している場としての療養環境について考えることができる。
・ 見学を通して、看護におけるコミュニケーションについて考えることができる。
・ 見学を通して、看護業務の内容を学ぶ。
・ 主体的に取り組み、自分が感じたこと、考えたこと、行ったことの意味を考えることができる
・ 他者の意見を尊重し、共に自分の考えを表現することができる。</td><td>・ 病棟オリエンテーション
・ 病棟内の見学
・ 看護援助（看護・治療・処置）の見学
・ 患者－医療者間のコミュニケーションの観察
・ 担当患者への挨拶とコミュニケーションの試み
・ 学生カンファレンス
・ 病室環境の観察と測定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2日目（病院実習）</td><td>午前</td><td>・ 1 日目の実習における体験をふまえた自己目標を明確化し、説明できる。
・ 対象者とのコミュニケーションを通して、対象者の疾患や治療、療養生活に対する気持ちを聴くことができる。
・ 関わりの中で、自分が対象者に伝えたいことを伝えることができる。
・ 見学を通して、看護業務の内容を学ぶ。
・ 見学を通して、対象者の健康上の課題について考えることができる。</td><td>・ 看護援助（看護・治療・処置）の見学
・ 患者－医療者間のコミュニケーションの観察
・ 担当患者への挨拶とコミュニケーションの試み
・ 病室環境の観察と測定</td></tr>
<tr><td>午後</td><td>・ 健康上の課題が対象者の療養生活や行動に及ぼす影響について考えることができる。
・ 見学を通して、看護業務の内容を学ぶ。
・ 主体的に取り組み、自分が感じたこと、考えたこと、行ったことの意味を考えることができる
・ 他者の意見を尊重し、共に自分の考えを表現することができる。</td><td>・ 看護援助（看護・治療・処置）の見学
・ 患者－医療者間のコミュニケーションの観察
・ 病室環境の観察と測定
・ 担当患者への挨拶とコミュニケーションの体験
・ 学生カンファレンス</td></tr>
</table>

資料３-01

		日々の実習目標	実習内容
3日目（学内）	午前・午後	・　１日目、2 日目の実習体験をまとめ、看護者として自分の在り様（態度）を考えることができる。 ・　健康上の課題が、対象者の療養生活や行動に及ぼす影響について説明できる。 ・　見学や関わりを通して、看護援助を明確にし、その根拠と意味を考えることができる。 ・　実習目的、実習目標をふまえ、3 日目以降の自分自身の課題を明確化し、自己学習を進めることができる。	・　全体発表会（中間） ・　実習における体験をふまえた考察 ・　課題に対する自己学習 ・　翌日の実習に向けて事前学習または技術演習 【場所】
4日目（病院実習）	午前・午後	・　これまでの実習における体験をふまえ、残された課題に対して自己目標を明確化し、説明できる。 ・　対象者がどのような環境で生活しているか説明できる。 ・　関わりの中で、対象者の疾患や治療、療養生活に対する気持ちを聴くことができる。 ・　関わりの中で、自分が対象者に伝えたいことを伝えることができる。 ・　関わりを通して、看護者として自分の在り様（態度）を考えることができる。 ・　健康上の課題が、対象者の療養生活や行動に及ぼす影響について説明できる。 ・　看護者としての役割と責務を考えることができる。 ・　看護援助を体験し、対象者の反応を踏まえて、看護援助の根拠と意味を考え、深めることができる。 ・　実習を振り返り、学んだことや課題を自分自身の言葉で表現することができる。	・　療養環境の観察と考察 ・　患者情報の取得 ・　看護援助（看護・治療・処置）の見学と体験 ・　患者 - 医療者間のコミュニケーションの観察 ・　担当患者への挨拶とコミュニケーションの実践 ・　最終カンファレンス
5日目（学内）	午前・午後	・　実習を振り返り、学んだことや課題を自分自身の言葉で表現することができる。 ・　実習目的、実習目標について達成した内容を具体的に記述し、自己評価できる。 ・　自分が見たこと、感じたこと、考えたこと、行ったことの意味を考え、他者に共有することができる。 ・　他者の意見を尊重し、共に自分の考えを表現することができる。	・　実習の振り返りとまとめ ・　実習を総括し、看護者として自分の在り様（態度）を考えることができる。 ・　全体発表会（最終） ・　個別面談 【時間・場所】 ・　記録提出（時間厳守）

８．実習の進め方

1） 行動計画

① 前日に行動計画表（様式１）に１日の実習の目標および計画（今日の実習を通して何を学びたいか、そのためにどのような準備をしてきたか）を記入し、当日簡潔に発表する。

② 発表した計画に対して、実習指導者および実習担当教員から指導を受ける。

③ 指導を受けた内容を青のボールペンで行動計画表に記入する。

④ 発表後、実習ファイルを所定の場に置く。

2） 看護援助の実施

担当患者とのコミュケーションやその他の看護援助を実施する場合は、実施の前に実習指導者あるいは実習担当教員の指導をうけて実施する。また次の点を考慮して実施する。

① 事前に、コミュニケーションや援助の目的を明確にして実施すること。

② 実施にあたって、対象者の理解にあわせて説明し、同意を得てから行うこと。

③ 実施にあたって、対象者の安全・安楽を考慮すること。

④ 実施にあたって、対象者のプライバシー保護を考慮すること。

⑤ 終了後は、速やかに実習指導者あるいは実習担当教員に実施内容、対象者の様子を報告し、指導をうけること。

９．学生が経験できる基礎看護技術

- コミュニケーション技術　－言語的コミュニケーション・非言語的コミュニケーション
- 環境調整技術　－環境整備・ベットメイキング
- 感染予防の技術　－手洗い・手指消毒

１０．　カンファレンス

1）　目的（学生カンファレンス）

学生が実習を通して体験したこと・感じたことを、グループのメンバーと共有し、意見交換を行うことで、看護に対する自分なりの考えを深める。またカンファレンスを通して、看護に対する自分の意見や考えを他者に伝達する能力を養う。

	司会	書記	備考
実習 1 日目			
実習 2 日目			
実習 3 日目			*全体で各 2 名選出
実習 4 日目			
最終日			*全体で各 2 名選出

2)　学生カンファレンス（30 分）

① 実習１日目・2 日目に実習病棟単位で 14：30〜16：30 の時間帯で 30 分程度実施する。

② カンファレンスのテーマは、「その日に見たこと、感じたこと、体験したこと、学んだこと」とし、グループメンバーの意見を聞いて、新たに感じたこと、疑問に思ったことなどを学生間で主体的に共有し、意見交換する。

③ 実習開始前に司会・書記を決定しておく（毎回、交代で担当する）。

④ その日の司会者は時間・場所・進行について、事前に実習指導者・実習担当教員と調整し指導を受け、内容をグループメンバーに伝える。

⑤ グループメンバー各々が意見交換する内容をあらかじめ明確にした上で、カンファレンスに臨む。意見交換は学生主体で進めるが、実習指導者、担当教員も参加し、必要時、助言、指導を行う。

⑥ 意見交換した内容は、書記が記録用紙（様式４）に記録し、終了後、実習担当教員に提出する。

3)　最終カンファレンス（40 分）

① 臨地実習最終日（木曜日）の学生カンファレンスは最終カンファレンスとして行う。

② 最終カンファレンスのテーマは、「基礎看護学実習における学び」とし、実習を通して学んだことについて、具体的な体験をもとに発表する。

③ 実習開始前に司会・書記を決定しておく。

④ その日の司会者は時間・場所・進行について、事前に実習指導者・実習担当教員と調整し指導を受け、内容をグループメンバーに伝える。

⑤ グループメンバー各々が意見交換する内容をあらかじめ明確にした上で、最終カンファレンスに臨む。意見交換は学生主体で進め、最後に実習指導者、看護部長、看護師長、担当教員の順で講評を行う。(約 10 分)

⑥ 意見交換した内容は、書記が記録用紙（様式４）に記録し、終了後、実習担当教員に提出する。

Ⅴ．実習記録と様式

1．行動計画表（様式１）

1)　日々の実習の学習目標および学習行動の計画を立案したもの。

2)　学習目標は、学生自身がその日に行わなければならない学習の到達目標を設定する。

3)　行動計画は、学習目標を達成するためのその日の行動を計画したもの。

4)　行動計画の修正や変更がある場合には、その都度青色のペン等で記載し、実際に行動した内容を振り返ることができるようにする。

5)　実習指導者や受け持ち看護師、担当教員から受けた指導・助言などを簡潔に記載する。

6)　１日の振り返りには、実習を通して感じたこと、気づいたこと、考えたこと、学んだことを率直に記載する。また実習指導者や実習担当教員より指導・助言を受けた内容を青のボールペンで記載する。

7)　実習終了時に実習指導者、実習担当教員より指導・助言を受けた内容をもとに、翌日に向けての取り組みを明確にする。

２．学びの記録（様式２）

1)　学びの記録は、日々の実習を通して特に印象に残った経験を取り上げ、学びを深めるもの。

2)　「説明されたこと・見学したこと・体験したこと」について 5W1H を活用して具体的に記載する。その後「それらの意味や意図、目的について調べたこと」を、適宜教科書やテキストを活用して理解を深める。

3)　その過程で「わかったこと・理解できたこと」と「わからなかったこと」を具体的にし、「わからなかったこと」については「わかるための方法・対策」も考えて記載する。

4)　翌日実習開始時に、実習指導者と実習担当教員に提出し、指導・助言を受ける。

5)　学びの記録は実習を通して、最低４枚は記入する。

３．プロセスレコード（様式３）

1)　プロセスレコードは、日々の実習を通して特に印象に残ったコミュニケーションを取り上げ、自己を振り返り、学びを深める。

2)　コミュニケーション事例は、対象者・家族との関わりや、見学させていただく看護援助の中で看護師との関わりのうち、一場面を取り上げる。

3)　翌日実習開始時に、実習指導者と実習担当教員に提出し、指導・助言を受ける。

4)　学びの記録は実習を通して、最低１枚は記入する。

４．自由記録（様式４）

・　必要な事前学習、自己学習した内容をまとめて記録するもの。

５．カンファレンス記録（様式５）

・　カンファレンスの討議内容を記載するもの。書記の担当者が記録し、カンファレンス終了後実習担当教員に提出する。

６．基礎看護学実習　実習目標と学びの記録（様式６）

1)　実習開始前に基礎看護学実習を通して自分自身の実習目標を明確にするため、具体的に目標を立案する。

2)　実習最終日に学内で、実習目標のなかで達成できたこと・実習を通して感じた自分自身の課題（改善するべきこと）・今の思い・今後、学びたい内容を率直に記載し、実習担当教員に提出する。

資料３-01

プロセスレコード　記載例

再構成する場面：
受け持ち患者さんへの朝の挨拶をするため、病室を訪室した。

再構成する理由：
○月○日○時、朝の挨拶を行うため対象者の病室へ伺った際に、患者さんより無愛想な態度を取られてしまった。患者さんの対応を受けて、自身が動揺したのと同時に、自身の対応が適切であったかを振り返る必要性を考えた。

相手	自分		自分の行動の分析・考察
相手の言動、状況	どう読み取ったか どう考えたか	自分の言動、状況	
①訪問時、臥床している。私の訪問に関心を向けることなく、うつろな目つきで天井を眺めている。	②寝ている訳ではない。昨日と何だか様子が違うなー。 何なんだろう？とりあえず、声かけしてみて反応をみてみようかな。そうしよう。	③「おはようございます。」 いつもどおりのトーンにて、声かけする。	②③日常的に行われている朝一の訪室である。いつもと違う雰囲気に疑問を抱きつつ、とりあえずの様子を探ろうとしている。
④「・・・・・・」無言。天井を向いたまま、こちらを振り向く素振りも見せない。	⑤返事くらいしてくれてもいいじゃないか。こんなんだと、朝から自分まで不機嫌になりそうだ。よーし、ここはもう一度、声かけして様子を見てみるとするか。	⑥「おっはようーございまーす。」 先ほどよりも高いトーンにて、元気のよい声を発する。 ⑦発言に合わせて、Ａさんに身を寄せた。	⑤～⑨対象が何も反応を示さなかったことに、自身が不満を抱いている。何かしらの反応が聞けたら嬉しいという単純な思いから、再度、声のトーンを上げての声かけ行動に移行したが、そのような軽率な行動が対象者の機嫌を損ねる結果を招き、自身も動揺に陥っている。不可解な場面に遭遇したのであれば、対象者の置かれた状態を考慮しながら、「お休みになっているところで申し訳ありません」等の丁重な姿勢と声かけが必要であった。
⑧こちらを振り向く。 「朝から大声を張り上げないでくれないか！」	⑨怒らせてしまった。どうしよう。謝った方がいいのかな？理由を聞いた方がいいのかな？私を避けているのかな？		
		（続く）	

分析・考察から見えたこと
患者さんは、いつもは愛想よく挨拶してくれる礼節のある方であったが、この日はいつもと様子が違っていた。患者さんは、昨夜、手術の実施が言い渡されたばかりのところであり、私は、患者さんの直近の出来事に関心を向けることなく、安易な訪問、挨拶を行ってしまった。大きな決定が下された直後というのは、現実の受け入れができないことも少なくなく動揺するものである。こんなときは、元気よく挨拶するより、対象を心配しているという受容的・共感的な態度で気持ちが伝わるような、穏やかな対応が必要な場面であったと振り返る。無言であった時点で、いつもと違う何かをサインとして受け取れるはずである。また、朝の訪問の際には、深夜帯の様子を知り得た上で訪問すべきであり、対象の心情をある程度把握した上での対応が適切と言える。・・・・・・・・（続く）

７．健康観察票

・実習１週間前から、実習中（土日も含め）毎朝、日々の健康状態をチェックし、自己の健康管理を行う。体調不良を感じたときにはその都度、記載し、報告する。

（記入例）

健康観察票

学籍番号： 0123456　　氏名： 青山　花子

月日	時間	体温	症状	左記以外の症状	対応	印
8/9	8：30	36.5℃	なし 鼻汁・鼻閉・咽頭痛・ 咳・頭痛・下痢・嘔吐	なし		
8/10	8：15	37.9℃	なし 鼻汁・鼻閉・咽頭痛・ 咳・頭痛・下痢・嘔吐	なし 腹痛あり	本日近医を受診し、処方された内服薬を服用した。	
			なし 鼻汁・鼻閉・咽頭痛・ 咳・頭痛・下痢・嘔吐	なし		

８．実習メモ

実習で療養環境や対象者との関わりから得られた学び、指導内容を記録する場合など必要に応じ一時的にメモを使用する。実習で使用するメモは以下の通りとし、各自で実習前に準備する。

1）　ユニフォームのポケットに入る(15×10 ㎝)のサイズで、リング状の綴やミシン目の細工がしていないものを準備する。

2）　表紙には、大学名、学籍番号、学生氏名を明記する。

3）　穴あきパンチで片隅１ヵ所に穴をあけ、穴にらせん状またはリールのついたひもを付け、ユニフォームのベルト部分に装着し、実習中、装着したまま使用する。

4）　個人情報保護のため、上記以外のメモ帳の使用は禁止する。

９．記録の方法と提出

1）　記録の方法

①　すべての実習記録は、実習用２穴ファイルに綴じて携帯し、保管する。

②　実習ファイルの表紙には、実習名、大学名、学籍番号、学生氏名を明記する。

③　実習ファイルの背表紙には実習名、学生氏名を明記する。

④　実習記録は鉛筆・シャープペンシル（できればHB）で書き、自筆とする。

⑤　指導・助言をうけ、修正等を加える場合には青のボールペンで記載するか、新たに用紙を追加し修正を行う。自分で複製はせず、用紙の追加は実習担当教員に依頼する。

⑥　メモをとる際にはボールペンを使用する（キャップの紛失防止のため、キャップのない製品を使用する)。

⑦　患者に関する情報を実習記録や実習メモなどに記載するときは、必要な情報のみに限定し、個人が特定されないよう匿名や記号化して記載する。

表２　実習記録の記載例

情報の種類	個人情報例	記載方法	特定されにくい記載例
氏名	青山義雄	記号化	A さん、A 氏
生年月日	1964 年 5 月 5 日	記載しない	記載しない
年齢	57 歳	年代のみ	50 代
住所	大阪市北区	記載しない	記載しない
職業	大阪青山大学	職種のみ	教員（事務職員）
入院病院	青山総合病院	記号化	A 病院

2)　記録の提出

実習終了後、指示された方法でファイルに綴り、提出期限内に実習担当教員に直接手渡しで提出する。提出する記録物は、以下の通り。

①　基礎看護学実習　自己評価表　－１枚
②　基礎看護学実習　実習目標と学びの記録　－１枚
③　基礎看護学実習　行動計画表　－３枚
④　基礎看護学実習　学びの記録　－３枚
⑤　基礎看護学実習　プロセスレコード　－１枚
⑥　自由記録（事前学習含む）　－適宜
⑦　健康観察票
⑧　実習メモ（紐をはずして提出すること）

提出期限　8 月 30日（金）　12:00～17：00

＊　提出期限を過ぎると受理しない。万一、提出期限を守れない諸事情があるときは、事前に実習担当教員に相談する。
＊　提出場所は実習担当教員の指示に従う。

Ⅵ. 評価

１．自己評価

1)　最終日に基礎看護学実習自己評価表（様式７）を活用し、実習目標に基づいて、振り返りを行う。
2)　実習最終日の面談までに、基礎看護学実習評価表に自己評価を記載しておく。
3)　実習最終日に実習担当教員と個別に面談を行う。

２．最終評価

自己評価を参考に、教員評価、実習記録、実習への参加度を総合的に評価する。

Ⅶ. 実習を行う上での留意事項

１． 実習生としての行動と態度

1) 責任ある行動

① 実習時間を厳守し、余裕をもって実習に臨む。
② 施設および病院内を移動するとき、廊下では端を歩行し、患者や家族、医療者を優先する。また緊急事態の対応を妨げない。
③ わからないことや困ったことは、速やかに実習指導者や実習担当教員に相談する。
④ 実習時間中に実習場所を離れる場合、実習指導者・実習担当教員に所在を明確にしておく。
⑤ 実習指導者や実習担当教員の許可を得ずに勝手な行動をしない。

2) 責任ある態度

① 施設内では、患者さんや病院職員の方々に挨拶と丁寧な言葉遣いを心掛ける。
② 学生同士は私語、談笑を慎み、お互いに「姓」を呼ぶ。
③ 廊下やエレベーター、病室、階段等での足音や話し声に注意する。
④ 施設内では、通路をふさがない。また、壁にもたれたり、地面に座り込んだりしない。
⑤ 実習中は携帯電話の電源を切り、病棟には持ち込まない。
⑥ 患者や利用者からの贈り物（手紙、食べ物、物、現金等）は受け取らない。
⑦ 患者や利用者に対し、学生個人の住所や電話番号、mail アドレス等を知らせない。

3) 身だしなみ

① 実習中は大学指定のユニフォーム、ナースシューズを着用する。ただし、実習施設の外に出る時はユニフォームを着替える。
② 髪の色は指示されたカラーレベルまでとする。
③ 化粧は健康的なものにする。
④ アクセサリー類（指輪、ネックレス、イヤリング、ピアス、バレッタ等）はつけない。
⑤ カラーコンタクトは使用しない。

4) 清潔の保持

① 施設、病棟での入退室時には、必ず手洗いを行い、清潔を保持する。
② ユニフォームやナースシューズは頻回に洗濯し、毎日、清潔なものを着用する。
③ 頭髪は襟につかないようにまとめ、前髪の長い場合にはピンでとめる。
④ 腕時計は感染予防のため、腕に着用しない。
⑤ 爪は短く切り、患者を傷つけない長さに整え、マニュキュアはしない。

5) 健康管理

① 自宅で体温測定を行い、健康観察票に記入してくること。毎朝、健康状態を含めて実習担当教員に報告すること。（体調不良等あれば、すぐに実習担当教員に相談すること）
② 実習中に体調不良を自覚したら、速やかに近くの実習担当教員または実習指導者に相談すること。
③ 急病・けがに備えて保険証のコピーを準備しておく。

２．実習記録の取り扱い

1) 実習記録は、実習病棟で指定された場所に、整理して置く。
2) 実習記録を持ち運ぶ時は、必ず指定のファイルに綴じた上でカバン等に入れ、第三者の目に触れないよう細心の注意を払う。
3) 実習記録は指定された記録用紙にのみ記録し、それ以外の用紙を使用しない。
4) 実習記録は手書きとし、パソコン・携帯・スマートフォン等の電子媒体は絶対に使用しない。
5) 実習記録類はコピーしない。
6) 実習メモは、紛失しないように注意し、実習終了後はシュレッダーにかけるなどして細かく刻んで破棄する。
7) 実習記録類の紛失時は、直ちに実習担当教員に報告し、指示を受ける。
8) 実習記録は、実習施設内、学内または自宅において自筆で作成する（登下校の途中や、公共の交通機関、飲食店などで記述、作成は絶対にしない）。
9) 記録用紙は修正液の使用や、紙の貼付は行わない。訂正する場合には、修正箇所に二重線を重ね、空欄に修正を加える。
10) 記録用紙は、指示のない限り裏面は使用しない。

Ⅷ. その他

１．欠席・遅刻時の対応

やむを得ず欠席・遅刻する場合や体調不良の場合には、原則として学生本人が実習担当教員に、事前に連絡する。

学内日　　　始業時（8：50）までに看護学科事務室に連絡する。
臨地実習日　　連絡時間　8：20～8：50 までの間

実習施設	実習担当教員	電話番号

２．実習施設への移動

1) 自宅から病院までの移動は、公共交通機関を利用する。交通費は自己負担等する
2) 実習施設への自動車・オートバイ・原付・自転車の使用は認めない。
3) 自宅から病院までの服装は、黒か紺のスーツを基本とする。女子学生は白ブラウス、黒か紺のスカート又はパンツを基本とする。男子学生は白シャツ、黒か紺のスラックスを基本とする。運動靴の使用は可。（ブーツは使用不可）

３．更衣室・学生控室の使用

1) ロッカーは病院から貸与される。鍵は厳重に管理し、持ち帰らない。
2) ゴミは持ち帰り、病院や通学途中のゴミ箱には捨てない。
3) 常に整理整頓を心掛ける。清掃は実習担当教員の指示に従い、毎日実施する。
4) 携帯電話は、電源を切るあるいはマナーモードにして、ロッカーに入れる。
5) 実習に最低限必要な持ち物のみ持参し、貴重品は持参しない。
6) 実習２日目以降は各自で来院し、更衣室へ行くこと。使用が認められた通路以外は使わない。

様式１

基礎看護学実習　行動計画表

年　　　月　　　日（　　　）　学籍番号＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本日の学習目標		
時間	行動計画	実習指導者や受け持ち看護師、 担当教員から受けた指導・助言など
9 時 10 時 11 時 12 時		
13 時 14 時 15 時 16 時		
1 日の振り返り （説明・見学・体験など実習を通して感じたこと、気づいたこと、考えたこと、学んだこと）		

様式１

１日の振り返り （説明・見学・体験など実習を通して感じたこと、気づいたこと、考えたこと、学んだこと）

本日の学習目標に対する振り返り

大阪青山大学　看護学部　看護学科

様式２

基礎看護学実習　学びの記録　No.＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日（　　）　学籍番号＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿

説明されたこと・見学したこと・体験したこと（具体的な内容）

それらの意味や意図、目的について調べたこと

わかったこと・理解できたこと

様式３

プロセスレコード

No.＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日（　　）　学籍番号＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

再構成する場面：   再構成する理由：

相手	自分		自分の行動の 分析・考察
相手の言動、状況	どう読み取ったか どう考えたか	自分の言動、状況	

分析・考察から見えたこと

大阪青山大学　看護学部　看護学科

様式４

自由記録（　　　　　　　　　　　　　　　　）　No.＿＿＿＿＿＿

年　　　月　　　日（　　　）　学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大阪青山大学　看護学部　看護学科

様式5

カンファレンス記録

資料３-01

月　　　　日（　　　）　　　　司会＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　書記＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【出席者】
【テーマ】
【このテーマを選んだ理由】
【内容】

大阪青山大学　看護学部　看護学科

基礎看護学実習　実習目標と学びの記録

年　　　月　　　日（　　　）　学籍番号＿＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【実習前】看護師についてどのようなイメージを持っていますか？

【実習前】基礎看護学実習Ⅰにおける具体的な実習目標

実習目標のなかで達成できたこと

実習を通して気づいたこと、考えたこと、学んだこと

はじめて看護学生として臨床現場を体験して感じたこと

【実習後】あなたは、どのような看護師になりたいと思いますか？

大阪青山大学　看護学部　看護学科

様式 7

2024年度　基礎看護学実習　自己評価表

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿グループ

実習病院＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　実習病棟＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　遅刻・欠席＿＿＿＿＿日

評価項目	評価
１．対象者が生活している場の環境（療養環境）が理解できる。	
1）病院の理念・基本方針・組織・療養環境について、主体的に調べまとめることができる。	5　4　3　2　1
2）既に修得した知識を想起し、オリエンテーションを通して、病院が地域住民に果たす役割を説明できる。	5　4　3　2　1
3）オリエンテーションや病院施設の見学、環境の観察、カンファレンスを通して、対象者が生活している場の環境について考えることができる。	5　4　3　2　1
4）既に修得した知識を想起し、療養環境が対象者に与える影響について考え、説明できる。	5　4　3　2　1
２．対象者・家族との関わりを通して、看護におけるコミュニケーションの意味と方法を理解できる。	
1）コミュニケーション技法に基づいて、対象者・家族とのコミュニケーションが実践できる。	5　4　3　2　1
2）対象者・家族に自分が伝えたいことを伝えることができる。	5　4　3　2　1
3）関わりを通して、対象者の疾患や治療、療養生活に対する気持ちを考えることが　できる。	5　4　3　2　1
4）関わりを通して、看護におけるコミュニケーションの意味と必要性を考えることができる。	5　4　3　2　1
３．看護援助の見学を通して、看護業務の内容を学び、看護の役割と責務を考えることができる。	
1）看護業務を見学し、看護業務の目的やその根拠について調べることができる。	5　4　3　2　1
2）看護業務の見学を通して、看護業務の内容を理解し、看護の役割について考えることができる。	5　4　3　2　1
3）看護援助の見学を通して、看護者と対象者・家族との援助関係について考えることができる。	5　4　3　2　1
4）看護援助の見学や体験を通して、看護が対象者に与える影響をふまえて、看護の責務について説明できる。	5　4　3　2　1
４．実習に主体的に取り組み、学びを深めることができる。	
1）実習生として責任ある行動を理解し、実践できる。	5　4　3　2　1
2）実習生として責任ある態度を理解し、実践できる。	5　4　3　2　1
3）実習に関わる医療職者や指導者との関係を構築でき、積極的に質問できる。	5　4　3　2　1
4）自分が見たこと、感じたこと、考えたこと、行ったことの意味を考えることができる。	5　4　3　2　1
5）カンファレンスを通して、自分の考えを表現することができる。	5　4　3　2　1
6）グループメンバーとの相互の尊重と協調的態度をとれる。	5　4　3　2　1
7）実習には積極的、主体的に取り組み、学びを深めることができる。	5　4　3　2　1
8）実習を通して、これから看護を学ぶための動機を自分自身の言葉で説明できる。	5　4　3　2　1

評価基準　５：よくできた　４：ほぼできた　３：少しできた　２：少し努力が必要　１：かなり努力が必要

実習を終えて、理想の看護師に近づくために、自分自身の課題や、これから学んでいきたいこと

大阪青山大学　看護学部　看護学科

2024 年度

地域実習Ⅰ実習

実習要項

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大阪青山大学

看護学部　看護学科

Ⅰ　実習目的

１．地域で生活する人々の地域環境、生活環境について学ぶ。
２．地域包括ケアシステムの構築への地域活動について学ぶ。
３．地域で生活する人々の健康を支える保健医療チームの一員として活動する看護専門職の役割について考える。

Ⅱ　実習目標

１．地域で生活する人々の地域環境・生活環境と健康との関連について学ぶ。
２．地域包括ケアシステムの意義・地域で行われている活動について学ぶ。
３．看護専門職の役割について考える。

Ⅲ　行動目標

１．各施設の機能・役割について説明を受け、地域で生活する人々の健康や生活を支える活動について学ぶ。
２．地域で生活する人々とのコミュニケーションや地区視診を通して、地域環境、生活環境について学ぶ。
３．カンファレンスを行い、学びを集約する。

Ⅳ　実習方法

１．単位数：1 単位（45 時間）
２．実習時期：1 年次後期
３．実習期間：令和　年　月　日（　）～　　月　日（金）
４．実習時間：原則として、9：30～15：00　現地集合、現地解散。
５．実習施設：(1) 箕面市ライフプラザおよび稲ふれあいセンター
(2) ヒューマンプラザ（桜が丘人権文化センター）と老人憩いの家
(3) 5 地区
①箕面 1～8 丁目、西小路 1～5 丁目　②新稲 1～7 丁目、桜が丘 1～5 丁目
③船場西、東 1～3 丁目、西宿 1～3 丁目、④白島 1～3 丁目、坊島 1～5 丁目
⑤彩都 1～8 丁目、粟生新家 1～5 丁目
のうちいずれか 1 地区の地区踏査
６．事前オリエンテーション：令和　年　月　日　実施
７．実習体制：グループ毎に実施
８．実習に関するオリエンテーション：令和　年　月　日（ ）　　10：00～15：00
９．学内まとめ　　：令和　年　月　日（ ）　　9：00～16：00
10．**施設の概要**
1）**箕面市ライフプラザ**：箕面市総合保健福祉センター、介護老人保健施設、箕面市立病院、医療保健センターが設置されている施設

2) **稲ふれあいセンター**：平成 25 年 4 月 1 日にオープンした複合施設であり、社会福祉法人ひじり福祉会が運営する「ゆずの郷」(小規模特別養護老人ホームなど)と箕面市立多世代交流センターが一体している施設

3)　　　　　　　　　　　　　　　　　：人権の大切さや周辺コミュニティの場として、地域住民の自立と交流を深めるとともに文化・教養の向上を図る施設

＜学内まとめ＞

１．日時：　　月　　日（　）　9:00～12:00　テーマカンファレンス
　　　　　　　　　　　　　　　13:00～16:00　個人レポート作成

２．学習のねらい

１）地域で生活する人々の健康を支える保健医療チームの一員として活動する看護専門職の役割について実習で学び得た内容を発表し合う機会とする。

２）看護学を学ぶものとして、今後の自己課題の発見につながるような学習の機会とする。

３．カンファレンス

１）テーマ：「実習から学んだ、看護専門職の役割」

２）進め方：各施設で体験したことや学んだこと、考えたことを発表する。発表された内容をもとに、看護専門職の役割について話し合う。カンファレンスは、担当教員のサポートを受けながら、学生が主体的に運営する。

４．個人レポートのテーマ

「実習での自己の学びと課題」

５．個人レポートの作成方法

１）実習で学んだことやテーマカンファレンスで話し合われた内容などを振り返り個人で作成する。
A4 サイズ横書き　40 字×30 字　2 枚程度

２）パソコンを使用する。

３）個人名や施設の固有名は特定されないように記載する。例：A 保健師、B 施設、C 氏など

４）職名や施設名は、正しく記載する。例：看護師（士ではない)。

Ⅴ　留意事項

１．学生としての自覚と責任ある態度(礼儀・言動・健康管理・服装など)で、積極的に実習する。
２．服装は学生らしく、清潔で動きやすいものとする。
　原則) 上：華美でないポロシャツ
　　　下：黒または紺、グレーのズボン（ジーンズ生地不可）
　　　靴：かかとが低く音がしない、歩きやすく着脱が容易で地味なもの（ハイカット不可）
　　　鞄：地味なもの
３．実習に要する交通費、印刷費等は各自が負担する。
４．臨地実習および学内まとめの際には、名札を必ず着用する。

Ⅵ　実習記録

実習内容は、所定の用紙に記録する。

１．実習日誌（様式 1）　１人 3 枚（1 日 1 枚×3 日間）
　・日々の実習目標を設定し、行動計画を立案のうえ前日までに記入する。その日の実習内容と考察（カンファレンス時の内容を含む）について、目標を振り返りながら記録し、翌朝提出する。
２．カンファレンス記録（様式 2）
３．自己評価表（様式 3）
４．表紙：1 枚

実習記録の提出は、以下の順番で綴じて、　月　日　時までに〇〇に提出する。

１．表紙
２．実習日誌（様式 1）：（１人３枚を実習した日付の早い順にする）
３．カンファレンス記録（様式 2）：（リーダーの実習記録に綴る）
４．地区視診ガイドライン及び地区視診記録（様式 3）：（個人作成１枚、グループで作成したものはリーダーの記録と一緒にする）
５．自己評価表（様式４）：（１人１枚：評価内容について評価基準に沿って評価する。評価理由も明記する）
６．個人レポート　２枚

Ⅶ　実習評価

実習評価は、実習態度（20%）、実習記録（30%）、臨地でのカンファレンス・テーマカンファレンスの参加度（20%）、個人レポート（30%）とし、これらを総合して評価する。

地域実習　様式１

実習日誌

実習施設	学籍番号	氏名

月　　　日（　　　　）	実習場所	午前	午後

	実習内容・学習目標 （何を学びたいのか具体的に記入）	学んだこと・感じたこと・考えたこと （目標に沿って体験や指導内容から考察したこと）
午前		
午後		

教員からの助言

地域実実習　様式2

カンファレンス記録

実習施設：　　　　　　　　実習日時：　　　　　　　　　　　　　　実習グループ NO：

テーマ：
司会者：　　　　　　　　　　　　　記録者： 参加者：
教員からの助言（必要に応じて学生が記述する）

地区視診ガイドラインおよび地区視診記録　　実習年月日：　　　　　場所：

実習ｸﾞﾙｰﾌﾟ NO：　　　　学籍番号：　　　　　　氏名：

項目	項目の内容	地区の様子
１．家屋と街並み	家屋・屋内・集落の様子、家屋の素材や建築方法、古さ、一般状態、周囲の家々の状況、町並みの様子、住宅の密度、どういう地域か、どんな人が住んでいるか	
２．広場や空き地の様子	田畑・公園・空き地などの広さと室、そこにあるもの、持ち主、使用者、使用状況、空間の印象を中心に	
３．集う人々と場所	集う場所・時間・集団の種類とその印象／人々が集まっている場所とその集 団の特徴、集まって何をしているのか、目的は何か、時間や閉鎖性はどうか	
４．社会サービス機関	社会サービス機関の種類、機関の目的、利用状況、建物の様子、どんな人が利用しているか、具体的に何が行われているか	
５．交通事情と公共交通機関	車や道路の状況、混雑状態、信号・横断歩道・踏切の有無と様子、公共交通機関の種類、利便性、主な利用者、経路、時刻表など	
６．医療施設	医療機関の種類と規模、診療科名、特徴、建物の様子、地区との密着度、立地場所、開業時間、休日など	
７．店・商業施設	住民の買い物の場所、区域内や近隣の商業施設の種類や特徴、利用者の特徴、商業施設までの交通、利用している人やその状況	
８．街を歩く人々	集まっているのではなく周囲にいる人、どんな人がいるか、格好や印象、その地域でどんな人を見かけるか、時間帯や行き交う人々の特徴や印象	
９．地区の活気と住民自治	地域の発展・衰退の状況と住民自治組織の活動状況／活気があるか、自治会の活動を示す看板・掲示板・ポスター・チラシの有無、ゴミ・ゴミ置き場の様子、地域の清潔さ、清掃状況、環境美化など	
１０．人びとの健康状況を表すもの	住民の健康状況を表すものがあるか／自然災害や交通事故の発生、伝染性疾患・風土病等の疾患の有無、医療機関までの距離と利便性、健康に影響しそうな環境的リスクの有無など	

＜地区視診から考えた地域の概況および健康との関連＞

地域実習　様式4

自己評価表

評価内容	評価点	評価の理由
１．地域で生活する人々の健康や生活を支える活動について学ぶことができた。	A　B C　D	
２．地域で生活する地域環境、生活環境について学ぶことができた。	A　B C　D	
３．能動的な姿勢で主体性をもって実習に臨むことができた。	A　B C　D	
４．学生として、相手を尊重した言葉遣いや対応ができた。	A　B C　D	
５．実習にふさわしい身だしなみを整えることができた。	A　B C　D	
６．実習時間を守って行動できた。	A　B C　D	
７．カンファレンスでは建設的な意見を述べることができた。	A　B C　D	
8. 記録は考察を中心にまとめることができた。	A　B C　D	
＜出席状況＞ ・欠席日数　　　日 ・遅刻　　　日 ・早退　　　日		
＜教員の意見＞　＜評価点数＞		

＜評価基準＞

A：大変よくできる（少しの助言でできる／目標が十分達成できた）

B：よくできる（ある程度の援助でできる／目標の到達度が８割程度である）

C：部分的にできる（かなりの助言を得て援助できる／目標の到達度が６割程度である）

D：できない（援助を受けてもできない／目標の到達度がほとんど認められない）

2025年度
臨床判断看護学実習
実習要項

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大阪青山大学
看護学部　看護学科

臨床判断看護学実習
＜　目　次　＞

Ⅰ.　実習目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

Ⅱ.　実習目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

Ⅲ.　履修の要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

Ⅳ.　実習方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

Ⅴ.　実習記録と様式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

Ⅵ.　評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

Ⅶ.　実習を行う上での留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

Ⅷ.　看護師の秘密保持義務と個人情報の保護 ・・・・・・ 17

Ⅸ.　その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

資料：看護学科カリキュラム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

資料：看護技術の学習方法および実習終了時の到達水準　20

資料：2025年度　臨床判断看護学実習　評価表・・・・・・・ 21

資料：2025年度　臨床判断看護学実習　評価基準・・・・・ 22

Ⅰ．実習目的

療養中の対象者に対して、療養環境を整え日常生活上の支援を行うために、看護過程を適用し、対象者の健康上、看護上の問題を明確にし、その解決のための援助を通して問題解決思考と看護実践の基礎的能力および臨床判断能力を養う。

Ⅱ．実習目標

１）療養中の対象者の療養環境を理解し、適切な判断と調整できる。
（１）環境の観察、カンファレンスを通して、対象者が生活している場の環境について考えたことを表現できる。
（２）療養中の対象者の療養環境について適切な判断し、根拠を明確にして調整できる。
２）コミュニケーション技法に基づいて適切に実践し、対象者との援助関係に気づき、良好に発展させる意義を考え、表現できる。
（１）コミュニケーション技法に基づいて、対象者とのコミュニケーションを実践し、対象者・家族の訴えや話を傾聴することができる。
（２）対象者・家族に自分が伝えたいことを伝えることができる。
（３）関わりを通し、看護におけるコミュニケーションの意義を考え、説明できる。
３）対象者の毎日の状況に基づいて、臨床判断を実践し、適切な看護援助や対応を考えることができる。
（１）主観的・客観的双方を含む複数の情報を、毎日、観察・記録できる。
（２）複数の情報や知識を関連づけて、対象者の状態を説明できる。
（３）対象者の複数の情報に基づいて、その日の行動計画を考え、説明できる。
（４）対象者の反応によって、その日の行動計画を見直し、調整することができる。
（５）行った看護援助を振り返り、良かった点・悪かった点を明確にし、改善していくための具体策を考えることができる。
４）対象者の個別性を尊重した看護過程の展開ができる。
（１）対象者の健康上の問題を推測するために、系統的に情報収集できる。
（２）得られた情報の健康からの逸脱を判断し、統合的に捉え、看護上の問題を推論・分析できる。
（３）推論、分析した問題から適切な看護診断を特定し、優先順位を決定できる。
（４）特定した看護診断の内、日常生活行動に関する診断について、到達目標と評価日を設定し、初期計画を立案できる。
（５）初期計画に沿って安全・安楽・自立に留意した援助を実施できる（説明できる）。
（６）看護援助の実施前、実施中、実施後の対象者の反応について、ＳＯＡＰ方式で適切に記録できる。
（７）対象者の状態や症状の変化に応じて目標、計画を修正し、必要時、追加する。
（８）実施した看護を振り返り、要約する。
５）対象者・家族を人として尊重し、その尊厳を守る言動がとれる。
（１）対象者・家族に対して丁寧な挨拶や言葉遣い、行動ができる。
（２）対象者・家族の訴えや話を傾聴し、責任を持って誠実に対応できる。
（３）対象者・家族に関するプライバシーの保護や個人情報を厳守できる。
６）医療チームの一員としての自覚と責任を認識し行動できる。
７）グループメンバーとの相互の尊重と協調的態度をとれる。
８）実習には積極的、主体的に取り組み、学びを深めることができる。
９）自己の看護実践を客観的に評価し、課題を明確にすることができる。

Ⅲ．履修の要件

１）臨地実習履修条件

１年次の必修科目（看護学概論、看護理論、看護コミュニケーション論、臨床判断Ⅰ・Ⅱ、地域実習、基礎看護学実習、基礎看護援助論Ⅰ、Ⅱ）を修得していること。

また２年次の必修科目（臨床判断Ⅱ、ヘルスアセスメント、疾病治療論Ⅰ、臨床薬理学）が望ましい。（学生便覧　参照）

２）個人情報の保護に関する誓約

「患者様の個人情報の保護に関する誓約書」を実習施設長及び学科長宛に提出している。

３）事前課題の実施

（１）既習科目の復習

・実習開始までに以下の科目を復習する。

「臨床判断Ⅰ・Ⅱ」、「基礎看護援助論Ⅰ・Ⅱ、ヘルスアセスメント」

特に、臨床判断Ⅰ・Ⅱについては事例展開の方法を復習し、実習時の活用に備える。

（２）基礎看護技術

・既修得の「日常生活援助技術」を復習し、実習ガイダンスにて教員の確認を受ける。

Ⅳ．実習方法

１．実習期間・単位数および実習時間

１）実習期間　　　　　：2025 年８月 22 日（金）
　　　　　　　　　　　　　８月 25 日（月）〜 ９月 11 日（木）

２）単位数（時間数）　：２単位（90 時間）

３）実習時間　　　　　：９：00〜16：30（*実習病院により異なる）

２．対象学生　　　２年生　90 名（Ａクラス　45 名　Ｂクラス　45 名）

３．学内でのオリエンテーション

１）臨床判断看護学実習ガイダンス①　　４月上旬

２）臨床判断看護学実習ガイダンス②　　６月中旬

３）臨床判断看護学実習ガイダンス③　　７月上旬

実習要項の説明、学生の心構え、個人情報の保護、事前学習等について説明する。

記録の書き方、カンファレンスの方法について説明し、事前学習を確認する。

実習前マナー講座、感染予防対策講座も開講する。

４．実習病院と学生配置数

表１．実習病院と学生配置数

グループ	病院名		グループ	病院名	
	配置数			配置数	
G－　G	名		G－　G	名	
G－　G	名		G－　G	名	
G－　G	名		G－　G	名	

５．実習スケジュールと概要

週	曜	実習の概要		
	金	8 月 25 日	学内	・実習ガイダンス ・看護技術の確認
１ 週 目	月	9 月 4 日	病院	・病院・病棟オリエンテーション ・受け持ち患者の紹介、挨拶、同意 ・看護援助の見学、情報収集 ・学生カンファレンス
	火	9 月 5 日	病院	・行動目標・計画の発表、指導、承認 ・環境整備、看護援助の見学（一部実施） ・情報収集・アセスメント ・学生カンファレンス
	水	9 月 6 日	病院	・行動目標・計画の発表、指導、承認 ・環境整備、看護援助の見学（一部実施） ・情報収集・アセスメント ・学生カンファレンス
	木	9 月 7 日	学内	・アセスメント、看護診断、目標・計画立案 ・看護技術の確認 ・中間評価
	金	9 月 8 日	病院	・行動目標・計画の発表、指導、承認 ・環境整備の実施 ・援助計画の実施（観察、バイタルサイン測定、援助） ・中間カンファレンス ・看護診断・計画（一部）発表、指導、承認
２ 週 目	月	9 月 11 日	病院	・行動目標・計画の発表、指導、承認 ・環境整備の実施 ・援助計画の実施（観察、バイタルサイン測定、援助） ・学生カンファレンス
	火	9 月 12 日	病院	・行動目標・計画の発表、指導、承認 ・環境整備の実施 ・援助計画の実施（観察、バイタルサイン測定、援助） ・学生カンファレンス
	水	9 月 13 日	病院	・行動目標・計画の発表、指導、承認 ・環境整備の実施 ・援助計画の実施（観察、バイタルサイン測定、援助） ・受け持ち患者への謝辞 ・最終カンファレンス ・実習のまとめ
	木	9 月 14 日	学内	・個人の振り返りとまとめ、評価 ・全体報告会

資料３-03

６．実習内容

１週目			
週間目標　１）患者・家族・医療者とのコミュニケーションを図り、関係を成立できる。 ２）受持ち患者の療養環境を観察、判断し整えることができる。 ３）受持ち患者の観察・バイタルサイン測定ができる。 ４）データベースアセスメント、看護診断の特定、初期看護計画を立案できる。			
	場所	午　前	午　後
1 日 目	学 内	9 時：教室（　　　　　　　）集合 ・実習オリエンテーション 実習目的、目標、概要、留意点の確認。 ・実習施設の概要説明 実習施設、病棟の概要、注意点の説明。 ・個人の実習目標の設定 基礎看護学実習の課題を振り返り、 基礎Ⅱの実習目標を確認する。	・援助技術の確認 事例に基づく援助技術を実施し、担当教員に確認を受ける。 ・感染対策講座、実習マナー講座 ・事前学習：実習病院・病棟の特徴に応じて必要な学習を行う。 ・実習初日の行動目標、行動計画の立案
2 日 目	病 院	8 時 55 分：指定された場所に集合 ・病院オリエンテーション 病院施設の概要、看護部の理念・方針、組織、体制、看護の特徴等を理解する。 ・病院内見学 病院の構造、他部門との関係、役割を理解する。 ・病棟オリエンテーション 病棟の概要、看護方針、体制、看護業務、スケジュール等を理解する。 電子カルテの見方の説明を受け、理解する。 ・病棟内見学 病棟の構造・機能、物品の保管場所、避難経路などを確認する。	・受持ち患者の紹介 実習指導者より受持ち患者の説明を受け、紹介される。 ・患者とのコミュニケーション 自己紹介後、受け持ち患者とのコミュニケーションを試みる。 ・データベースアセスメントの開始 実習指導者からの情報提供および患者とのコミュニケーションにより得た情報のアセスメントを始める。 ・受持ち患者の看護援助の見学 受持ち患者に行われている看護援助を見学、観察し理解する。 ・患者との関わりの報告（15 時までに） 受持ち患者とのコミュニケーション、情報収集の状況について、実習指導者、担当看護師に報告する。 ・学生カンファレンス*1 実習体験を協議し翌日の実習につなげる。 ・翌日の行動目標、行動計画の指導、助言を受ける。*2 実習指導者より受持ち患者の翌日の援助内容を含めて行動計画の指導、助言を受ける。 *1, 2：病棟によって入れ替わることがある

	場所	午　前	午　後
3 日 目	病 院	8時55分：病棟集合 ・行動目標及び行動計画への指導と確認 個人の一日の目標と計画を発表し、 指導と確認を受ける。 ・病室内環境整備の見学 ・受持ち患者の観察、バイタルサイン測定の見学。 ・データベースアセスメントの継続 受持ち患者の問題を明確にするために必要な情報収集とアセスメントを進める。 ・患者との関わりの報告 （11時までに）	・データベースアセスメントの継続 ・受持ち患者の観察、バイタルサイン測定 実習指導者の指導のもとに、受け持ち患者の観察およびバイタルサインの測定をする。 ・受持ち患者の日常生活援助の見学 受持ち患者に行われている日常生活援助を見学、観察し理解する。 ・患者との関わりの報告（15時までに） ・学生カンファレンス 学生間でテーマを設定し、主体的にカンファレンスを行う。 ・翌日の行動目標、行動計画の助言・指導を受ける。 ・実習記録の整理
4 日 目	病 院	8時55分：病棟集合 ・行動目標及び行動計画への指導と確認 個人の一日の目標と計画を発表し、 指導と確認を受ける。 ・病室内環境整備の見学 ・受持ち患者の観察、バイタルサイン測定の見学。 ・データベースアセスメントの継続 受持ち患者の問題を明確にするために必要な情報収集とアセスメントを進める。 ・患者との関わりの報告 （11時までに）	・データベースアセスメントの継続 ・受持ち患者の観察、バイタルサイン測定 実習指導者の指導のもとに、受け持ち患者の観察およびバイタルサインの測定をする。 ・受持ち患者の日常生活援助の見学 受持ち患者に行われている日常生活援助を見学、観察し理解する。 ・患者との関わりの報告（15時までに） ・学生カンファレンス 学生間でテーマを設定し、主体的にカンファレンスを行う。 ・翌日の行動目標、行動計画の助言・指導を受ける。 ・実習記録の整理
5 日 目	学 内	9時：教室（　　　　　　　）集合 ・得られた情報を振り分け、対象者の状態について解釈する。 ・情報の総合、問題の推測、分析 得られた情報群から看護診断を推論し、関連要因や診断指標を明確にする。 ・主に日常生活援助に関する看護援助の初期計画を立案する。	・目標の設定、初期計画立案 患者の意思や強みを生かした目標、 初期計画を立案する。 ・計画実施のために技術の準備、練習 ・学生自身で臨地実習の達成度について中間評価を行い、今後の課題を明確にする。 ・個人面談、実習の中間評価

6 日 目	病 院	8 時 55 分：病棟集合 ・行動目標および行動計画への指導と確認 個人の一日の目標と計画を発表し、 指導と確認を受ける。 ・受持ち患者の環境整備の実施 実習指導者の指導のもとに、受持ち患者の病床の環境整備を実施する。 ・受持ち患者の観察、バイタルサイン測定 実習指導者の指導のもとに、受け持ち患者の観察およびバイタルサインの測定をする。 ・実施した援助技術の評価 環境整備、バイタルサイン測定に関して振り返り、指導者より評価を受ける。 ・データベースアセスメントの継続 ・患者との関わりの報告 （11 時までに）	・データベースアセスメントの継続・発展 受持ち患者の問題の明確化に必要な情報を可能な限り収集し、次の段階に進む。 ・受持ち患者の日常生活援助を見学 または、一部参加 ・患者との関わりの報告（15 時までに） ・中間カンファレンス 実習１週目に得られた情報をもとに特定した看護診断、立案した計画について発表する。 ・受持ち患者の看護計画に対する指導と承認 立案した看護計画を実習指導者、スタッフに提示し、助言、指導を受け承認を得る。指導に基づき、適宜、追加、修正を行う。 ・２週目月曜日の行動目標、行動計画の指導、助言 ・実習記録の整理

２週目			
週間目標　１）受持ち患者の日常生活に関する援助計画の実施と記録、評価ができる。 ２）患者の状況に応じてアセスメントし、援助計画を修正できる。 ３）行った看護援助を報告し、チームの一員としての責任と自覚を表現できる。 ４）行った看護援助について振り返り、自己の学習課題が明確にできる。			
	場所	午　前	午　後
7 日 目	病 院	8 時 55 分：病棟集合 ・行動目標および行動計画の発表 ・指導者からの行動計画に対する指導と確認 ・受持ち患者の看護計画に対する指導と承認 新たに立案・修正した看護計画を実習指導者、スタッフに提示し、助言、指導を受け承認を得る。指導に基づき、適宜追加、修正を行う。 ・看護計画に基づいた援助の実施 指導のもと、計画した援助を実施する。 ・実施した援助の振り返りおよび記録 行った援助について実習指導者より評価を受け、同時に、自分自身での振り返りを行う。 ・実施した援助の報告 （11 時までに）	・看護計画に基づいた援助の実施 ・実施した援助の振り返りおよび記録 ・実施した援助の報告（15 時までに） ・学生カンファレンス テーマを設定し、主体的に進める。 ・翌日の行動目標、行動計画への 指導・助言 ・実習記録の整理

	場所	午　前	午　後
8日目	病院	8時55分：病棟集合 ・行動目標および行動計画発表と指導、確認 受持ち患者の状況に応じて看護計画を追加、修正する。 ・看護計画に基づいた援助の実施 ・実施した援助の振り返りおよび記録 ・実施した援助の報告 （11時までに）	・看護計画に基づいた援助の実施 ・実施した援助の振り返りおよび記録 ・実施した援助の報告（15時までに） ・学生カンファレンス テーマを設定し、主体的に進める。 ・翌日の行動目標、行動計画への指導・助言 ・実習記録の整理
9日目	病院	8時55分：病棟集合 ・行動目標および行動計画への指導と確認 ・看護計画に基づいた援助の実施 ・実施した援助の振り返りおよび記録 ・実施した援助の報告 （11時までに）	・看護計画に基づいた援助の実施 ・実施した援助の振り返りおよび記録 ・実施した援助の報告（15時までに） ・最終カンファレンス 行った看護の評価、振り返り、課題等、実習のまとめを行う。 ・受持ち患者への挨拶と謝辞 ・後片付け、清掃 （物品、更衣室など）
10日目	学内	9時：教室（　　　　　　　）集合 ・個人の行った看護過程の評価と課題 ・各グループの実習のまとめ 病棟の特徴、援助を通しての学び、評価、今後の課題を考察しまとめる。 ・全体発表の準備 全体発表の方法および配付資料を準備する。	・全体発表会 （13:00～15:30） 異なった施設、病棟、グループでの多様な学びを報告し、全体で共有し、学びを深める。 ・個人面談、実習の評価 ・実習記録の整理 ・実習記録の提出 **（提出時間：16時 ～ 17時の間）**

７．実習日の行動計画（記載例：実習２日目）

臨床判断看護学実習　実習記録 10（行動計画表）

月　　日（　　）　　学籍番号　　　　学生氏名　　　　No.1

自分の行動目標

＊実習目標や前日の振り返りをふまえ、自分自身のその日の行動目標を記載する。

看護援助に関する患者の目標

＊病棟の援助計画や治療計画、自分自身で立案した看護援助計画に沿って、受け持ち患者の状態とその日の目標を簡潔に記載する。

時間	１日の行動計画	指導後、計画の修正や追加・留意点など
8:55	・実習病棟集合	
9:00	・挨拶（病棟スタッフ、実習指導者）	
	・行動目標、行動計画の発表、指導と確認	
	・受持ち患者への挨拶と観察	
9:30	・病床の環境整備の見学	9:30 ・バイタルサイン測定見学
10:00	・受持ち患者の観察、バイタルサイン測定見学	10:00 ・リハビリテーションの見学
10:30	・看護援助の見学、観察	
11:00	・コミュニケーションによる情報収集	（活動・運動、睡眠・休息パターン）
	・観察、情報収集の内容の報告	
12:00	・配膳の見学と食事の観察	
	昼食	
13:00	・受持ち患者の昼食摂取状況の確認	
13:00	・電子カルテより情報収集	（入院時データベース、経過表）
13:30	・バイタルサイン測定/コミュニケーション	
	・看護援助（全身清拭・足浴）の参加	14:00 ・看護援助見学（入浴介助）
	・観察、情報収集の内容の報告	14:30 ・コミュニケーション
	・受持ち患者へ挨拶	
15:00	・学生カンファレンス	
15:30	・挨拶（病棟スタッフ、実習指導者）	
16:30	・実習の振り返り、記録の整理	

実施（見学）予定の看護援助の留意点	主な観察項目
・全身清拭の留意点 対象は○○の疾患であり、△△に拘縮がみられるため… ・足浴の準備物品…	・感染徴候（腫脹・発赤・熱感）の有無 ・拘縮の程度,皮膚損傷の有無と程度 …

臨床判断看護学実習　実習記録 10（行動計画表）

今日の受け持ち患者（病棟）について、あなたが気づいたこと	A) 朝の訪室時に患者さんのところに伺ったところ、身体は仰臥位で真っすぐではなかった。四点柵で抑制帯を使用していた。またベッドの下にはナースコールマットが設置されていた…（続く） B) 歩行練習時に、距離は長くなり、練習後患者さんは「トイレに自分で行きたい」と発言された。練習後は呼吸数が多くなり、脈拍数も多くなっていた…（続く）
「気づいたこと」に対する、あなた（看護師）の対応	A) 看護師さんは、患者さんの許可を得て、四点柵の片側を取り外し、抑制帯を外して、皮膚や指を触っていた。その後、看護師さんは、患者さんに「手首は痛くないですか？痒みはありますか？」と尋ねていた…（続く） B) 歩く距離が昨日より長くなっていることを伝え、「頑張りましたね」と声をかけた…（続く）
あなた（看護師）の対応に対する患者（病棟）の反応	A) 患者さんは抑制帯を外されると、抑制されていた箇所の手首を片方の手で触れて、関節をまわすような仕草をした。表情は少し笑顔になり、看護師さんの問いかけに「今日は身体を拭きたいなぁ」と話した…（続く） B) 声をかけると患者さんは笑顔になり、「歩くの頑張ろうかねぇ」とおっしゃった…（続く）
「気づいたこと」が起きている理由（教科書や参考書などで調べたことや予測）	A) 四点柵は認知機能障害や片麻痺などがある場合は、とくにベッド柵の隙間に注意し、広く開いている場合には専用のカバーを用いる。近年ベッド柵とベッド柵の隙間や隙間内に頭や首・腕などが入り、重傷を負ったり死亡に至るケースもある。また離床センサーは床に足が着いたり、ベッドから起き上がったりした際にセンサーが感知する…（続く）（基礎看護援助論ⅠP119） また、日本看護倫理学会臨床倫理ガイドライン検討委員会のガイドライン（2015 年）では、身体拘束の三原則として切迫性・非代替性・一時性があり、アセスメントの視点も明示されていた。 B) 歩くことができる距離が長くなり、トイレまで行こうという前向きな気持ちになれた。そのため具体的に伸びた距離を伝えてからの声かけは良かったと思う。但し、呼吸数や脈拍数が多くなり負担も増大しているので、転倒に注意する必要があると思った。
次に似た状況のとき、どうのように対応するか	A) 転倒転落防止の実際を調べてみると、他にも履物や薬剤の調整、就眠前の排尿指導など気をつけることがたくさんあった。また、看護師さんが抑制を外したのは一時性の原則に基づくと考えられる。今度訪室するときに、私は…（続く） B) 次回は適切なタイミングで休憩をとったり、その場で呼吸数を測る方法としてパルスオキシメーターを持参する…（続く）

実習指導者・受け持ち看護師などから受けた助言

＊今後の実習に活かすために自分自身の計画発表やカンファレンス等で受けた助言を記載する。

本日の自分の行動目標に対する評価（達成度)と課題

＊自分自身のその日の行動目標を振り返り、達成、未達成と具体的な根拠を記載する。未達成の場合には課題が残っているため、その課題を解決するための方策を考えて記載する。

８．実習の進め方

１）受持ち患者１名に対して看護援助を実施する。

（１）原則として、学生１名で１名の患者を受け持つ。
受持ち患者は、実習指導者と担当教員で選定する。

（２）受持ち患者の選定要件（原則）
①実習期間中受け持てる。
②日常生活援助を必要としている。
③比較的、コミュニケーションがとりやすい。
④感染症（Ｂ型肝炎、結核の疑い等）を有しない。

（３）受持ち患者の情報収集の方法
①電子カルテは閲覧のみとする。
②受持ち患者についての基本情報、重要情報は、実習指導者より説明を受ける。
③その他必要な情報、追加情報は、学生が直接収集する。

（４）実習中に退院・転院等により、受持ちができなくなった場合
①実習日が２日以上残っている時は、新たな患者を受け持つ。
②実習日が１日以下の時は、他の患者の日常生活援助を見学または実施する。

２）受持ち患者への援助は、看護過程の展開により進める。

（１）実習１週目に、情報収集・アセスメント・看護診断・計画立案を行う。

（２）計画は、主に日常生活援助に関する看護診断に対して立案する。

（３）２週目は、特定した看護診断、立案した計画について、指導者/担当教員から助言・指導を受け承認を得た後、計画に沿った看護援助を記録・評価を行う。

（４）毎日の実習開始時に、日々の行動目標および行動計画を指導者に提示し、指導を受ける。

（５）カンファレンス終了後、翌日の行動計画について、指導者より助言を得て作成する。

（６）実習中の記録は、学生記録のみに記載し実習施設の看護記録等への記載は行わない。

３）援助技術は日常生活援助を主とする。

（１）実施できる看護技術は、「看護技術の学習方法及び実習終了時の到達水準」（資料）を基準とする。

（２）患者への看護援助は、必ず指導者や担当看護師の直接指導のもとに実施する。

（３）実習終了時に「看護技術の学習方法及び実習終了時の到達水準」に経験を記載する。

９．カンファレンス

１）臨床判断看護学実習におけるカンファレンスの目的とテーマ

（１）目的
実習での学びを深めるために、グループメンバーが共有すべき話題や問題、その日のうちに解決すべきことなどについてテーマを設定し、メンバー間で討議し、解決法や方向性などを見出し、問題解決に向けて学びを共有し、効果的な実習を行う。

（２）テーマ

① 学生カンファレンス

１日の振り返りをその後の実習につなげるために、学生自身が設定する。

② １週目金曜日の中間カンファレンス

「受け持ち患者の看護診断および看護計画」

③ 最終カンファレンス（全体報告会）

「臨地実習での学びと今後の課題」

２）カンファレンスの進め方

（１）学生カンファレンス

① 実習病棟単位で、14：30～16：30の時間帯で30分程度実施する。

② 実習開始前に司会・書記を決定しておく（毎回、交代で担当する。）

③ その日の司会者は、テーマ・時間・場所・進行について、事前に（できれば13時までに）実習指導者・担当教員に報告し指導を受け、時間・場所など調整する。

④ カンファレンスのテーマは、状況に合わせて学生同士で相談して決める。（テーマは、話し合いの目的や解決の方向性を明確にした表現にすると、議論の進め方や結果が焦点化し効果的なものになる。）

⑤ 最初に、司会者は参加者全員に「テーマ」や「このテーマを選んだ理由」を明示し、共通認識を徹底する。テーマの提案者がいる場合は、自分で提案した理由を述べる。書記は、記録を始める。

⑥ テーマや設定理由に対し、学生同士で自主的に、全員が意見を述べる。（テーマは事前に決められるため開始までに自分の考えをまとめておく。）メンバーが述べた意見に対して、思ったことや他の視点で気づいたことを意見交換し、論を深める。

⑦ 司会は、議論や意見交換がテーマからズレないよう、途中でそれまでの内容をまとめながら、解決（目的）の方向に議論を調整していく。

⑧ 約25分後、司会者は議論の内容をまとめ、結論や残った疑問点を学生間で確認し、一旦閉会を告げる。

例）これで学生間での意見交換を終わります。次に講評をお願いします。

⑨ 臨床指導者より意見、助言、指導をいただく。最後に担当教員に助言、指導をいただき、閉会を告げる。

例）これで学生カンファレンスを終わります。ありがとうございました。』

（２）中間カンファレンス

① 実習１週目の金曜日に30分～１時間程度実施する。

② 実習１週目に得られた情報をもとに特定した看護診断、立案した計画について共有し、不足している視点や情報について補い、その後の看護援助に活用する。

③ 進め方は、学生カンファレンスと同じ。

（３）最終カンファレンス

① 実習最終日の午後に30分～１時間程度実施する。

② ７日間の病棟実習を振り返り、受け持ち患者の概要・主な看護援助と評価をまとめ、実習での学びと今後の課題などを発表し、共有する。

③ 進め方は、学生カンファレンスと同じ。

④ 最後に実習指導者、看護師長、実習担当教員の順で意見、助言、指導をいただく。

Ⅴ．実習記録と様式

１．実習記録１～８：「受持ち患者　看護記録用紙」

１）実習記録１：疾患・治療・検査の理解
２）実習記録２：フローシート
３）実習記録３：データベースアセスメント用紙（①～⑨）
４）実習記録４：情報の総合・統合
５）実習記録５：看護診断リスト
６）実習記録６：看護診断・目標・看護計画
７）実習記録７：看護援助の実施記録（看護診断別）
８）実習記録８：看護の要約

２．実習記録９：「自由記録」

必要な事前学習、受け持ち患者の看護診断が特定する前、受け持ち患者以外に実習した内容等について、自由に記録する。

３．実習記録10：「行動計画表」

１）日々の実習の行動目標および学習行動の計画を立案したもの。
２）自分の行動目標は、学生自身が実習目標や前日の振り返りをふまえ、自分自身のその日の行動目標を前日に設定する。最後に行動目標の達成度を達成・一部達成・未達成で評価し、改善策を考え、翌日の実習の行動目標に反映させる。行動目標の主語は患者であることに留意する。
３）看護援助に関する患者の目標は、看護計画立案前は、病棟の援助計画や治療計画にもとづき、自分自身で立案した場合にはその看護援助計画に沿って、受け持ち患者のその日に予測される状態を具体的に記載し、その日の目標を記載する。患者が主語になることに留意する。
４）行動計画は、行動目標を達成するためのその日の行動を計画したもの。
５）前日の実習終了時に実習指導者、担当教員より指導・助言を受け、翌日の予測に基づき具体的に立案する。
６）実習開始までに主な看護技術の手順・留意点および実施時の観察点をまとめておく。
７）翌日の実習開始時に、実習指導者の点検・承認を得る。
８）患者の状態や変化によっては、計画の追加・修正が必要になる。指導後に修正した計画を実施する。
９）実施した援助や患者との関わりについて、1場面（あるいは２場面）を取り上げ、気づいたこと・気づいたことに対する対応、患者の反応を記録し、「気づいたこと」の背景にある根拠や起きている理由を調べ、省察を行う。根拠や起きている理由は教科書や参考書を使って調べ、教員や指導者の助言も参考にする。そして次に似た状況になったとき、どのように対応するか、行動レベルで具体的に記載し、実習に活用する。

４．実習記録11：「個人の実習目標」

１）実習開始前に基礎看護学実習での自己評価を踏まえた実習目標を立てる。
２）実習終了時に、立てた実習目標が達成できたかを評価し、今後の課題を見出す。

５．**看護技術の学習方法および実習終了時の到達水準**（資料）

臨床判断看護学実習における看護技術の到達水準表を参考に実施する。実習中および終了後に経験を記載する。

６．**その他の記録**

１）カンファレンス記録用紙

・グループごとに、書記の担当者が記録する。

２）健康観察票

・実習２週間前から、土日も含めて、実習中毎朝、毎夕日々の健康状態をチェックし、自己の健康管理を行う。体調不良を感じたときにはその都度、記載し、報告する。

（記入例）

健康管理記録（実習学生用）

学籍番号： 0123456　　　　氏名： 青山　花子

実習施設： ○○病院　○階○病棟　　実習期間：8 月 30 日～9 月 10 日

8/16		06 20	36.2	☑			
		08 00	36.4				
		12 00	36.7				
		16 00	36.7	☑			
		22 06	36.0				
		07 14	35.7	☑ ☑ ☑			
		12 00	36.5				

７．**記録の方法と提出**

１）記録の方法

（１）実習記録は鉛筆（できればＨＢ）で書き、自筆とする。

（２）指導をうけ、修正等を加える場合は、青のボールペンで記載するか、新たに用紙を追加し修正を行う。この場合、どの指導に対する部分かを明記しておくこと。

（３）メモを取る際にはボールペンを使用する（キャップの紛失予防のため、キャップのない製品を使用する)。

（４）その他「Ⅷ. 看護師の秘密保持義務（守秘義務）と個人情報の保護」参照。

２）記録物の提出

（１）実習開始時：「実習記録 10」、「実習記録 11」

（２）実習中：「実習記録 10」、「受持ち患者看護記録：全般」

実習指導者、担当教員が点検、指導するために、日々の実習開始時提出し指導後、指示された場所に保管する。

（３）実習終了後：実習終了後の提出物は、指示された方法でファイルに綴じ、提出期限に担当教員へ直接、提出する。

① ファイルの準備

ファイルの表紙・背表紙に大学名、実習名、学籍番号、氏名を記載する。

② ファイルの綴じ方：以下の順でファイルに綴じて提出する。

・自己評価表
・実習記録 11：「個人の実習目標」
・看護技術の学習方法および実習終了時の到達水準
・実習記録１～８：「受持ち患者看護記録用紙」
・実習記録９：「自由記録」（番号順に綴じる）
・実習記録 10：「行動計画表」（日付順で綴じる）
・カンファレンス記録
・表紙および裏表紙
・ガイダンス等での配付資料
・健康管理記録
・実習要項

実習メモ（紐をはずして提出する）、その他指示された用紙以外は綴じない。

③ 提出日（担当教員に直接提出）

2025 年 9 月 11 日(木)　16 時～17 時の間（時間厳守）

＊提出期限を過ぎると受理しない。万一、提出期限を守れない諸事情があるときは、事前に実習担当教員に相談する。

＊提出場所は実習担当教員の指示に従う。

Ⅵ. 実習評価（資料）

１．自己評価表

実習終了時に、学生自身が実習目標に対する到達状況を自己評価する。実習目標４）については（資料：2025 年度　臨床判断看護学実習　評価基準）を参照する。

２．最終評価

自己評価を参考に、教員評価、実習記録、実習態度を総合的に評価する。

Ⅶ．実習を行う上での留意事項

１．実習生としての行動と態度

１）責任ある行動

（１）実習時間を厳守し、余裕をもって実習に臨む。

（２）病院内を移動する時、廊下では端を歩行し、患者や家族、医療者を優先する。また、緊急事態発生時の対応を妨げない。

（３）わからないことや困ったことは、速やかに実習指導者や担当教員に相談する。

（４）実習時間中に実習場所を離れる時、実習指導者または担当教員に所在を明確にする。

（５）実習指導者や担当教員の許可を得ずに勝手な行動をしない。

２）責任ある態度

（１）挨拶と丁寧な言葉遣いを心がける。

（２）学生同士は私語、談笑を慎み、お互いに「姓」を呼ぶ。

（３）廊下やエレベーター、階段等での足音や話し声に注意する。

（４）実習中は、携帯電話、スマートフォンの電源を切り、ロッカーに保管にする。

（５）患者からの贈り物（手紙、食べ物、物、現金等）は、受け取らない。

（６）患者に、学生個人の住所や電話番号、e-mail アドレス等を知らせない。

３）身だしなみ

（１）実習中は、大学指定のユニフォーム、ナースシューズを着用する。

（２）実習施設への通学は、華美にならない服装、履物で、学生らしいものを着用する。

（３）髪の色は、指示されたカラーレベルまでとする。

（４）化粧は健康的なものにする。

（５）アクセサリー類(指輪、ネックレス、イヤリング、ピアス、バレッタ等)はつけない。

（６）コンタクトは、カラーではなく自然色のものを装着する。

４）清潔の保持（感染予防）

（１）病棟の入退室時には必ず手洗いを行い、清潔を保持し感染予防に努める。

（２）ユニフォームやナースシューズは頻回に洗濯し、毎日、清潔なものを着用する。

（３）頭髪は襟につかないようにまとめ、前髪の長い場合には、ピンで留める。

（４）腕時計は、感染予防のため腕に装着しない。

（５）爪は短く切り、患者を傷つけない長さに整え、マニキュアはしない。

２．看護援助の実施にあたっての責任

１）看護援助に対しては、慎重で責任のある行動をする。

２）個々の援助に際しても、患者からのインフォームド・コンセントを必ず得る。

３）個々の援助は、患者の安全を最優先にし、科学的な根拠に基づき、問題解決に有効な援助を計画・実施する。

４）援助の実施にあたっては、以下の点に留意する。
（１）事前に十分な練習を行い、正確で確実な技術で行うように努める。
（２）必ず、担当教員や実習指導者の点検、指導、許可を得る。
（３）準備を確実に行い、時間の延長や患者への余分な負担を避ける。
（４）実施中は、患者の状態に十分注意する。
（５）実施の前後には必ず手洗いし、院内感染の予防に努める。
（６）使用する物品は、丁寧に取り扱い、後始末や保管は確実に行う。万一、破損や紛失した場合は、直ちに担当教員および実習指導者に連絡する。

３．健康管理

１）実習前には、感染症（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、ＨＢＶ等）の免疫抗体または予防接種の有無を確認し、免疫のない場合は予防接種等感染症予防に努める。
２）実習前に治療中の疾患がある場合には、事前に担当教員に相談する。
３）実習中は、個人衛生に注意し、手洗い、うがいを励行し、睡眠、栄養等を十分にとる。
４）毎朝毎夕、健康チェックを行い、健康状態に留意する。結果は健康管理票に記録する。
５）実習中、感染性疾患（上気道感染、化膿性疾患、皮膚疾患、下痢等）に罹患した場合、あるいはその疑いがある場合には、担当教員に申し出る。
６）実習中に体調の悪くなった場合には、実習指導者または担当教員に申し出る。
７）実習中は、急な受診に備え保険証（コピーでも可）を持参する。
８）実習２週間前から自宅等で学修し、府・県外への不要不急の移動、飲食店等での多人数の会食、アルバイトは自粛する。
９）実習２週間前から、感染性疾患（上気道感染、化膿性疾患、皮膚疾患、下痢等）に罹患した場合、あるいはその疑いがある場合には、移動する前に担当教員に申し出る。

４．事故防止対策と事故発生時の対応

１）事故防止対策
（１）実習中は、患者、あるいは学生自身に害を与えることがないよう、十分に注意する。
（２）実習施設の備品、器具、薬品や、患者の私物等は、十分に注意して取り扱う。

２）事故発生時の対応
（１）患者にかかわる事故、針刺し事故、血液や体液に曝露した場合、施設や患者の物品を破損した場合など、万が一事故が発生した場合には、直ちに実習指導者や担当に報告し、指示に従う（**看護学臨地実習要綱共通編、別紙 3-1**）。
（２）事故が発生した場合は、「**臨地実習におけるインシデント・事故報告書（学生）**」を提出し、原因、要因を振り返り、再発予防に努める。
（３）実習中および通学途上の事故に対しては、「Will」補償制度を適用できる。

３）非常事態時（地震・火事・停電等）の対応
地震、火事、停電等の非常事態が発生した場合は、担当教員および施設管理者の指示に従う。（**看護学臨地実習要綱共通編　P3-P4 参照**）

Ⅷ．看護師の秘密保持義務（守秘義務）と個人情報の保護

１）基本的な考え方

保健師助産師看護師法第 42 条の２「秘密保持義務」および個人情報保護法第３条「基本理念」に則り、臨地実習においては守秘義務と個人情報の保護の徹底を図る。

２）守秘義務

（１）実習に先立ち、「患者様の個人情報の保護に関する誓約書」を提出する。

（２）実習における助言、カンファレンス及び教員から指導を受ける場合以外に、実習中に知り得た患者（個人、家族）に関することはいかなる場合においても口外しない。

（３）実習記録、カンファレンス記録は、診療記録等と同様に大切に取扱い、紛失しないように十分に注意する。

（４）実習記録、カンファレンス記録等の提出は、自らが行い、他者に依頼しない。

（５）実習終了後返却された実習記録は、各自で責任をもって保管し、紛失しないよう注意する。

（６）患者や家族に疾患等に関する話を行う場合には、必ず実習指導者の許可を得る。

３）個人情報保護

（１）情報収集時の患者・家族の同意

患者・家族への情報収集時は、必ず目的を説明し同意を得た後に行う。

（２）個人情報の匿名化（表２　記載例参照）

患者に関する情報を実習記録やカンファレンス資料、メモ帳などに記載する時は、必要な情報のみに限定し、個人が特定されないよう匿名や記号化して記載する。

表２　実習記録の記載例

個人情報の種類	例	記録方法	特定されにくい記載例
氏名	青山良子	記号化	Ａ氏、ＡＢさん
生年月日	1955 年 5 月 5 日	記載しない	記載しない
年齢	57 歳	原則として年代のみ	50 代
住所	大阪市西淀川区	記載しない	記載しない
職業	大阪府立高槻こども病院院長	職種のみ	医師または公務員
家族構成	実習記録参照	血縁者、性別、同居、重要他者の記載	符号または記号化、系図として記載する
入院病院	青山総合病院	記号化	Ａ病院

（３）実習記録の取り扱い

① 実習記録は、実習病棟で指定された場所に置く。

② 実習記録を持ち運ぶ時は、必ずファイルに綴じた上でカバン等に入れ、第三者の目に触れないよう細心の注意を払う。

③ 記録用紙は修正液の使用や、紙の貼付は行わない。訂正の場合は、修正個所に二重線を重ね、空きスペースに修正を加える。

④ 実習記録は指定された記録用紙にのみ記録し、それ以外の用紙を使用しない。

⑤ 記録用紙は、指示のない限り裏面は使用しない。

⑥ 実習記録類はコピーをしない。

⑦ 患者に関わる実習記録は手書きとし、パソコン・携帯・スマートフォン等の電子媒体は絶対に使用しない。

⑧ 実習記録は、実習施設内、学内または自宅において自筆で作成する（登下校の途中や飲食店等で記述、作成しない）。

⑨ 使用したメモは、紛失しないように注意し、実習終了後はシュレッダーにかけるなどして、細かく刻んで破棄する。

⑩ 実習記録類の紛失時は、直ちに担当教員に報告し、指示を受ける。

Ⅸ．その他

１．欠席・遅刻時の対応

やむを得ず欠席・遅刻・早退する時は、原則として学生本人が担当教員に事前に連絡する。

１）学内日

始業前（8時50分）までに看護学科事務室に連絡する。

２）臨地実習日

実習施設	担当教員	電話番号

（１）連絡時間　8時30分～9時の間

（２）連絡先

２．実習施設への移動方法

１）実習施設へは、公共交通機関を利用する。

２）実習施設への自動車、オートバイ、原付、自転車の使用は認めない。

３）交通費は自己負担とする。

３．更衣室、学生控室の使用（詳細は各病院別オリエンテーションを参照）

１）ロッカーは病院から貸与される。鍵は厳重に管理し、持ち帰らない。

２）ゴミは持ち帰り、病院や通学途中のゴミ箱には捨てない。

３）常に整理・整頓を心掛ける。清掃は、担当教員の指示に従い実施する。

４）実習に最低限必要な持ち物のみ持参し、多額の金銭、貴重品は持参しない。

資料３-03

資料：看護学科カリキュラム

☆は保健師課程選択科目

保健師課程（科目一覧表の各区分から抜粋）

1年次		2年次		3年次		4年次	
		個人・家族・集団・組織の援助論Ⅰ☆	公衆衛生看護活動展開論Ⅳ（学校保健）☆	公衆衛生看護管理論☆		公衆衛生看護学実習☆	
		保健統計学☆	公衆衛生看護活動展開論Ⅲ（産業保健）☆	個人・家族・集団・組織の援助論Ⅱ☆		公衆衛生看護活動展開論Ⅴ☆	
			公衆衛生看護活動展開論Ⅰ（地域保健）☆	公衆衛生看護活動展開論Ⅱ（地域保健）☆		保健医療福祉行政論Ⅱ☆	災害看護論☆

看護の統合と発展

1年次		2年次		3年次		4年次	
						統合実習Ⅰ	看護統合ゼミナール
						統合実習Ⅱ	
				看護研究の基礎Ⅰ（方法論）		看護研究の基礎Ⅱ（卒業研究）	
				チーム医療論			国際看護論
				医療安全管理論		看護管理学	看護倫理

看護学の展開

1年次		2年次		3年次		4年次	
				地域・在宅看護学援助論	地域実習Ⅱ		
			地域・在宅看護学概論	地域・在宅看護学演習	地域・在宅看護学実習		
		精神看護学概論	精神看護学援助論	精神看護学演習	精神看護学実習		
			母性看護学援助論	母性看護学演習	母性看護学実習		
			小児看護学援助論	小児看護学演習	小児看護学実習		
			老年看護学援助論	老年看護学演習	老年看護学実習		
		ライフサイクル論Ⅱ	成人看護学援助論Ⅰ（慢性期）	成人看護学演習Ⅰ（慢性期）	成人老年看護学実習（慢性期）		
		ライフサイクル論Ⅰ	成人看護学援助論Ⅱ（急性期）	成人看護学演習Ⅱ（急性期）	成人老年看護学実習（急性期）		
			薬物療法・輸血の看護	がん看護			
				ターミナルケア			
				家族看護			

看護学の基本

1年次		2年次		3年次		4年次	
地域実習Ⅰ							
基礎看護学実習		臨床判断看護学実習					
	臨床判断Ⅰ	臨床判断Ⅱ					
基礎看護援助論Ⅰ	基礎看護援助論Ⅱ	ヘルスアセスメント	基礎看護援助論Ⅲ				
看護コミュニケーション論							
看護学概論	看護理論						

専門基礎科目

1年次		2年次		3年次		4年次	
	看護関係法規	公衆衛生看護学概論	疫学	保健医療福祉行政論Ⅰ			
	栄養学	臨床薬理学	疾病治療論Ⅴ（精神科）				
	微生物学	疾病治療論Ⅰ（内科）	疾病治療論Ⅳ（産婦人科）				
生命倫理	人間生活工学	治療食概論	疾病治療論Ⅲ（小児科）				
解剖生理学Ⅰ	解剖生理学Ⅱ	病理病態学	疾病治療論Ⅱ（外科）				

基礎教育科目

キャリア形成
科学的思考の基礎
文化と社会の理解
コミュニケーションと情報

（1年次〜2年次）

資料３-03

資料：看護技術の学習方法および実習終了時の到達水準

実習終了時の到達水準

Ⅳ（見学）　：学生は原則として指導者や看護師の実施を見学する。
Ⅲ（参加）　：指導者や教員とともに学生が実施する。
Ⅱ（指導下の実施）　：指導者や教員の指導のもとで学生が実施する。
Ⅰ（単独実施）　：指導者や教員の助言・指導により学生が単独で実施する。

ただし、対象の状態にあわせて指導者・教員の指導のもとに水準を変更することもある。
また、感染対策の観点から、指導者・教員の指導のもとに見学とすることもある。
＊　実習中に経験した技術は、到達水準に合わせて「正」の字で経験数を記入する。

	援助項目		学習方法		実習前の練習状況	到達水準	実習中の経験			
			講義	演習			Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
日常生活援助技術	環境援助技術	ベッドメーキング	○	○		Ⅰ				
		リネン交換	○	○		Ⅱ				-
		療養生活環境調整	○	○		Ⅰ				
	食事援助技術	配膳	○			Ⅰ				
		食事セッティング	○			Ⅱ				-
		食事介助	○			Ⅳ		-	-	-
	排泄援助技術	床上排泄の援助	○	○		Ⅲ			-	-
		ポータブルトイレ介助	○			Ⅲ			-	-
		オムツ交換	○	○		Ⅲ			-	-
	清潔・衣生活援助技術	全身清拭	○	○		Ⅲ			-	-
		部分清拭	○	○		Ⅱ				-
		洗髪	○	○		Ⅲ			-	-
		口腔ケア（誤嚥のない患者）	○			Ⅲ			-	-
		部分浴（足浴・手浴）	○	○		Ⅱ				-
		陰部洗浄	○	○		Ⅲ			-	-
		寝衣交換	○	○		Ⅲ			-	-
		入浴介助	○			Ⅲ			-	-
	活動・休息援助技術	安楽な体位	○	○		Ⅲ			-	-
		体位変換	○	○		Ⅱ				-
		歩行の介助	○			Ⅱ				-
		車椅子移乗・移送（移送のみⅢ）	○	○		Ⅲ			-	-
		ストレッチャー移乗・移送（移送のみⅢ）	○	○		Ⅲ			-	-
症状・生体機能管理技術		バイタルサイン測定	○	○		Ⅰ				
		フィジカルアセスメント（胸部）	○	○		Ⅱ			-	-
		フィジカルアセスメント（腹部）	○	○		Ⅱ			-	-

感染予防の技術	スタンダードプリコーションに基づく手洗い	○	○		I				
	感染性廃棄物の取り扱い	○	○		I				

資料：2025 年度　臨床判断看護学実習　自己評価表

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿グループ

実習病院＿＿＿＿＿＿＿＿　実習病棟＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　遅刻・欠席＿＿＿＿＿日

評価項目	評価
１）療養中の対象者の療養環境を理解し、適切な判断と調整できる。	
（１）環境の観察、カンファレンスを通して、対象者が生活している場の環境について考えたことを表現できる。	4　3　2　1
（２）療養中の対象者の療養環境について適切な判断し、根拠を明確にして調整できる。	4　3　2　1
２）コミュニケーション技法に基づいて適切に実践し、対象者との援助関係に気づき、良好に発展させる意義を考え、表現できる。	
（１）コミュニケーション技法に基づいて、対象者とのコミュニケーションを実践し、対象者・家族の訴えや話を傾聴することができる。	4　3　2　1
（２）対象者・家族に自分が伝えたいことを伝えることができる。	4　3　2　1
（３）関わりを通し、看護におけるコミュニケーションの意義を考え、説明できる。	4　3　2　1
３）対象者の毎日の状況に基づいて、臨床判断を実践し、適切な看護援助や対応を考えることができる。	
（１）主観的・客観的双方を含む複数の情報を、毎日、観察・記録できる。	4　3　2　1
（２）複数の情報や知識を関連づけて、対象者の状態を説明できる。	4　3　2　1
（３）対象者の複数の情報に基づいて、その日の行動計画を考え、説明できる。	4　3　2　1
（４）対象者の反応によって、その日の行動計画を見直し、調整することができる。	4　3　2　1
（５）行った看護援助を振り返り、良かった点・悪かった点を明確にし、改善するための具体策を考えることができる。	4　3　2　1
４）対象者の個別性を尊重した看護過程の展開ができる。	
（１）対象者の健康上の問題を推測するために、系統的に情報収集できる。	4　3　2　1
（２）得られた情報の健康からの逸脱を判断し、統合的に捉え、看護上の問題を推論・分析できる。	4　3　2　1
（３）推論、分析した問題から適切な看護診断を特定し、優先順位を決定できる。	4　3　2　1
（４）特定した看護診断の内、日常生活行動に関する診断について、到達目標と評価日を設定し、初期計画を立案できる。	4　3　2　1
（５）初期計画に沿って安全・安楽・自立に留意した援助を実施できる（説明できる）。	4　3　2　1
（６）看護援助の実施前、実施中、実施後の対象者の反応について、ＳＯＡＰ方式で適切に記録できる。	4　3　2　1
（７）対象者の状態や症状の変化に応じて目標、計画を修正し、必要時、追加する。	4　3　2　1
（８）実施した看護を振り返り、要約する。	4　3　2　1
５）対象者・家族を人として尊重し、その尊厳を守る言動がとれる。	
（１）対象者・家族に対して丁寧な挨拶や言葉遣い、行動ができる。	4　3　2　1
（２）対象者・家族の訴えや話を傾聴し、責任を持って誠実に対応できる。	4　3　2　1
（３）対象者・家族に関するプライバシーの保護や個人情報を厳守することができる。	4　3　2　1
６）医療チームの一員としての自覚と責任を認識し行動できる。	4　3　2　1

７）グループメンバーとの相互の尊重と協調的態度をとれる。	4　3　2　1
８）実習には積極的、主体的に取り組み、学びを深めることができる。	4　3　2　1
９）自己の看護実践を客観的に評価し、課題を明確にすることができる。	4　3　2　1

評価基準　　４：よくできた　３：できた　２：もう少し努力が必要　１：かなり努力が必要

資料：2025 年度　臨床判断看護学実習　実習目標４）評価基準

	よくできた	できた	もう少し努力が必要	かなり努力が必要
４）対象者の個別性を尊重した看護過程の展開ができる。				
（１）対象者の健康上の問題を推測するために、系統的に情報収集できる。	フェイスシート＋11 パターンの解釈を、既修得の知識や参考書の知見も活用して記載することができる	フェイスシート＋11 パターンのアセスメントに必要な情報を O 情報、S 情報にわけて記載できる	フェイスシート＋11 パターンのアセスメントに必要な情報を電子カルテや対象から収集できる	フェイスシート＋11 パターンのアセスメントに必要な情報が何かを説明できる
（２）得られた情報の健康からの逸脱を判断し、統合的に捉え、看護上の問題を推論・ 分析できる。	統合した内容と 11 パターンのアセスメントの内容を一致させ、看護上の問題（ニーズ）を説明できる	複数のパターンから手がかり情報を統合し、対象の全体像を説明し、複数の看護上の問題（ニーズ）を説明できる	フェイスシート＋11 パターンごとに、情報間を関連付け（因果関係・相互関係・変化）、アセスメントできる	フェイスシート＋11 パターンごとに、O 情報、S 情報を確認し、根拠を明確にして記載することができる
（３）推論、分析した問題から適切な看護診断を特定し、優先順位を決定できる。	優先順位を決定し、その理由について「判断基準」を活用して説明できる	看護診断ハンドブックを活用して、適切な関連要因と診断指標を記載できる	複数の看護上の問題（ニーズ）の関連要因と診断指標を記載できる	統合した内容と 11 パターンのアセスメントから、複数の看護上の問題（ニーズ）を説明できない
（４）特定した看護診断の内、日常生活行動に関する診断について、到達目標と評価日を設定し、初期計画を立案できる。	既修得の知識や参考書を活用し、観察計画・援助計画・教育計画を具体的に立案できる	設定した長期目標・短期目標に応じて、観察計画・援助計画・教育計画を立案できる	看護診断（看護上の問題）と関連要因に応じて、長期目標と短期目標を設定できる	期待される効果・成果の意味を理解して、長期目標と短期目標を設定できる
（５）初期計画に沿って安全・安楽・自立に留意した援助を実施できる（説明できる）。	初期計画に沿って安全・安楽・自立に留意した援助を、主体的に実施できる（説明できる）	初期計画に沿って安全・安楽・自立に留意した援助を、指導のもと実施できる（説明できる）	初期計画に沿って安全・安楽・自立に留意した援助を計画できる	日常生活行動に関する看護援助について実際に実施されていることを説明できる
（６）看護援助の実施前、実施中、実施後の対象者の反応について、SOAP 方式で適切に記録できる。	複数の情報を確認して、目標の達成状況を判断し、「未達成」の場合には原因を推測できる	看護診断ごとに SOAP 方式で情報を整理し、目標の達成状況を記録できる	看護診断ごとに、目標や計画の達成状況の判断に必要な情報を収集できる	評価方法として、評価の時期（タイミング）、SOAP の考え方と方法を説明できる
（７）対象者の状態や症状の変化に応じて目標、計画を修正し、必要時、追加する。	看護計画の修正が必要な場合に、SOAP 方式で適切に記載できる	目標の達成状況や経過をふまえて、看護計画を見直し、修正する箇所を説明できる	立案した看護計画を実施できなかったが、その後の変化や経過を説明できる	情報収集や看護上の問題、看護診断の特定が不十分であり、看護計画を立案できない
（８）実施した看護を振り返り、要約する。	看護要約の意義を理解し、対象の最終評価と継続看護の必要性の有無を記載できる	概要に沿って、主な看護診断と援助計画、その経過を記載できる	対象の身体的・精神的・社会的側面を明確にして、概要および看護診断を記載できる	情報収集や看護上の問題、看護診断の特定が不十分であり、看護計画を立案できない

資料３-03

資料３-04

2026 年度

成人老年看護学実習Ⅰ

（慢性期）

実習要項

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大阪青山大学

看護学部　看護学科

成人・老年看護学実習Ⅰ（慢性期）

Ⅰ．実習目的

1. 生涯にわたり生活調整を必要とする成人期（青年期・壮年期・向老期）にある患者の尊厳の重視と人権の擁護を理解する。
2. 健康に関わる諸問題（健康の段階、健康障害、健康維持・増進、生活習慣）の判断をし、セルフケア不足を補う援助を行う。
3. QOL の維持・向上を目指した看護を実践する基礎的能力を養う。
4. 慢性期・終末期のある患者と家族を通して看護を実践する。
5. 起こりうる看護上の問題を把握し、それに対する予防や解決に向けて適切な看護を実践する能力を養う。
6. 成人期の発達段階、健康レベルや日常生活への影響について理解する。

Ⅱ．実習目標

1. 慢性期または終末期にある対象者を身体的・心理的・社会的側面から総合的に理解し、情報収集ができる。
2. 得られた情報に基づき分析・判断ができる。
3. 対象者の生活のコントロール・生活の再構築、または生活の質（Quality Of Life）について優先度を考慮し、科学的根拠をふまえて看護計画の立案ができる。
4. 対象者への説明を行い、了解を得て安全に看護ケアを実践できる。
5. 患者の意思を尊重して実践し、看護ケアの評価、計画の修正ができる。
6. 多様な立場の人との援助的人間関係の形成ができる。
7. 医療チームの一員として他職種と連携・協働し、医療チームにおける看護職の役割や機能を理解できる。
8. 健康障害を持つ成人期にある患者、家族ならびにそれに関わる医療スタッフと良好な人間関係づくりができる。
9. 看護過程の展開や看護ケアの実践を振り返り、学びを深めることができる。
10. 自己の倫理観・看護観を発展させることができる。
11. 看護学生としての自己の役割、責任を自覚し、主体的・積極的に学習ができる。

Ⅲ．実習方法

1. 単位数　3 単位
2. 実習時期　3 年次後期
3. 実習場所

第二協立病院、協立温泉病院、独立行政法人刀根山医療センター、協和会病院

Ⅳ．実習日程

1.週案

		月	火	水	木	金
1週目	AM	学内実習	臨地実習	臨地実習	臨地実習	臨地実習
		オリエンテーション	病棟・透析病棟オリエンテーション			
	PM		カンファレンス	カンファレンス	カンファレンス	関連図
2 週目	AM	臨地実習	臨地実習	臨地実習	学内実習	学内実習
	PM	看護計画発表	カンファレンス	最終カンファレンス	グループワーク	まとめ発表 最終評価

2. 実習内容

1）全体およびグループ別にオリエンテーションを受ける。
2）患者 1 名を受け持ち、看護過程の展開を行い、患者の個別性にあった看護を実践する
3）実習期間中に関連図と看護計画の発表を行い、ディスカッションを通して学んだことをもとに看護計画を実践する。
4）病棟実習終了前に毎日カンファレンスを行う
5）実習最終日にはサマリーの作成とまとめの発表会を行う。

Ⅴ．実習時間

8：30～16：00

ただし、病棟実習は原則 9：00 開始とする。

Ⅵ. 一日のスケジュール

時間	内容
8:10	実習施設に集合
8:30～	健康観察票・行動計画表の確認
9：00～	病棟での実習開始
	行動計画の発表
	情報収集ならびに行動計画表に基づいたケアの見学・実施
12：00～13：00	昼　憩（＊受け持ち患者のケア等により時間を調節する）
13:00～	情報収集ならびに行動計画表に基づいたケアの見学実施
15：00～15:30	カンファレンス(教員と指導者と調整し時間を決定する)
15:30～	担当教員と明日のケアや記録等について確認や指導を受ける
16：00	実習終了（実習施設退出）

Ⅶ. カンファレンス

1. 目的：実習グループメンバー相互に意見を交換することにより、情報を共有し学びの幅を広げる。
2. 内容：実習を通して体験した気づき、学んだこと、疑問に思ったこと、困難に感じていること、看護計画などについてテーマを設定して意見交換を行い、指導者より指導・助言をもらう場とする。
3. 運営方法：実習グループ内で順番に司会と書記を決め、主体的に運営する
   1）学生が主体的に運営する。
   2) 学生は可能な限り、カンファレンス用のレジュメや参考資料を配布し有意義な内容にするように努力する。
4. 原則、毎日実施する。

Ⅷ. 事前学習

事前学習は、A4 ルーズリーフに<u>手書き</u>とする。図表のみコピー可
A4 紙ファイルに閉じて実習初日に完成させたものを提出する。

1）事前学習内容
（1）成人期の発達課題
（2）成人期の疾病の特徴
（3）生活習慣と健康管理
（4）人工透析について（透析の原理・看護等）
(5)疾患とその看護について
疫学、解剖生理、病態生理（症状・合併症・二次障害を含む)、検査、治療、看護についてまとめる。
①高血圧
②虚血性心疾患・心筋梗塞・心不全
③肺炎
④糖尿病
⑤腎不全（急性・慢性)・腎炎（糸球体腎炎・IgA 腎症　他）
⑥パーキンソン病・重症筋無力症・慢性炎症性脱髄性多発根神経炎（CIDP)・脊髄小脳変性症・筋萎縮性側索硬化症
⑦ 脳血管障害

Ⅸ.実習記録

実習記録を入れる B4 または A3 のファスナー付ビニールケースを準備しておくこと。

1.実習記録様式
1）表紙
2）行動計画表・・・・・・・・・・・【様式 1】
3）アセスメント用紙・・・・・・・・【様式 2-1,　様式 2-2】
4）関連図・・・・・・・・・・・・・【様式 3】
5）看護計画用紙・・・・・・・・・・【様式 4】
（看護問題、期待される結果、計画、評価）
6）サマリー用紙・・・・・・・・・・【様式 5】
7）見学実習記録用紙・・・・・・・・【様式 6】
8）カンファレンス記録用紙・・・・・【様式 7】

2. 実習ファイルについて
1）実習記録はすべて紙ファイル（色の指定なし）に決められた順番に綴じる。
2）インデックスを付けておく。
3）紙ファイルの表紙と背表紙に、大学名、成人・老年看護学実習Ⅰ、学籍番号、氏名を記入する。

3. 実習記録の綴じる順番
1）評価表
2）出席表
3）表紙
4）行動計画表
5）看護過程記録用紙
アセスメント・統合・関連図・看護計画・サマリー
指導パンフレット等がある場合は、看護計画の一番後ろに綴じる

6）臨地実習での学び
7）成人・老年看護学実習Ⅰ（慢性期）の学び
8）まとめ発表資料（リーダーのみ）
10）カンファレンス記録（リーダーのみ）

4.管理方法、提出先、提出期限
1）実習記録用紙ならびに実習要項は紛失しないように1冊のファイルに閉じる。
2）メモ用紙はノートタイプのものを使用し、実習中は置き忘れることがないように身に着け、実習終了後は担当教員に依頼してシュレッダーで廃棄する。
3）記録用紙は、実習最終日（金）の15時に担当教員に提出。
教員との確認後、修正等を行い、同日16時が最終提出とする。

X.実習評価

1. 4/5以上の出席がなければ評価を受けることができない。
2. 実習の評価は、実習目標の達成状況、出席状況、レポートなどにより総合的に判断する。
3. 単位認定
各グループの実習指導担当教員と単位認定者で協議して最終評価を行う。
単位認定者：相澤 里香　清岡 美和子

Ⅺ. 健康管理

1. 実習開始２週間前から健康観察表に体温等を毎日記載する。
2. 実習中は毎朝、担当教員の確認を受ける。
3. 体調不良の際は、速やかに担当教員に申し出る。

Ⅻ. 連絡先

大阪青山大学：看護学科事務室

住所：大阪府箕面市新稲 2-11-1

電話：072-72２-4165（代表）

成人・老年看護学実習Ⅰ（慢性期）における看護技術実施水準表の活用について

1. 看護技術項目

ここに取り上げた看護技術項目は、卒業時の看護技術到達目標を参考に作成したもので、以下の内容で構成している。

1) 環境調整技術	2) 食事の援助技術
3) 排泄援助技術	4) 活動・休息援助技術
5) 清潔・衣生活援助技術	6) 呼吸循環を整える技術
7) 創傷管理技術	8) 与薬の技術
9) 救命救急処置技術	10) 病状・生体機能管理技術
11) 感染予防の技術	12) 安全管理の技術

2. 看護技術実施水準表の活用目的

看護技術実施水準表とは、成人看護学実習時においてそれぞれの看護技術について、患者に安全な技術提供を保障するために、学生が単独で実施可能か、指導のもとで実施可能か、あるいは見学レベルなのかを学生および指導者が判断するために活用するものである。

従って、学生は実習時、以下の看護技術実施水準表を確認して、実践する。

3. 看護技術実施水準表のレベル

水準Ⅰ：単独で実施できる。
実習指導者や実習担当教員の助言・指導により学生が単独で実施できる。

水準Ⅱ：指導のもとで実施できる。
実習指導者や実習担当教員の指導や監督のもとで実施できる。

水準Ⅲ：実施を見学する。
学生は実施を見学する。

成人・老年看護学実習Ⅰ（慢性期）　**看護技術実施水準表**

		1		
		2		
		3		
		4		
		1		
		2		
		3		
		4		
		5		
		1		
		2		
		3		
		4		
		5		
		6		
		7		
		8		
		9		
		10		
		11		
		1		
		2		
		3		
		4		
		5		
		6		
		7		
		8		
		9		
		1		
		2		
		3		
		4		
		5		
		6		
		7		
		8		
		9		
		10		
		11		
		12		
		13		
		1		
		2		
		3		
		4		
		5		
		6		
		7		
		8		
		9		

		1		
		2		
		3		
		4		
		1		
		2		
		3		
		4		
		5		
		6		
		7		
		8		
		9		
		1		
		2		
		3		
		4		
		5		
	10	1		
		2		
		3		
		4		
		5		
		6		
		7		
		8		
	11	1		
		2		
		3		
		4		
		5		
		6		
	12	1		
		2		
		3		
		4		
		5		

成人・老年看護学実習Ⅰ（慢性期）　評価表

評価内容	中間評価	最終評価	教員評価
1．事前学習			
1）事前学習課題を提出できる。			
2．看護過程の展開			
1）対象者の看護に必要な情報収集ができる。			
2）機能的健康パターンのクラスターに情報を分類できる。			
3）各クラスター毎のアセスメントができる。			
4）患者の全体像を示す関連図を作成できる。			
5）各クラスター毎の関連を記述できる。			
6）看護問題を列挙しその優先順位を判断することができる。			
7）看護問題を解決するための具体的で実践可能な看護計画を立案することができる。			
8）目標を設定することができる。			
9）看護計画に則って、患者の安全・安楽、自立に配慮した看護実践ができる。			
10）看護実践場面における患者の反応を観察することができる。			
11）実践結果を正確に記録することができる。			
12）目標に照らして評価および修正ができる。			
3．実習を通して			
1）慢性的な健康障害による心身の変化について述べることができる。			
2）慢性的な健康障害の合併症について述べることができる。			
3）患者に行われている治療、検査の目的を述べることができる。			
4）患者や家族の健康障害に対する受け止め方や思いを述べることができる。			
5）患者および家族が活用できる社会資源について述べることができる。			
6）患者および家族と良好な人間関係を構築できる。			
7）プライバシーの保護に努め、知り得た個人情報を適切に扱うことができる。			
8）患者を尊重し、謙虚な態度で実習に臨むことができる。			
9）必要な、報告・連絡・相談・確認ができる。			
11）実習にふさわしい身だしなみを整えることができる。			
12）カンファレンスでの議論に参加することができる。			
13）実習のまとめにおいては、自己の気づきや体験を看護の視点から意味づけ、自己の課題を明らかにし、記述することができる。			
出席状況 出席日数（　　　）日　　遅刻回数（　　　回）早退回数（　　　）回			
学生振り返り	教員評価 実習担当教員　　　　　　印 単位認定教員　　　　　　印		

4：自力で目標達成できた。　3．指導・助言を受け、目標達成できた。　2．目標達成にやや努力を要する。

1：目標達成にかなりの努力を要する。　　0：達成できなかった。

大阪青山大学看護学部看護学科

2026 年度

成人老年看護学実習Ⅱ

（急性期）

実習要項

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大阪青山大学

看護学部　看護学科

Ⅰ．実習目的

手術療法を受ける患者を通して、手術が対象者に与える影響を理解し、経過に伴って大きく変化する身体的・心理的・社会的状態に応じた看護が実践できる基礎的能力を養う。

Ⅱ．実習目標

1．周手術期にある患者の身体的・心理的・社会的特徴を理解することができる。
  1）患者の疾患・病態と治療方針について説明できる。
  2）麻酔および手術侵襲が患者の生体に及ぼす影響について説明できる。
  3）入院前の生活習慣・生活様式、家庭・社会での役割を理解し、手術療法が患者とその家族に及ぼす影響について説明できる。
  4）疾病や手術が患者およびその家族にもたらす心理的影響について理解できる。
2．手術を受ける患者の看護上の問題を把握し、術後の回復に向けた看護ができる。
  1） 術後の患者の観察及びコミュニケーションで得た情報やアセスメントに基づき、必要な看護上の問題を明確にすることができる。
  2）術後合併症予防、苦痛の緩和、回復促進への援助、および退院後の自己管理に向けた看護計画を立案できる。
  3）回復過程の把握、および異常の早期発見のための観察ができる。
  4）患者の安全・安楽・自立を考え指導者とともに実践できる。
  5）立案した看護計画に基づいた評価ができる。
3．周手術期にある患者を支援する医療チームの一員であることを自覚し、他職種と連携・協働し、医療チームにおける看護職の役割や機能を理解できる。
4．看護実践をとおして、患者・家族ならびにそれにかかわる医療スタッフと良好な人間関係を築くことができる。
  1）患者及びその家族を尊重し、効果的なコミュニケーションをとることができる。
  2）患者に関わる医療スタッフの役割を認識し、効果的なコミュニケーションをとることができる。
5．看護学生としての責任を自覚し、倫理観に従った主体的・積極的に学習を通して看護観を明確にできる。
  1）倫理的規範をわきまえ、看護学生として責任ある行動がとれる。
  2）グループの一員として、メンバーと協力し自己の役割を果たすことができる。
  3）実習指導者や教員に的確に報告・連絡・相談ができる。
  4）指導や助言された内容を吟味し、得られた学びと今後の課題を明らかにすることができる。
  5）看護実践の体験を言語化し、看護とは何かを表現することができる

Ⅲ．実習方法

1. 単位数　3 単位
2. 実習時期　3 年次後期
3. 実習施設
   市立池田病院・医誠会病院・みどりケ丘病院・市立豊中病院・箕面市立病院・川西総合医療センター
4. 実習期間
   2025 年 9 月 26 日～2023 年 2 月 17 日　ただし、原則、土日祝日は休日とする。
5. 実習時間
   8:30～16:00　ただし、病棟実習は原則 9:00 開始とする。
6. 受け持ち患者について
   原則として手術を受ける患者を受け持ち、看護過程を展開する。但し、手術以外の治療を受ける急性期・回復期患者を受け持つこともある。
7. 実習場所について
   病棟、手術室、集中治療室以外に可能であれば患者に対して治療・検査・看護が展開されている様々な場所で実習を行う（外来、検査室、レントゲン室、リハビリテーション室など)。

Ⅳ．実習評価

1. 単位認定は、「学生便覧」(学業に関すること、単位認定)に準じ、4/5 以上の出席がなければ評価を受けることができない。
2. 実習評価は、実習目的・目標の達成状況、実習態度、出席の状況から総合的に判断する。
3. 原則として再実習は行わない。

Ｖ．実習の進め方

術前には対象者の心身の状態を把握するとともに、最善の状態で手術に臨めるようにするための援助を学ぶ。術後は、手術侵襲に伴う身体面や心理面の変化をとらえ、回復過程を促進するための援助の実際を学ぶ。また回復期は、社会復帰に向けて対象者が主体的な療養行動を獲得できるよう術後のＱＯＬの向上をめざした看護の必要性について理解する。

実習の進め方（各週の詳細）	
１週目	【初日：学内】 ・学内でのオリエンテーションに参加する ・グループメンバー間での役割を決める ・自己の実習目標を明確にし、担当教員の面接を受ける ・看護技術の再確認を行う 【2 日目：病院実習初日】 ・病院や病棟、手術室・集中治療室のオリエンテーションに参加し、実習環境を

	把握する ・カルテ閲覧方法について説明を受ける ・学生が実習で受け持つことを患者や家族に説明し、承諾を得る ・受け持ち患者の情報収集、看護実践の見学を行う 【3～5 日目】 ・行動計画に基づいて指導・助言を受けながら看護の見学や実践を行う ・受け持ち患者に関する情報収集・アセスメント・関連図の作成を行い、看護上の問題を明らかにする。 ・カンファレンスでの指導・助言をもとに週末にアセスメントおよび関連図の追加・修正を行い、看護計画を立案する
2 週目	【1～4 日目】 ・週末の情報を含めた新たな情報を収集し、必要に応じて看護過程全般について修正を行う ・看護計画に基づいて看護を実践し、評価を行う ・ケースカンファレンスを行い、他者の意見を参考に計画を見直し、修正する ・患者の状態に応じて看護計画の追加・修正を行い、実践、評価を行う・病院実 ・最終日にはカンファレンスを行い、自己の看護目標の到達度の評価、実習での学びや課題を討議する 【5 日目：学内】 ・実習のまとめ：患者やその家族との関わりおよび看護実践を通しての学び、今後の課題などを共有し、看護に対する考えを深める ・学内で実習記録のまとめや教員との面接を行う

＊2 例目の患者を受け持つ際には、実習目標の到達度を加味し、教員、指導者とともに実習の進め方を相談していく。

カンファレンスの内容は記録用紙に記入し、グループリーダーが保管する。実習終了後に実習記録とともに提出する。

Ⅵ. 臨地実習での 1 日の流れ

実習目標に沿って日々の行動計画を立て、それに基づいて実習する。

1）その日の看護ケアの目的・必要性を科学的根拠に基づいて説明する。

2）受け持ち患者の状態や学生の実習状況により行動計画を変更したい場合は、実習指導者あるいは教員に相談し、助言を得る。

3）援助の実践については、実習指導者または教員と時間調整を行い実施する。

4）実践した援助や看護実践を通して得た情報は、実習指導者あるいは教員に報告する。

5）カンファレンスは、実習指導者及び教員と時間の調整を行い、事前にテーマを伝えた上で、学生が主体的に運営する。

・日々の実習を通して学んだことや疑問点、ケアの困難さと解決方法などをグループ

メンバーで共有し、学びを深めていく機会とする。
・受け持ち患者の看護の方向性について意見交換する。
・2 週目からは、具体的な事例を通してのカンファレンスになるようにテーマを考える。
6）実習終了後にはその日の実習目標の到達状況および学び・課題を整理し、今後の看護の方向性や自己の看護に対する考えを記述する。
7）本日の患者の状況や自身の課題を加味して、翌日の看護計画を立案する。

Ⅶ. 実習記録

1．実習記録用紙
1）様式 1―行動計画用紙
2）様式 2―アセスメント用紙
3）様式 3―関連図
4）様式 4―看護問題の統合用紙
5）様式 5―看護計画用紙
6）様式 6―経過記録（SOAP）用紙
7）様式 7―まとめ(サマリー)用紙
8）様式 8―見学実習記録
9）様式 9―カンファレンス用紙
指導案の作成等をおこなう
10)実習評価表
2．記録用紙の取り扱い上の注意点
1）所定の記録用紙および情報収集時のメモ用紙等には、個人が特定されるような記述は一切しない（患者名・施設名はどこにも記載しないこと）。
2）記録用紙やメモ用紙の保管については細心の注意を払い、紛失するようなことのないよう責任を持つ。
・記録用紙は専用のファイルに必ずまとめて綴じておく。
・メモ用紙はバンジーストラップでポケットに固定する。
3）実習記録は必ず手書きで行う（鉛筆使用可）。
3．実習記録の提出
1）記録用紙にはインデックスをつけ、実習記録の 1）～7）の順に紙ファイルに綴じて指定された期日までに提出する。
2) 紙ファイルの表紙と背表紙には【成人看護学実習Ⅱ】【学籍番号】【氏名】を記載する。

Ⅷ．看護技術実施水準表の活用について

1．看護技術実施水準表の活用目的

看護技術実施水準表とは、厚生労働省の看護基礎教育検討会が示す「看護師教育の技術項目と卒業時の到達度」を基に成人看護学実習時に、それぞれの看護技術について、患者に安全な技術提供を保障するために、学生が単独で実施可能か、指導のもとで実施可能か、あるいは見学レベルなのかを学生および指導者が判断するために活用するものである。

従って、学生は実習時、以下の看護技術実施水準表を確認して、実践する。

2．看護技術項目

ここに取り上げた看護技術項目は、卒業時の看護技術到達目標を参考に作成した　もので、以下の内容で構成している。

1）環境調整技術
2）食事の援助技術
3）排泄援助技術
4）活動・休息援助技術
5）清潔・衣生活援助技術
6）呼吸循環を整える技術
7）創傷管理技術
8）与薬の技術
9）救命救急処置技術
10）病状・生体機能管理技術
11）感染予防の技術
12）安全管理の技術

3．看護技術実施水準表のレベル

水準Ⅰ：単独で実施できる。
実習指導者や実習担当教員の助言・指導により学生が単独で実施できる。

水準Ⅱ：指導のもとで実施できる。
実習指導者や実習担当教員の指導や監督のもとで実施できる。

水準Ⅲ：実施を見学する。
学生は実施を見学する。

看護技術実施水準表

Ⅰ：単独で実施できる　Ⅱ：看護師・教員の指導のもとで実施できる　Ⅲ：見学

		1		
		2		
		3		
		4		
		1		
		2		
		3		
		4		
		5		
		1		
		2		
		3		
		4		
		5		
		6		
		7		
		8		
		9		
		10		
		11		
		1		
		2		
		3		
		4		
		5		
		6		
		7		
		8		
		9		

		1		
		2		
		3		
		4		
		5		
		6		
		7		
		8		
		9		
		10		
		11		
		12		
		13		
		1		
		2		
		3		
		4		
	・	5		
		6		
		7		
		8		
		9		
		1		
		2		
		3		
		4		

		1		
		2		
		3		
		4		
		5		
		6		
		7		
		8		
		9		
		1		
		2		
		3		
		4		
		5	AED	
		1		
		2		
		3		
	10	4		
		5		
		6		
		7		
		8		
		1		
		2		
	11	3		
		4		
		5		
		6		
		1		
	12	2		
		3		
		4		
		5		

Ⅸ. 手術室見学実習について

1. 実習目的

1)麻酔･手術侵襲による生体への影響や手術による臓器の形態の変化を知り､対象者の術後看護に活かすことができる。

2)手術室における看護師の役割がわかる。

2. 実習内容

1) 手術室の環境･構造がわかる。

2) 手術室における清潔･不潔の概念がわかる。

3) 麻酔導入時および覚醒時の身体の変化と看護がわかる。

4) 手術中の患者の経過がわかる。

5) 手術中に起こりうる合併症予防のための看護の実際がわかる。

6) 手術室における職種間の連携と協働についてわかる。

7) 手術を受ける患者の申し送り場面を通して継続看護の重要性がわかる。

3. 実習方法

1) 病院実習初日に手術室のオリエンテーションを受け、手術室の環境・構造を予習した上で見学に臨む。

2) 手術の見学は受け持ち患者の手術とする。

4. 手術室入室時の更衣

1) 更衣室に準備してある学生用の手術室ユニフォームに着替える。

2) キャップおよびマスクを着用する。髪の毛はキャップからはみ出さないようにする。

3) 履物は実習施設の状況に合わせ､実習指導者の指示に従う。

4) 衛生学的手洗い後に手術室に入室する。

5. 見学実習にあたっての注意点

1) 清潔･不潔を絶えず意識して行動すること

2) 自己の健康管理には十分留意すること

3) 見学中に気分が悪くなった場合は､速やかに申し出て､看護師の指示に従うこと

6.手術室実習記録

見学した内容は､「見学実習記録用紙」に記録する。

X．事前学習

実習に備え、以下の項目について夏季休暇中に学習し、A4 サイズのノートにまとめて、実習開始前に提出すること。＊書式参照

1. 成人期の身体的・精神的・社会的特徴と発達課題について
2. 手術療法について
   1）手術侵襲と生体反応
      ＊侵襲に対する神経・内分泌反応をもとにどのような症状・反応が現れるかを記述する
   2）手術を受ける患者の心理・社会面のアセスメント
   3）手術を受ける患者に対するインフォームド・コンセント
      ＊インフォームド・コンセントに必要な項目と看護師の役割を記述する
3. 術前の準備について
   1) 全身麻酔で手術を受ける患者に必要な術前検査・問診内容とその評価
      ＊呼吸・循環・栄養・代謝などの視点ごとに記述する
   2) 術前オリエンテーションの目的と内容
   3) 手術前日に必要な看護
4. 手術中の看護について
   1) 麻酔について
      (1)麻酔の目的：全身麻酔に求められる 4 つの要素（意識の消失・痛みの消失・有害反射の抑制・筋緊張の消失）と関連付けて記述する
      (2)麻酔導入の方法と導入時の看護
   2) 手術中に起こりうる主な合併症と看護
      ＊褥瘡、神経障害、熱傷、深部静脈血栓症の発生機序とその予防を記述する
5. 術後の看護について
   1) 手術直後の観察項目：手術直後の侵襲を考えて必要な観察とその根拠を記述する
   2) 主な術後合併症(呼吸器合併症、術後出血、深部静脈血栓症、イレウス、縫合不全、術後せん妄)と看護
      ＊起こりうる合併症ごとにその原因と起こりやすい時期、観察項目および予防のためのケアなどを記述する
   3) 高齢者に起こりやすい合併症とその対応
   4) 術後疼痛の評価と緩和方法
      ＊PCA 法：患者管理鎮痛法も含む
   5) 早期離床の目的と方法、留意点
   6) 創部の観察と創傷管理
   7) ドレーン挿入の目的・方法および管理
   8) 術後清拭の目的と留意点
   9) 退院指導の目的と留意点

6．入院患者の疾患の特徴
1）臓器の解剖生理
2）病態と治療
＊必要な検査や術式による合併症についても記述する
3）治療（術式）に伴う臓器の形態・機能の変化と日常生活への影響と必要な看護
7．フィジカルアセスメント
＊必要な問診とフィジカルイグザミネーションの内容と方法をまとめておく
※6．7．については実習該当病棟における特徴的な学習内容を実習配置決定後に記載

Ⅺ．健康管理
1．実習開始2週間前から毎日体温測定し、健康管理記録に健康状態を記録する。
2．実習中は毎朝、担当教員に健康管理記録の確認を受ける。
3．体調不良の際は、速やかに担当教員に申し出る。

Ⅻ．連絡先
大阪青山大学　教務課
住所：大阪府箕面市新稲２－11－１
電話：072－723－9437

成人老年看護学実習Ⅱ（急性期）　　様式-1

行動計画表（書き方見本）

月　　日　術前・術後（　　）日目　　学籍番号　　　氏名

本日の目標　１週目(看護計画が立案するまで）は自己の実習目標を記載する ２週目（計画立案後）からは看護上の問題に沿って、その日の目標を患者主体で記載する"		
時間	実施項目・援助項目とその目的	留意事項・具体的な援助方法
		看護計画が立案できるまでは、日々の援助についての留意事項や具体的な方法について記載する 見学が主体となっても、留意事項や具体的な方法について記載する
10:00	バイタルサイン測定 一般状態の観察	・対象者の体温、脈拍、呼吸、血圧基準値 ・術後○日目に注意する合併症 術後出血：ドレーンからの排液の性状、量…等
11:00	全身清拭 術後１日目の清拭の目的を記載する	・必要物品 ・手順、方法 ・留意点 ～であるため～に注意して・・・などの根拠を示す

大阪青山大学健康科学部看護学科

様式-1　裏面

教員や臨地実習指導者から指導を受けた内容
指導・助言内容を実習に活かしていくために、指導内容を学生自身が記載する
本日の振り返り（気づき・学び・考えたことおよびケアの振り返り等）
・患者との関わり、援助の実際、看護師の行為を見ての**気づきや学び**を記載する ・指導・助言内容を踏まえての気づきや今後の課題など考えたことも記載する

大阪青山大学看護学部看護学科

様式２

アセスメント用紙ー（書き方見本）

クラスター（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　学籍番号　　　　　氏名　　　　　No.

日付	情報	アセスメント
	〈例〉 0-1）血液検査結果	

検査項目（正常値）	9月26日	9月29日
総タンパク	5.7	5.5
アルブミン		

0-2)バイタルサイン
4月11日　体温：36.3℃、脈拍：88回/分、血圧：
4月12日　体温：37.5℃、脈拍：90回/分、血圧

様式 3

月　　　日　現在

学籍番号　　　　　氏名

凡例

- 顕在する情報
- 潜在する情報
- 顕在する関係
- 潜在する関係
- 看護問題

様式 4

看護問題の統合用紙

（書き方見本）

学籍番号　　　　氏名

日付	統合	看護問題リスト　優先順位の判断

様式 5

看　護　計　画　用　紙（書き方見本）

学籍番号　　　　氏名　　　　No.

日付	看護問題　目標（期待される結果）	看護計画（具体策）	実施結果	評価
		OP,TP,EP <例> （OP） 1．血圧・脈拍・体温・呼吸 2．疼痛の訴えの有無 3．患者の表情 4．鎮痛剤の使用の有無、投与時間・・・ （TP） 1．ベッドをギャッジアップする 2．背中を支えながら、端坐位になるよう援助する 3　： 　：	Ⅱ SOAP)	

成人老年看護学実習Ⅱ（急性期）　　　　　　　　　　　　様式-６

経過記録用紙（書き方見本）

学籍番号　　　　　　　　氏名

日々の実践記録は、SOAP にもとづいて記録する
①看護計画が立案されるまでは、実施した看護ケアすべてについて記載する
②看護計画立案後は、看護上の問題点別に記載する
③患者の状態に変化がみられた場合は、その内容について記載し、アセスメント、
看護上の問題を記載する

月/日	時間	SOAP
<例①>		
9月29日	10:00	バイタル測定
		S）少し動いても手術したところが痛んで、夜は何回も目が覚めました。
		O)体温：37.3℃、脈拍：66回/分、血圧：140/81mmHg、呼吸：16回/分
		A)術後１日目であり、・・・
<例②＞		
10月1日	10:00	＃1　○○に関連した△△のリスク状態
		S)咳をすると傷に響くけど、頑張って痰は出しています
		O)呼吸音・・・
		A)呼吸音の異常も見られず、痰の喀出も見られているので、現在のところ
		△△の徴候はみられない。

大阪青山大学看護学部看護学科

成人老年看護学実習Ⅱ（急性期）　　　　　　　　　　　　　　　　様式－７

まとめ（サマリー）用紙　【書き方見本】

月　　　日（　　）学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　学生氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿

看護問題
＃１ ＃２ ＃３ （立案した看護問題を＃１～順番に記載する）
経過の要約
＃１について 問題点に対して立案した看護計画に沿って関わり、どのような変化・反応等があったのかを要約して記載する ※＃２以降も同様 ＃２について
看護計画の評価
＃１について 看護目標は達成出来たのか否かを記載する。できなかった場合は残された課題を記載する

大阪青山大学看護学部看護学科

様式 7

見学実習記録用紙

月　　　日　　　　学籍番号　　　　　　　　　　氏名

見学の目標			
見学内容		見学場所	
時間	見学時の観察点および注意点		

大阪青山大学看護学部看護学科

様式－８　裏面

時間	見学時の観察点および注意点

振り返り（学び・気づき・考えたこと等）

大阪青山大学看護学部看護学科

様式 9

大阪青山大学看護学部看護学科

《目次》

Ⅰ．実習目的 - 1 -

Ⅱ．実習目標 - 2 -

Ⅲ．実習方法 - 3 -

Ⅳ．実習評価 - 3 -

Ⅴ．実習の進め方 - 3 -

Ⅵ．臨地実習での１日の流れ - 4 -

Ⅶ．実習記録 - 5 -

Ⅷ．看護技術実施水準表の活用について - 6 -

Ⅸ．手術室見学実習について - 10 -

Ⅹ．事前学習 - 11 -

Ⅺ．健康管理 - 12 -

Ⅻ．連絡先 - 12 -

成人老年看護学実習Ⅱ（急性期）記録用紙記入例

行動計画表 - 2 -

アセスメント用紙 - 3 -

関連図 - 3 -

看護問題の統合用紙 - 3 -

看護計画用紙 - 4 -

経過記録用紙 - 5 -

まとめ（サマリー）用紙 - 6 -

見学実習記録用紙 - 10 -

カンファレンス記録用紙 - 11 -

資料３-06

2026 年度
老年看護学実習
実習要項

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大阪青山大学

看護学部　看護学科

資料３-06

A-1

A-2 ＊

A-3 ＊

A-6

A-7 10

B-1 11

B-2 11

B-3 12

C-1 13

老年看護学実習全体の概念図

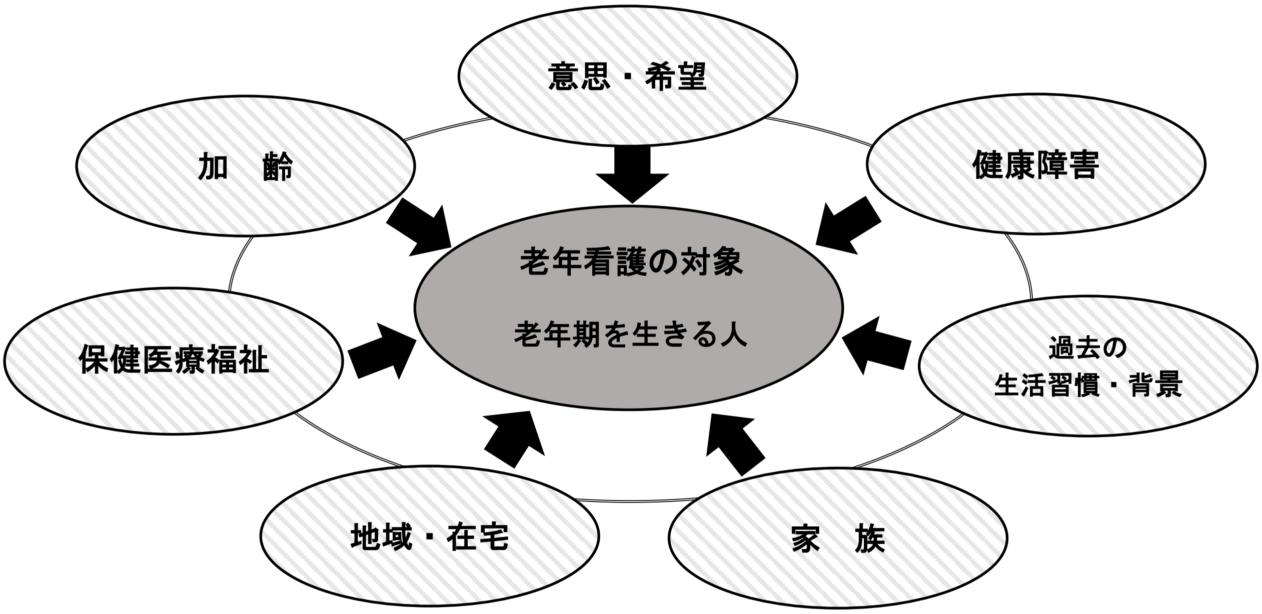

老年看護学実習の基本的な学習の姿勢

☆高齢者が生きてきたこと、生きていること、これから生きることを理解し、支援する。
☆高齢者の生活に影響する７つの要因を常に考える。
☆高齢者から学ばせていただく姿勢で臨む。
　人生の先輩として生きてきたことを尊び、学ばせていただく。
☆看護（ケア）するのではなく、看護（ケア）をさせていただく気持ちをもつ。

Ⅰ．老年看護学実習の目的

高齢者の健康や生活、高齢者と関わる看護師の役割について幅広く理解し、個別性のある看護実践を行う基礎的能力を養う。

Ⅱ．老年看護学実習の到達目標

１．老年期の身体的、心理・精神的、社会的な特徴を理解し、高齢者の持てる力・自尊心・QOL向上を踏まえた老年看護過程を展開することができる。
２．集団・個人への関りを通して、高齢者が生活する場の特徴と具体的な生活支援を学び、看護実践に必要な能力を養うことができる。
３．高齢者を取り巻く看護・医療・福祉の制度や資源について理解し、多職種連携における看護の役割について説明できる。
４．高齢者の生きてきた過程を尊重し、老年看護の望ましいあり方を考えることができる。

Ⅰ．実習目標

1．老年期の特徴をふまえて高齢者の多様性やその人らしさについて理解できる。
  1) 高齢者の身体的、心理・精神的、社会的特徴について、加齢による生理的変化や老年期の発達段階・発達危機を踏まえて説明できる。
  2) 高齢者の生きてきた時代背景から老年期にある高齢者の価値観や生活様式に及ぼす影響を理解する。
  3) 生活環境や関わりによる影響を説明できる。

2. 健康障害のある高齢者を総合的にアセスメントし、援助が実践できる。
  1）対象の入院前、入院後の生活の変化を説明できる。
  2）対象のニーズを説明できる。
  3）複数の情報を関連させて対象の全体像を説明できる。
  4）本人・家族の思い・希望を尊重し、対象の強みを活かした分析・目標設定ができる。
  5) 本人・家族の思い・希望を尊重し、対象の強みを活かした計画立案・実施・評価ができる。

3. 保健・医療・福祉の仕組み及び医療施設において高齢者と関わる看護師の役割について説明できる。
  1) 保健・医療・福祉サービスの役割と仕組みについて説明できる。
  2) 医療施設において高齢者と関わる看護師・多職種の役割を説明できる。
  3) 医療施設において高齢者と関わる多職種者間の協働・連携について説明できる。

4. 高齢者の意思を尊重し、尊厳を守る姿勢で接することができる。
  1) 高齢者の安全、安楽をふまえた行動ができる。
  2) 高齢者の権利を理解し、その人らしさを尊重し、実習生として適切な態度や言葉遣い、身だしなみで行動できる。

5. 高齢者の医療、保健など高齢者を取り巻く状況を理解し、老年看護のありようを考えることができる。
  1) 現在の高齢者の医療、保健など高齢者を取り巻く状況を述べることができる。
  2) 老年看護のありようについて考えを述べることができる。

6. 決められた諸規則を守り、積極的に実習に取り組むことができる。
  1) 実習施設の指導者・スタッフに自分の行動計画を説明し、実施後は報告することができる。
  2) 実習生として適切な身だしなみ、言葉遣い、真摯な態度をとることができる。
  3) 実習開始・集合・終了時間や実習記録、課題の提出時間を遵守できる。
  4) 学生間の相互協力と積極的な学びを深め共有する行動ができる。
  5) カンファレンスに積極的に参加し、主体的に討議することができる。

Ⅱ．実習の展開

１．実習単位：２単位、２週間、原則 8:30～16:00

２．実習病院

協立温泉病院　協和マリナホスピタル　千里中央病院　ほうせんか病院　協和会病院

３．　実習計画（表）

老年看護学実習における行動予定

日程		実習内容
実習1週目	第１日目	学内実習：オリエンテーション、受け持ち患者の決定、事前学習レポート作成 9時：集合
	第２日目	臨地実習：オリエンテーション、受け持ち患者の情報収集、カンファレンス
	第３日目	臨地実習：情報収集、日々の計画に沿った実習、カンファレンス
	第４日目	臨地実習：情報収集、日々の計画に沿った実習、カンファレンス
	第５日目	学内実習：看護の方向性の検討、技術演習、文献学習
実習2週目	第１日目	臨地実習：日々の計画に沿った実習 カンファレンス(全体関連図、看護の方向性)、 中間評価
	第２日目	臨地実習：日々の計画に沿った実習、カンファレンス
	第３日目	臨地実習：日々の計画に沿った実習、カンファレンス
	第４日目	臨地実習：日々の計画に沿った実習、最終カンファレンス
	第５日目	学内実習：実習での学びとまとめ、最終評価、面接

☆学内実習について

・実習を効果的に行うための、学内における実習時間である。臨地実習とは場が異なるだけである。実習が円滑に進むために自主性、自律性をもって学習する。

☆学内オリエンテーション

・実習初日に老年看護学実習の考え方や病院における実習目的、目標などを理解し、実習に取り組む姿勢と自己目標の設定を行い、責任感を持つために実施する。

☆文献学習：実習に必要な看護のエビデンス（根拠）の確認や必要な知識を得るために自主的に行う。

４．実習方法：一人の高齢者を受け持ち、看護計画を立案し、実践する。

５．事前学習の課題

目的：高齢者を取り巻く制度や高齢者の特徴、健康障害について既習の知識を整理し、臨地実習に臨む。

① 老年看護の基本となる施策について
　介護保険制度・高齢者医療制度・地域包括ケアシステム・高齢者虐待・身体拘束について
② 高齢者施設について
　施設の種類と特徴・各施設における各職種の割合
③ 加齢による身体・心理・精神・社会的な変化
④ 認知症と看護

⑤ 昭和時代の世界と日本について

時代背景・当時の日本の文化や経済の変化、生活の変化

⑥老年看護学演習の学習資料

・各自展開した看護過程（食と栄養で作成した嚥下体操・食事介助・口腔ケア計画含む）

・高齢者体験・アクティビティケアの提出物

・食と栄養の提出物（経管栄養の看護手順含む）

2）高齢者に特有な疾患等

以下について「症状などの特徴・治療・看護」をまとめてくること。

①肺炎　②脳血管障害及びその後遺症　③糖尿病　④高血圧　⑤白内障　⑥前立腺肥大症　⑦骨粗鬆症　⑧高齢者に多い骨折　⑨パーキンソン症候群　⑩老人性乾皮症
⑪褥瘡　⑫摂食障害　⑬神経因性膀胱　⑭廃用症候群　⑮心不全　⑯便秘

3）援助技術について

以下について留意事項・手順の確認を行い、まとめてくること。

①尿膀胱留置カテーテル　②胃瘻　③吸引

5）上記以外で必要となる受け持ち患者の特徴・疾患・看護について

1）～5）をルーズリーフに手書き（図や表コピー可）でまとめインデックスシールを用いて整理し、A4 サイズ緑の紙ファイルに綴じ、実習初日に担当教員に提出する。

※表紙（老年看護学実習Ⅱ事前課題、学籍番号、氏名、担当教員名、提出年月日）

6．カンファレンス

内容をカンファレンス記録（様式 A-7）にまとめる。

時間、場所は指導者、教員に確認し、学生が司会、書記を担当する。

【日々のカンファレンス】約 30 分

実習で感じていることや、困っていることなど課題を話し合い、実習を効果的に進める。テーマを学生間で決定し、事前に実習指導者、教員に伝える。

【中間カンファレンス】約 40 分

看護計画を作成するにあたり、看護の方向性を関連図を用いて発表する。指導者の助言などを得て、受け持ち対象者の個別性を踏まえているのか確認する。

【最終カンファレンス】約 40 分

２週間の実習の学び、受け持ち対象者から学んだこと、今後の学習課題や学生間の共有をする。

7．実習記録

老年看護学実習　記録様式 A-1～A3、A-6、B-1～B-3、C-１

事前課題とは別に、実習記録を綴じるための A4 サイズ緑の紙ファイルを用意すること。

インデックスシールを用いて整理すること。

8．実習評価

1）老年看護学実習評価表に基づき評価を行う。

2）事前学習、実習記録、実習への参加状況等により、総合的に評価する。

＜実習中の留意事項＞

1．常に尊厳の気持ちを持って高齢者に接する
・長い歴史を生きてきた高齢者に、常に尊厳の気持ちを持ち、言葉使い・態度に気をつける。

2．受け持ち対象者、ご家族、スタッフにあいさつをする

3．受け持ち対象者以外の方にも必ずあいさつをする

4．実習中の学生の所在を明らかにする
・昼食休憩時や検査、リハビリ等で実習場所から離れる時には、必ず指導者や教員に報告する。また、予定として一日の行動計画に必ず明記しておく。

5．面会者への対応は慎重に行う
・ご家族・ご面会者等に声をかけられた場合には、実習中の学生であることを告げる。誤解を避けるために、用件を学生が直接伺わず、指導者に連絡する。

6．学生が一人で援助を実施しない
・指導者もしくは教員の指導、見守りの下に援助し、高齢者の安全に留意する。
・援助方法が分からないときは、指導者に必ず確認する。分からないまま援助すると危険を伴うことを自覚する。
・トランスファーや排泄ケア等は、原則として指導者と一緒に行う。
・トラブルや事故等が発生した時や発見した時は、すぐに指導者や教員に報告する。

7．援助は責任を持って行う
・実習開始時の計画・実習した結果・気がついたことなどを、毎日、必ず指導者、教員に報告する。
・食事介助・水分補給は最後まで安全に行う。ご本人の希望などがあれば無理に摂取していただかず、指導者に報告する。
・実習場所での手洗いやうがいを徹底し、感染防止に努める。
・排泄などの介助にはディスポの手袋を着用する。

8．個人情報の保護に努める
・実習記録は手書きとする。
・実習を通して知りえた個人情報および実習施設の情報は、一切口外しない。
・実習記録は、学生が責任をもって厳重に管理する。特にファイル内の記録がバラバラにならないよう、インデックスシールを用いて整理を行い、しっかりと留めること。
・メモ類は学生が責任をもって保管し、実習最終日に担当教員に提出する。
・記録類は、実習場所から持ち出さない。
・実習終了後、担当教員に提出後は、適切な時期まで教員が保管する。

9．健康管理を徹底する
・実習２週間前から土日祝日を含めて健康観察票への記録を行う。
・実習期間中も土日祝日を含めて所定の回数、健康観察票への記録を行う。
・体調不良等生じた際はすぐに教員に連絡する。

10. 記録の記載について

・基本は黒の鉛筆またはボールペンを使用する。

・教員や指導者のコメントを受けての修正点、カンファレンスなどを通しての追加や修正、看護計画の評価後の修正は青のボールペンを使用する。その際は日付を入れ、いつ追加や修正したか、分かるようにしておく。

11. 記録の提出

締切：16：00（厳守、時間を過ぎたものは受け取らない）

記録は一番上に C-1（実習評価表)、その後は様式の番号順に綴じる。

他の記録等はその下に綴じる。事後課題は事前課題のファイルに綴じる。

カンファレンス記録など、グループで一つのものはリーダーのファイルに綴じる。

老年看護学実習　記録様式 A-1

老年看護学実習　目標・学びの振り返り

学籍番号	氏名
実習施設　実習Ⅰ	実習Ⅱ

1. これまでの実習での学び、課題
※基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱでの学びを振り返り、課題を明らかにする。

2. 老年看護学実習Ⅰでの目標　記載日：　／
※1. の内容を踏まえ、老年看護学実習Ⅰの 5 日間では何を学ぶか、明確にする。
要項の実習目的、目標も参考に記載する。

3. 老年看護学実習Ⅰの学び、課題　記載日：　／
※5 日間の学びを振り返り、2. の目標を評価した上で、次の実習への課題を明らかにする。

4. 老年看護学実習Ⅱでの目標　記載日：　／
※老年看護学実習Ⅰ以降の実習の学びも踏まえて、老年看護学実習Ⅱの 3 週間では何を学ぶか、明確にする。 要項の実習目的、目標も参考に記載する。

5. 老年看護学実習Ⅱでの学び、課題　記載日：　／
※3 週間の学びを振り返り、5. の目標を評価、今後の課題を明らかにする。

大阪青山大学健康科学部看護学科

老年看護学実習　記録様式 A-2

毎日の行動計画と実践（日々の記録）　*計画立案まで　　年　月　日（　）

学籍番号		氏名
実習目標		**指導を受けた内容**
行動計画	9　10　11　12　13　14　15　16	**実施上の留意点**

実施項目	見学・実施した内容	見学・実施を行い、考えた事・学んだ事

1日の実習の振り返り

大阪青山大学健康科学部看護学科

老年看護学実習　記録様式 A-3

毎日の行動計画と実践（日々の記録）　＊＊計画立案後　　　　年　　月　　日(　　)

学籍番号	氏名

実習目標		指導を受けた内容
行動計画	9　10　11　12　13　14　15　16	実施上の留意点

実施項目	S・O	A・P

1日の実習の振り返り

大阪青山大学健康科学部看護学科

老年看護学実習　記録様式 A-6

実習での学びの記録

グループ学生氏名:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　No.＿＿＿＿

実習場所:	発表日:　　年　　月　　日(　)
1. 実習を通しての学び	
2. 実習で困ったこと、成長したこと	

大阪青山大学健康科学部看護学科

老年看護学実習　記録様式 A-7

老年看護学実習　カンファレンス記録

No.________

日 時:　月　日(　)　:　〜　:		実習場所:
出席者	(記録者) (指導者) (教　員)	
テーマ		
内 容		

大阪青山大学健康科学部看護学科

10

老年看護学実習　記録様式 B-1

アセスメント用紙　　　　学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　No.＿＿＿

日付	情　　報	ア セ ス メ ン ト	考えられる看護診断

（該当するクラスターの番号に○をつける）　1. 健康知覚ー健康管理　2. 栄養ー代謝　3. 排泄　4. 活動ー運動　5. 睡眠ー休息　6. 認知ー知覚　7. 自己知覚ー自己概念　8. 役割ー関係　9. 性ー生殖　10. コーピングーストレス耐性　11. 価値ー信念

大阪青山大学健康科学部看護学科

老年看護学実習　記録様式 B-2

全体関連図　　作成日＿＿＿＿＿＿　患者＿＿＿＿氏　学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大阪青山大学健康科学部看護学科

老年看護学実習　記録様式 B-3

看護計画と評価　　学籍番号＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　No.＿＿

看護問題(PRS)	

日付	目　標	日付	看護計画（具体策）	日付	評　価

大阪青山大学健康科学部看護学科

～

1. 老年期の特徴をふまえて高齢者の多様性やその人らしさについて理解できる。（15）				
1)				
2)				
3)				
2. （25）				
1				
2				
3				
4				
5				
3. （15）				
1)				
2)				
3				
4. （10）				
1)				
2)				
5. （10）				
1				
2				
6. （20）				
1)				
2)				
3)				
4)				
（5）				
		/100		

5

2026 年度　老年看護学実習　実習要項

発行日　2026 年　5 月発行
発行所　大阪青山大学健康科学部看護学科
〒562－8580 大阪府箕面市新稲 2－11－1
TEL　072－722－4165　FAX　072－722－5190

2026 年度

小児看護学実習

実習要項

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大阪青山大学

看護学部　看護学科

Ⅰ. 小児看護学実習　目的・目標

1. 目的

1)　子どもを病気や障がいを持ちながらも成長・発達の途上にある一人の存在として理解する。

2)　健康障害を持つ子どもとその家族に対し、適切で個別的看護を実践する能力を養う。

2. 目標

1)　子どもの成長･発達における発達上の課題を明らかにし､発達段階に応じた支援を理解できる。

2)　保育の役割、発達への促しや保育活動について理解することができる。

3)　子どもの成長・発達における発達上の課題を明らかにし、発達段階に応じた援助を実践できる

4)　疾病や障がいを持つ子どもの健康問題を捉え、看護実践につなげることができる。

5)　入院生活や健康障害が子どもを取り巻く人々に及ぼす影響を理解しながら、必要な援助や支援方法を考えることができる。

6)　子どもの人権を擁護し、小児保健医療に関わるチームの一員としての役割を考えることができる。

Ⅱ. 施設別実習目標

＜保育園・通所施設実習＞

1　子どもの成長・発達における発達上の課題を明らかにし、発達段階に応じた支援を理解できる

1)　子どもの成長・発達について情報をもとに分析し、発達上の課題を考えることができる。

2)　子どもの基本的生活習慣や日常生活行動を把握できる。

3)　子どもの基本的生活習慣の自立に向けた支援を理解できる。

4)　子どもの日常生活活動で発達課題達成に向けた実践を理解できる。

5)　子どもの安全を守る行動を考え、実践につなげることができる。

2　保育の役割、発達への促しや保育活動について理解することができる

1)　保育における発達段階や、障害に応じた子どもへの関わり方について気づくことができる。

2)　子どもにとっての集団保育の意味を考えることができる。

3)　保育士や他職種が行う子どもの発達への促しについて、理解することができる。

4)　子どもの発達に応じた日常生活における安全な環境づくりについて、知ることができる。

5)　子どもの成長・発達における遊びの意義について説明することができる。（レポート）

＜病院における実習＞

1　子どもの成長・発達における発達上の課題を明らかにし、発達段階に応じた援助を実践できる

1)　子どもの成長・発達について情報をもとに分析し、発達上の課題を考えることができる。

2)　子どもの基本的生活習慣や日常生活行動を把握できる。

3)　子どもの発達段階に応じた日常生活行動への支援について安全に実践できる。

4)　子どもの生活歴や家族の育児観（しつけ・方針等）について知ることができる。

2　疾病や障がいを持つ子どもの健康問題を捉え、看護実践につなげることができる

1)　疾病や障がいによって起こる子どもの健康状態を分析することができる。

2)　子どもの病気の成りたちや成り行き（リスク）、発達段階、強みを考え健康上の問題を明らかにすることができる。

3)　子どもの病態と子どもの発達課題、子どもの家族と関連づけ、看護問題の優先順位を明らかにすることができる。

4)　子どもの看護上の問題について看護計画を具体的に立案することができる。

5)　子どもの発達段階や生活に応じた看護実践を安全に実践することができる。

3　入院生活や健康障害が子どもを取り巻く人々に及ぼす影響を理解しながら、必要な援助や支援方法を考えることができる

1)　子どもの疾病、障害、入院が家族に及ぼす影響ついて把握できる。

2)　家族の抱える問題について考えることができる。

3)　家族の対処行動について把握できる。

4)　子どもと家族に必要な社会資源や公的な社会保障制度について説明することができる。

4　子どもの人権を擁護し、小児保健医療に関わるチームの一員としての役割を考えることができる

1)　子どもと発達段階に応じたコミュニケーションを図ることができる。

2)　子どもの苦痛を最小にした、安全で安楽な援助を考えることができる。

3)　子どもや家族の思いに耳を傾け、その意思を尊重することができる。

4)　子どもの人権を意識しながら関わることができる。

5)　子どもに関わる保健医療や福祉、教育等の機関や職員との連携の中で、看護師の果たす役割を考えることができる。

Ⅲ. 実習方法

1. 単位数（時間数）: 2 単位（90 時間）

2. 実習時期 : 3 年次後期

3. 実習場所

1) 保育園 : 吹田くすのきこども園（大阪府吹田市南吹田 5 丁目 20-7）
西山田保育園（大阪府吹田市山田西 2 丁目 14-1）
藤白台保育園（大阪府吹田市藤白台 4 丁目 8-1）
箕面市立あいあい園（箕面市萱野 5−7−1）
箕面市立稲保育所（箕面市船場 1−11−9）
箕面市立萱野保育所（箕面市萱野 1−19−30）
箕面市立桜ヶ丘保育所（箕面市桜ケ丘 3−12−5）
箕面市立東保育所（箕面市粟生外院 5−2−1）

2) 病院 : 大阪市立総合医療センター（大阪府大阪市都島区都島本通2-13-22）
川西市立総合医療センター（兵庫県川西市火打1丁目）
済生会吹田病院（大阪府吹田市川園町1-2）
市立池田病院（大阪府池田市城南3-1-18）
市立豊中病院（大阪府豊中市柴原町4-14-1）
箕面市立病院（大 阪 府 箕 面 市 萱 野5丁 目 7-1）

4. 実習時間 : 原則として、病院 8 時 30 分～16 時、保育園 9 時～16 時とする。

5. 実習スケジュール(保育園・通所実習はグループによって異なる)

	月	火	水	木	金
第1週	保育園 ・クラスで実習 ・報告、清掃 ・15 : 00 カンファ ・記録の整理　他	保育園 ・クラスで実習 ・報告、清掃 ・15 : 00 カンファ ・記録の整理　他	あいあい園(半日/週) ・見学および児とのかかわり	学内 ・病院実習の病棟オリエンテーション ・小児看護技術の演習	学内 ・医療的ケア児に関するDVD 学習 ・記録の提出 17 時迄 ・病棟実習事前学習
第2週	病棟または外来実習 ・病棟オリ、受持決定 ・情報収集・コミュニケーション ・ケア見学・実施 ・15:00 カンファ (翌日、看護計画立案)	病棟または外来実習 ・行動計画確認 ・受持患児のケア ・記録・報告 15:00 カンファ	病棟または外来実習 ・行動計画確認 ・受持患児のケア ・記録・報告 15:00 カンファ	病棟または外来実習 ・行動計画確認 ・受持患児のケア ・記録・報告 15:00 最終カンファ（学びの報告含）	学内 ・合同カンファ ・個別面談 ・実習記録の整理 ・記録提出 : 17 時迄

6.　実習内容

＜保育園・通所施設における実習＞

1)　実習時期は9月1日～9月30日とする。
2)　実習の開始前に各グループでリーダー1名を決める。リーダーは実習指導者及び実習施設との連絡調整役割を担う。
3)　保育園では2日間同じクラスに入り、クラスの日課に沿って実習を進める。
4)　日々の実習では事前に実習目標を立て、クラス担任の指導を受け実習に臨む。クラスの日課の中で実習目標が達成できるよう計画する。
5)　実習中の疑問は、クラス担任にタイミングを見て積極的に質問し、できるだけ当日中に解決する。
6)　「日々の記録」は翌朝に提出し助言を受ける。記録中への助言の記入は困難で口頭で助言を受けることもある。いずれの場合も、その日の記録に青字で記載する。
7)　実習最終日は実習施設内で、実習指導者と学びの報告会を含めたカンファレンスを行う。運営については学生が主体となって行う。
8)　帰校日は学生間の学びの共有を目的に担当教員を交え、学生が主体的にカンファレンスを行う。
9)　通所施設であるあいあい園では子どもの障害の程度によるかかわり方を配慮しながら、支援の見学を行う。

＜病院における実習＞

1)　原則として1人の子どもを受け持ち、立案された看護計画に沿って看護を展開する。
2)　看護ケアの実施に当たっては、実習指導者、担当看護師、担当教員の指導の下に行う。
3)　子どもが院内学級に通っている場合、事前に指導者と調整した上で見学の機会を設けることがある。見学の方法は実習指導者、院内学級の教諭の方針に従う。
4)　子どもが外泊等で不在の場合、実習の進度に応じて他の子どものケア、処置を見学・実施することがある。
5)　受け持ちの子どもが退院した場合、実習の進度や病棟の状況に応じて、新たに他の子どもを受け持つことや、小児科外来実習をすることがある。小児科外来実習では外来における看護の役割と看護の実際を学ぶことを目標に主に見学実習とする。
6)　日々の実習開始に際しては、子ども・家族への挨拶、情報収集を行う。
7)　事前に立案してきた行動計画が実施可能かどうか判断・修正し、必要に応じて病棟ショートカンファレンスに参加する。
8)　実習開始時には、実習指導者またはその日の担当看護師に1日の行動目標、行動計画を発表し、助言を得た上でケアを実施する。

7.　カンファレンス

実習中の看護援助等に関する疑問点について討議を通して知識・技術を得、問題解決の手がかりを得る機会とする。また討議の過程を通して知識を整理、統合することで看護に対する考えを深め、看護実践における対応方法等、学びを共有する機会とする。

1) 日々のカンファレンス及び学びの報告会の運営は学生が主体的に行う。カンファレンスのテーマはグループで事前に話し合い決定しておく。開始時間や場所については実習指導者、教員と調整する。テーマについて実習指導者、教員へ事前に連絡する。
2) 臨地実習の最終カンファレンスでは討議のほかに、実習で学んだこと、今後の課題等について自己の実習目標に沿って事前にまとめ、発表する。

Ⅳ. 実習記録

教員が配布するファイルを使用して管理する。ファイルの表紙と背表紙に「小児看護学実習」「学籍番号」「氏名」を明記すること。

綴じ順は、原則として自己評価表、健康観察票、右肩のナンバー（小児no.）、カンファレンス用紙（リーダーのファイルにまとめる）の順とする。

＜保育園・通所施設における実習＞

1. 実習記録様式
   1) 保育園・通所施設実習記録1（小児-1）・・・日々の自己の目標、スケジュールと実習内容について毎日記述する。
   2) 保育園・通所施設実習　医療的ケア児への看護の学び(小児-2)・・・医療的ケア児への看護に関するDVD実習の学びを記述する。
   3) 保育園・通所施設実習の到達目標の達成状況（小児-3）・・・小児看護学実習における保育園・通所施設実習での到達目標の達成状況について記述する。
   4) 実習評価表（保育園・通所施設：小児 - 4）・・・保育園・通所施設実習終了日提出。
   5) カンファレンス記録（保育園・通所施設：小児 - 5）・・・毎日のカンファレンス内容をその日の書記が記入後ファイルに綴じておき、保育園・通所施設実習最終日にリーダーがまとめて提出する。

2. 記録の提出

記述した記録は、必ずファイルに綴じて保育園に提出する。綴じ順は、健康観察票、右肩のナンバー（小児no.）の順とする。

学内の保育園・通所施設実習最終日（１週目）は17：00までに、別に配布された綴じクリップを用いて、自己評価表、健康観察票、右肩のナンバー（小児no.）、カンファレンス用紙(リーダーのみ)の順に綴じて担当教員に提出する。実習最終日が学外である場合、提出期限は別途指示する。

＜病院における実習＞

1. 実習記録様式
   1) 実習行動計画表（小児-6）・・・実習指導者に1日の行動計画を発表し、指導を受ける。
   2) 受け持ち（外来では見学）患児記録1～7（小児-7～13）・・・外来では見学した患児数名を記録する。

3)　看護実践の要約（サマリー）（小児-14）・・・自己の看護実践の要約を記述する。
4)　小児保健医療を担う看護師の役割について（小児-15）・・・実習を通した学びを記述する。
5)　病院実習の到達目標の達成状況（小児-16）・・・小児看護学実習における病院実習での到達目標の達成状況について記述する。
6)　実習評価表（病院：小児－17）
7)　カンファレンス記録（病院：小児－18）・・・毎日のカンファレンス内容をその日の書記が記入後ファイルに綴じておき、実習終了最終日にリーダーがまとめて提出する。

2.　記録の提出
　実習終了最終日（金）17：00までに自己評価表を一番前にし、健康観察票、右肩のナンバー（小児no.）、カンファレンス用紙（リーダーのみ）の順に綴じて担当教員に提出する（時間厳守）。

Ⅴ．評価

　実習への取り組み姿勢・態度（出席状況を含む）、実習記録、実習施設の指導責任者の情報などを参考に、教員が総合的に評価する。
※　単位認定評価を受けるにあたっては、4/5以上の出席が必要である。

Ⅵ．実習上の留意事項

1.　感染予防と自身の体調管理に努める（所定の予防接種の完了は必須条件）
1)　自分の小児感染症（麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘）の抗体価を把握して実習に臨む。
2)　実習中は手洗いなどの感染予防行動を励行し、実習期間中の自身の体調管理に努める。
3)　実習開始2週間前から検温を行い風邪症状、発熱に注意し、自身が感染源とならないようにする。感染症状その他異常がある場合は速やかに担当教員に連絡し、必要に応じて受診する。

2.　子どもの安全を確保し、事故予防に努める
1)　子どもの病状、発達レベル、特性に応じて転倒・転落・誤飲・窒息・危険物への接近・接触など、様々な事故の防止を心掛け、環境を整える。また、子どもの行動をよく観察し、すぐに手が出せる体勢で子どもと関わる。
2)　困った場面に遭遇した時は、速やかに周囲の職員・指導者等に助けを求める。
3)　子どもを注意深く観察し、不明な点や疑問に思ったことは、適宜、実習指導者や担当教員に報告し、助言を受けながら行動する。実習計画に挙げていないことを勝手に実施してはならない。
4)　子どもの行動のモデルとなるよう、小児看護の実習にふさわしい身だしなみ、態度、言動に十分注意する。
5)　やむを得ず欠席あるいは遅刻が予測される時は、保育園の場合は学生本人が保育園と教員に連絡する。病院・通所の場合は担当教員へ連絡する。

6)　実習中は、名札（5cm×10cm程度の大きさ、ひらがな使用）を布であまり分厚くならないように作り、ユニフォーム左胸に縫い付けてくる。名札のデザインは子どもとのコミュニケーションのきっかけ作りとなるよう動物の型などアレンジしてもよい。

7)　保育園・通所施設実習の服装は、デザイン性のない、シンプルで動きやすい服装とし、実習施設の指示に従う。

Ⅶ. 事前学習・準備

小児看護学概論や援助論、演習で学んだ内容を復習しておくこと。教科書だけでなく、看護計画の参考書や看護学の専門書、プレパレーションに関する書籍などから勉強を行う。

1.　事前学習

1)　小児の年齢に沿った成長発達の段階や基準値について整理しておくこと。また、年齢に沿った日常生活援助や発達援助の方法について勉強すること。

2)　実習先病院の特徴から、受け持つ可能性のある疾患が予測されることがあるので、事前に確認し、より深く学習しておくこと。受け持つ可能性のある疾患一覧は別に配布する。

3)　受け持つ可能性の高い疾患については、病態関連図を作成し標準的な看護計画を参照できるようにしておくこと。

4)　バイタルサインをはじめとしたフィジカルアセスメントの方法と報告の仕方について復習を行うこと。

5)　プレパレーションやディストラクションの目的や方法について復習しておくこと。

6)　乳幼児に適切な保育環境や安全管理、安全教育について整理しておくこと。

7)　実習中に起こりえる小児特有の事故防止に関して整理しておくこと。

2.　準備

1)　名札を作成する（全施設兼用で可）。名札は実習着の左胸に縫い付ける、もしくは小児が誤飲しない大きさのマジックテープで張り付ける。イラストを使用してよい。

2)　保育園・通所施設実習は、実習のしおりに書かれている服装や持参物を準備しておく。

小児看護学実習　病院実習評価表

実習施設名　　　　　　　　グループ 実習期間　　　　　　　　学籍番号　　　　　氏名		
評価項目	自己評価	教員評価
1　子どもの成長・発達における発達上の課題を明らかにし、発達段階に応じた援助を実践できる 20 点		
1)　子どもの成長・発達について情報をもとに分析し、発達上の課題を考えることができる		
2)　子どもの基本的生活習慣や日常生活行動を把握できる		
3)　子どもの発達段階に応じた日常生活行動への支援について安全に実践できる		
4)　子どもの生活歴や家族の育児観（しつけ・方針等）について知ることができる		
2　疾病や障がいを持つ子どもの健康問題を捉え、看護実践につなげることができる 20 点		
1)　疾病や障がいによって起こる子どもの健康状態を分析することができる		
2)　子どもの病気の成りたちや成り行き（リスク）、発達段階、強みを考え健康上の問題を明らかにすることができる		
3)　子どもの病態と子どもの発達課題、子どもの家族と関連づけ、看護問題の優先順位を明らかにすることができる		
4)　子どもの看護上の問題について看護計画を具体的に立案することができる		
5)　子どもの発達段階や生活に応じた看護実践を安全に実践することができる		
3　入院生活や健康障害が子どもを取り巻く人々に及ぼす影響を理解しながら、必要な援助や支援方法を考えることができる 20 点		
1)　子どもの疾病、障害、入院が家族に及ぼす影響ついて把握できる		
2)　家族の抱える問題について考えることができる		
3)　家族の対処行動について把握できる		
4)　子どもと家族に必要な社会資源や公的な社会保障制度について説明することができる		
4　子どもの人権を擁護し、小児保健医療に関わるチームの一員としての役割を考えることができる 30 点		
1)　子どもと発達段階に応じたコミュニケーションを図ることができる		
2)　子どもの苦痛を最小にした、安全で安楽な援助を考えることができる		
3)　子どもや家族の思いに耳を傾け、その意思を尊重することができる		
4)　子どもの人権を意識しながら関わることができる		
5)　子どもに関わる保健医療や福祉、教育等の機関や職員との連携の中で、看護師の果たす役割を考えることができる（10点）（レポート）		
出席状況　出席（　　　日間）　欠席（　　月　　日：　　日間）　遅刻（　　月　　日）		
	総合評価 100 点	

評価基準　５：一人で出来る　４：少しの助言を受けてできる　３：かなりの助言を受けてできる
２：かなりの助言を受けても部分的にしかできない　　１：できない
自己評価はボールペンで記入すること。

小児看護学実習　保育園・通所施設実習評価表

実習施設名　　　　　　　　　　　　　　　グループ 実習期間　　　　　　　　　　　　　学籍番号　　　　　　　氏名		
評価項目	自己評価	教員評価
1　子どもの成長・発達における発達上の課題を明らかにし、発達段階に応じた支援を理解できる 25 点		
1) 子どもの成長・発達について情報をもとに分析し、発達上の課題を考えることができる		
2) 子どもの基本的生活習慣や日常生活行動を把握できる		
3) 子どもの基本的生活習慣の自立に向けた支援を理解できる		
4) 子どもの日常生活活動で発達課題達成に向けた実践を理解できる		
5) 子どもの安全を守る行動を考え、実践につなげることができる		
2　保育の役割、発達への促しや保育活動について理解することができる 25 点		
1) 保育における発達段階や障害に応じた子どもへの関わり方について気づくことができる		
2) 子どもにとっての集団保育の意味を考えることができる		
3) 保育士や他職種が行う子どもの発達への促しについて、理解することができる		
4) 子どもの発達に応じた日常生活における安全な環境づくりについて、知ることができる		
5) 子どもの成長・発達における遊びの意義について説明することができる（レポート）		
出席状況　出席（　　　日間）　欠席（　　月　　日：　　日間）　遅刻（　　月　　日）		
	総合評価　**50 点**	

評価基準
５：一人で出来る　　４：助言を受けてできる　　３：半分の助言を受けてできる
２：助言をかなり受ける　　１：できない
自己評価はボールペンで記入すること。

2026年度　小児看護学実習　実習要項

発行日　2025年9月　発行
発行所　大阪青山大学健康科学部　看護学科
〒562-8580　大阪府箕面市新稲2-11-1
TEL　072-722-4165　FAX　072-722-5190

2026 年度

母性看護学実習

実習要項

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大阪青山大学

看護学部　看護学科

周産期における女性と子どもおよび家族の身体的、心理的、社会的特徴を総合的に理解し、母性看護が実践できる基礎能力を養う。

１．妊婦・産婦・褥婦と新生児の身体的、心理的、社会的特徴を総合的に理解できる。

１）妊婦・産婦の身体的、心理的、社会的特徴を理解できる。

２）褥婦の身体的、心理的、社会的特徴を理解できる。

３）新生児の胎外生活への適応過程を理解できる。

２．妊婦・産婦・褥婦に行われる保健指導や生活援助の必要性が理解できる。

１）妊婦・産婦・褥婦の身体的・心理的・社会的ニーズを考えることができる。

２）妊婦の健康診査や、妊婦・産婦・褥婦への保健指導の見学を通して、指導の必要性と看護者の役割について考えることができる。

３）分娩経過中の産婦および胎児の健康状態をアセスメントし、分娩経過に伴う観察方法や看護を理解できる。

３．褥婦および新生児の看護過程を展開し、生理的変化への適応促進と保健指導を理解し、家族の新しい役割獲得への援助が実践できる。

１）受け持ち母子の生理的・心理的・社会的側面からの情報、および分娩後の生活への適応過程に関する情報を収集できる。

２）受け持ち母子の情報をアセスメントできる。

３）アセスメントをもとに看護診断ができる（受け持ち母子の身体的・心理的・社会的変化への適応状況を記述できる）。

４）受け持ち母子の看護目標を設定し、看護計画を立案できる。

５）計画した看護を安全・安楽に実践できる。

６）設定した目標に基づき、実践した看護を評価し、次の看護計画を追加修正することができる。

４．周産期における継続看護および関連機関との連携の必要性が理解できる。

１） 継続看護の必要性を理解し、関連機関との連携や利用できる社会資源について考えることができる。

２）母子保健に関する法規や制度を踏まえ、母子保健システムにおける少子化対策や育児支援事業などについて理解することができる。

５．生命の尊厳について考えることができ、看護職者の責任および役割・機能を学ぶ。

１）周産期における倫理上の諸問題について考えることができる。

２）生命の尊厳、対象のプライバシーの権利についての認識を深め、倫理的配慮のできる態度と行動

がとれる。

６．看護者の一員として責任ある行動をとり、主体性と協調性を持ち実習に取り組める。

1）自己学習を行い、学習課題を深め、対象の個別性や意思決定を尊重しながら積極的に実習を行うことができる。

2）学生メンバー・スタッフ・教員など他者とのコミュニケーションがとれ、必要な報告・連絡・相談を指導者（病棟スタッフ・教員）に行うことができる。

3）記録を定められた期日に提出できる。

4)カンファレンスで積極的に発言し、自分の考えと異なる意見に対しても柔軟な態度をとることができる。

5）挨拶・言葉遣いが適切で、身だしなみを整えることができる。

科　　目	単　　位	実習時間	実習期間
母性看護学実習	2	90時間	2026年9月 ～2027年2月 (3年次後期)

施設名	所在地･電話番号
大阪市立十三市民病院	〒532-0034　大阪府大阪市淀川区野中北2-12-27 TEL：06-6150-8000
市立池田病院	〒563-8510　大阪府池田市城南3-1-18 TEL：072-751-2881
川西市立総合医療センター	〒666-0017　兵庫県川西市火打1丁目4番1号 TEL：0570-01-8119
箕面市立病院	〒562-0014　大阪府箕面市萱野5-7-1 TEL：072-728-2001

1）実習目的、目標、内容、方法、記録、カンファレンスの持ち方、態度などについて説明を受け、母性看護学実習に対する心構えを確立するとともに、自己の学習課題を明確にする。

２）母性看護学実習で実施する看護過程や看護技術について復習を行う。

１）学内で学習した知識・技術を充分復習して実習に望む（特に妊産褥婦と新生児の看護介入に必要な看護技術が実施出来るように学習する）。

２）実習前に看護技術の自主練習をしておく。

３）実習初日から分娩（帝王切開術も含む）見学を行う場合がある。学生は体調管理とともに事前学習および心構えをしておく。

４）受け持ち事例や分娩見学を行う学生の順番を決めておく。

	月	火	水	木	金
第１週	学内オリエンテーション	病院実習 AM：病棟オリエンテーション＊1 母子への援助＊2	病院実習 母子への援助	病院実習 母子への援助	病院実習 母子への援助
第２週	病院実習 母子への援助	病院実習 母子への援助	病院実習 母子への援助 PM：実習反省会＊3	学内実習 教員面談 記録のまとめ 事例検討会準備	学内実習 事例検討会 記録提出

・実習時間：8：30～16：00（15：00からはカンファレンスおよび記録の整理を行う）

・分娩が延長する場合は、実習指導者と実習担当教員が協議し、学生の見学時間を決定する。見学は実習担当教員の指導のもと17：00まで延長可能である。

・実習期間に祝日が入る場合は、実習日の設定を変則とする。

＊1　外来オリエンテーションならびに外来実習（助産師外来を含む）は、病棟の受け持ち事例と調整しながら進める。

＊2　受け持ち事例は初日に決定しない可能性が高い。受け持ち１例目が退院した後、実習目標達成状況により、２例目を受け持つ場合がある。

＊3　原則として、実習反省会は２週目の水曜日午後に実施する。

１）病棟オリエンテーション

目的：病棟・外来の概要と看護の特徴を理解する。

職員紹介、学生自己紹介の後、以下の内容について説明を受ける。

①　病棟の特殊性、職員、構造、設備、避難経路、記録類等

②　母子の日課、週間スケジュール等

③　病棟の看護方針・安全管理等

2）外来オリエンテーション

①　外来の特殊性、職員、構造、設備、避難経路等

②　受診システムおよび検査、保健指導部門、記録類等

1）目的：ディスカッションを通して、新しい児の誕生を迎える妊産褥婦と家族の関係成立への援助および母子保健医療における看護者の役割等を理解する。

2）毎日カンファレンスで意見交換し、学習の共有を図り、自己の看護に反映させていく。

3）カンファレンスの開催時間は、原則として15:00～15:30が望ましい。

4）テーマ、時間、場所、司会、書記を決め、臨床指導者と教員へ伝える。

1）実習反省会は原則として２週目の水曜日午後に実施する。

2）司会、書記、タイムキーパーを決め、運営は主体的に学生が実施する。

3）母性看護学実習の目標の達成度、自己目標の達成度、分娩見学などで学んだことを、一人５分程度で発表する。

1）学内実習は実習時間であることから、9時00分から16時30分までは学内にて学習する。

2）教員と共に母性看護学実習の評価、母性看護技術の経験項目の確認を行う。

3）教員から助言・指導を受けながら、事例記録のまとめや事例発表会の準備を行う。

4）事例発表会の運営は主体的に学生が実施する。

10

1）実習記録には下記の用紙（様式1～15）を使用する。記録用紙の不足時は教員に申し出る。

様式１	レディネスシート	様式９	健康記録表
様式２	行動計画表	様式10	母性看護学実習評価表
様式３	データベース	様式11	母性看護技術経験項目評価表
様式４	看護計画	様式12	新生児の観察ポイント
様式５	看護経過	様式13	褥婦の観察ポイント
様式６	外来実習記録	様式14	分娩第１期の観察ポイント
様式７	見学実習記録	様式15	分娩後の母児の観察ポイント
様式８	カンファレンス記録（学生リーダーのファイルにとじる）		

2）実習記録は教員や指導者が確認できるように、常に様式順にファイルにとじておく。

3）ファイルの表表紙と背表紙に学生氏名を明記する。

4）実習記録は毎日記録し、翌日実習担当教員に提出する。

5）別紙「事例記録のまとめ」に従って、1 事例についてまとめ提出する。
6）実習記録（事例記録のまとめ・評価表を含む）の最終提出は、原則として 2 週目金曜日 16 時 30 分とする。
7）母性看護学実習評価表と母性看護技術経験項目評価表は、自己評価をした上で教員面談時に持参する。
8）実習で使用したメモ帳は2週目金曜日に大学にてシュレッダー処理を行う。実習施設の集団指導資料のコピーなども返却する。

看護学臨地実習要綱（共通編）の「個人情報の取り扱いについて（p. 6）」を必ず熟読し、十分理解したうえで実習に臨むこと。

教員から個人情報の保護について説明を受け、十分に理解したうえで実習施設長宛ての誓約書に自署し、担当教員に提出する。

受け持ち予定の妊産褥婦に「臨地実習同意書（必要事項を記入したもの）」を用いて、臨地実習の基本的な考え方を臨床指導者が説明を行なう。説明の場には教員とともに同席し、自己紹介を行なう。その後、対象者より同意のサインを得る。同意を得た同意書は、1 枚目を対象者、2 枚目を実習施設、3 枚目を大学で保管する。

母性看護学実習の目的・目標および学習課題について評価表を用いて自己評価し、以後の学習の方向性や課題を明確にする。

看護の実践状況、実習記録の内容、実習態度・意欲などから、実習目標の到達度を総合的に評価する。本実習では原則欠席・遅刻・早退を認めない。やむを得ず、欠席・遅刻・早退する場合は、本人が必ず事前に担当教員に連絡する。なお、単位認定の基準は実習日数の4/5以上出席していることとする。

2026 年度

精神看護学実習
実習要項

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大阪青山大学

看護学部　看護学科

1．実習目的

対象者との関わりを通して，生命の尊厳，人間としての基本的な権利とその家族への理解を深める。また，日常生活や対人関係に困難を抱えている人々と治療的な関係を築く過程で，援助者である自己をケアの道具として最大限に生かし，対象者が自己決定能力を養えるよう個別性を尊重したケアとかかわりを実践できる基礎的能力を養う。

2．実習目標

1）対象者を精神保健医療上の観点から総合的に理解することができる。

(1) 対象者の精神的問題が，日常生活上の対人関係に与える影響を述べることができる。

(2) 対象者の生育歴・家族関係・社会的背景を理解し，精神力動的視点から考え関連させることができる。

2）対象者と治療的かかわりを通して相互成長することができる。

(1) 対象者の訴えの意味を考えることができる。

(2) 自己の言動が対象者に与える影響を考え自己洞察ができる。

(3) 対象者とのかかわりから，患者－看護師関係の段階を認識し，発展過程を展開できる。

(4) 治療的対人関係の展開から，相互成長につなげることができる。

3）対象者に対して看護目標を設定し，治療的かかわりを通して援助できる。

(1) 対象者の抱えている問題について対象者が言語化できるようかかわり，その問題を明らかにすることができる。

(2) 対象者の抱える問題について看護目標を設定し，治療的かかわりを展開し，援助することができる。

(3) 対象者について前後の経過，かかわりの展開，援助過程を振り返り，学びとしてまとめることができる。

(4) 対象者および医療チームとのかかわりを通して，地域精神医療活動と他職種との連携の必要性を理解し，説明することができる。

3．**実習施設**（50 音順）

榎坂病院：吹田市江坂町 4 丁目 32-1　TEL：06-6384-3365

小曽根病院：大阪府豊中市豊南町東 2-6-4　TEL：06-6332-0135

さわ病院：大阪府豊中市城山町 1-9-1　TEL：06-6865-1211

箕面神経サナトリウム：大阪府箕面市牧落 5-6-17　TEL:072-722-3966

4．**実習方法**

1）**実習オリエンテーション**

(1) 実施時期，場所：実習初日に学内にて行う

(2) 実習オリエンテーションの内容

① 実習目的・目標

② 実習の展開方法

③ 実習配置表の発表

④ 実習記録の記載方法，提出方法

⑤ 実習評価の方法

⑥ 実習に関する留意事項

⑦ 集合場所，時間，更衣室・ロッカー・昼食・休憩などについて

(3) 実習病院オリエンテーション

① 施設概要，看護体制，看護方針・目標などについて

② 病棟オリエンテーション

2）**実習期間，実習時間，実習日程**

実習期間：3 年次後期

実習時間：9:00～16:30

実習日程（榎坂病院・小曽根病院・箕面神経サナトリウム）

1週目	月	学内実習	AM:実習オリエンテーション，事前課題提出．課題抽出 PM:事前課題発表(PP:プレゼン)
	火	臨地実習	病院・病棟オリエンテーション，受け持ち患者決定，情報収集
	水	臨地実習	情報収集，情報整理用紙作成
	木	学内実習	AM:実習病棟の情報をまとめる PM:実習病棟紹介(PP:プレゼン)
	金	臨地実習	プロセスレコード提出(この日までに 1 回目を提出)
2週目	月	学内実習	AM:コラージュ療法　PM:記録用紙整理
	火	臨地実習	看護目標に沿って治療的かかわりを行う。
	水	臨地実習	看護目標に沿って治療的かかわりを行う。プロセスレコード提出
	木	臨地実習	看護目標に沿って治療的かかわりを行う。合同カンファレンス
	金	学内実習	AM:人権擁護ディベート　PM:評価面談，実習記録提出

＊但し，1 週目の月曜日が休日の場合は，火曜日を学内実習，水曜日から臨地実習とする。

資料３-09

実習スケジュール

	実習内容	展開方法
実習1日目　学内実習	実習オリエンテーション	・ 実習病院の説明，実習目的・目標 ・ 初日の実習目標，実習計画作成(展開方法) ・ 実習病棟，担当教員の紹介(実習記録について) ・ 実習病棟の概要説明後，実習病棟の決定(留意事項，カギの扱いについて) ・ リーダー(全体・各病棟)選出，連絡網の作成 ・ 実習に向けての事前学習 ・ 病棟を離れる時は，必ず指導者・スタッフに報告する。 ・各担当教員の指導を受ける。
実習2日目　臨地実習	8:30　集合 9:00　病院オリエンテーション 10:30　病棟オリエンテーション 受け持ち患者の情報収集 12:00　食事状態を観察 昼休憩 13:00　患者とのコミュニケーション バイタルサイン測定，看護援助の見学など 15:00　カンファレンス 16:00　終了	・ 看護部長，実習担当者から病院の概要，看護部理念，看護体制について説明 ・ 病院内の施設見学と説明 ・ 病棟の構造，入院患者の特徴，週間スケジュール，物品の保管場所，受け持ち患者の説明，実習に関しての留意事項等 ・ 受け持ち患者決定後に，自己紹介を行う。 ・ カルテや患者から情報収集 ・ 食事摂取時の観察点，看護師の役割を学ぶ。 ・ 受け持ち患者や他の患者とかかわりから学びを得る。 ・ 看護師と行動を共にし，援助内容や患者の様子を観察し今後に活かす。 ・ バイタルサインの報告　報告内容は数値だけでなく患者の訴えや状況を報告する。 ・ 司会進行は学生が行い，テーマが決まれば事前に指導者と教員に報告する。 ・ 司会者は，効果的にカンファレンスが行えるように時間配分や活発な意見交換ができるように進行する。 ・ カンファレンス終了後に，翌日の看護目標・計画を指導者に確認をとる。

実習3日目　臨地実習	8:45　行動計画の確認 行動計画に基づいて実施 昼休憩 15:00　カンファレンス 16:00　終了	・ 各病棟のリーダーが前日の記録を集めて担当教員に提出する。 ・ 患者の状態により，行動計画の修正・追加があれば行う。 ・ 患者とのコミュニケーション，情報収集，看護援助 ・ 病棟を離れるときは(作業療法・売店等)必ず，指導者かスタッフに報告する。 ・ 受け持ち患者や他の患者とのかかわりから学びを得る。 ・ 看護師と行動を共にし，援助内容や患者の様子を観察し今後に活かす。 ・ バイタルサインの報告　報告内容は数値だけでなく患者の訴えや状況を報告する。 ・ 司会進行は学生が行い，テーマが決まれば事前に指導者と教員に報告する。 ・ 司会者は，効果的にカンファレンスが行えるように時間配分や活発な意見交換ができるように進行する。 ・ カンファレンス終了後に，翌日の看護目標・計画を指導者に確認をとる。
実習4日目　学内実習	9:00　実習病棟の情報を整理する ・情報整理用紙の作成 ・実習で得た情報を整理する。 13:00　実習病棟紹介（PP:プレゼン） ・情報整理用紙提出 15:00　明日の実習目標・計画を作成する 16:00　終了	・実習病棟の特徴をグループで話し合い，午後の発表を学びに活かす。 ・ 実習で疑問に思ったことや，今後の実習に必要な内容を調べる。 ・ 情報整理用紙を担当教員へ提出し，不足情報や疑問点について指導を受ける。 ・ 受け持ち患者の疾患と看護について学習する。
実習5日目　臨地実習	8:45　行動計画の確認 行動計画に基づいて実施 昼休憩 15:00　カンファレンス 16:00　終了	・ 各病棟のリーダーが前日の記録を集めて担当教員に提出する。＊プロセスレコードの提出 ・ 患者の状態により，行動計画の修正・追加があれば行う。 ・ 患者とのコミュニケーション，情報収集，看護援助 ・ 病棟を離れるときは(作業療法・売店等)必ず，指導者かスタッフに報告する。 ・ カンファレンス終了後に，翌日の看護目標・計画を指導者に確認をとる。

実習6日目 学内実習	9:00 コラージュ療法 13:00 情報整理用紙の作成 実習で得た情報を整理する。 15:00 明日の実習目標・計画を 作成する 16:00 終了	・コラージュ療法を実際に体験し、自らが作成した作品を発表する。 ・ 実習で疑問に思ったことや，今後の実習に必要な内容を調べる。 ・ 受け持ち患者の疾患と看護について学習する。
実習7日目 臨地実習	8:45 行動計画の確認 行動計画に基づいて実施 昼休憩 15:00 カンファレンス 16:00 終了	・ 患者の状態により，看護計画の追加・修正があれば行う。 ・ カンファレンス終了後に，翌日の看護目標・計画を指導者に確認をとる。
実習8日目 臨地実習	8:45 行動計画の確認 行動計画に基づいて実施 昼休憩 15:00 カンファレンス 16:00 終了	・ 患者の状態により，看護計画の追加・修正があれば行う。 ・ カンファレンス終了後に，翌日の看護目標・計画を指導者に確認をとる。
実習9日目 臨地実習	8:45 行動計画の確認 行動計画に基づいて実施 昼休憩 15:00～16:00 最終合同カンファレンス 16:00 終了	・ 患者の状態により，看護計画の追加・修正があれば行う。 ・ 合同カンファレンス開始までに，受け持ち患者や病棟の患者に最終の挨拶をする。 ・ 最終合同カンファレンスの参加は，各病棟リーダーが師長・実習指導者に参加していただけるよう調整する。 ・ 最終合同カンファレンスは，看護部長，師長，実習指導者，実習担当責任者に参加いただいて，コメントをもらい学びとする。 ・ 最終合同カンファレンスのテーマは「精神看護学実習を通して学んだこと，今後の課題」とする。

実習10日目 学内実習	9:00 集合 9:30 人権擁護ディベート 13:00 評価面接 ＊面接以外の時間は，記録をまとめる 16:00 終了 ・記録を担当教員に提出	・人権擁護に関する内容を、グループ内で賛成と反対に別れ、討論を行う。 ・面接時間は教員と調整する。 ・面接はすべての記録と事前学習・評価表を基に行う。 ・面接までに，評価表の自己評価を完成させておく。

実習日程（さわ病院）

1週目	月	学内実習	AM:実習オリエンテーション，事前課題提出．課題抽出 PM:事前課題発表（PP:プレゼン）
	火	臨地実習	病院・病棟オリエンテーション，受け持ち患者決定，情報収集
	水	学内実習	AM:実習病棟の情報をまとめる PM:実習病棟紹介（PP:プレゼン）
	木	臨地実習	情報収集，情報整理用紙作成
	金	臨地実習	プロセスレコード提出(この日までに１回目を提出)
2週目	月	臨地実習	看護目標に沿って治療的かかわりを行う。
	火	臨地実習	看護目標に沿って治療的かかわりを行う。プロセスレコード提出
	水	学内実習	AM:コラージュ療法　PM:記録用紙整理
	木	臨地実習	看護目標に沿って治療的かかわりを行う。合同カンファレンス
	金	学内実習	AM:人権擁護ディベート　PM:評価面談，実習記録提出

＊但し，１週目の月曜日が休日の場合は，火曜日を学内実習，木曜日から臨地実習とする。

実習スケジュール

	実習内容	展開方法
実習1日目　学内実習	実習オリエンテーション	・ 実習病院の説明，実習目的・目標 ・ 初日の実習目標，実習計画作成(展開方法) ・ 実習病棟，担当教員の紹介(実習記録について) ・ 実習病棟の概要説明後，実習病棟の決定(留意事項，カギの扱いについて) ・ リーダー(全体・各病棟)選出，連絡網の作成 ・ 実習に向けての事前学習 ・ 病棟を離れる時は，必ず指導者・スタッフに報告する。 ・各担当教員の指導を受ける。
実習2日目　臨地実習	8:30　集合 9:00　病院オリエンテーション 10:30　病棟オリエンテーション 受け持ち患者の情報収集 12:00　食事状態を観察 昼休憩 13:00　患者とのコミュニケーション バイタルサイン測定，看護援助の見学など 15:00　カンファレンス 16:00　終了	・ 看護部長，実習担当者から病院の概要，看護部理念，看護体制について説明。 ・ 病院内の施設見学と説明 ・ 病棟の構造，入院患者の特徴，週間スケジュール，物品の保管場所，受け持ち患者の説明，実習に関しての留意事項等 ・ 受け持ち患者決定後に，自己紹介を行う。 ・ カルテや患者から情報収集 ・ 食事摂取時の観察点，看護師の役割を学ぶ。 ・ 受け持ち患者や他の患者とかかわりから学びを得る。 ・ 看護師と行動を共にし，援助内容や患者の様子を観察し今後に活かす。 ・ バイタルサインの報告　報告内容は数値だけでなく患者の訴えや状況を報告する。 ・ 司会進行は学生が行い，テーマが決まれば事前に指導者と教員に報告する。 ・ 司会者は，効果的にカンファレンスが行えるように時間配分や活発な意見交換ができるように進行する。 ・ カンファレンス終了後に，翌日の看護目標・計画を指導者に確認をとる。

実習3日目 学内実習	9:00 実習病棟の情報を整理する ・情報整理用紙の作成 ・実習で得た情報を整理する。 13:00 実習病棟紹介（PP:プレゼン） ・情報整理用紙提出 16:00 明日の実習目標・計画を 作成する 16:00 終了	・実習病棟の特徴をグループで話し合い，午後の発表を学びに活かす。 ・実習で疑問に思ったことや，今後の実習に必要な内容を調べる。 ・ 情報整理用紙を担当教員へ提出し，不足情報や疑問点について指導を受ける。 ・ 受け持ち患者の疾患と看護について学習する。
実習4日目 臨地実習	8:45 行動計画の確認 行動計画に基づいて実施 昼休憩 15:00 カンファレンス 16:00 終了	・ 各病棟のリーダーが前日の記録を集めて担当教員に提出する。 ・ 患者の状態により，行動計画の修正・追加があれば行う。 ・ 患者とのコミュニケーション，情報収集，看護援助 ・ 病棟を離れるときは(作業療法・売店等)必ず，指導者かスタッフに報告する。 ・ 受け持ち患者や他の患者とのかかわりから学びを得る。 ・ 看護師と行動を共にし，援助内容や患者の様子を観察し今後に活かす。 ・ バイタルサインの報告　報告内容は数値だけでなく患者の訴えや状況を報告する。 ・ 司会進行は学生が行い，テーマが決まれば事前に指導者と教員に報告する。 ・ 司会者は，効果的にカンファレンスが行えるように時間配分や活発な意見交換ができるように進行する。 ・ カンファレンス終了後に，翌日の看護目標・計画を指導者に確認をとる。
実習5日目 臨地実習	8:45 行動計画の確認 行動計画に基づいて実施 昼休憩 15:00 カンファレンス 16:00 終了	・ 各病棟のリーダーが前日の記録を集めて担当教員に提出する。＊プロセスレコードの提出 ・ 患者の状態により，行動計画の修正・追加があれば行う。 ・ 患者とのコミュニケーション，情報収集，看護援助 ・ 病棟を離れるときは(作業療法・売店等)必ず，指導者かスタッフに報告する。 ・ カンファレンス終了後に，翌日の看護目標・計画を指導者に確認をとる。

実習6日目 臨地実習	8:45 行動計画の確認 行動計画に基づいて実施 昼休憩 15:00 カンファレンス 16:00 終了	・ 患者の状態により，看護計画の追加・修正があれば行う。 ・ カンファレンス終了後に，翌日の看護目標・計画を指導者に確認をとる。
実習7日目 臨地実習	8:45 行動計画の確認 行動計画に基づいて実施 昼休憩 15:00 カンファレンス 16:00 終了	・ 患者の状態により，看護計画の追加・修正があれば行う。 ・ カンファレンス終了後に，翌日の看護目標・計画を指導者に確認をとる。
実習8日目 学内実習	9:00 コラージュ療法 13:00 情報整理用紙の作成 実習で得た情報を整理する。 15:00 明日の実習目標・計画を作成する 16:00 終了	・コラージュ療法を実際に体験し、自らが作成した作品を発表する。 ・実習で疑問に思ったことや、今後の実習に必要な内容を調べる。 ・ 受け持ち患者の疾患と看護について学習する。
実習9日目 臨地実習	8:45 行動計画の確認 行動計画に基づいて実施 昼休憩 15:00～16:00 最終合同カンファレンス 16:00 終了	・ 患者の状態により，看護計画の追加・修正があれば行う。 ・ 合同カンファレンス開始までに，受け持ち患者や病棟の患者に最終の挨拶をする。 ・ 最終合同カンファレンスの参加は，各病棟リーダーが師長・実習指導者に参加していただけるよう調整する。 ・ 最終合同カンファレンスは，看護部長，師長，実習指導者，実習担当責任者に参加いただいて，コメントをもらい学びとする。 ・ 最終合同カンファレンスのテーマは「精神看護学実習を通して学んだこと，今後の課題」とする。

実習10日目 学内実習	9:00 集合 9:30 人権擁護ディベート 13:00 評価面接 ＊面接以外の時間は，記録をまとめる。 16:00 終了 ・記録を担当教員に提出	 ・人権擁護に関する内容を、グループ内で賛成と反対に別れ、討論を行う。 ・面接時間は教員と調整する。 ・面接はすべての記録と事前学習・評価表を基に行う。 ・面接までに，評価表の自己評価を完成させておく。

3）受け持ち患者の決定

（1）患者リストに基いて，あるいは自分自身で受け持ち患者を決定する。

（2）患者の同意をもって決定する（同意書が必要な場合は，大学作成と施設作成のいずれかの書面を活用する)。

4）病棟での報告

（1） 受け持ち患者および他の患者に実施した看護ケアは，実習指導者またはスタッフに報告する。

5）カンファレンス

（1）臨地実習日はその日の最後にカンファレンスを行う。

① 目的

その日の患者に関することや学んだことを振り返り，話し合い，学びを共有し，今後の実習につなげる。

② 内容

患者とのかかわりを体験しての困難，戸惑い，問題について話し合い，体験内容の理解を深める。

③ 方法

・学生が主体的に計画し進行する。

・テーマは事前にグループ内で相談の上決定し，カンファレンスの冒頭で実習指導者と担当教員に報告する。

（2）最終合同カンファレンス

臨地実習最終日に，実習の学びと今後の課題を発表する。看護部長・師長・実習担当者・実習指導者・担当教員の指導・助言のもと自己の課題を明確にし，今後の実習につなげるようにする。

5. 実習記録

様式 1：病院・病棟オリエンテーションレポート
様式 2：受け持ち患者・アセスメントシート
様式 3－1：問題リスト
様式 3－2：問題リスト追記分
様式 4－1：行動計画および実施記録
様式 4－2：行動計画および実施記録（追記分）
様式 5－1：セルフケア・アセスメントシート
様式 5－2：セルフケア・アセスメントシート　患者の全体像
様式 6－1：プロセスレコード
様式 6－2：プロセスレコード（追記分）
様式 7 ：最終カンファレンス用紙
様式 8：人権擁護に関するワークシート
様式 9：実習評価表
様式 10：カンファレンス記録用紙

6. 実習評価

1）評価方法

(1) 欠席，遅刻，早退は減点の対象となる。
(2) 成績は評価表を基にして総合的に評価する。

2）提出物の提出方法と提出先および，期日

(1) 実習最終日（2 週目の金曜日）に，実習評価表を用いて担当教員と面談し，そこでの助言に基づき記録に追加・修正を行う（面談前には自己評価を記入しておく）。
(2) 実習記録ファイルに実習記録用紙様式 1～様式 10 を綴じて、メモ帳と共に実習了時に担当教員へ提出する。
(3) 実習記録提出時間（17：00）を厳守する。

2026 年度
在宅看護学実習
実習要項

大阪青山大学
看護学部　看護学科

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資料３-10

I. 実習目的

1. 在宅療養者とその家族の特徴を捉え、対象者に合わせた支援方法について理解する。
2. 地域包括ケアシステムおける訪問看護制度と訪問看護師の役割を理解する。
3. 地域包括ケアシステムにおける保健、医療、福祉制度などの社会資源の活用、関係機関・多職種との連携・協働について理解する。

II. 実習目標

1. 在宅療養者とその家族の療養生活における健康上の問題、及び生活について理解することができる。
2. 在宅療養者とその家族の特徴を捉え、個別性のある在宅看護過程を展開することができる。
3. 地域包括ケアシステムにおける訪問看護制度と訪問看護師の役割を理解することができる。
4. 地域包括ケアシステムの中でのケアマネジメント機能における関係機関や多職種との連携理解することができる。

III. 行動目標

1. 在宅療養者及び家族の疾病、障害、及び生活状況をアセスメントし、健康上の課題を抽出することができる。
2. 在宅療養者とその家族を一体として捉え、在宅療養者とその家族の状況や意向を踏まえた看護計画立案することができる。
3. 地域包括ケアシステムにおける訪問看護制度について理解することができる。
4. 地域包括ケアシステムの中での訪問看護師の役割を理解することができる。
5. 在宅療養者とその家族が利用する在宅ケアサービスの関係機関や関係職種との連携・協働について理解することができる。

IV. 実習方法

1. 実習単位・実習時間及び期間
   1） 実習単位：2 単位（90 時間）
   2） 実習時期：4 年次前期
   3） 実習期間：10 日間（施設 7 日間、学内実習 3 日間）
   4） 実習時間：臨地：8：30～16：30(実習施設に準じる）
       学内：9：00～16：30

2.　実習施設及び連絡先

施　設　名		住　　所	電話番号
協和会	協立訪問看護ステーション	川西市中央町 15-27	072-758-3667
	協立訪問看護ステーション サテライトマリナセンター	西宮市西宮浜 4 丁目 15-1	0798-32-1114
	協和訪問看護ステーション	吹田市岸部北 1 丁目 24-2	06-6339-0624
	協和訪問看護ステーション サテライト千里中央センター	豊中市新千里東町 1 丁目 4-3 ｼｯﾌﾟﾋﾞﾙ　B1F	06-6834-1118
訪問看護ステーション　アール・ド・ビーブル		箕面市白島 1 丁目 11-8-2	072-735-7223
ななーる訪問看護ステーション		箕面市西小路 5 丁目 2-10-102	072-737-6312
みのおリハビリ訪問看護ステーション		箕面市箕面 4 丁目 2-51	072-734-7750
巽病院訪問看護ステーション		池田市天神 1 丁目 5-22	072-763-5126
池田市医師会立訪問看護ステーション		池田市鉢塚 1 丁目 2-1	072-751-2777

3.　オリエンテーション

全てのオリエンテーションについて出席することが在宅看護学実習の履修条件である。

1)　前期オリエンテーション⇒令和 4 年 3 月 30 日(水)

在宅看護学実習の概要、実習に向けての今後のスケジュール

2)　全体オリエンテーション

実習配置と担当教員の紹介、及び実習要項と健康管理記録・行動記録表を配布する。

自己目標、実習記録及び健康管理記録・行動記録表の書き方、個人情報の保護、各訪問看護ステーションオリエンテーション等について説明する。

※　各グループリーダーを決め，担当教員にメンバーの電話番号とメールアドレスを送信する。

実習施設への行き方等は事前に調べておく。

3)　各実習施設のオリエンテーション

訪問看護ステーション管理者または実習担当者より、実習施設の概要や特徴等について説明する。**事前に実習先の訪問看護ステーションの理念等各自で必ず調べておく。**

★　自己目標を提出する。

4)　学内初日オリエンテーション(**実習要項、印鑑**)

実習目標の確認、カンファレンスの進め方、実習の学びのまとめ方について説明する。

必要物品を配布する。誓約書を作成する。

資料３-10

4.　実習の展開

1週目	月	火	水	木	金
実習内容	学内日 オリエンテーション (カンファレンスの進め方等)	臨地実習 オリエンテーション 自己目標発表 受け持ち療養者紹介	臨地実習 実習目標発表 同行訪問	臨地実習 実習目標発表 同行訪問	学内日 実習目標発表 看護計画立案
2週目	**月**	**火**	**水**	**木**	**金**
実習内容	臨地実習 実習目標発表 **中間カンファレンス** (看護計画発表)	臨地実習 実習目標発表 同行訪問	臨地実習 実習目標発表 同行訪問	臨地実習 実習目標発表 **最終カンファレンス** (計画の評価)	学内日 **最終カンファレンス** (学びの個別発表)

5.　カンファレンス

1)　日々のカンファレンス

毎日の実習の終わりに学生間で学びや疑問を整理し共有する。

2)　中間カンファレンス

2 週目の月曜か火曜日に実習先にて受け持ち療養者について関連図を用い、看護の方向性について発表し、実習指導者から助言をもらう。

※　時間等については，実習リーダーが実習指導者と調整し、担当教員に連絡する。

3)　実習施設での最終カンファレンス

実習施設にて、立案した看護計画についての評価を発表する。

※　時間等については，実習リーダーが実習指導者と調整し、担当教員に連絡する。

4)　学内での最終カンファレンス

在宅看護学実習における学びを自己目標に沿って各自で発表する。

V.　実習記録と様式

実習記録は実習初日にも配布するが、A ポータルでも配信するので、足りない場合は各自で印刷して使用する。

1.　在宅看護学実習記録

1)　在宅看護学実習自己目標(様式 1)

自己の学習課題を踏まえて具体的な自己目標を立て、学内での**実習施設毎のオリエンテーション時**に提出する。担当教員が確認し返却するので，実習初日に持参する。

受け持ち療養者の希望条件は疾患や障害、家族背景などを記入する。

※　**必ず複写を手元に保存しておく。**

2)　在宅看護学実習日誌(様式 2-1)

毎日記入し、実習目標は実習指導者、担当教員に発表する。

3)　受け持ち以外の記録(様式 3)

受け持ち療養者以外を訪問した場合，1 日 1 件のみ記入する。

項目に従って、簡単に療養者や家族の状況を記入する。

4)　受け持ち療養者フェイスシート：受け持ち療養者の基本情報(様式 4-1・様式 4-2)

受け持ち療養者１名の基本情報、ADL や IADL、受けているサービス内容等を実習先のカルテ等を参考にし、まとめる。

5)　アセスメントシート(望みの促進因子・阻害因子)(様式 5)

身体的、心理・精神的、環境・生活、家族・介護状況の 4 側面に情報を整理し、アセスメントし、看護上の課題を抽出する。

6)　関連図(A3 版　様式 6)

今までの実習と同様にアセスメントシートにまとめた内容から、関連図を作成する。

療養者と家族の望みや思いを記入し、長期目標を立てる。

7)　訪問看護計画と評価(様式 7)

最優先(＃1)の看護上の課題に対する短期目標を立て、看護計画を立案し評価する。

8)　カンファレンス記録(様式 8)

日々のカンファレンス，中間，最終カンファレンスの記録を簡潔明瞭に記録する。リーダーのファイルにまとめて提出する。

9)　在宅看護学実習評価表(様式 9)

実習最終日に自己評価を記入し、担当教員との個人面談の際に持参する。

10)　出席表(様式 10)

出欠欄に出席は「○」、欠席は「×」遅刻・早退の場合は「△」をつけ、欠席、遅刻、早退の理由を明記する。遅刻、早退の場合は時間を明記する。

確認印欄は、学内日は担当教員に、臨地実習日は実習指導者より押印をもらう。

2.　健康管理記録・行動記録表

記入例を参照し、実習の 2 週間前から記入する。

VI.　留意事項(看護学臨地実習要綱　全領域共通も参照)

1.　服装・髪型・メイク

療養者の自宅に訪問するにあたって、看護大学生としてふさわしい身なりで実習に臨む。

髪型、髪色、メイクは今までの実習に準ずる。

1)　実習施設への往復はスーツ着用とし、夏季は、ジャケット、ネクタイ着用は必要なし。

2)　実習施設では、上はポロシャツ(襟付き)、下はジャージもしくは綿パン（柄物は不可）とする。

3)　靴は、地味な色スニーカーとし、ハイカットのものは不可とする。

2.　アクセサリー等

1)　アクセサリー，マニキュア、ペディキュア、アンクレットも厳禁とする。

2)　カラーコンタクト、リファインも厳禁とする。

3)　香水や香りの強い柔軟剤も避ける。

3. 実習に要する交通費、印刷費等は各自が負担する。

4.　持参物品

1)　学校から支給するもの

各自：ファイル、不織布訪問カバン、手指アルコール消毒液、マスク(2枚/日)、ゴム手袋、ディスポエプロン、ペーパータオル、ゴミ袋

各グループ：実習指導者記録等提出用ファイル、除菌シート

2)　学校から貸し出されるもの

実習場所によって雨具、入浴介助用エプロン、長靴など担当教員の指示に従い準備する。

3)　各自準備するもの

名札、タオル、靴下(訪問件数分　地味な無地のもの)、携帯電話、ビニール袋など

VII.　事前学習

1.　各訪問看護ステーションの理念・活動方針等

各実習施設オリエンテーションまでにホームページなどで各自調べて学習しておく。

2.　看護技術

実習初日の学内日に各自で、バイタルサインの測定など必要な看護技術の復習をしておく。

3.　在宅看護学についての復習

2年次,3年次に学習した内容で,下記の一覧表を参考にポケットサイズのノートにまとめ、実習初日の学内日に持参し，担当教員にチェックを受ける。

制度など	訪問看護の利用までの流れ、訪問看護の根拠となる制度(医療保険制度、介護保険制度、公費負担制度など)、訪問看護ステーションの設置基準、訪問看護で使用される書類、地域包括ケアシステム、障害者総合支援法、成年後見制度　など
疾患の治療やケア	循環器疾患(脳血管、心疾患など)、糖尿病などの慢性疾患、神経難病(主にALS）、がん、認知症、脊髄損傷、COPDなど
看護技術	感染予防、ターミナルケア、褥瘡、ストーマケア、膀胱留置カテーテル 人工呼吸器（NIPPV、TPPV）気管カニューレ留置、在宅酸素療法、吸引・排痰ケア インスリン自己注射、在宅中心静脈栄養法、経管栄養・胃瘻、排便コントロールなど

VIII.　実習記録及び最終レポートの提出方法

1.　テーマと内容

「在宅看護学実習での学び」という表題で1,000字程度(A4用紙1枚程度)にまとめ作成する。

実習の自己目標に沿って，何をどのように学んだか具体的に記載する。受け持ち療養者の説明は最小限にする。

2.　形式

表紙は無しで、1行目の中央に上記の表題を記載し、2行目右に学籍番号と氏名を記載する。

余白は上下左右ともに2.5㎝、行間1行、文字ポイント数10.5とする。

3. 実習記録及び最終レポートの提出方法

- 実習記録のファイルに綴じて、**最終実習日から 1 週間後の金曜日 17 時までに 1 階看護学科事務室横の担当教員のメールボックス**に提出する。
- ファイルに上から、評価表(様式 9)、出席表(様式 10)、自己目標(様式 1)、最終レポート、健康管理記録･行動記録表、日付順に実習日誌(様式 2)及び受け持ち療養者以外の記録(様式 3)、フェイスシート(様式 4-1、4-2)、アセスメントシート(様式 5)、関連図(様式 6)、訪問看護計画と評価(様式 7)、カンファレンス記録(様式 8　リーダーのみ)の順に綴る。

IX.　評価

1. 実習の評価(80%)

出席状況、事前・事後学習、カンファレンスでの討議内容、実習記録などから、評価表に沿って、下記の通りに評価する。

A:指導なしに達成できた(5 点)　　B:わずかな指導で達成できた(4 点)
C:指導により達成できた(3 点)　　D:指導により部分的に達成できた(2 点)
E:指導を受けても達成できなかった(0 点)

2. 最終レポート(20%)

形式に沿ったものであるか、自己目標に沿って簡潔明瞭にまとめられているか、学んだことを具体的に述べられているか、誤字・脱字が多くないかについて総合的に評価する。

X.　非常時の臨時休講等に関する取扱い

1. 悪天候時

- 午前 6 時までに居住区と実習場所の特別警報、・暴風警報、土砂災害警報が発令された時はその日の実習は休講とする。ただし午前 10 時までに解除された場合は、午後より学内演習を行う。
- 実習中に発令された場合は、実習担当教員が科目責任者と連絡を取り、学生に指示する。

2. 災害時、その他の非常事態(大雪等)により、学生が通学不能または通学困難と認められる場合、臨時休校とするか否かは、その都度決定する。

3. 事故発生（事故・感染症・物品破損など）の連絡体制と対応は臨地実習要綱　全領域共通「事故発生時の連絡体制と対応」を参照する。

2026 年度

地域実習Ⅱ実習
実習要項

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大阪青山大学

健康科学部　看護学科

Ⅰ. 実習目的

地域で生活する人々の健康レベルや健康課題に応じた地域包括ケアの意義を理解する。また，地域包括ケアシステムにおける多職種連携・協働によるチームアプローチの実際から看護職の役割について理解する。（レポート 40%）

Ⅱ. 実習目標

1. 地域包括ケアシステムにおける多職種，多機関との協働，連携について理解する。
2. 地域包括支援センターの機能と役割について理解する。
3. 居宅介護支援事業所の役割について理解する。

Ⅲ. 行動目標

1. 地域包括支援センターの機能について理解できる。
2. 地域包括支援センターの役割について理解できる。
3. 居宅介護支援事業所の機能について理解できる。
4. 居宅介護支援事業所の役割について理解できる。
5. 地域の保健医療福祉に関する社会資源について理解できる。
6. 介護保険サービス利用までの一連の過程を述べることができる。
7. 地域包括ケアシステムにおける多職種，多機関との協働，連携について理解できる。

Ⅳ. 実習内容

1. 実習施設の地域包括支援センターが担当する地域の保健医療福祉に関する社会資源マップを作成する。
2. 地域包括支援センターが行っている各種事業に参加する。
3. 居宅介護支援事業所で行っているケアマネジメントの実際を学ぶ。

Ⅴ. 実習の展開

1. 単位数及び実習期間
   1) 単位数：1 単位(45 時間)
   2) 実習時期・期間：3 年次後期，5 日間（初日学内実習）
2. 実習施設
   1) 地域包括支援センター

	施設名	住　所	連絡先
箕面市	中西部 高齢者くらしｻﾎﾟｰﾄ	箕面市萱野 5 丁目 8 番 1 号 総合保健福祉センター (みのおライフプラザ)	☎:072-727-9510 FAX: 072-727-3539
箕面市	中東部 高齢者くらしｻﾎﾟｰﾄ	箕面市西宿 1 丁目 17 番 22 号 みのおｷｭｰｽﾞﾓｰﾙ EAST-1　2 階	☎:072-727-9511 FAX: 072-727-3597
箕面市	西部 高齢者くらしｻﾎﾟｰﾄ	箕面市箕面 6 丁目 3 番 1 号 みのおｻﾝﾌﾟﾗｻﾞ 1 号館 2 階	☎:072-725-7029 FAX: 072-720-5323

	北部・西南 高齢者くらしｻﾎﾟｰﾄ	箕面市桜井 1 丁目 13 番 22 号 阪急桜井駅東側（JA 大阪北部向）	☎:072-725-7029 FAX：072-720-5323
	東部 高齢者くらしｻﾎﾟｰﾄ	箕面市粟生間谷西 6 丁目 7 番 7 号 奥自治会館内	☎:072-729-1711 FAX：072-730-2230
川西市	川西 地域包括支援センター	川西市中央町 15 番 27 号	☎:072-755-1041 FAX：072-757-7810
	多田 地域包括支援センター	川西市平野 3 丁目 2 番 13 号	☎:072-790-1301 FAX：072-790-1303
吹田市	吹田市岸部 地域包括支援センター	吹田市岸部北 1 丁目 24 番 2 号 介護老人保健施設ｳｴﾙﾊｳｽ協和内	☎:06-6310-8626 FAX：06-6310-8627

2） 居宅介護支援事業所

	施設名	住所	連絡先
箕面市	照葉の里 居宅介護支援事業所	箕面市桜井 1 丁目 13-22	☎:072-725-7030 FAX：072-720-5323
川西市	協立ｹｱﾌﾟﾗﾝｾﾝﾀｰ	川西市中央町 15 番 27 号	☎:072-757-7830 FAX：072-757-7810
	スミｽｹｱﾌﾟﾗﾝｾﾝﾀｰ	川西市平野 3 丁目 2 番 13 号	☎:072-792-3456 FAX：072-792-3872
吹田市	協和ｹｱﾌﾟﾗﾝｾﾝﾀｰ	吹田市岸部北 1 丁目 24 番 2 号	☎:06-6339-0522 FAX：06-6339-1282

3. 実習時間

9：00-16：00

4. 実習方法

1） ガイダンス

(1) 実習施設が実施するオリエンテーション　　月　　日

(2) 学内オリエンテーション　　月　　日

2） 事前学習

(1) 実習施設所在地の社会資源について調べておく。

3） 臨地実習

(1) 介護保険サービスを利用している療養者宅を地域包括支援センターもしくは，居宅介護支援事業所のスタッフと同伴訪問する。

(2) 地域包括支援センターで実施している介護予防事業に参加する。

(3) 地域包括支援センターで行っている総合相談支援事業としての移動相談会等に参加する。

(4) 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の多職種連携会議や地域ケア会議等へ参加する。

(5) カンファレンス

① 日々のカンファレンス

毎日 30 分程度，学生同士がテーマと進行を決めて，学びの共有を行う。疑問や課題について話し合い，実習指導者に助言を得る。

② 中間カンファレンス

各自，実習前半の目標の到達度，学び，自己の課題を A4 版 1 枚程度に資料として作成し，指導者と担当教員に提出し，学びの共有と今後の実習目標の確認を行う。

③ 最終カンファレンス

各自，実習前半の目標の到達度，学び，自己の課題を A4 版 1 枚程度に資料として作成し，指導者と担当教員に提出し，実習全体での学びの共有と理解を深め，学習のまとめを行う。

4) 実習報告会

他の実習グループとの学びを共有するため，合同で実習報告会を行う。

実習報告会の資料はカンファレンスで作成した資料等を活用して準備する。

日時：最終日

場所：別途連絡

内容：実習施設の概要，実習での学び，及び地域包括ケアシステムにおける看護職の役割について

5) 実習日程

日数	月	火	水	木	金
1 週目	学内（オリエンテーション） ・全体の説明 ・地域包括 ・居宅事業所	臨地実習 ・地域包括支援センターの機能と役割について説明	臨地実習 ・事業見学 ・総合相談支援 ・介護予防	臨地実習 ・ケアマネジメントの実際	臨地実習 ・ケアマネジメントの実際

VI. 実習記録

- 実習内容は，所定の記録用紙に誤字，脱字がないように注意し，丁寧な字体で記録する。
- 簡潔明瞭で，具体的に表現した実習記録を作成する。
- 実習記録は指定された期日までに提出する。記録に当たっては個人情報保護に配慮し，その取扱いについては十分注意する。

1. グループで作成

1) 実習地域の社会資源マップ

2.　個人記録

1)　自己目標(様式 1)

- 学習した内容を踏まえ，臨地実習で何を学びたいのか具体的に目標を記載する。
- 実習前に担当教員より，自己目標の指導を受ける。

2)　実習日誌(様式 2)

- 日々の実習目標を設定し，行動計画を立案し，実習指導者に発表する。
- 1 日の終了後，目標を振り返り，実習内容と考察を記録する。

3)　評価表(様式 3)

実習終了後，実習目標に対する自己評価を記載する。

【評価基準】　A:助言なしでできた
B:少しの助言でできた
C:助言を得てできた
D:助言を受けても，部分的にしかできなかった
E:助言を受けても，ほとんどできなかったできなかった

4)　出席表(様式 4)

- 毎日，出席欄に押印し，確認欄に実習指導者もしくは担当教員の押印を依頼する。
- 欠席等については，その理由を記載し，実習指導者に押印を依頼する。

5)　レポート

(1)　テーマ

「地域実習Ⅱで学んだこと」

(2)　書き方

A4 版に横書きで，2,500 字程度でタイプする。表紙は必要なし。
誤字，脱字に気を付け，理路整然とまとめる。
1 行目にテーマを書き，2 行目の右に学籍番号と氏名を書いておく。
引用文献，参考文献も記載する。

3.　実習記録の提出方法

1)　臨地実習期間中

2)　臨地実習終了後

実習報告会終了後，フラットファイルにすべての記録を上から下記の順に綴じて提出する。

- 実習評価表
- レポート
- 出席表
- 実習日誌：日付の早い順に綴じる
- ファイスシート(1)(2)
- 居宅サービス計画書(1)(2)

Ⅶ.　評価

出席状況，実習態度，事前・事後学習，カンファレンスの参加状況，実習記録，レポートなどか

ら総合的に評価する。

Ⅷ.　留意事項

1.　礼儀，態度，健康管理，服装などは，学生として自覚と責任にある態度で臨み，積極的に取り組む。

2.　服装は学生にふさわしく，清潔で動きやすいものとする。

上：派手な色でないポロシャツに黒，紺，グレー，ベージュの上着（カーディガン，セーター可）

下：黒，紺，グレー，カーキのジャージまたは綿のパンツ（ジーンズ生地不可）

靴：踵が低く音のしない，歩きやすく着脱が容易で地味なもの（ハイカット不可）
派手でないスニーカー可

鞄：地味なもの

3.　実習に要する交通費，印刷費等は各自が負担する。

4.　持ち物

1)　グループで持参

(1)　グループファイル
(2)　掃除道具(除菌シートなど)
(3)　テキストなどその他グループで必要なもの

2)　個人で持参

(1)　実習要項，臨地実習要項，記録用紙一式
(2)　学生証
(3)　実習用名札
(4)　印鑑
(5)　ノート形式のメモ用紙
(6)　マスク
(7)　健康保険証のコピー
(8)　その他実習施設で指定されたもの

2027 年度

統合実習Ⅰ

実習要項

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大阪青山大学

看護学部　看護学科

統合実習Ⅰ　実習要項

1. 実習目的

既習知識・技術・態度を活用し、複数の患者に対するケアの優先度を考えた看護について提供する。またチーム医療を担う看護職として行動する。

2. 実習目標

1. これまでに学習した知識、技術、態度を基に、臨床実務に近い実習を体験することにより、統合する意味と必要性の理解を深めることができる。

1) 知識、技術、態度を統合した臨床実践の意味と必要性が説明できる。

2) 治療的環境の中で、定められた時間帯に必要な医療と看護を安全、かつ適切 に提供する方法を理解し学ぶことができる。

2. 複数の患者を同時に受け持ち、複数の援助を判断し適切に実践できる能力を高め る。

1) 複数の患者に対してその病態や症状の適切なアセスメントができ、患者・家 族の意向や意思を考慮し看護援助ができる。

2) 複数の患者に対する複数のケアについて優先度や時間管理を判断し、効果的、 効率的な看護が提供できる。

3) 対象者の尊厳やプライバシーを守り、個別性を尊重した援助ができる。

3. 積極的に実習に取り組み、チーム医療を担う看護師としての行動が取れる。

1) 必要な報告・連絡・相談を確実に実習指導者（病棟スタッフ・教員）に行うことができる。

2) 学生、指導者、教員など他者と適切なコミュニケーションをとることができる。

3) 自己の看護実践を客観的に評価し、専門職としての課題を明確にできる。

3. 実習施設 協立病院、第二協立病院、千里中央病院、協和会病院、協立温泉病院、箕面市立病 院

4. 実習時期・単位等

1) 4 年次・前期 2 単位（90 時間）

2) 実習時間は、原則として一勤務帯（日勤帯）の始まりから終わりまでとする。

3. 実習方法・内容

1) 複数（2 名以上）の患者を受け持ち、看護過程を展開しながら優先順位を考慮し、 効果的な看護援助の方法を学ぶ。

2) 受け持ち患者の状態を把握し、看護目標を設定した上で臨地実習指導ややチーム メンバーと相談し看護援助を行う。

3) 看護目標や実習計画について、臨地実習指導者や教員等に適宜指導を求めながら 実習する。

4) 患者への看護援助は、必ず指導者や担当看護師の指導の基で実施する。

5) 受持ち患者の情報収集の方法

①電子カルテは閲覧のみとする。
②受持ち患者についての重要情報は、指導者より説明を受ける。
③その他必要な情報、追加情報は、学生が直接収集する。
6) 受持ち患者への援助は、原則、看護過程の展開により進める。
①受持ち早期に、既に病棟で明確化された看護上の問題、援助計画を参考にし、 日々の目標、援助計画を立案する。
②実習指導者から助言・指導を受け承認を得た後、援助の実施・評価を行う。
③毎日の実習開始時に、行動計画表を実習指導者に提示し、指導を受ける。
7) 必要事項の連絡・相談・報告を確実に行う。

5. 実習スケジュール

	曜日	実習施設	実習内容
第1週	月	学内	病院・病棟オリエンテーション、受け持ち患者の紹介、情報収集、援助計画立案
	火	病院	チームの一員として援助実施、援助の優先度、時間管理等検討・判断
	水	病院	チームの一員として援助実施、援助の優先度、時間管理等検討・判断
	木	病院	チームの一員として援助実施、援助の優先度、時間管理等検討・判断
	金	病院	チーム医療、他職種連携、地域包括ケア、医療安全管理室
第2週	月	学内	中間の振り返り、援助計画立案
	火	病院	チームの一員として援助実施、援助の優先度、時間管理等検討・判断
	水	病院	チームの一員として援助実施、援助の優先度、時間管理等検討・判断
	木	病院	チームの一員として援助実施、援助の優先度、時間管理等検討・判断
	金	学内	実習のまとめ

6. カンファレンスについて
1) 各部署で行われるカンファレンスに参加し、受け持ち患者のケアに関するディス カッションを行う。
2) 病棟実習時に見学、参加し、討議の内容、進め方、課題発見、問題への対応、解決、看護の継続の方法などを学ぶ。
3) 必要に応じて、主体的にカンファレンスを企画・運営する。事前に臨地実習指導者や教員と必要な連絡調整を行う。
4) 一日の振り返りを翌日の実習につなげるために、学生自身がテーマを設定し、学生カンファレンスを行う。

2027 年度

統合実習Ⅱ
実習要項

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大阪青山大学

看護学部　看護学科

資料３-13

統合実習Ⅱ　実習要項

Ⅰ．実習目的

患者がスムーズに医療機関から退院・転院することができるよう設置されている地域連携室の役割について理解する。また、多職種連携・協働によるチームアプローチの実際について理解する。

Ⅱ．実習目標

１．医療機関の地域連携室の機能・役割について理解する。

2・ 病院から住み慣れた地域に移行する移行期における内外の多職種・多機関の連携・協働によるチームアプローチの実際について理解する。

Ⅲ．　実習内容

1.　地域連携室および外来の役割について説明を受ける。

2.　地域連携室の見学実習を行う

3.　地域連携室で行っている 1 事例を通してケアマネジメント実際を学ぶ。

Ⅳ．　実習の展開

1.　単位数及び実習期間

1)単位数：2 単位(90 時間)

2)実習時期・期間：4 年次前期，10 日間　(施設実習 7 日間，学内実習 3 日間)

3)実習時間：9：00～16：00

2.　実習施設

千里中央病院（10 名）、協和会病院（15 名）、協立温泉病院（5 名）、
箕面市立病院（25 名）　第 2 協立病院（10 名）、川西市立総合病院（25 名）　計 90 名

3．実習スケジュール

	曜日	実習施設	実習内容
第1週	月	学内	オリエンテーション全体の説明
	火	病院	地域連携室の説明
	水	病院	地域連携室の見学
	木	病院	地域連携室の実際
	金	病院	外来実習
第2週	月	学内	振り返り、多職種連携ビデオ学習
	火	病院	地域連携室のマネジメントの実際
	水	病院	地域連携室のマネジメントの実際
	木	病院	地域連携室のマネジメントの実際
	金	学内	まとめ

資料３-14

2027 年度

公衆衛生看護学実習
実習要項

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大阪青山大学

看護学部　看護学科

資料３-14

I.　実習目的

地域で生活する個人・家族を理解し、対象のセルフケア能力を高め、主体的な健康づくりの支援に必要な基本的知識、技術を修得する。また、集団・組織・地域を対象に行われる公衆衛生看護活動に対する理解を深め、その実践能力を養う。

II.　実習目標

1.　地域で生活する人々の健康や地域特性を理解し、地域の顕在的・潜在的健康課題を明らかにし、地域の健康課題解決に向けて保健活動計画を作成することができる。
2.　個人及び家族の健康課題を理解し、対象のセルフケア能力を高める公衆衛生看護活動の展開方法が理解できる。
3.　集団・組織・地域を対象に保健師が行う公衆衛生看護活動について理解できる。
4.　地域の社会資源やケアシステムを構築する意義および方法、多職種・他機関との協働・連携について理解できる。
5.　公衆衛生看護活動における保健師の役割について理解する。

III.　行動目標

1.　地域の資源マップを作成し、既存の資料や地区踏査等を通して情報収集、分析を行い、地域の概況・地域特性を理解し、地域の潜在的・顕在的問題について理解することができる。
2.　地域の健康課題の解決に向けて保健活動計画（目指すところ・長期目標・短期目標・活動計画）を作成することができる。
3.　対象となる個人・家族の生活についてアセスメントし、健康課題を見つけ、解決するための支援計画を立案することができる。
4.　集団・組織・地域を対象に行われる公衆衛生看護活動について理解することができる。
5.　地域の社会資源やケアシステムの構築に向けて、多職種・他機関との協働連携の実際について理解することができる。
6.　行政機関の保健師が行う公衆衛生看護活動（健康危機管理を含め）を通して保健師の役割について理解することができる。

IV.　実習内容

1-1

(1)　地域の概況（人口構成、地理的条件など）や地域特性（歴史、文化、産業など）の把握。
(2)　社会資源（保健・医療・福祉サービス、教育機関、自治組織、ボランティアなど）の現状と活用状況の把握。
(3)　既存資料（各種統計、保健事業計画、実態調査、活動報告など）から情報収集。
(4)　地区踏査を行い、実際の地域の環境や人々の様子を生活者の視点で観察。（保健事業に参加した住民へのインタビューを行い、生の声を取り入れる）
(5)　地域の人々の生活習慣・生活様式・健康に対する考え方、価値観、信念などの社会文化的な情報収集。

1-2

(1)　1-1 の(1)-(5)で得られた情報を整理し、分析し、顕在・潜在的な健康問題を抽出し、その健康課題を解決するための保健活動計画を立案する。

2-3

(1)　対象となる個人・家族の生活と健康をアセスメントし、健康課題を見出し、訪問計画を立案する。

(2)　家庭訪問に同行し得られた情報を分析し評価を行い、次回の支援計画を立案する。

(3)　家庭訪問や健康相談場面における保健師の面接技術・相談技術を学修する。

(4)　個人・家族の健康課題から地域の健康課題へ発展させる意義について説明できる。

3-4

(1)　参加可能な保健事業に参加し、その事業の目的および意義について情報を収集する。

(2)　保健事業の対象の把握、法的根拠について理解する。

(3)　保健事業の内容、流れを把握し運営方法を学ぶ。

(4)　集団を対象とした健康診査の企画・実施・評価の過程を学ぶ。

(5)　地域の健康課題や他の事業との関連を整理し、公衆衛生看護活動の中での健康教育・健康診査などの集団の支援の位置づけについて考察する。

(6)　地域に存在する地区組織活動（自治会、保健推進員、患者会、家族会、ボランティア組織、NPO 法人など）が結成された経緯や目的および活動内容を学ぶ。

4-5

(1)　カンファレンスに参加して保健師の協働・連携・調整の実際について理解する。

(2)　継続支援が必要となる事例について、事後指導の方法や他機関との連携の実際などについて学ぶ。

(3)　地域にある社会資源の活用時の課題、必要な社会資源やシステムについて、関係機関との連携を通して学ぶ。

(4)　住民主体のケアシステム形成のために、保健師が何を目的にどのような方法で活動しているのかを考察する。

(5)　参加した保健事業や関係機関との会議、多職種でのカンファレンスにおける、保健師の協働・連携・調整の実際について学ぶ。

5-6

(1)　人々の尊厳やプライバシーを守り、主体性を尊重する支援方針を理解する。また、対象者に応じた働きかけの実際を学ぶ。

(2)　対象者の行動変容を促す保健師の視点やコミュニケーションの実際、保健指導の方法（相談的対応技術・教育的対応技術・看護技術）について学ぶ。

(3)　個別のケース支援や事業の遂行、地域全体の健康水準向上のために必要な地域レベルの連携・調整の持ち方について考察する。

(4)　保健医療計画や地域保健計画、防災計画等に健康危機管理がどのように位置づけられているか説明を聞いて理解する。

(5)　カンファレンスによる意見交換などにより、健康危機管理の実際や地域の公衆衛生看護管理体制の在り方について理解を深める。

V.　実習の展開

1.　単位数および実習期間

1)　単位数：3 単位

2) 実習時期・期間：4 年次後期 4 週間（施設実習 15 日間 その他学内実習）

2. 実習施設

大阪府保健所及び大阪府内の市町村

3. 実習時間

各施設の勤務時間に準ずる。

4. 実習方法

1) ガイダンス

(1) 実習施設が実施するオリエンテーション

(2) 学内オリエンテーション

オリエンテーションの内容をよく理解し、実習の準備学習を行う。

2) 事前学習

(1) 実習施設所在地の地区情報把握（実習記録）

(2) 自己目標：実習における自身の学習目標の明確化（実習記録）

3) 学内演習

実習の進度に合わせて有効に活用する。

4) 臨地実習

(1) 地域診断

・第一日目に学内で検討した地域診断の発表を行い、指導者から助言を受け、修正した地域診断内容を中間や最終カンファレンスで発表する。

・指導者には積極的に質問し助言を受ける。

(2) 家庭訪問

- 訪問は、原則、指導者と同行し行う。
- 提示された事例の訪問計画を立案し、翌日に指導者に提出し、助言を受ける。

訪問後は、所定の様式に記録し、翌朝指導者に提出する。

(3) 保健事業

- 事前にオリエンテーションを受け、保健事業内容を理解する。実習目標を設定し、指導に提出して助言を受けるとともに、事前学習をして臨む。
- 事業終了後は、所定の様式に記録し、翌朝指導者に提出する。

(4) カンファレンス

実習を通して生じた課題や問題の解決について、共通の認識を持つ。学生個々の見解、意見、情報等を交換し、学習を深める。

①日々のカンファレンス

毎日３０分程度、学生同士がテーマ・進行を決めて学習の共有を行う。疑問や課題について話し合い、指導者に助言を得る。

②中間カンファレンス

- 実習前半の学びの共有と今後の実習目標、地域診断の進捗状況を報告する。目標の到達度・学び・自己の課題をまとめて、資料(A41 枚程度)を作成する。
- 地域診断についても学生が資料を準備し、発表する。

③最終カンファレンス

- 学習の共有と理解を深め、学習のまとめを行う。
- 目標の到達度・学習内容・自己の課題について資料（各自 A4 で 1 枚程度）を作成する。
- 中間カンファレンスでの指導内容を追加修正し、学生が資料を準備し、修正版地域診断を発表する。
- 指導者の出席を依頼する。

5) 実習報告会

- カンファレンスをふまえて、他のグループと学びを共有するため、合同で実習報告会を行う。
- 実習報告会資料は、カンファレンスで作成した資料等を活用して準備する。

日時：最終日　午後（場所は別途連絡）（＊午前中は準備）

内容：①公衆衛生看護活動における保健師の役割（グループワーク）

②地域診断の発表

6) 実習日程（例）

週数	日数	場所	実　習　内　容	
			午　前	午　後
第1週	1	学内	準備学習・地区踏査まとめ	
	2	臨地	オリエンテーション	地域診断の発表
	3	臨地	オリエンテーション	地域診断の発表
	4	臨地	保健事業等準備	保健事業①
	5	臨地	家庭訪問情報収集・訪問準備	家庭訪問①
第2週	6	臨地	保健事業等準備	保健事業②
	7	学内	準備学習・地域診断のまとめ	
	8	臨地	中間カンファレンス準備	中間カンファレンス
	9	臨地	保健事業等準備	保健事業③
	10	臨地	保健事業等準備	保健事業④
第3週	11	学内	準備学習・地域診断のまとめ	
	12	臨地	保健事業等準備	保健事業⑤
	13	臨地	保健事業等準備	保健事業⑥
	14	臨地	保健事業等準備	保健事業⑦
	15	臨地	家庭訪問情報収集・訪問準備	家庭訪問②
第4週	16	臨地	保健事業等準備	保健事業⑧
	17	学内	準備学習・地域診断のまとめ	
	18	臨地	保健事業等準備	保健事業⑨
	19	臨地	最終カンファレンス準備	最終カンファレンス
	20	学内	グループ学習・発表資料の作成	実習報告会（学内発表） 修正版地域診断の提出

※実習日程は、実習施設の事業計画に基づき決定する。実習施設別の日程表は、別途配布する。

※実習計画および実習指導者の指導の下で、保健事業に参加・見学を行う。

資料３-14

VI.　実習記録

- 実習内容は、所定の用紙に記録する。
- 記録は、グループで作成するものと個人で作成するものがある。
- 実習終了後は指定された期日までに提出する。記載に当たっては個人情報保護に配慮し、その取り扱いについては十分注意する。読む人の立場に立って誤字・脱字のないように注意し、丁寧な字体で記載する。記載内容は具体的で明確に表現し、分かりやすい実習記録を作成する。

1.　グループで作成するもの

1)　地域診断記録（様式 2-1～2-6）

地区踏査の計画を、臨地実習前に作成し、地区踏査で得られた情報と事前学習した内容から地域診断を行う。

2)　その他、グループで作成した資料等

2.　個人で記録するもの

1)　自己目標（様式１）

実習目標と施設の日程表をもとに、事前に自身の学習目標を記述する。

2)　実習日誌（様式 5）

日々の実習目標を設定し、行動計画を立案のうえ前日までに記入する。その日の実習内容と考察（カンファレンス時の内容を含む）について、目標を振り返りながら記録し、翌朝提出する。

3)　家庭訪問・個別相談記録（様式 3-1～3-7）

- 家庭訪問（個別相談）の日程が決まれば、事前に援助記録などより情報を収集し、訪問時（面談時）の援助計画を立てる。訪問（面談）後、同行した保健師の援助内容、自分の支援計画の達成状況等記入する。翌日、指導者に記録を提出する。
- 記載に当たっては個人情報保護に配慮し、その取り扱いについては十分注意する。
- 個人を特定する情報は原則として記載しない。訪問時等必要な場合のみ鉛筆書きし、終了後速やかに消去する。

4)　保健事業記録（様式 4）

参加する保健事業等について事前に学習した内容を記入する。実習後は速やかに学んだことを記録する。

5)　評価表　(様式 6)

実習終了後、実習目標に対する自己評価を記載する。

評価基準　A：大変よくできる（少しの助言でできる／目標が十分達成できた）
B：よくできる（ある程度の援助でできる／目標の到達度が８割程度である）
C：部分的にできる（かなりの助言を得て援助できる／目標の到達度が6割程度である）
D：できない（援助を受けてもできない／目標の到達度がほとんど認められない）

6)　出席表（様式 7）

毎日出席欄に押印をし、確認欄に指導者もしくは教員の押印を依頼する。

7)　記録一覧（様式 8）

実習終了後、個人記録を提出する際に、記載する。

8)　レポート

(1)テーマ

「公衆衛生看護活動における保健師の役割」

(2)　方法

- 書式：A4 サイズ（1 枚 1,200 字）横書き　2～3 枚程度　パソコンを使用する。
- 表紙：タイトルと提出日、学籍番号、氏名を明記する。
- 引用文献・参考文献も記載する。
- 印刷部数：2 部提出（1 部はフラットファイルに綴じ、1 部は穴を開けずにフラットファイルにはさんで提出）

3. 記録の提出方法

1)　臨地実習期間中

(1)　原則として、記録類は全て指導保健師に手渡す。

(2)　紛失を防ぐために、所定のファイルに入れて提出すること。

(3)　最終日に未返却の記録を確認する。

2)　臨地実習終了後

(1)　実習報告会終了後、未提出の個人の記録（レポート以外）は表紙を付け、各自がペーパーファスナーでまとめ、レターパックを用いて、返信用のレターパックを同封し、施設に送る。

(2)　残りの個人記録は、表紙をつけ、最初に「評価表」を付けて、実習記録は日付の早い順に綴じる。

VII.　評価

出席状況、事前・事後学習、カンファレンスでの討議内容、実習記録、レポートなどから総合的に評価する。

VIII.　留意事項（看護学臨地実習要綱　全領域共通も参照）

1.　学生としての自覚と責任ある態度（礼儀・言動・健康管理・服装など）で、積極的に実習する。

2.　服装は学生らしく、清潔で動きやすいものとする。

原則）上：白のブラウスまたはポロシャツに黒または紺、グレー、ベージュの上着（カーディガン、セーター可）

下：黒または紺、グレーのズボン（ジーンズ生地不可）

靴：かかとが低く音がしない、歩きやすく着脱が容易で地味なもの（ハイカット不可）

鞄：地味なもの

※事業によっては上靴・ジャージ着用の場合がある

3. 実習に要する交通費、印刷費等は各自が負担する。

4. 持ち物

1)　グループで持参するもの

(1)　グループファイル（地区診断記録、カンファレンス記録などを綴じておく）

(2)　掃除道具（除菌シート等）

(3)　訪問用バック（血圧計、聴診器、メモ、携帯電話、財布、ハンカチなどを入れる小バック）

(4)　テキスト
(5)　その他、グループ単位で必要なもの

2)　個人で持参するもの（すべて記名する）
(1)　実習要領・臨地実習要綱・諸記録一式
(2)　エプロン（大学で貸出）
(3)　学生証
(4)　実習用名札
(5)　印鑑
(6)　メモ帳（ノート形式のもの）
(7)　マスク（大学で配布）
(8)　健康保険証のコピー
(9)　その他、実習施設で指定されたもの

5.　記録物の取扱いに十分注意する。
6.　やむを得ず実習を欠席する場合、実習施設の指導者と担当教員に連絡する。

IX.　事前準備と自己学習

1.　保健・医療・福祉関連法および内容を学習しておく。
2.　保健・医療・福祉事業の根拠法令・目的・対象等について学習し理解しておく。
3.　公衆衛生看護における各分野の現状と課題、最近の動向等について、講義資料、国民衛生の動向等で学習し理解する。
4.　実習施設については、既知の学習、ホームページ、既存の資料等から事前に調べ、コミュニティ・アズ・パートナーモデルを使用してまとめる。

【自己学習内容】

分野	主な学習内容
母子保健	◇母子保健法他関連法律、健やか親子 21（第 2 次）、小児特定慢性疾患事業、療育手帳、児童福祉法、児童虐待防止法、◇その他母子関連対策・施策、母子保健統計（出生率、妊産婦死亡率、死産、周産期死亡率、乳児死亡率、出生体重、低出生体重児数・率）等　◇新生児訪問指導・乳児家庭全戸訪問事業　◇乳幼児健康診査の内容（各月例の発達・発育の見方を含む―特に新生児、4 か月児、7 か月児、10 カ月児、1 歳 6 か月児、3 歳児）、妊婦保健指導、乳幼児保健指導（各月齢）、予防接種保健指導、離乳食指導、低出生体重児への保健指導、学校保健、思春期保健指導、更年期保健指導、児童虐待への対応、障害児の保健指導、発達障害等）
成人保健	◇健康日本 21（第二次）の内容、健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律（特定健康診査、特定保健指導）、健康づくり・生活習慣病対策、その他成人保健関連法律・施策、国民健康・栄養調査結果、成人保健関連統計（死亡率、死亡原因、有病率、罹患率、医療費等） ◇生活習慣病の保健指導（メタボリックシンドローム、肥満、糖尿病、高血圧、脂質異常症、高尿酸血症、肝機能異常等の病態・検査値の見方、保健指導、栄養・運動指導）
高齢者保健	◇介護保険法、後期高齢者医療制度、その他高齢者保健関連法律、高齢者保健統計（高齢化率、死亡率、有病率、罹患率、高齢者医療費、要支援・要介護者認定数・率、介護保険サービス利用数・率、介護予防事業対象者数等） ◇高齢者の特性（心身の特性）・状況、高齢者保健指導、地域支援事業、地域包括支援センター等

難病	◇難病対策、難病の医療に関する法律等、特定疾患、障害者基本法、身体障害者福祉法、障害者総合支援法、発達障害者支援法、難病に関する保健統計（認定者数、有病率）、身体障害者・児の現状等 ◇難病における保健指導（ALS 等）
精神	◇精神保健福祉法、障害者基本法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、障害者就労支援対策・施策、その他精神保健（知的障害者）に関連した法律・施策 ◇精神保健（精神疾患・知的障害者）関連・保健医療統計（精神医療の現状、自殺率、精神疾患り患・有病率など）、知的障害者・児の現状 ◇精神疾患（統合失調症、うつ病等の疾患、治療、看護、DSM-Ⅳ分類）、精神保健指導等
感染症	◇感染症法、予防接種法、エイズ予防対策、感染症関連法律対策・施策、感染症サーベランス ◇結核施策対策、結核の現状・動向、結核の病態、結核 DOTS 対策、結核保健指導 ◇各感染症の病態と治療、指導、エイズ予防事業、感染症予防対策・集団発生時の対応
その他	◇健康関連理論・指導案作成、個別援助法、家庭訪問、各時期の発達課題等

X.　実習記録

記録名	様式	内容・提出
自己目標	様式 1	• 既習内容を踏まえ、現地実習でどのような体験や場面から何を学びたいのか、学生自身の目標を具体的に記載する • 経験してみたい家庭訪問の領域およびその理由を記載する • 実習前に自己目標を設定し、教員の指導を受ける
地域診断 ＜グループで作成＞	様式 2-1～2-6	• 地区踏査の前後で地区踏査計画および情報まとめを作成する • 実習指導者や担当教員に進捗状況を報告し指導を受ける • 実習時に必要な情報等を情報収集し、追加し完成する
家庭訪問・個別相談記録	様式 3-1～3-7	• 記載に当たっては個人情報保護に配慮し、その取り扱いについては十分注意する。個人を特定する情報は原則として記載しない。訪問時等必要な場合のみ鉛筆書きし、終了後速やかに消去する • 予め家庭訪問のケースの情報を得た場合は事前に計画を記載し、実習指導者に指導を受ける • 家庭訪問を実施した翌朝教員に提出し、指導を受け修正後に実習指導者に提出する
保健事業記録	様式 4	• 参加する保健事業等について事前に学習した内容を記入する • 実習日誌には、保健事業記録参照と記載し、内容が二重にならないようにする • 翌朝教員に提出し指導を受け、修正後に実習指導者に提出する
実習日誌	様式 5	• 日々の実習目標を設定し、行動計画を立案し、実習指導者に発表する • 1 日終了後、目標を振り返りながら 1 日の体験を考察する
評価表	様式 6	• 実習終了後、実習目標に対する自己評価を記載する • 実習期間中ならびに最終日に担当教員と評価する
出席表	様式 7	• 毎日実習指導者に提出し押印を受ける • 欠席等についてはその理由を記載し、実習指導者に押印を受ける
記録一覧	様式 8	• 実習終了後、実習施設に送付する記録一覧を記載する

資料４-01

2024

		8	
		1	
		8 26～8 30	
		10	
1G	5		2
2G	5		
3	5		
4G	5		
5G	5		2
6G	5		
7G	5		
8G	5		
9G	5		2
10	5		
11G	5		
12G	5		
13	4		2
14G	4		
15G	4		
16G	4		
17G	4		
18G	3		1
19G	3		
20	3		
	5		
	5		
	5		
	5		

2024 年度 地域実習Ⅰ 学生配置表　　　　( )人

G	学籍番号	学生氏名	8/2( ) 学内	8/5( ) 学外	8/6( ) 学外	8/7( ) 学外	8/8( ) 学外	8/9( ) 学内
1 (6)			学内日（2号館401・404・405）	豊島・中島 ライフプラザ＋稲ふれあいセンター	寺田 地区踏査①	ヒューマンズプラザ 豊島		2号館 401 （中村）
2 (6)					豊島 地区踏査②			
3 (6)					福田 地区踏査③			2号館 404 （兼田）
4 (6)					兼田 地区踏査④			
5 (6)					奈古 地区踏査⑤			
6 (6)				寺田 地区踏査①	ヒューマンズプラザ 豊島	ライフプラザ＋稲ふれあいセンター 兼田		2号館 405 （寺田）
7 (6)				奈古 地区踏査②				
8 (6)				福田 地区踏査③				2号館 405 （豊島）

G	学籍番号	学生氏名	8/2( ) 学内	8/5( ) 学外	8/6( ) 学外	8/7( ) 学外	8/8( ) 学外	8/9( ) 学内
9 (6)			学内日（2号館401・404・405）	兼田 地区踏査④	ヒューマンズプラザ 豊島	ライフプラザ＋稲ふれあいセンター 兼田		2号館 405 （寺田）
10 (6)				中村 地区踏査⑤				2号館 503 （奈古）
11 (6)					ライフプラザ＋稲ふれあいセンター 中村	寺田 地区踏査①	ヒューマンズプラザ 豊島	
12 (6)						中島 地区踏査②		
13 (6)						福田 地区踏査		2号館 504 （中島）
14 (6)						中村 地区踏査		
15 (6)						奈古 地区踏査		

資料４-03

2025

		9		
		1	2	
		9 2〜9 6	9 9〜9 13	
		9		
1G	5			2
2G	5			
3	5			
4G	5			
5G	5			2
6	5			
7G	5			
8G	5			
9G	5			2
10G	5			
11G	5			
12G	5			
13	4			2
14G	4			
15G	4			
16	4			
17G	4			
18G	3			1
19G	3			
20G	3			
	5			
	5			
	5			
	5			

2026

2023 1 20

		6 2024																7 2025									
		9				10				11				12					1					2				3
		2 6	9 13	20	27	30 4	7 11	18	21 25	28 1	8	11 15	18 22	25 29	2 6	9 13	16 20	23 27	30 3	6 10	17	20 24	27 31	3 7	10 14	17 21	28	3 7
1																												
2																												
3																												
4																												
5																												
6																												
7																												
8																												
9																												
10																												
11																												
12																												
13																												
14																												
15																												
16																												
17																												
18																												
19																												

2026 年度　地域・在宅看護学実習　学生配置表

		10		11				12				1					2				3	
	95	19-23	26-30	2-6	9-13	16-20	23-27	30-4	7-11	14-18	21-25	28-1	4-8	11-15	18-22	25-29	1-5	8-12	15-19	22-26	1-5	
	18				3		3			3				3		3			3			兼田
	10				2		2			2				2		2						中村
	4									2				2								寺田
	12				2		2			2				2		2			2			中島
	18	3			3		3			3				3					3			奈古
	4					2													2			寺田
	6	2			2		2															奈古
	12					3								3		3			3			寺田
	3									3												寺田
	6				3		3															寺田
	2																		2			奈古

2026年度 地域実習Ⅱ　学生配置表

		10		11				12				1					2				3	
	91	19−23	26−30	2　6	9−13	16−20	23−27	30−4	7−11	14−18	21−25	28−1	4−6	11−15	18−22	25−29	1−5	8−12	15　9	22−26	1−5	
	15										5					5				5		中島
	14						2		2	2				2				2	2	2		兼田
	14						2		2	2				2				2	2	2		兼田
	14						2		2	2				2				2	2	2		中村
	14						2		2	2				2				2	2	2		中村
	6										3					3						中島
	14						2		2	2	2			2		2		2	2	2		兼田

2027年度　統合実習Ⅰ・Ⅱ　学生配置表

<table>
<tr><td colspan="2">月</td><td>6</td><td colspan="3">7</td></tr>
<tr><td colspan="2">日（月～金）</td><td>21－27</td><td>30－4</td><td>7－11</td><td>14－18</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">統合実習Ⅰ</td><td colspan="2">統合実習Ⅱ</td></tr>
<tr><td>1G</td><td>5名</td><td colspan="2" rowspan="2">千里中央病院（10）
南部、長田</td><td colspan="2" rowspan="2">千里中央病院（10）
南部、長田</td></tr>
<tr><td>2G</td><td>5名</td></tr>
<tr><td>3G</td><td>5名</td><td colspan="2" rowspan="2">協和会病院（10）
清岡、岡野</td><td colspan="2" rowspan="2">協和会病院（10）
清岡、岡野</td></tr>
<tr><td>4G</td><td>5名</td></tr>
<tr><td>5G</td><td>5名</td><td colspan="2" rowspan="2">第2協立病院（10）
相澤、木村</td><td colspan="2" rowspan="2">第2協立病院（10）
相澤、木村</td></tr>
<tr><td>6G</td><td>5名</td></tr>
<tr><td>7G</td><td>5名</td><td colspan="2" rowspan="5">川西総合病院（25）
小島、新増、古屋、森川</td><td colspan="2" rowspan="5">川西総合病院（25）
小島、新増、古屋、森川</td></tr>
<tr><td>8G</td><td>5名</td></tr>
<tr><td>9G</td><td>5名</td></tr>
<tr><td>10G</td><td>5名</td></tr>
<tr><td>11G</td><td>5名</td></tr>
<tr><td>12G</td><td>5名</td><td colspan="2" rowspan="4">箕面市立病院（20）
杉山　高橋　寺田</td><td colspan="2" rowspan="4">箕面市立病院（20）
杉山　高橋　寺田</td></tr>
<tr><td>13G</td><td>5名</td></tr>
<tr><td>14G</td><td>5名</td></tr>
<tr><td>15G</td><td>5名</td></tr>
<tr><td>16G</td><td>5名</td><td colspan="2" rowspan="3">温泉病院（15）古藤</td><td colspan="2" rowspan="3">温泉病院（15）古藤</td></tr>
<tr><td>17G</td><td>5名</td></tr>
<tr><td>18G</td><td>5名</td></tr>
<tr><td>計</td><td>90名</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

2027年度　公衆衛生看護学実習　学生配置表

月	9月			
日（月～金）	30-3	6－10	13－17	20－24
学生5名	大阪府下保健所　（担当中村）			
学生5名	大阪市保健センター（担当：中島）			

資料５－1

I. 事故発生時の連絡体制と対応

1.　実習施設内での事故への対応

<u>事故等の内容</u>

実習施設内での学生が関わった次のような事故等

①　事故：針刺し事故、細菌・ウイルス感染、その他の傷害

②　対人：許可のないケアの単独実施、転倒・転落、誤薬、学生同伴時の離院、その他傷害

③　対物：物品・薬品破損、物品滅失、その他

<u>対応</u>

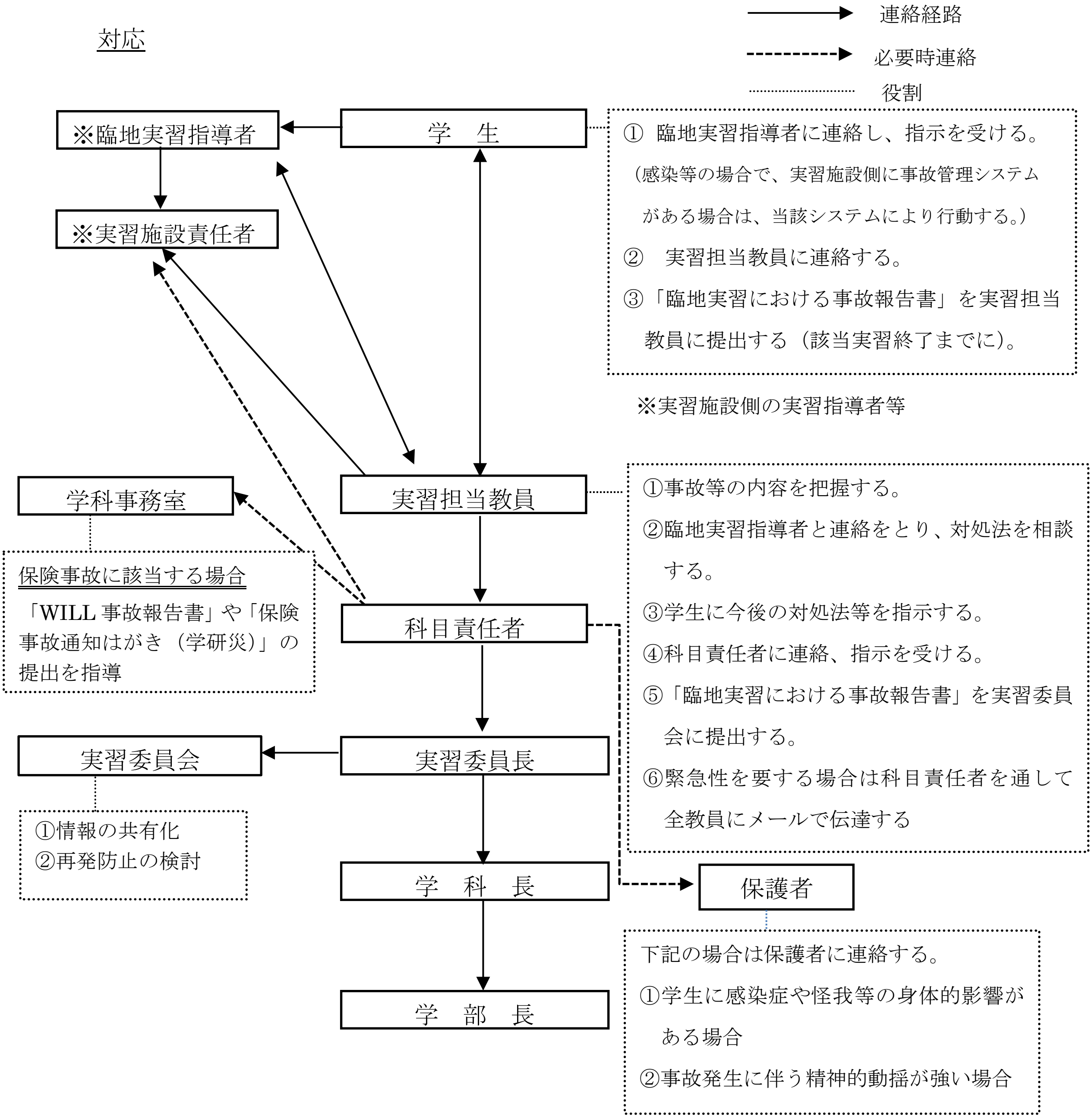

資料５－2

I. 事故発生時の連絡体制と対応

2. 実習施設への移動中又は帰宅中の事故等への対応

<u>事故等の内容</u>

移動中又は帰宅中に学生が関わった次のような事故等

① 事故：交通事故、その他の傷害

② 対人：転倒・転落、その他の傷害

③ 対物：物品破損、物品滅失、その他

<u>対応</u>

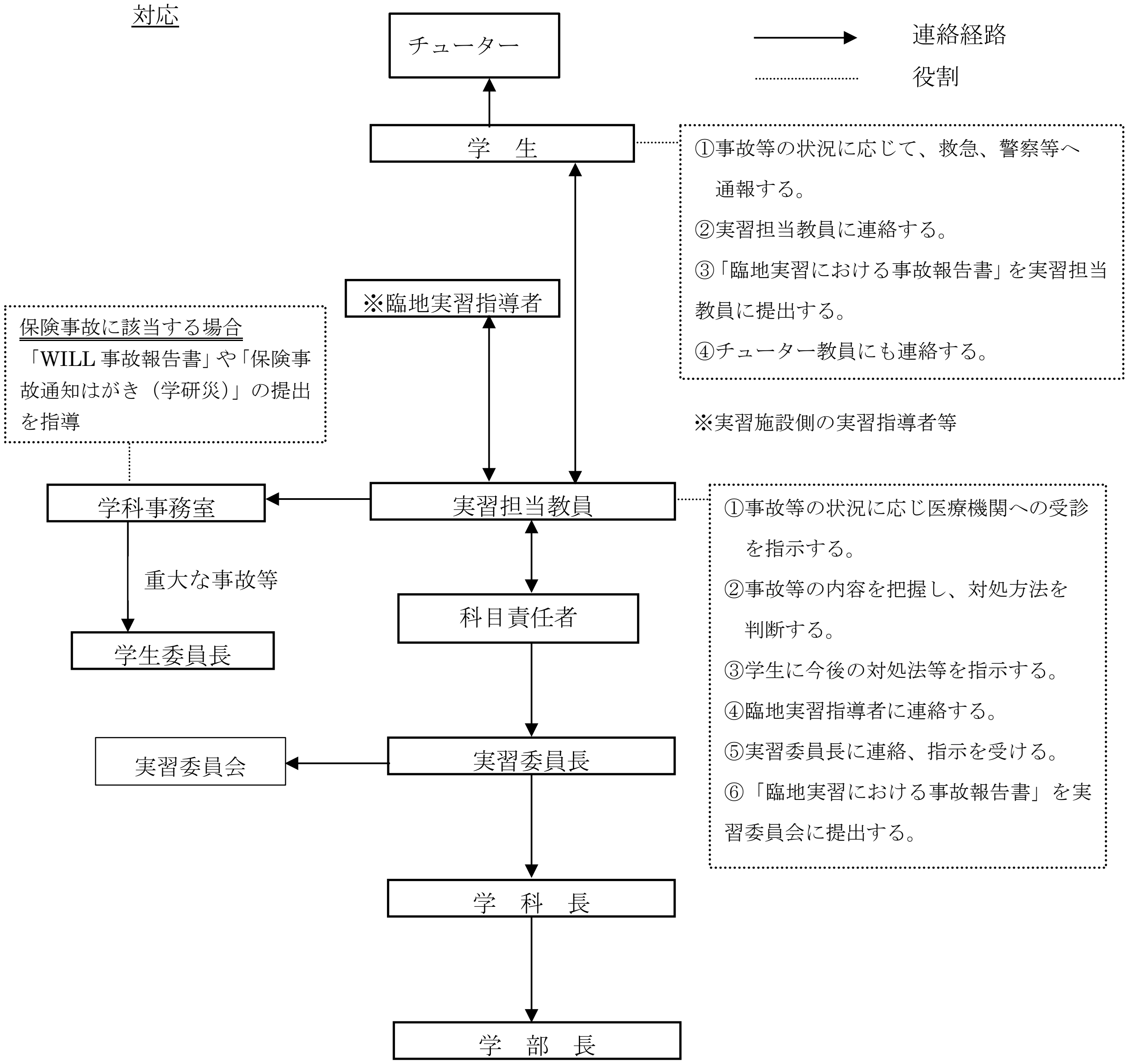

資料６

臨地実習施設一覧　　<看護師課程>

1．1年次実習施設

実習科目名	実習施設名	所在地	受け入れ可能人数
基礎看護学実習	箕面市立病院	大阪府箕面市萱野5-7-1	20
	医誠会病院	大阪市東淀川区菅原6-2-25	20
	川西市立総合医療センター	兵庫県川西市火打1丁目7番13号	20
	千里中央病院	大阪府豊中市新千里東町1-4-3	20
	第二協立病院	兵庫県川西市栄町5番28号	9
	刀根山医療センター	大阪府豊中市刀根山5丁目1番1号	20
	計		109
地域実習Ⅰ	箕面市ライフプラザ	大阪府箕面市萱野5-8-1	90
	桜ヶ丘人権文化センター	大阪府箕面市桜ヶ丘4-19-3	90
	稲ふれあいセンター	大阪府箕面市稲6-14-34	90
	計		90

2．2年次実習施設

臨床判断看護学実習	箕面市立病院	大阪府箕面市萱野5-7-1	20
	医誠会病院	大阪市東淀川区菅原6-2-25	20
	川西市立総合医療センター	兵庫県川西市火打1丁目7番13号	20
	千里中央病院	大阪府豊中市新千里東町1-4-3	20
	第二協立病院	兵庫県川西市栄町5番28号	10
	計		90

3．3年次実習施設

小児看護学実習	あいあい園	大阪府箕面市萱野5-7-1	18
	箕面市立稲保育所	大阪府箕面市船場1-11-9	20
	箕面市立萱野保育所	大阪府箕面市萱野1-19-30	20
	箕面市立桜ヶ丘保育所	大阪府箕面市桜ヶ丘3-12-5	20
	箕面市立東保育所	大阪府箕面市粟生外院5-2-1	20
	社会福祉法人　夢工房 紅葉夢保育園	大阪府箕面市萱野5-7-30	15
	計		95
	済生会吹田病院	大阪府吹田市市川園町1-2	35
	市立豊中病院	大阪府豊中市柴原町4丁目14番1号	10
	川西市立総合医療センター	兵庫県川西市火打1丁目7番13号	30
	大阪市立総合医療センター	大阪市都島区都島区本通2-13-22	15
	箕面市立病院	大阪府箕面市萱野5-7-1	20
	市立池田病院	大阪府池田市城南3丁目1番18号	20
	計		130
成人・老年看護学Ⅱ （急性期）	市立池田病院	大阪府池田市城南3丁目1番18号	20
	川西市立総合医療センター	兵庫県川西市火打1丁目7番13号	25
	医誠会病院	大阪市東淀川区菅原6-2-25	20
	みどりが丘病院	高槻市真上町3-13-1	15
	市立豊中病院	大阪府豊中市柴原町4丁目14番1号	9
	箕面市立病院	大阪府箕面市萱野5-7-1	5
	計		94
老年看護学実習	協和マリナホスピタル	大阪府豊中市新千里東町1-4-3	15
	協立温泉病院	兵庫県川西市平野1丁目39番1号	40
	ほうせんか病院	大阪府茨木市西福井2-9-36	20
	千里中央病院	大阪府豊中市新千里東町1-4-3	5
	協和会病院	兵庫県川西市火打1丁目7番13号	10

	計		90
地域・在宅看護学実習	医療法人協和会協和訪問看護ステーション	大阪府吹田市岸部北1丁目24-2	10
	医療法人協和会協立訪問看護ステーション	兵庫県川西市中央町15-27	18
	医療法人協和会協和訪問看護ステーションｻﾃﾗｲﾄﾏﾘﾅｾﾝﾀｰ	兵庫県西宮市西宮浜4丁目15-1	4
	医療法人協和会協和訪問看護ステーションｻﾃﾗｲﾄ千里中央ｾﾝﾀｰ	大阪府豊中市新千里東町1丁目4-3ｼｯﾌﾟﾋﾞﾙ　B1Ｆ	12
	株式会社エンジェル箕面訪問看護ステーションｱｰﾙ･ﾄﾞ･ﾋﾞｰﾌﾞﾙ白島	大阪府箕面市白島1丁目11-8-2	18
	キックス株式会社ななーる訪問看護ST	大阪府箕面市西小路5丁目2-10-102	4
	株式会社ﾌｨｼﾞｵﾌﾟﾗｽみのおﾘﾊﾋﾞﾘ訪問看護ST	大阪府箕面市箕面4丁目2番51号	6
	医療法人マックシール巽病院訪問看護ST	大阪府池田市天神1丁目5-22	12
	池田市医師会立訪問看護ステーション	大阪府池田市鉢塚1-2-1 池田市医師会館2階	6
	特定非営利活動法人　CIL豊中 訪問看護ステーション　CIL豊中	大阪府豊中市蛍池中町2丁目3-1-202	2
	計		92
地域実習Ⅱ	中西部高齢者くらしｻﾎﾟｰﾄ	大阪府箕面市萱野5丁目8番1号総合保健福祉センター(みのおライフプラザ)	90
	中東部 高齢者くらしｻﾎﾟｰﾄ	大阪府箕面市西宿1丁目17番22号 みのおｷｭｰｽﾞﾓｰﾙEAST-1　2階	
	西部 高齢者くらしｻﾎﾟｰﾄ	大阪府箕面市箕面6丁目3番1号 みのおｻﾝﾌﾟﾗｻﾞ1号館2階	
	北部・西南 高齢者くらしｻﾎﾟｰﾄ	大阪府箕面市桜井1丁目13番22号 阪急桜井駅東側（JA大阪北部向）	
	東部 高齢者くらしｻﾎﾟｰﾄ	大阪府箕面市粟生間谷西6丁目7番7号 奥自治会館内	
	川西地域包括支援センター	兵庫県川西市中央町15番27号	
	多田地域包括支援センター	兵庫県川西市平野3丁目2番13号	
	吹田市岸部地域包括支援センター	大阪府吹田市岸部北1丁目24番2号 介護老人保健施設ｳｴﾙﾊｳｽ協和内	
	吹田市桃山台・竹見台地域包括支援センター	大阪府吹田市津雲台1－2－1千里ニュータウンプラザ5階	
	池田市地域包括支援センター	大阪府池田市城南1丁目1番1号 池田市役所2階	
	池田市石橋巽地域包括支援センター	大阪府池田市天神1丁目5-22　巽病院 介護老人保健施設内	
成人・老年看護学Ⅰ（慢性期）	協和会病院	兵庫県川西市火打1丁目7番13号	5
	第二協立病院	兵庫県川西市栄町5番28号	65
	大阪刀根山医療センター	大阪府豊中市刀根山5丁目1番1号	5
	協立温泉病院	兵庫県川西市平野1丁目39番1号	20
	計		95
母性看護学実習	川西市立総合医療センター	兵庫県川西市火打1丁目7番13号	50
	箕面市立病院	大阪府箕面市萱野5-7-1	25
	市立池田病院	大阪府池田市城南3丁目1番18号	20
	計		95
精神看護学実習	箕面神経サナトリウム	大阪府箕面市牧落5-6-17	45
	榎坂病院	大阪府吹田市江坂町4丁目32-1	15
	さわ病院	大阪府豊中市城山町1-9-1	20
	小曽根病院	大阪府豊中市豊南町東2-6-4	15
	計		95

資料6　臨地実習施設一覧　　　<保健師課程>

1．4年次実習施設

実習科目名	実習施設名	所在地	受け入れ可能人数
公衆衛生看護学実習	大阪府下保健所	大阪府下	5
	大阪市保健福祉センター	大阪市	5
	計		10

（別紙 1）

大阪青山大学健康科学部看護学科長殿

個人情報保護に関する誓約書

私は個人情報保護の重要性を十分理解し、下記事項を遵守することを誓います。

記

１．知り得た個人情報は、実習目的以外に使用いたしません。
２．知り得た個人情報は、漏洩・滅失等の防止に努め、適正に管理いたします。
３．知り得た個人情報は、実習終了後を含め、他人に一切漏らしません。
４．保有する必要がなくなった個人情報は、安全かつ確実に廃棄いたします。
５．個人情報の保護に関しては、大学の指示・方針に従います。

年　　月　　日

大阪青山大学健康科学部看護学科

学籍番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（別紙 3）

誓　約　書

病院長　殿

施設長　殿

私は個人情報保護の理念や病院内の個人情報に関する諸規則を十分理解し、これを遵守いたします。実習期間中はもちろん実習期間終了後も、実習中に知り得た患者および病院関係者の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。

以上、誠実に遵守することを誓います。

年　　月　　日

大阪青山大学 健康科学部 看護学科

氏名　　　　　　　　　　　　　印

（別紙 2）

大阪青山大学健康科学部看護学科長殿

実習記録等の取扱いに関する誓約書

私は、大阪青山大学健康科学部看護学科在籍中、臨地実習で作成した実習記録ならびにケースレポート等の記録類すべてについて、在学中はもちろん、卒業後においても守秘義務を全ういたします。保管する場合は個人の責任のもと厳重な管理をすること、破棄する場合、責任もってシュレッダーにて粉砕処理をおこなうことを誓います。

年　　月　　日

大阪青山大学健康科学部看護学科

学籍番号

氏名　　　　　　　　印

資料９

No.○○-○

実習委託契約書

○○○○　○○○○○○○（以下「甲」という）と、学校法人大阪青山学園（以下「乙」という）とは、乙が設置する大阪青山大学 健康科学部 看護学科における臨地実習について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　本契約は、乙が甲の協力を得て、乙の看護学科学生（以下「実習生」という）の臨地実習を行うに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（責任範囲）

第２条　乙は、実習生の臨地実習を甲に委託し、甲はこれを受託する。

２　前項の臨地実習の実施にあたり、教育に関する責任は乙が負う。

（実習方法）

第３条　実習内容、実習部署および実習生数等の実習方法は、事前に甲乙協議のうえ定めるものとする。

（委託料）

第４条　甲における臨地実習委託料（以下「委託料」という）は、１人あたり○○○○円（税込・日額）とする。

（委託料の請求および支払）

第５条　委託料は、実習終了後、甲からの請求に基づき、支払うものとする。

２　乙は甲から請求を受けた月の翌月末までに委託料を甲の指定する口座へ支払うものとする。但し、甲乙間で別の定めがある場合はこの限りではない。

（諸規則の遵守）

第６条　実習生は、甲の指示に基づいて実習を行い、甲の定める諸規則を遵守しなければならない。

２　実習生が前項の定めに違反し、または実習生として相応しくない行為が認められた時は、甲は実習を停止させるとともに、本契約を解除する権利を有する。

（守秘義務等）

第７条　乙は、実習実施にあたり、知り得た業務上の事項や秘密を本契約期間中、第三者に漏洩してはならない。また、契約終了後においても同様とする。

２　乙は、個人情報保護の重要性を認識し、本契約による実習実施にあたり、個人の権利・利益を侵害することのないように個人情報の取り扱いを適正に行うことを誓うとともに、「個人情報保護に関する申し合わせ」を甲との間において締結するものとする。

（事故防止義務）

第８条　乙は、実習中の事故防止に努めるため、実習生に対し十分なる実習事前指導を行わなければならない。

資料９

No.○○-○

（損害賠償）

第９条　実習生の故意または過失によって、甲に損害を与えた場合、乙がその責を負うものとする。

（契約期間）

第１０条　本契約期間は、契約締結日から平成○年○月○日までとし、契約期間満了の２箇月前までに甲乙いずれか一方から契約解除の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとする。

（協議事項）

第１１条　本契約に定めのない事項または疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲

㊞

乙　　大阪府箕面市新稲２－１１－１
学校法人大阪青山学園
理事長　眞　下　利　晴　　　㊞

資料１０

実習受入承諾書

（別紙5）

臨地実習同意書

大阪青山大学健康科学部看護学科（　　年生）の臨地実習にあたり、　　　　年　　月　　日より　　　　年　　月　　日までの間、受け持ちとして　　　　　　　　　　　　様の日常生活の援助や診療の補助業務の看護援助をさせていただきたく存じます。
なお、本学学生の臨地実習は、以下の基本的な考え方で臨むことにしております。看護教育の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いいいたします。

１．学生が看護援助を行う場合、事前に十分かつわかりやすい説明を行い、患者様もしくはご家族の同意をいただいたうえで行います。
２．学生が看護援助を行う場合、安全性の確保を最優先とし、事前に実習担当教員や看護師の助言・指導のもとに行います。
３．患者様もしくはご家族は、学生の実習についてご質問やご意見があれば、随時実習担当教員や看護師に直接ご質問をしていただけます。
４．患者様もしくはご家族は、学生の受け持ちにご同意していただいた後も学生が行う看護援助に対して無条件に拒否できます。拒否したことを理由に看護および診療上の不利益な扱いを受けません。
５. 学生が看護援助を行うために必要な情報を、カルテなどの記録物から情報収集させていただきます。しかし学生は、臨地実習を通して知り得た患者様もしくはご家族に関する情報を、他者に漏らすことがないよう個人情報の保護に努めます。

大阪青山大学 健康科学部 看護学科（　　）年生（学生氏名　　　　　　　　　　　）が（　　　　　　　　　　　　）病院・施設　（　　　　）病棟における臨地実習において私の受け持ちとなり、看護援助を行うことに事前の説明を受け、内容について了解しましたので同意します。

年　　月　　日

同意者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

必要時代理人（関係）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　　　）

説明者
病棟責任者氏名（　　　　　　　　　　）・実習担当教員氏名（

（別紙 6-1）

臨地実習におけるインシデント・事故報告書（学生）

<table>
<tr><td>1. 報告者</td><td colspan="2">学籍番号　　学年　　氏名</td></tr>
<tr><td>2. 事故発生日時</td><td colspan="2">年　月　日　時　分</td></tr>
<tr><td>3. 事故発見日時</td><td colspan="2">年　月　日　時　分</td></tr>
<tr><td>4. 実習担当教員</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>5. 科目名・実習施設</td><td colspan="2">（　　クール目）</td></tr>
<tr><td>6. 事故発生場所</td><td colspan="2">＊実習施設内のどこか、学内、その他などを具体的に記載する</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7. 事故の種類</td><td>①対象者に関すること</td><td>1. 転倒・転落　2. 誤薬　3. 損傷　4. 配膳ミス
5. 患者・家族への誤った説明　6. 援助の単独実施
7. 個人情報の取扱いに関連する事故
8. 実習指導者・担当教員への報告忘れ
9. 患者または病棟の物品破損
10. その他（　　）</td></tr>
<tr><td>②学生に関すること</td><td>1. 通学・移動途上の事故　2. 針刺し事故　3. 切創
4. 消毒薬等による皮膚損傷
5. 患者・家族からの暴力ハラスメント
6. その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8. 対象の被害状況</td><td colspan="2">影響レベル分類： 0 ・ 1 ・ 2 ・ 3a ・ 3b ・ 4a ・ 4b ・ 5</td></tr>
<tr><td colspan="2">被害の詳細</td></tr>
<tr><td colspan="3">9. 事故・ケガ発生時の状況</td></tr>
<tr><td colspan="3">10. 事故・ケガ発生時の対応とその後の経過</td></tr>
</table>

（別紙 6-2）

資料１２－1

臨地実習におけるインシデント・事故報告書（学生）

1. 報告者	学籍番号　　　　　　　　　　学年　　　　　　　　氏名
2. 事故の振り返り（発生した要因）	
3. 今後の課題（対策）	
受領 担当教員　　／　　　印　　科目責任者　　／　　　印　　実習委員長　　／　　　印	

（別紙 7）

臨地実習におけるインシデント・事故報告書（教員）

<table>
<tr><td>1. 報告者</td><td colspan="2">印</td><td>科目責任者</td><td>印</td></tr>
<tr><td>2. 対象学生</td><td colspan="4">学籍番号　　　　　　　　　　学年　　　　　　　　氏名</td></tr>
<tr><td>3. 事故発生日時</td><td colspan="4">年　　　月　　　日　　　　　　　　時　　　　　分</td></tr>
<tr><td>4. 事故報告日時</td><td colspan="4">年　　　月　　　日　　　　　　　　時　　　　　分</td></tr>
<tr><td>5. 科目名・実習施設</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>6. 事故発生場所</td><td colspan="4">＊実習施設内のどこか、学内、その他などを具体的に記載する</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7. 事故の種類</td><td>①対象者に関すること</td><td colspan="3">1. 転倒・転落　2. 誤薬　3. 損傷　4. 配膳ミス
5. 患者・家族への誤った説明　6. 援助の単独実施
7. 個人情報の取扱いに関連する事故
8. 実習指導者・担当教員への報告忘れ
9. 患者または病棟の物品破損
10. その他
（　　　　　　　　　　　　　　　　）</td></tr>
<tr><td>②学生に関すること</td><td colspan="3">1. 通学・移動途上の事故　2. 針刺し事故　3. 切創
4. 消毒薬等による皮膚損傷
5. 患者・家族からの暴力ハラスメント
6. その他
（　　　　　　　　　　　　　　　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8. 対象の被害状況</td><td colspan="4">影響レベル分類： 0 ・ 1 ・ 2 ・ 3a ・ 3 b ・ 4a ・ 4b ・ 5</td></tr>
<tr><td colspan="4">被害の詳細</td></tr>
<tr><td colspan="5">9. 学生の状況
＊該当する学生のインシデント・事故に対する認識や理解度、振り返りの状況について記載する</td></tr>
<tr><td colspan="5">10. 指導内容
＊該当する学生に対する指導の状況について記載する</td></tr>
<tr><td colspan="5">11. 臨地実習施設への対応</td></tr>
<tr><td colspan="5">12. 今後の対策および指導の留意点
＊全体に対して、今後の指導における留意点や実習オリエンテーションにおける改善の提案などについて記載する</td></tr>
</table>

学校法人　大阪青山学園　特別任用教員規程

（特別任用教員）
第１条　本学園が特に必要とする場合、専任教員として教授、准教授及び講師として特別に任用することができる。この特別任用教員には、原則として６５歳以上の者を採用する。

（契約期間）
第２条　特別任用教員の契約期間は１年とし、契約を更新することができる。
ただし、特別の事情がない限り、通算して４年を超える契約は更新しないものとする。

（週当り出勤日数）
第３条　特別任用教員の週当り出勤日数は、原則として３日とする。

（担当コマ数）
第４条　特別任用教員の担当コマ数は、年間を通じて週当り４コマを基準とする。
基準コマ数を超えて担当する場合は、理事長の裁可を要する。

（給与）
第５条　特別任用教員の基本給及びコマ当たり増担手当は、次の基準を上限として計算支給する。

		大　　学	増担手当（共通）
教　授	月　額	250,000円	17,500円
准教授	月　額	220,000円	15,000円
講　師	月　額	200,000円	12,500円

２　前条の規定にかかわらず、特に優れた教員については、理事長裁定により当該基準上限を超える額を支給することができる。

３　１年間の基本給の平準化をはかるため、前後期の週当たり担当コマ数に異同のある場合、両者の平均コマ数により基本給を算定する。

（諸 手 当）
第６条　家族、通勤及び住宅の各手当等は、本学園「給与規程」を準用して支給する。

（賞与）

第７条　賞与は年２回支給する。

夏　期　　　　基準給の１．０ヶ月分

年　末　　　　基準給の１．５ヶ月分

（退 職 金）

第８条　退職金は支給しない。

（そ の 他）

第９条　この規程に定めるもののほか、特別任用教員の業務に関する事項については理事長において別に定める。

附　　則

１　この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

２　この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

３　この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

４　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

学校法人大阪青山学園　雇用の特例に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、学校法人大阪青山学園において雇用する教職員の特例について定めることを目的とする。

（対象目的）

第２条　次に掲げる特定の目的達成に有為な人材を必要とする場合は、本学園の定年年齢を超える者を雇用することができる。

（１）大学院の設置を目的とするとき。

（２）新学部・学科の設置を目的とするとき。

（３）その他特別の任務のため

（雇用・更新年齢の上限及び任期）

第３条　雇用者の当初年齢は６８歳までを原則とし、前条各号の目的に応じて、次の任期を付す。なお、理事長が必要と認めるときは当初年齢の６８歳を超えることができる。

（１）前条１号に定める目的のうち大学院博士前期（修士）課程の設置を目的とする者の任期は、当初契約の日から大学院博士前期（修士）課程設置の学年進行終了までの期間とする。

（２）前条第１号に定める目的のうち大学院博士後期（博士）課程の設置を目的とする者の任期は、当初契約の日から大学院博士後期（博士）課程設置の学年進行終了までの期間とする。

（３）前号の規定に関わらず大学院博士前期（修士）課程から引き続き博士後期（博士）課程に継続雇用する場合は、博士後期（博士）課程の設置の日を契約の新たな起点日とし、前号の規定を準用する。

（４）前条２号及び第３号に定める目的とする者の任期は５年以内とする。

２　前項各号の契約は１年契約とし、更新は各号に定める期間を限度とする。ただし、理事長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

（雇用契約）

第４条　前条により雇用及びその更新をする場合は、目的に応じて雇用契約書を交わすものとする。

（就業規則の適用）

第５条　前条により雇用された教職員は、学校法人大阪青山学園職員就業規則又は学校法人大阪青山学園教育職員就業規則の定年に関する規定を除き適用するものとする。

（他規程との関係等）

第６条　本規程の適用は、本学定年退職者の継続雇用及び本学定年退職後の再雇用者からの雇用を妨げるものではない。

２　本規程適用者が、本学園の他の規程により引き続き雇用されることを妨げるものではない。

（給与等）

第７条　初任給は、職務の内容、本人の学歴、資格経験及び年齢並びにほかの教職員との均衡を考慮し、理事長が定める。

附　則

１　この規程は、平成２３年９月２９日から施行する。

２　この規程の施行日の前日において定年年齢に達している者が、個別の契約により雇用されている場合は、当該契約による。

附　則

１　この規程は、平成２４年１０月２６日から施行する。

２　この規程の施行日の前日において、改正前の規定及び個別の契約により雇用されている者は、なお従前の例による。

附　則

この規程は、平成２５年１１月２９日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

大阪青山大学　研究推進規程

（総則）

第１条　この規程は、大阪青山大学（以下「本学」という。）における研究活動の推進、活性化に必要な事項を定め、もって本学における教育研究の充実に資することを目的とする。

（研究の公正性）

第２条　本学の研究活動は、学術研究機関としての学術研究の信頼性と公正性に留意して推進するものとする。

２　研究の公正性を確保するために必要な研究倫理に関する事項、公的研究費の取扱いに関する事項等については、別に定める。

３　公的研究費等の使用に関する行動規範は別紙のとおりとする。

４　研究活動における不正行為を防止するための規程は別に定める。

（委員会）

第３条　本学に、研究推進に関し必要な事項を審議するため、研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第４条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 研究推進に係る企画・立案及び実施・調整に関すること。
(2) 研究推進に係る予算に関すること。
(3) 研究計画の審査に関すること。
(4) 科学研究費補助金等の外部資金(以下「公的研究費)という。）への応募の推進に関すること。
(5) 公的研究費の不正使用及び不正行為の防止に関すること。
(6) 研究倫理指針の運用その他研究倫理に関すること。
(7) その他研究推進に関すること。

第５条　委員会は、次の委員をもって構成する。

(1) 学長
(2) 副学長
(3) 学部長
(4) 学科長
(5) 事務局長
(6) 総務部長
(7) その他学長が必要と認めた者

第６条　委員会は、学長が主宰する。

２　学長に事故ある時は、副学長が代行する。

（教員等の責務）

第７条　本学の教員等（専任の教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。）は、教育の質の向上を図るため、常に当該担当分野の研究の推進に努めなければならない。

２　本学の教員等は、公的研究費の獲得に努めなければならない。

３　本学の教員等が学内研究経費及び公的研究費を使用する場合には、公的研究費取扱規程、研究倫理指針その他学内関係諸規程及び別紙の公的研究費等の使用に関する行動規範を遵守しなければならない。

（研究経費等）

第８条　本学の教員等には、その職責等に応じて研究のための経費を配分する。

（研究体制等）

第９条　本学における研究の実施形態は、個人研究、共同研究及び外部応募研究とする。

（個人研究）

第１０条　前条の個人研究とは、第８条に定める経費をもって賄う研究をいい、研究テーマは所属分野から大きく逸脱しない限り自由に設定することができる。

２　前項の研究計画は、別に定めるところにより届け出なければならない。

（共同研究）

第１１条　第９条に定める共同研究とは、本学の教員等を含む２名以上の教職員が共通の課題について協力して取り組む次に掲げる研究をいう。

⑴ 同一分野の教職員が当該分野の課題について行う研究

⑵ 異分野の教職員が行う学際領域又は異分野融合の研究

⑶ 近隣自治体、企業等と連携して行う研究

⑷ 前各号に掲げるもののほか共同研究と認められるもの

２　前項の共同研究には、他の大学その他の研究機関等の研究者を含めることができる。

３　共同研究に必要とする予算は、学長裁量経費として計上し、教員個人研究費以外の特別枠として配分する。

４　共同研究経費の配分を受けようとする研究代表者は、所定の期日までに所定の様式により学長に申請しなければならない。

５　共同研究の申請、審査その他の共同研究の応募に関する必要な事項は、別に定める。

（外部応募研究）

第１２条　第９条に定める外部応募研究とは、公的研究費を獲得して行う研究で、原則として当該獲得経費を持って賄う研究をいう。

２　前項の獲得経費に間接経費が措置された場合は、本学がその全部又は一部を使用することができるものとする。

第１３条　本学で実施する研究は、その実施形態に関わらず、原則として研究計画、研究成果等を学長に報告し、公表するものとする。

（補足）
第１４条　この規程に定めるもののほか、研究の推進に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和４年４月１日から施行する。

別紙

公的研究費等の使用に関する行動規範

１．公的研究費等の使用に関する行動規範

①　教員等は、公的研究費等の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、適正かつ計画的・効率的に研究費を使用すること。

②　教員等は、公的研究費等の使用にあたり、当該研究費等の配分機関が定める各種要項及び本学が定める規程の使用ルール、その他関係する法令等を遵守すること。

③　教員等は、公的研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令及び使用ルールに関する知識の習得や事務処理手続きの理解に努めること。

④　教員等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めること。

⑤　教員等は、公的研究費等の使用にあたり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信をまねくことのないよう公正に行動すること。

⑥　教員等は、公的研究費等の不正使用が当事者のみならず本学全体の教育研究に深刻な影響を及ぼすことになることを認識し、自覚と責任をもって行動すること。

２．公的研究費等の管理・運営の責任体制

①　最高管理責任者（学長）

公的研究費等の管理・運営について、最終責任を負う者

②　統括管理責任者（事務局長）

最高管理責任者を補佐し、研究費の管理・運営について実質的な責任と権限を持つ者

③　責任者（経理課長）

統括管理責任者を補佐し、研究費の管理・運営について実務上の責任を負う者

３．不正行為防止への取組みと対応

①　相談・通報窓口

・研究費執行等の相談　…　総務部経理課

・不正使用等通報窓口　…　総務部庶務課

②　内部監査

監査担当職員による内部監査の実施（監事及び会計監査人との連携）

③　不正への対応

・事案の調査　　　…　調査委員会による調査の実施

・研究費の返還等　…　公的研究費等の執行停止と返還

・教員等の処分　　…　就業規則及び服務規程による懲戒等の処分

機械器具、模型等の一覧（看護師養成所）

品　　目	商品名	設置場所	数量
【ベッド】			
成人用ベッド（高さや傾きが調整可能なものを含む） １ベッド当たり11m2以上の広さを有すること	ギャッジベッド	5-1F(20),5-2F(1),5-3F(8)	29
小児用ベッド	小児用ベッド	5-2F(2)	2
新生児用ベッド	新生児用ベッド	5-2F(10)	10
保育器	保育器	5-2F（1）	1
床頭台	ベッドサイドキャビネット	5-1F(20),5-2F(2),5-3F(8)	30
オーバーベッドテーブル	オーバーベッドテーブル	5-1F(20),5-3F(8)	28
患者用移送者（ストレッチャー）	ストレッチャー	5-1F（2）5－3F（3）	5
担架	折り畳み式担架	5-3F（1）	1
【実習用モデル人形】			
看護実習モデル人形	万能型実習モデル	5-1F(7),5-2F(1),5-3F(4)	12
注射訓練モデル人形	きんちゅくん	5-1F（5）	5
	殿筋注射2ウエイモデル	5-1F（9）装着式採血静脈練習キッドSASUKE	9
静脈採血注射モデル	採血静注シミュレーション	5-1F（15）	15
気管内挿管訓練モデル		5-1F	1
救急蘇生人形	AEDﾚｻｼｱﾝﾄﾚｰﾆﾝｸﾞｼｽﾃﾑ	5-3F（6）	6
経管栄養訓練モデル		5-3F（2）	2
吸引訓練モデル		5-3F（8）	8
導尿訓練モデル		5-1F（12）	12
浣腸訓練モデル	男性、女性　尿道・浣腸シミュレーター	5-1F（12）	12
乳房マッサージ訓練モデル	触診練習器	5-2F（1）	1
沐浴用人形	沐浴人形	5-2F（23）	23
ファントーム	ファントーム	5-2F（1）	1
口腔モデルセイケツクン		5-3F（1）	1
高齢者疑似体験“おいたろう”		5-3F（10）	10
片麻痺体験セット		5-3F（1）	1
呼吸音シュミレーター（ラング）		5-3F（1）	1
救急医療用シュミレーター（Resusci Anne QCPR）		5-3F（1）	1
【看護用具等】			
洗髪用具一式	洗髪車	5-1F（1）	1
清拭用具一式	清拭車	5-1F(1),5-2F(6),5-3F(10)	17
沐浴層		5-2F	23
排泄用具一式	尿器	5-1F（26）	26
口腔ケア用具一式	ガーグルベースン、吸い飲み	5-1F	各20
足浴セット（簡易組み立て）			1
沐浴用ベビーバス			9
罨法用具一式	湯たんぽ　氷枕	5-1F	各20
【処置用具等】			
診察用具一式	聴診器	5-1F（40）,5－3F（12）	52
	打診器	5-1F（26）	26
	角度計	5-1F（16）	16
	知覚計	5-1F（10）	10
計測器一式	身長計	5-1F（1）	1
	血圧計	5-1F（20）,5-2F（4）,5-3F（28）	52
	体重計	5-1F（1）	1
	体温計	5-1F（40）,5－2F（4）,5-3F（30）	74
	パルスオキシメーター	5-1F（26）5－2F（4）	30
救急措置用機材一式	救急カート	5-3F（1）	1
人工呼吸器			※
注射用具一式	ディスポ注射器	5-1F	※
経管栄養用具一式	カテーテル（各種）	5-1F	※
浣腸用具一式			※
洗浄用具一式			※
処置台又はワゴン	ワゴン	5-1F（20）,5-2F(1),5-3F(8)	29
酸素吸入装置及び酸素ボンベ	CPS実習装置	5-1F(1),5-3F(1)	2
吸入器	超音波ネブライザー	5-1F（1）	1
吸引装置又は吸引器	小型吸引器	5-1F(1) 5-3F(1)	2
心電計	多機能心電計		※
輸液ポンプ		5-3F(１)	1
全身サイズ体圧分布測定器			1
簡易体圧測定器（パームQ）			1
日本コーデンＶismo ベッドサイドモンタ			1
点滴ゴロゴロ			4

【機能訓練用具】			
車椅子	車椅子	5-1F(10), 5-3F(1)	11
歩行補助具	歩行補助車	5-1F(1)	1
	T字杖		1
	4点脚杖		1
	セフティアーム	5-3F(2)	2
自助具（各種）	折り曲げスプーン・フォーク	5-1F(1)	1
	形状記憶スプーン・フォーク	5-1F(1)	1
	柄の太いスプーン		2
			2
【在宅看護用具】			
手すり付き風呂		5-3F	1
車椅子用トイレ	家具調ポータブルトイレ	5-1F(1)	1
低ベッド	在宅用ベッド（マットレス付き）	5-3F	1
リネン類（各種）	シーツ		60
	枕、カバー（大・中）		40
【模型】			
人体解剖	人体解剖模型	3-3F	1
人体骨格	人体骨格複製モデル	3-3F	1
血液循環系統	血液循環系統模型	3-3F	1
頭骨分解	頭蓋骨模型	3-3F	1
心臓解剖	心臓（講義用模型）	3-3F	1
呼吸器	気管支肺区域透明模型	3-3F	1
消化器	消化器模型	3-3F	1
脳及び神経系	脳および神経系模型	3-3F	1
筋肉	筋肉組織模型	3-3F	1
皮膚裁断	皮膚断面模型	3-3F	1
目、耳の構造	眼球模型	3-3F	1
	耳模型	3-3F	1
歯の構造	歯の模型	3-3F	1
鼻腔、咽頭、喉頭の構造	鼻腔、咽頭、喉頭模型	3-3F	1
腎臓及び泌尿器系	泌尿器模型	3-3F	1
骨盤経線	骨盤・経線模型	5-2F	1
妊娠子宮	受胎調節指導模型		1
胎児発育順序	胎児発育順序モデル	5-2F	1
受胎原理	受胎原理模型	5-2F	1
【栄養指導用フードモデル】			
フードモデル（各種）	食品交換模型	5-3Ｆ	1
	高血圧患者食模型	5-3F	1
	成人保健食模型	5-3F	1
	腎臓病食	5-3F	1
	肝臓病食	5-3F	1
【視聴覚教材】			
映像・音声を記録・再生する装置一式	VTR装置一式	5-1F	1
	ビデオカメラ	5-1F	1
教材DVD等			3
プロジェクター			1
ワイヤレスマイク	ワイヤレスマイク	5-1F	1
【その他】			
パーソナルコンピューター			2
複写機、プリンター			2

※の機械器具等については、講義又は演習時の際に必要に応じ備える。

機械器具、模型等の一覧（保健師養成所）

品　　目	商品名	設置場所	数量
【家庭訪問用具】			
家庭訪問指導用具一式	訪問看護用品一式	5-3F	10
家庭用ベッドまたは布団一式（成人・小児用）	布団（成人・小児）	5-3F	2
リネン類	シーツ	5-1F	1
	枕、カバー（大・中）	5-1F	1
清拭用具一式	清拭車	5-1F(2)	2
排泄用具一式	尿器	5-1F(16)	16
【機能訓練用具】			
車椅子	車椅子	5-1F(10), 5-3F(1)	11
歩行器	歩行補助車	5-1F(1)	1
	セイフティーアーム	5-3F(1)	1
自助具	折り曲げスプーン・フォーク	5-3F	2
	形状記憶スプーン・フォーク	5-3F	2
	グラスホルダー	5-3F	1
【在宅ケア保健指導用具】			
診察用具一式	聴診器	5-1F(40) 5-3F(2)	42
	打診器	5-1F(26) 5-3F(1)	27
	角度計	5-1F(16) 5-3F(2)	18
	知覚計	5-1F(10)	10
【予防接種用具】			
予防接種用具一式			2
【小児保健指導用具】			
沐浴指導用具一式（沐浴用人形、沐浴槽等）	沐浴人形	5-2F(15)	15
	沐浴槽	5-2F(9)	9
調乳指導用具一式	授乳用品セット	5-2F	2
離乳食指導用具一式	離乳食模型	5-2F	2
育児用品一式（発達段階別）	出産準備用具（オサンセット）	5-2F	2
歯科指導用具一式		5-3F	2
乳幼児発達検査用具	幼児発達検査用具	5-3F	5
【母性保健指導用具】			
乳房腫瘍触診人形		5-2F	1
【成人、高齢者保健指導用具】			
検査用具一式（塩分測定器、カロリーカウンター、皮厚計、スモーカライザー等）	塩分計SS-31A	5-1F	1
	歩数計	5-3 F	5
【健康増進関連機器】			
握力計		5-3F	1
肺活量計	デジタル肺活量計	5-3F	1
背筋力計			※
体脂肪計			※
エルゴメーター			※
【検査用器具】			
血圧計	血圧計	5-3F	10
聴診器	聴診器	5-3F	2
検眼用具一式		5-3F	2

【計測用器具】			
体重計（成人・小児用）	体重計（成人・ 小児用）	5-3F(各10)	各10
身長計（成人・小児用）	身長計（成人・ 小児用）	5-3F(各10)	各10
【産業保健指導用環境測定器】			
照度計	照度計	5-3F(2)	2
騒音計	騒音計	5-3F(2)	2
粉塵計	気体検知管セット	5-3Ｆ(1)	1
疲労測定器			※
水質検査用機器	残留塩素測定器	5-3F(1)	1
【各種模型】			
実習用モデル人形	万能型実習モデル	5-1F(7), 5-2F(1), 5-3F(4)	12
乳房マッサージ訓練モデル	触診練習器	5-2F(1)	1
人口呼吸訓練人形			※
栄養指導用フードモデル	食品交換模型	5-3F	1
	高血圧患者食模型	5-3F	1
	成人保健食模型	5-3F	1
保健指導用パネル			※
【視聴覚教材】			
映像・音声を記録・再生する装置一式	VTR装置一式		1
	ビデオカメラ		1
教材用DVD等			3
プロジェクター			1
ワイヤレスマイク	ワイヤレスマイク		1
【その他】			
パーソナルコンピューター			2
複写機、プリンター			2

※の機械器具等については、講義又は演習時の際に必要に応じ備える。

大阪青山大学看護学部教授会規程（案）

第１条　この規程は、学校法人大阪青山学園組織規程の規定により、大阪青山大学看護学部に置く教授会に関し、必要な事項を定める。

第２条　教授会は、学長、副学長、学部長及び専任教授（以下「構成員」という。）をもって組織する。ただし、専任の准教授、講師、助教その他の職員を加えて審議することができる。

第３条　教授会は、学部長が招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故あるときは指名により代理者を置くことができる。

第４条　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

⑴ 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

⑵ 学位の授与に関する事項

２　教授会は、前項に規定するもののほか、学長が定める次に掲げる教育研究に関する重要事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

⑴ 学則及び関係規程の制定、改廃に関すること。

⑵ 教育の質保証に関すること。

⑶ 学生の賞罰及び厚生補導に関すること。

⑷ 教育研究活動の評価に関すること。

３　教授会は、前２項に規定するもののほか、学長、副学長及び学部長（以下本項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第５条　教授会は、毎月１回開くことを定例とする。ただし、必要があるときは、この限りでない。

第６条　教授会は、構成員の過半数の出席がなければ成立しない。

２　教授会の議事は、構成員の出席人数の過半数の賛成をもって決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第７条　教授会の議事は議事録に記載し、総務部において保管する。

２　会議に欠席した者は、この議事録の閲覧により議事の内容を了知することができる。

第８条　この規程の改廃は、教授会の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

学校法人大阪青山学園　情報の公開及び開示に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、学校法人大阪青山学園（以下「学園」という。）が保有する情報の公開及び財産目録等の開示に関し必要な事項を定めることにより、学園の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たすことを目的とする。

（定義）

第２条　この規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

（１）「公開」とは、学園が有する情報を容易に閲覧できるような方法で公表することをいう。

（２）「開示」とは、この規程に定める閲覧請求手続に基づき、閲覧を請求した者に対して情報を示すことをいう。

（公開する情報）

第３条　学園は、次の各号に掲げる情報を、必要に応じ適宜更新の上、ホームページ等を通じて広く社会に公開する。

（１）法人及び学校の基本的情報

（２）経営及び財務に関する情報

（３）監査に関する情報

（４）教育研究活動に関する情報（アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーの 3 ポリシーを含む）

（５）評価に関する情報

（６）コンプライアンス等に関する情報

（７）学生・園児の活動に関する情報

（８）その他法令が求める情報

２　前項各号により公開する情報の細目は、別に定めるものとし、ホームページ等による情報公開は「大阪青山学園ウェブ媒体運用規程」に基づき実施する。

（開示する書類）

第４条　学園は、寄附行為及び次に掲げる書類を事務局総務部、北摂キャンパス、青山幼稚園に備え置き、閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除いて、これを開示しなければならない。

（１）財産目録

（２）貸借対照表

（３）収支計算書

（４）事業報告書
（５）監査報告書
（６）役員等名簿
（７）役員報酬規程

２　前項１号から７号の書類（以下「財産目録等」という。）は、作成の日から５年間備え置かなければならない。

３　学園は、第１項に規定する書類以外に、理事会が開示することを承認した情報について開示することができる。

（開示申請手続）

第５条　開示請求者は、所定の申請書（様式１）に住所、氏名、開示を申請する書類の名称、開示の目的その他の必要事項を記入し、本人確認書類を添えて、学園事務局総務部に提出して行わなければならない。また、代理人による申請の場合は、委任状を提出しなければならない。

２　前項の申請は、学園の就業日の執務時間内に行わなければならない。

（開示申請の拒絶等）

第６条　学園は、次に掲げる場合は、開示の申請を拒絶することができる。

（１）所定の執務日時外の日時に申請がなされた場合、その他この規程に定める手続に違反した申請である場合

（２）学園を誹謗中傷することを目的とする場合、その他不法・不当な目的でなされた場合

（閲覧）

第７条　寄附行為及び財産目録等の閲覧は、学園の就業日の執務時間内に、学園が指定する場所において行わなければならない。

２　学園は、正当な理由がある場合は、開示を申請した者の希望にかかわらず、閲覧の日時を指定することができる。

（閲覧の停止又は禁止）

第８条　学園事務局総務部職員は、寄附行為若しくは財産目録等を閲覧し、又は閲覧しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

（１）寄附行為若しくは財産目録等を汚損若しくは毀損し、又は指定された閲覧場所以外の場所に持ち出そうとするとき。

（２）総務部職員の指示に従わないとき。

（３）他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
（４）その他この規程に違反したとき。

（改廃）
第９条　この規程の改廃は、理事会が行う。

附　則
１　この規程は、令和５年４月１日から施行する。
２　学校法人大阪青山学園情報公開規程（平成２０年７月１８日制定）は廃止する。

資料１８

第３条第２項に定める公開する情報の細目

情報の区分	公開する情報	該当法令等
（１）法人及び学校の基本情報	①寄附行為	私立学校法第 63 条 2
	②ガバナンス・コード	私立大学版 ガバナンス・コード
	③建学の精神及び理念	〃
	④沿革	〃
	⑤教育目標	学校教育法施行規則第 172 条の 2
	⑥設置する大学、学部、学科等及び幼稚園（組織構成、入学定員、収容定員、入学者数及び在籍者数を含む。）	〃
	⑦役員（理事及び監事）及び評議員の定数、人数及び氏名	私立学校法第 63 条 2
	⑧役員の報酬等の支給基準に関する情報	〃
	⑨教職員の人数	学校教育法施行規則第 172 条の 2
	⑩主な施設・設備の状況等	〃
	⑪設置認可申請書及び履行状況報告書	大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則
（２）経営及び財務に関する情報	①中期計画書	学校教育法施行規則第 172 条の 2
	②事業計画書	〃
	③事業報告書	私立学校法第 47 条
	④財産目録	〃
	⑤貸借対照表	〃
	⑥収支計算書	〃
（３）監査に関する情報	①監事の監査報告書	私立学校法第 63 条 2
	②公認会計士による監査報告書	〃
（４）教育研究活動に関する情報	①大学の学則	学校教育法施行規則第 172 条の 2
	②大学の教育方針	〃
	③大学の教育研究上の目的及び基本組織	〃
	④大学の教員組織、教員数並びに各教員の研究者情報及び教育研究業績等	〃
	⑤大学の就学者に関する受入方針及び入学者の数、卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	〃
	⑥大学の授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	〃
	⑦大学の学修の成果に係る評価及び卒業の認	〃

	定にあたっての基準	
	⑧大学の校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	〃
	⑨大学が徴収する授業料、入学料その他の費用	〃
	⑩大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援の状況	〃
	⑪教員の養成の状況	教育職員免許法施行規則第 22 条 6
	⑫教員の教育活動及び研究活動に関する情報：基本情報（含顔写真）、研究情報、活動情報等	学校教育法第 113 条
	⑬動物実験等に関する情報	文科省　動物実験等実施の基本指針
（５）評価に関する情報	①自己点検評価報告書 ②認証評価結果及びその対応の報告書	学校教育法第 109 条 〃
（６）コンプライアンス等に関する情報	①研究活動上の不正行為防止及び公的研究費取扱等の規程、告発窓口 ②個人情報保護の方針及び規程　サイトポリシー ③ハラスメント防止の基本方針及び規程	文科省 研究活動における不正行為への対応等に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ 個人情報保護法第 21 条 他
（７）学生・園児の活動に関する情報	①課外活動団体の活動状況 ②諸行事の活動状況	
（８）その他法令が求める情報等	①大学等における修学の支援に関する法律に基づく情報 ②施設の耐震化状況 ③一般事業主行動計画 ④同窓会及び教育後援会に関する情報 ⑤社会一般に公開することを理事会が承認した情報	左記の法律第７条 建築物の耐震改修の促進に関する法律、学校教育法及び同法施行規則 次世代育成支援対策推進法

様式１

年　　月　　日

情報開示請求書

学校法人　大阪青山学園
総務部宛

氏名又は名称：

印

ご住所：〒

連絡先：電話

学校法人大阪青山学園情報の公開及び開示に関する規程第　４条の規定に基づき、下記のとおり情報の開示を請求します。

記

１　請求する情報
請求する情報が特定できるよう情報の名称、請求する情報の内容等を具体的に記載してください。

____

____

____

____

２　開示・不開示決定の通知方法等　下記のいずれかを選択ください。
ア　通知書の送付を希望
イ　電子メールによる通知を希望
送付先アドレス：　________________　@____________________
*郵送料は別途ご負担いただきます。

以下は記載ご不要です。

受付年月日

担当部署________________________________

受付印

※本人確認書類（マイナンバーカード、免許書等）の写しを添付する。

2023年3月 卒業前アンケート（看護学科）

* 必須

1. 氏名を記入してください *

2. 就職について考え始めた時期 *

- ◯ 入学前
- ◯ 1年
- ◯ 2年
- ◯ 3年前期
- ◯ 3年後期
- ◯ 4年前期
- ◯ 4年後期

3. 進路支援センターの利用状況 *

- ◯ よく利用した
- ◯ たまに利用した
- ◯ 利用しなかった

4. （進路支援センターを利用した方へ）利用目的を教えてください。【複数回答可】 *

- ☐ 応募書類添削
- ☐ 面接練習
- ☐ 進路相談
- ☐ 資料閲覧
- ☐ その他

5. （進路支援センターを利用した方へ）利用した感想を教えてください。 *

- ◯ 満足した
- ◯ 普通
- ◯ 不満

6. （5で「不満」を選ばれた方へ）具体的に理由を教えてください。

7. 就職情報の収集方法【複数回答可】 *

- [ ] アオキャリ
- [ ] マイナビ看護
- [ ] ナース専科
- [ ] ブンナビ
- [ ] その他

8. 就職について一番相談したのは誰ですか *

- ○ 進路支援センター
- ○ 担任・チューターの先生
- ○ 家族
- ○ 友人
- ○ その他

9. 進路について現状を教えてください。 *

- ○ 内定した
- ○ 就活中
- ○ 留学
- ○ 進学
- ○ その他

10. 就職活動に関して振り返り、感じたことを記入してください。

11. 卒業後の住所を記入してください *

12. 卒業後も通じる電話番号を記入してください *

13. 卒業後も通じるメールアドレスを記入してください *

このコンテンツは Microsoft によって作成または承認されたものではありません。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。

Microsoft Forms

卒業後の就労について（卒業生対象）

以下の質問項目に選択、または記述にてご回答願います

* 必須

1. 卒業学科 *

- ◯ 健康栄養学科
- ◯ 子ども教育学科
- ◯ 看護学科
- ◯ 調理コース(調理製菓学科)
- ◯ 製菓コース(調理製菓学科)

2. 卒業年次 *

- ◯ 2021年3月卒業
- ◯ 2020年3月卒業
- ◯ 2019年3月卒業

3. 現在の就労状況について *

- ◯ 仕事をしている
- ◯ 仕事をしていない

4. 現在の就労について雇用形態を選んでください *

- ◯ 正社員・職員
- ◯ 非正規社員・職員
- ◯ 個人事業主
- ◯ その他

5. 転職経験の有無について *

- ◯ 転職したことがある
- ◯ 転職したことがない

6. 転職について(これまでに転職した回数) *

- ◯ 1回
- ◯ 2回以上

7. 転職について(はじめて離職した時期) *

- ◯ 新卒入社して1年未満
- ◯ 新卒入社して2年未満
- ◯ 新卒入社して3年未満

8. 転職について(離職した理由)※複数回答可

- □ 他にやりたい仕事があった
- □ 他に学びたい事があった
- □ 待遇と福利厚生に不満があった
- □ 職場の人間関係に不満があった
- □ 家庭や個人の事情による
- □ その他

9. 大学での学びは、仕事の中でどの程度役立っていますか　※5段階評価でお答えください *

	非常に役立っている	役立っている	どちらとも言えない	あまり役立っていない	まったく役立っていない
取得した資格・免許	○	○	○	○	○
学業(履修科目)	○	○	○	○	○
学業(ゼミ・卒業研究)	○	○	○	○	○
学業(実習)	○	○	○	○	○
就職支援セミナーを含む就職支援	○	○	○	○	○
教職員との交流	○	○	○	○	○
学校行事への参加	○	○	○	○	○
クラブ・サークル活動	○	○	○	○	○
友人との交流	○	○	○	○	○

10. 大学で受けたかったと思う就職支援内容があればご自由にお書きください。

11. 進路支援センターにご相談等があればご自由にお書きください。

このコンテンツは Microsoft によって作成または承認されたものではありません。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。

Microsoft Forms

本学卒業生の就労について（就職先対象）

以下の質問項目に選択、または記述にてご回答願います

* 必須

1. 貴社・貴法人名をご記入お願いします。 *

2. 本学卒業生の職種(仕事内容)【複数回答可】 *

- [ ] 管理栄養士
- [ ] 栄養士
- [ ] 看護師
- [ ] 調理師・製菓・製パン
- [ ] 総合職
- [ ] 営業職
- [ ] 一般事務(事務・営業事務)
- [ ] 販売・サービス
- [ ] 企画・開発
- [ ] 製造・品質管理

3. 本学卒業生の仕事に対する姿勢について当てはまるものを選択してください。
（複数名在籍している場合は総合的にご回答ください） *

	a.非常に高い	b.高い	c.普通	d.低い	e.非常に低い
1.総合的な教養と基礎知識	○	○	○	○	○
2.専攻分野における基礎的・専門的知識	○	○	○	○	○
3.コミュニケーション力と協調性	○	○	○	○	○
4.状況判断力、倫理観	○	○	○	○	○
5.自発性、積極性	○	○	○	○	○
6.表現力、発信力	○	○	○	○	○
7.課題探求力と問題解決力	○	○	○	○	○

4. メール本文に記載している卒業生リストの現状（複数選択可） *

☐ 就業中

☐ 離職した（勤務1年未満）

☐ 離職した（勤務1年以上）

5. 本学へのご意見、あるいはご希望を自由にご記入ください。

6. 24卒の求人募集のご予定 *

- ◯ 有り
- ◯ 無し
- ◯ 未定

7. 選考時に、重要視するポイントがあればお教えください。

8. 求人票の公開方法（複数選択可） *

- ☐ キャリタスUCに登録〈(株）ディスコ求人クラウドサービス〉
- ☐ 求人票をメール・FAX・郵送
- ☐ 就活サイトより申し込み（マイナビ）
- ☐ 就活サイトより申し込み（マイナビ以外）

9. 本学主催合同説明会・選考会等参加についてのお伺い *

- ◯ 日程が合えば参加可能
- ◯ Web方式なら参加可能
- ◯ 参加希望が無い
- ◯ 未定　（社内検討含む）

10. 貴社のインターンシップ実施状況 *

- ◯ 行っている（１DAY）
- ◯ 行っている（２DAYS以上）
- ◯ 行っていない

11. 差し支えなければ人事ご担当者様の部署名・ご氏名・メールアドレスをお願いいたします。 *

このコンテンツは Microsoft によって作成または承認されたものではありません。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。

Microsoft Forms